

長浜市未来こども若者計画

令和7年3月

長浜市

は じ め に



近年、我が国においては、人口減少、少子高齢化に伴う家族形態の変化や就労の多様化、社会・経済への影響など、こども若者を取り巻く環境が大きく変化しております。その中で、子育てに不安感や孤立感、経済的負担等を感じる親も増加し、また保育ニーズやライフスタイルの多様化も進んでいます。

このような社会背景のもと、令和5年4月にこども基本法が施行され、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足し、同年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が示されたところです。「こども大綱」では、すべてのこども若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

本市では、平成27年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「第1期長浜市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの視点に立ち、子育ての「質」の確保・向上を大切にしたい考え方をもとに、こども・子育てに関する施策を総合的に推進してまいりました。また、令和5年6月には滋賀県が推進する「すまいる・あくしょん」宣言を行い、こどもたちの笑顔を増やす取組を展開しているところです。

本市においては、「長浜市未来こども若者会議」を設置し、ニーズ調査、今後の人口予想、制度・事業等の状況を踏まえた上で慎重にご審議をいただき、この度、幅広いこども若者施策を総合的に推進するため、独自に国の7つの分野（子ども・子育て/子ども・若者/子どもの貧困/次世代育成/ひとり親/母子保健/放課後プラン）を包括した長浜市未来こども若者計画を策定いたしました。

この計画では、「こども若者+大人が笑顔になる回数が増えている未来」を実現したい未来の姿として、実現に向けたさまざまな施策を展開し推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました「長浜市未来こども若者会議」委員の皆さまをはじめ、関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。今後とも、こども若者施策の推進に市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

長浜市長 浅見 宣義

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け等	1
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の体制	2
第2章 こども若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題	5
1. 子ども・子育て支援	5
2. 次世代育成支援	6
3. こども若者への支援	7
4. 母子保健	12
5. こどもの貧困対策	13
6. ひとり親家庭等の自立促進	14
7. 放課後児童対策	16
8. 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援	17
第3章 計画の基本理念等	19
1. 基本理念（ミッション）	19
2. 将来像（ビジョン） / アプローチ	20
3. 施策の方向性	21
4. 施策体系	23
5. 評価指標	27
第4章 施策の展開	29
1. 安心 安心して暮らせる環境をあたり前にするアプローチ	29
2. 成長 いろんな経験が自信となり成長へとつながるアプローチ	44
3. 希望 未来に向けて希望を持てるアプローチ	48
4. 包含する計画と各施策の関係	51
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	53
1. 教育・保育提供区域の設定	53
2. 「量の見込み」算出の内容	53
3. こどもの推計人口	58
4. 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保	60
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	63
6. 子育てのための施設等利用給付	73
7. こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付）	74
8. 長浜市子ども・子育て支援事業計画における実績と見込量一覧	75

第6章 計画の推進に向けて	79
1. 計画の推進体制	79
2. 計画の進捗管理	79
資料編	81
1. 統計からみた長浜市の現状	81
2. 教育・保育等の状況	91
3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の達成状況	100
4. アンケート調査結果	108
5. 策定経過	144
6. 長浜市附属機関設置条例（抜粋）	150
7. 長浜市未来こども若者会議規則	151
8. 長浜市未来こども若者会議委員名簿	153
9. 用語解説	154

※本計画内のグラフの数値は、表示単位未満の端数処理の関係上、積上げと合計が一致しない場合があります。

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in two shades of green. One set of three concentric circles is on the left, and a larger set of four concentric circles is on the right. The circles overlap in the center of the page.

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本市ではこれまで、国や県の動向を踏まえながら「第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画（以下「前計画」という。）」を令和2年3月に策定し、「笑顔で子育てできるまち 子どもの笑顔が広がるまち 長浜」の基本理念の下で、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

それ以降、国においては令和5年4月にこども家庭庁が設置され、こども基本法が施行されたほか、同年12月にはすべてのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども大綱が策定されました。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後3年間ににおける少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに応じた支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が創設され、令和8年度からの本格的な施行に向けて準備が進められています。

前計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や前計画の進捗状況を踏まえ、新たに「長浜市未来こども若者計画（以下「本計画」という。）」を策定し、本市の切れ目のないこども若者施策の充実を進めていくとともに、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めます。

2. 計画の位置付け等

（1）法令の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

（2）計画の位置付け

本計画は、こども大綱及び滋賀県淡海子ども・若者プランを勘案した、本市におけるこども若者施策を総合的に推進するための計画です。

また、以下の7つの分野の計画等を含みます。

・子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
・次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」
・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」
・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画
・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」
・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
・児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）

(3) 本市関連計画との関係

本計画は、「長浜市総合計画」をはじめ、本市が策定する「健康増進計画」「長浜市しょうがい福祉プラン」「長浜市教育振興基本計画」「長浜市人権施策推進基本計画」「長浜市男女共同参画行動計画」等の各種関連計画との整合を図るものとします。

3. 計画の期間

こども基本法においては市町村こども計画の計画期間が定められていませんが、本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間とします。

なお、社会・経済情勢の変化やこども若者及び子育て家庭を取り巻く状況の変化、ニーズ量（需要）の変化などに合わせて、計画期間内であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

【図表1—2 計画期間】

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
計画	第2期長浜市 子ども・子育て支援事業計画					長浜市未来こども若者計画				
			中間 見直し					中間 見直し		

4. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、こども若者や子育てをめぐる状況を踏まえ、多様な視点からの意向を幅広く反映した計画とすることを基本的な考えとし、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

本計画の内容検討にあたっては、市民（若者を含む）、学識経験者、関係団体の代表者等で構成する「長浜市未来こども若者会議」において審議を行いました。

(2) 計画策定の方法

① 前計画の分析・評価

前計画に基づくこれまでの成果と問題点を分析し、その成果を今後引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、前計画の進捗状況等を検証し、その評価を行いました。

② 子育て中の保護者の現状・意向の把握

教育・保育サービスなどの子育て支援サービスの利用状況やニーズを把握し、計画策定のための基礎資料とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和5年度に「長浜市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（以下「アンケート調査」という。）」を行いました。

③ こども若者からの意見聴取

こども若者からの意見を計画に反映するため、市内に住む18歳から39歳の市民へのアンケート調査、「長浜市20歳のつどい」の参加者へのアンケート調査のほか、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもたちの意見を大切にしながら今後の施策に反映させていくことを目的に実施した「こども若者ボイス（中学生トーク・高校生トーク等）」等、様々な方法を用いてこども若者からの意見聴取を行いました。



第2章 こども若者や子育て家庭を取り巻く 状況と課題

第2章 こども若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題

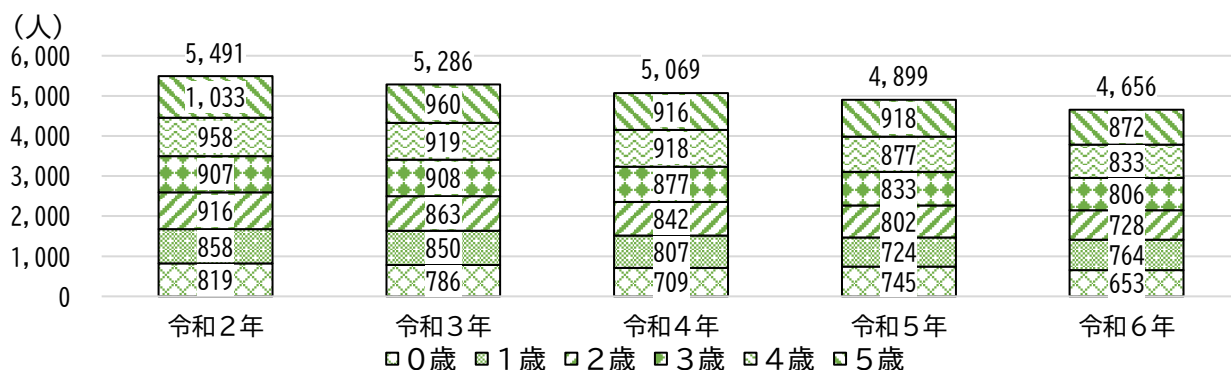
1. 子ども・子育て支援

本市の就学前児童の人口については、令和2年以降減少を続けており、令和6年では4,656人となっています。特に0～2歳児については、5年間で計448人減少しています。

また、幼稚園、保育所、認定こども園等の入所者総数についても、令和2年度以降減少を続けており、令和6年度では3,517人となっています。待機児童数については、増減を繰り返しながらも、令和6年度においても一定数いる状況です。

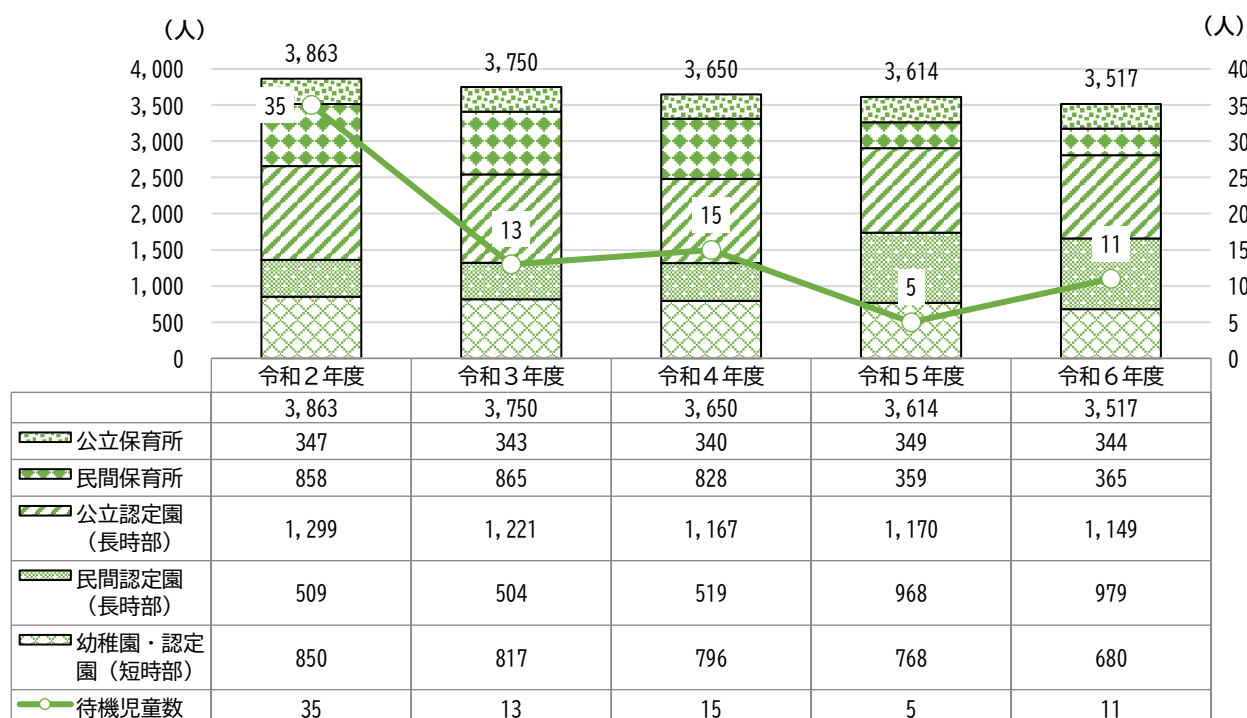
こどもの数の減少や、園児数の減少が続いている一方で、母親の就業率の上昇に伴い、利用者の割合が高まっており、待機児童が一定数いるという状況です。保護者のニーズに対応できるよう、教育・保育施設の整備や、保育士等の確保など、待機児童の解消に向けた取組を進めていくことが必要です。

【図表2-1-1 こどもの人口（就学前児童）の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【図表2-1-2 入所者数・待機児童数の推移】



資料：幼児課（各年度4月1日現在）

2. 次世代育成支援

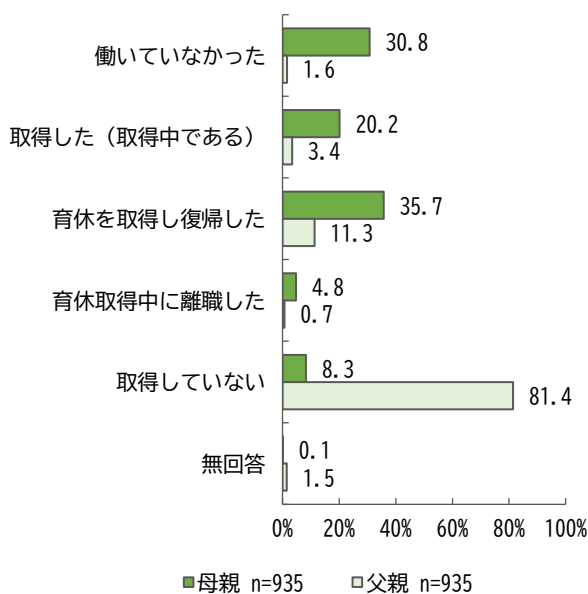
次世代育成支援対策では、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で応援することを目的としています。

これらの指標として、育児休業の利用状況をみると、就学前児童の母親は“取得した（「育児休業を取得し復帰した」＋「取得した（取得中である）」）”が55.9%、「取得していない」が8.3%となっています。父親は「取得していない」が81.4%、「取得した」が14.7%となっています。

また、育児休業を取得していない理由をみると、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が21.8%で最も高く、父親は「仕事が忙しかった」が42.4%で最も高くなっています。

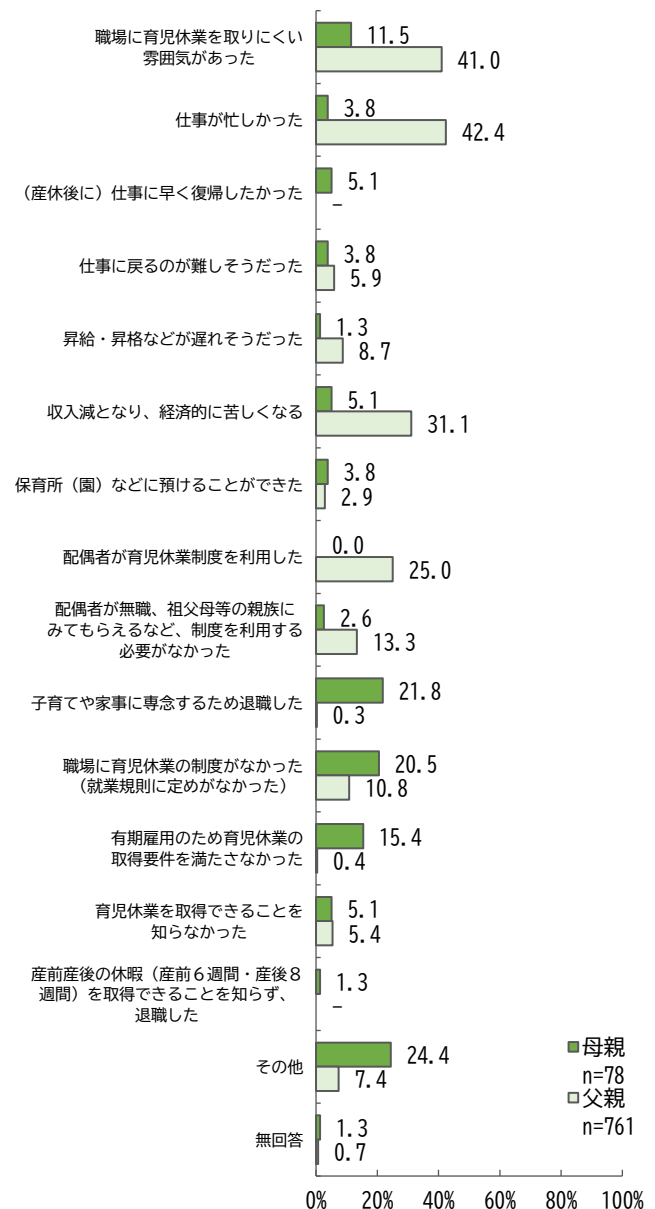
父親の8割以上が育児休業を取得していないと回答しており、その大きな理由が多忙であると答えていることから、企業等に対する働き方改革に関する啓発をより積極的に行い、仕事と育児の両立や父親の育児参加の促進を図っていくことが必要です。

【図表2-2-1 育児休業制度の利用状況】



「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」「産前産後の休暇（産前6週間・産後8週間）を取得できることを知らず、退職した」は父親の選択肢に含まれていません。

【図表2-2-2 育児休業を取得していない理由】



資料：令和5年度保護者向けアンケート調査
（就学前児童保護者）

3. こども若者への支援

こども若者の自己肯定感について、令和6年度に実施した生活実態に関するアンケート調査では、「今の自分が好きか」の質問に対し“好き（「好き」＋「どちらかといえば好き」）」と回答した小学生は72.1%、中学生は68.5%となっています。また、令和6年度の全国学力・学習状況調査では、「自分には、よいところがあると思いますか」の質問に対し“当てはまる（「当てはまる」＋「どちらかといえば当てはまる」）」と回答した割合について、小学生は84.4%で全国、滋賀県とほぼ同等となっており、中学生は81.0%と全国より低く、滋賀県より高くなっています。

令和5年度に実施した若者世代アンケート調査では、自分のことに対し「今の自分が好きだ」の回答について、“あてはまる（「あてはまる」＋「どちらかといえば、あてはまる」）」が62.3%となっており、安心できる居場所の数別にみると、安心できる居場所が多いほど、“あてはまる”の割合が高くなっています。

「今の自分が好きか」の問いに対し、小学生、中学生、若者世代と成長するにつれて“好き”あるいは“あてはまる”の割合が低くなっている一方、若者世代では安心できる居場所が多いほど今の自分を肯定的に感じている人が多いことがうかがえます。

自己肯定感とは、こどもが将来様々な困難や問題を乗り越える力を蓄える土台となります。こどもの自己肯定感を高め、こどもたち一人ひとりが自分らしく自信を持って生きていけるように接していくことが必要です。また、こども若者がのびのびと過ごせる居場所を提供することが必要です。

本市の15～39歳の人口移動の状況について、2016年から2020年の状況を見ると、すべての年齢層で転出超過となっており、特に「20～24歳→25～29歳」では1,092人と他の年齢層に比べて非常に多くなっています。

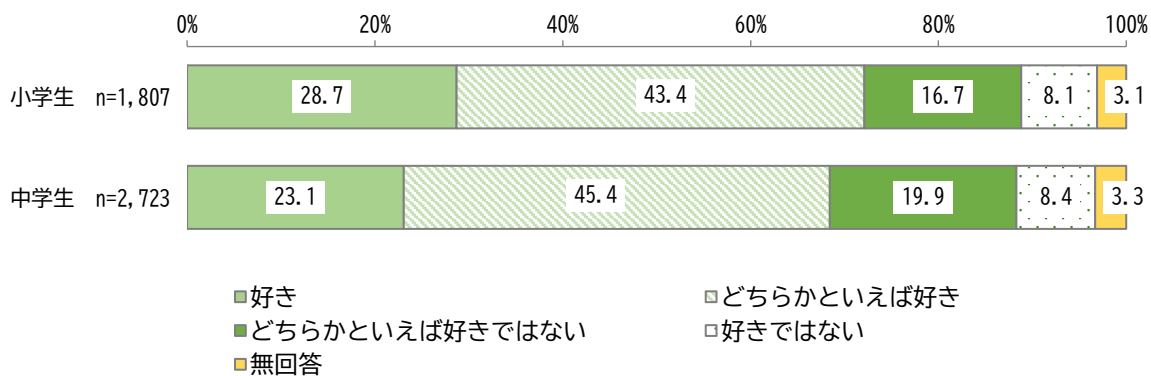
令和5年度に実施した若者世代アンケート調査において、「長浜市にこれからも住み続けたいと思うか」について尋ねたところ、“住み続けたい（「住み続けたい」＋「どちらかといえば住み続けたい」）」が65.8%、「県内の他市町に引越したい」が7.6%、「県外に引越したい」が14.1%となっており、6割以上は定住意向があることがうかがえます。

一方、自分の将来について明るい希望を持っているかについて、“希望がある（「希望がある」＋「どちらかといえば希望がある」）」が59.5%、“希望がない（「どちらかといえば希望がない」＋「希望がない」）」が40.5%となっており、4割程度は自分の将来に希望がないと回答しています。

また、「長浜市への評価」を尋ねたところ、「働く場の選択肢」に対する“不満（「やや不満」＋「かなり不満」）」が67.1%と他の項目に比べて高くなっています。

本市では、若者への就労支援として就職セミナーの開催や企業と学生のマッチング機会の創出等に取り組んでいますが、今後は学生も含めた若者世代に対し、自身が望むキャリアが選択でき、経済的基盤を確保できるよう、就労支援をより充実させることを通じて、若者たちが自分の将来に明るい希望が持てるように取り組んでいくことが必要です。

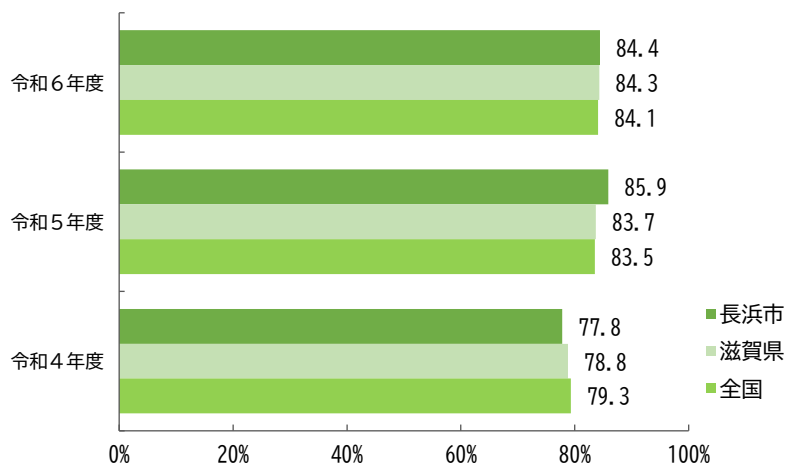
【図表2-3-1 自己肯定感：今の自分が好きか（小学生、中学生）】



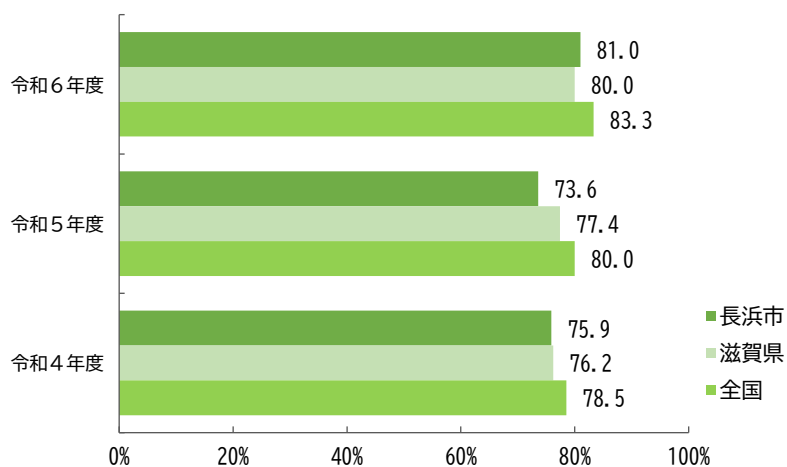
資料：令和6年度生活実態に関するアンケート調査

【図表2-3-2 自己肯定感：自分には、良いところがあると思うか¹（小学生、中学生）】

◆小学生



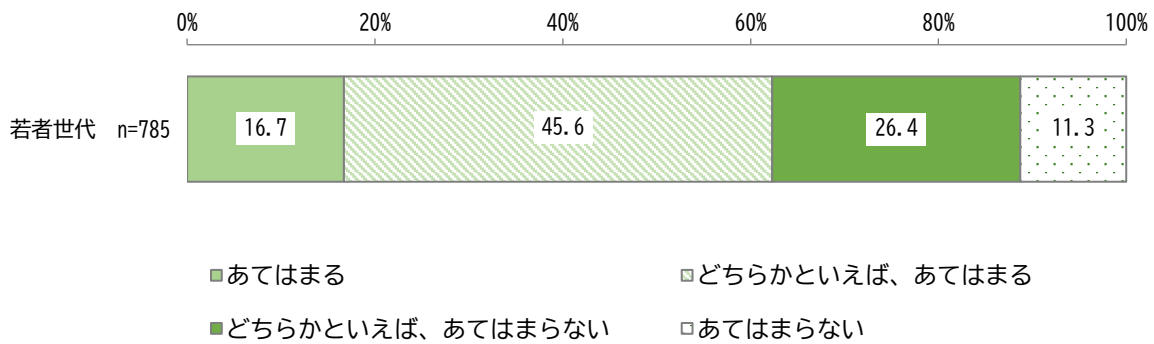
◆中学生



資料：全国学力・学習状況調査

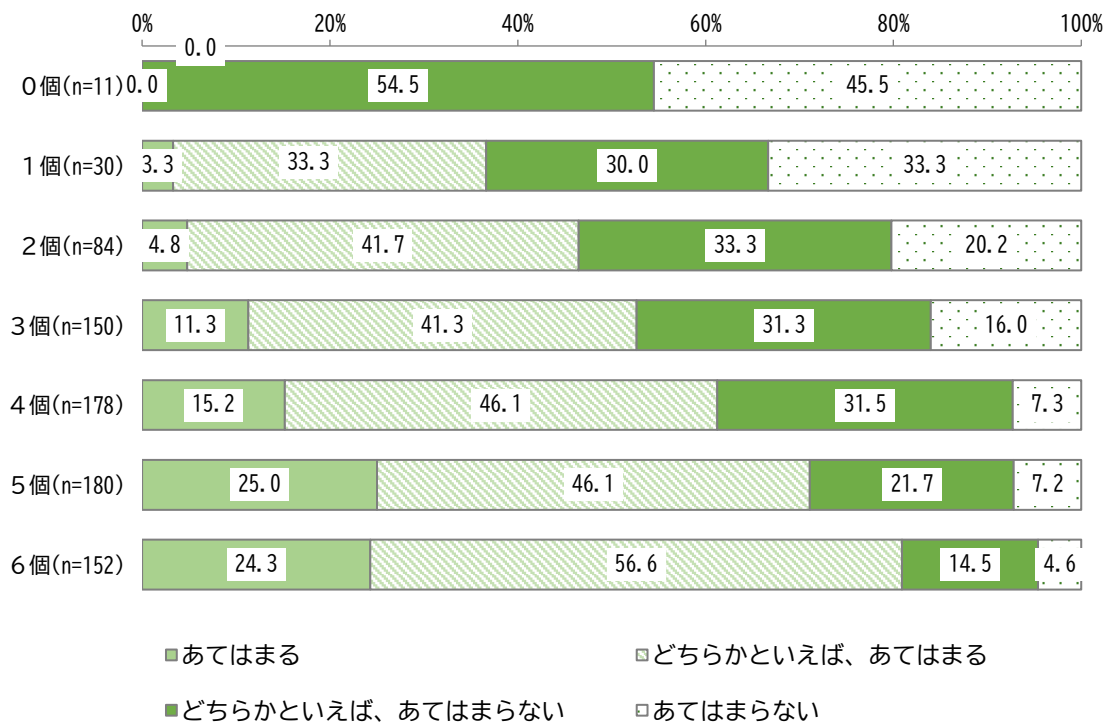
1 “当てはまる（「当てはまる」＋「どちらかといえば当てはまる」）”と回答した割合

【図表2-3-3 自己肯定感：「今の自分が好きだ」の回答（若者世代）】



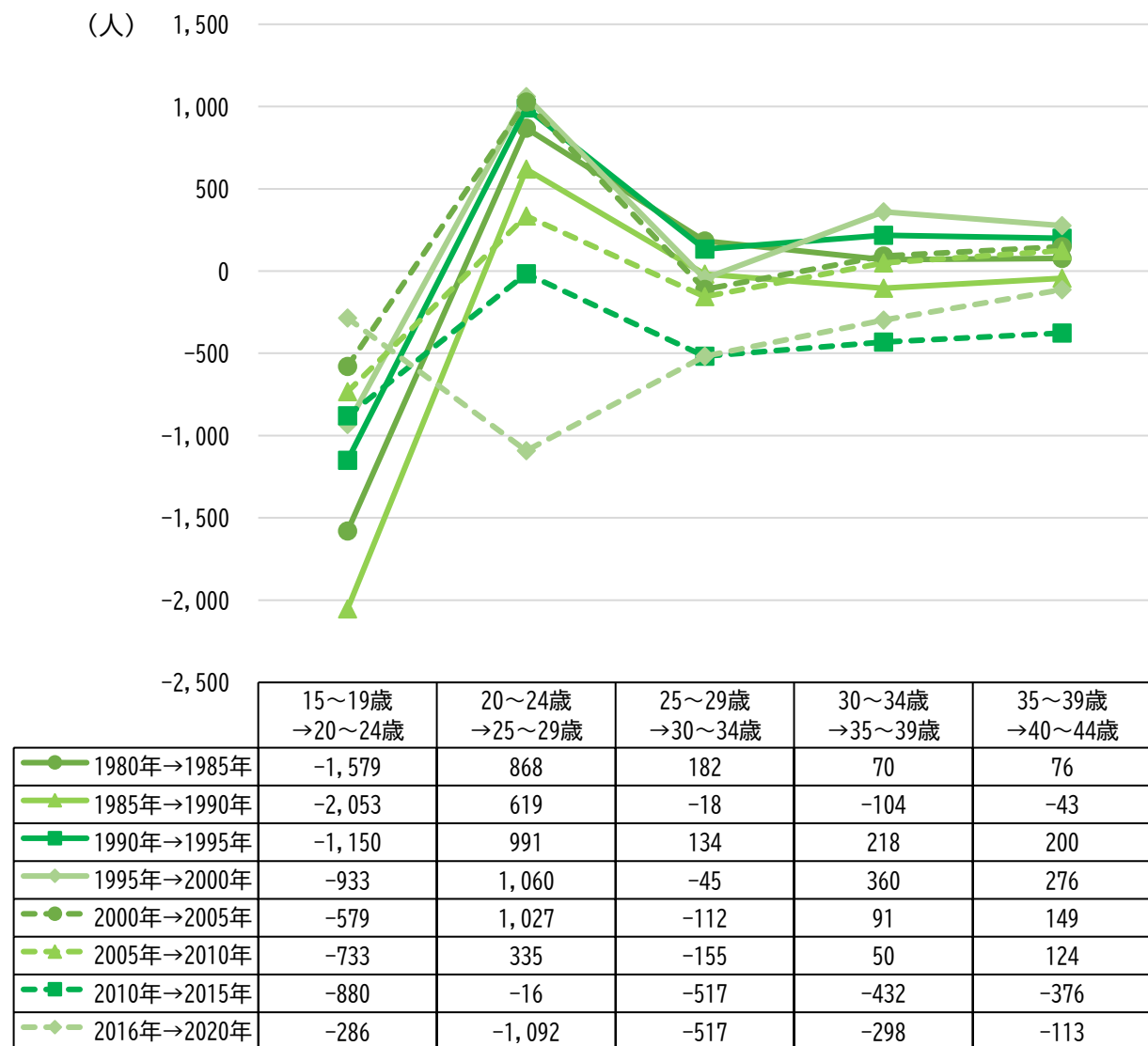
資料：令和5年度若者世代アンケート調査

【図表2-3-4 自己肯定感：安心できる居場所の数別
「今の自分が好きだ」の回答（若者世代）】



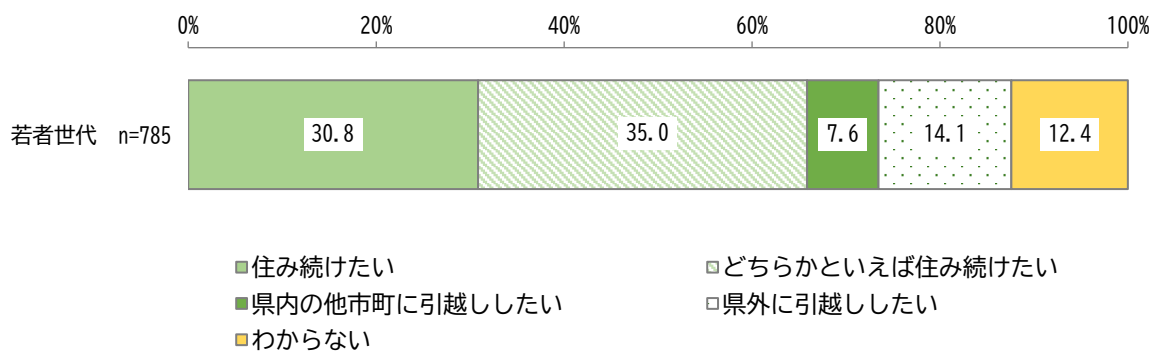
資料：令和5年度若者世代アンケート調査

【図表2-3-5 長浜市の15～39歳の人口移動の状況】



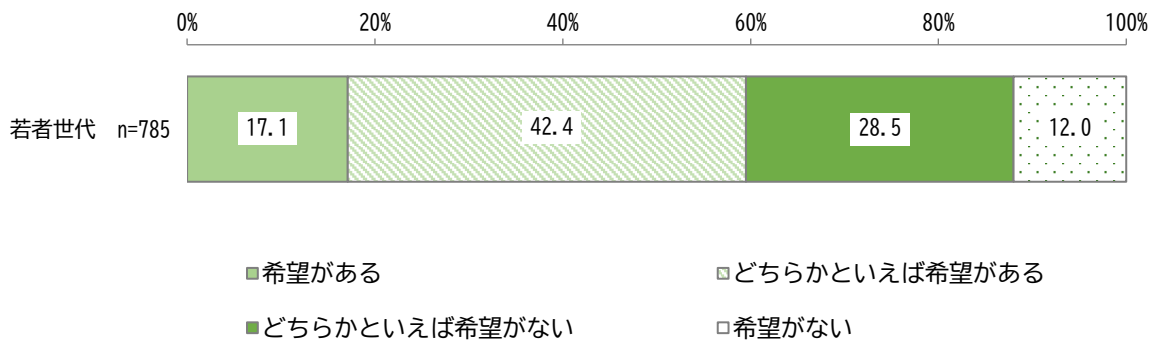
資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成。2016-2020の数値は、長浜市住民基本台帳に基づき長浜市作成。

【図表2-3-6 長浜市にこれからも住みたいと思うか】



資料：令和5年度若者世代アンケート調査

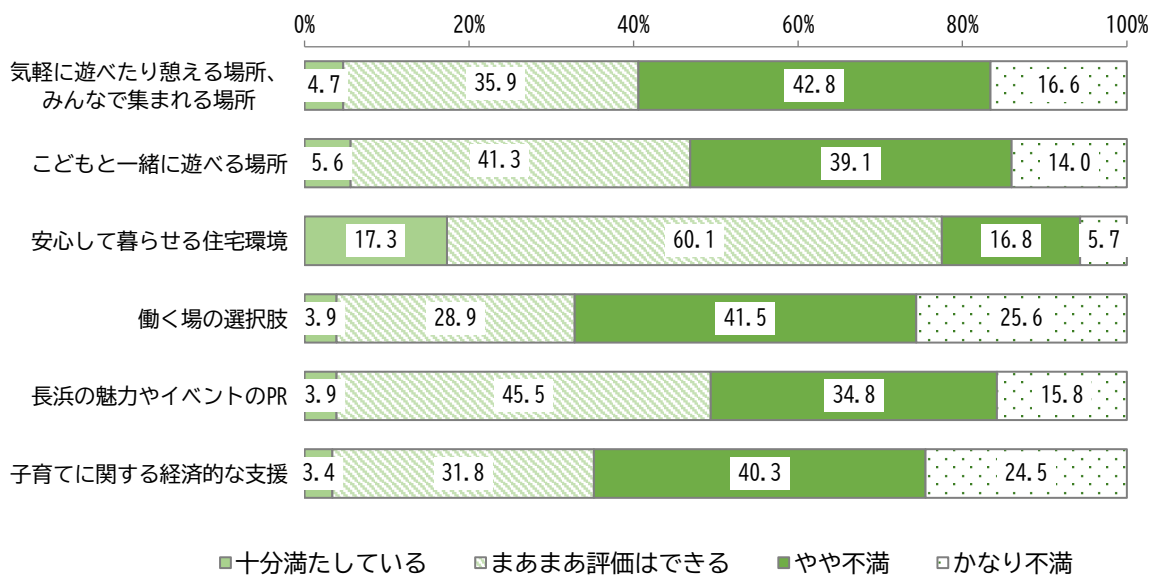
【図表2-3-7 自分の将来について明るい希望を持っているか】



資料：令和5年度若者世代アンケート調査

【図表2-3-8 長浜市への評価（抜粋）】

若者世代 n=785



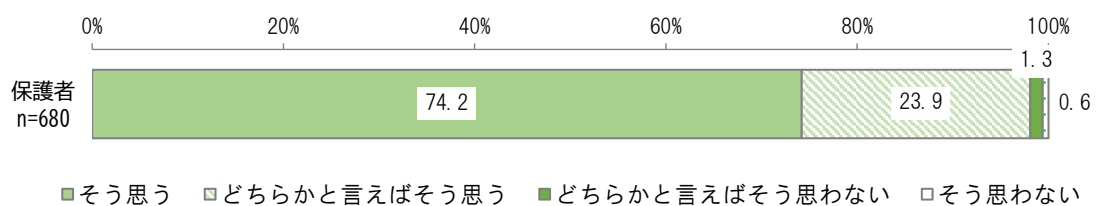
資料：令和5年度若者世代アンケート調査

4. 母子保健

本市では、4か月児健診のアンケートで「今後もこの地域で子育てをしていきたいですか」という問いに対して、「そう思う」と回答した割合が75%程度となっており、こどもの育ちを切れ目なく支えるための100か月（妊娠期から小学校1年生頃まで）の支援体制の充実を図るため、包括的なサポートを提供し、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進することが必要です。

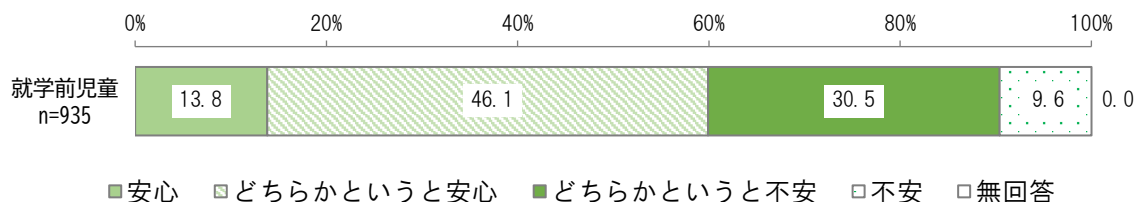
また、妊娠・出産・育児について正しい理解を深め、すべてのこどもが心身ともに健やかに生まれ育つために、プレコンセプションケアの教育と理解が重要であり、関係機関との連携や啓発が必要です。

【図表2-4-1 今後もこの地域で子育てをしていきたいですか】



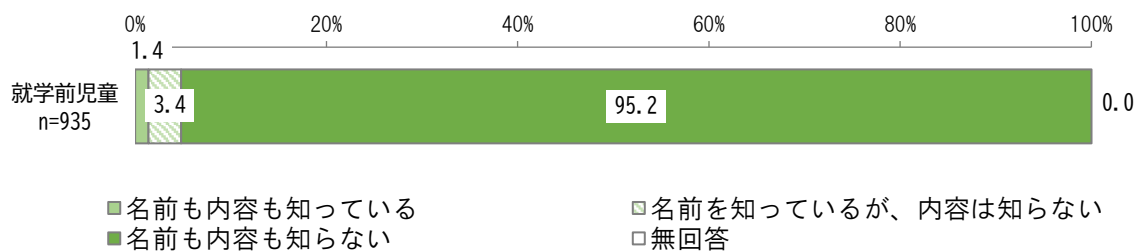
資料：令和5年度4か月児健診アンケート

【図表2-4-2 長浜市における妊産婦の環境や支援の安心度】



資料：令和5年度保護者向けアンケート調査（就学前児童保護者）

【図表2-4-3 プレコンセプションケアの認知度】



資料：令和5年度保護者向けアンケート調査（就学前児童保護者）

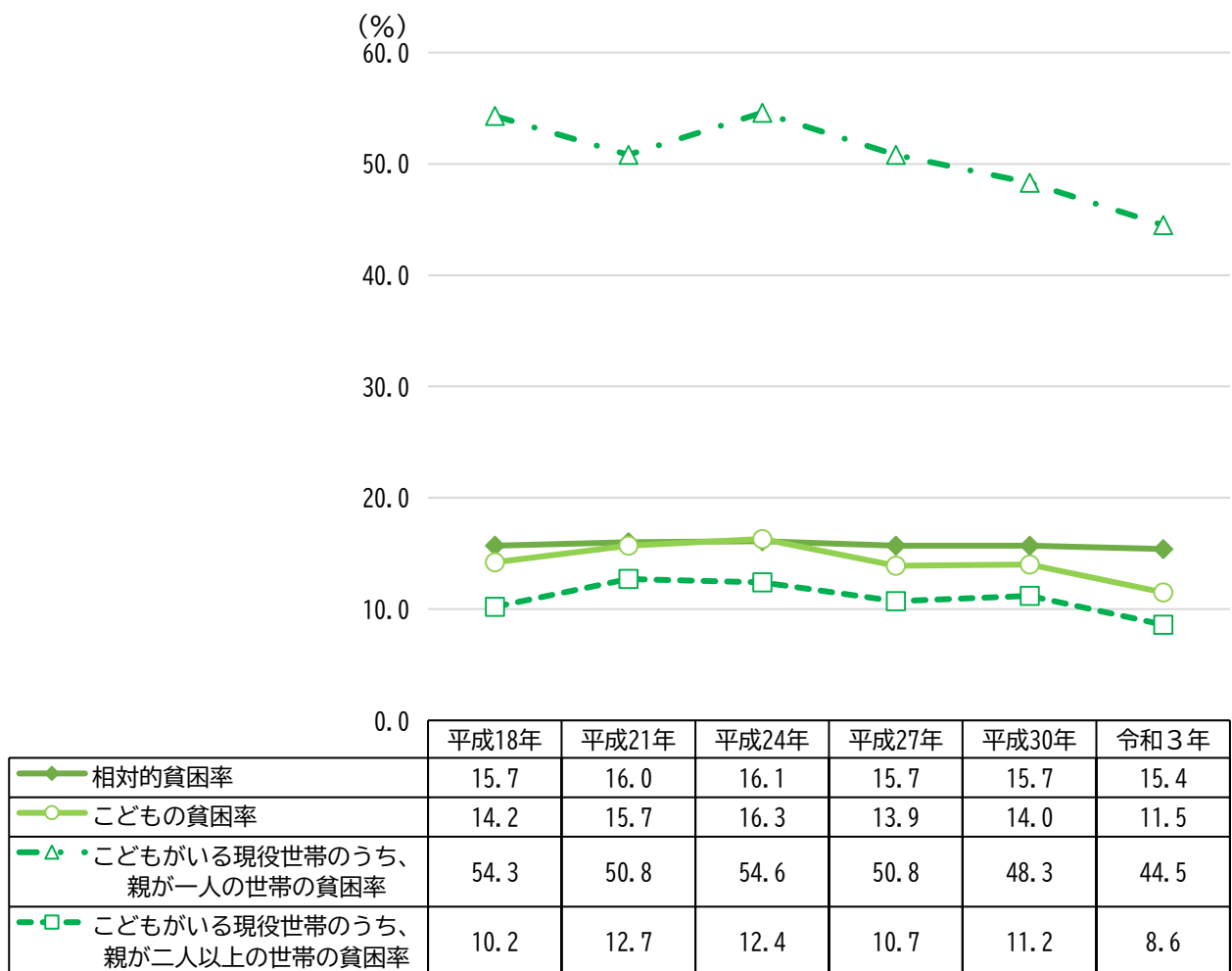
5. こどもの貧困対策

こどもの貧困率についての全国データをみると、令和3年では親が一人の世帯の貧困率は44.5%、親が二人以上の世帯の貧困率は8.6%と、親が一人の世帯の貧困率の方が非常に高くなっています。

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。

貧困による様々な困難をこどもたちが強いられることが無いよう、貧困の解消に向けた取組を推進することが必要です。

【図表2-5 こどもの貧困率の推移（全国データ）】



資料：国民生活基礎調査

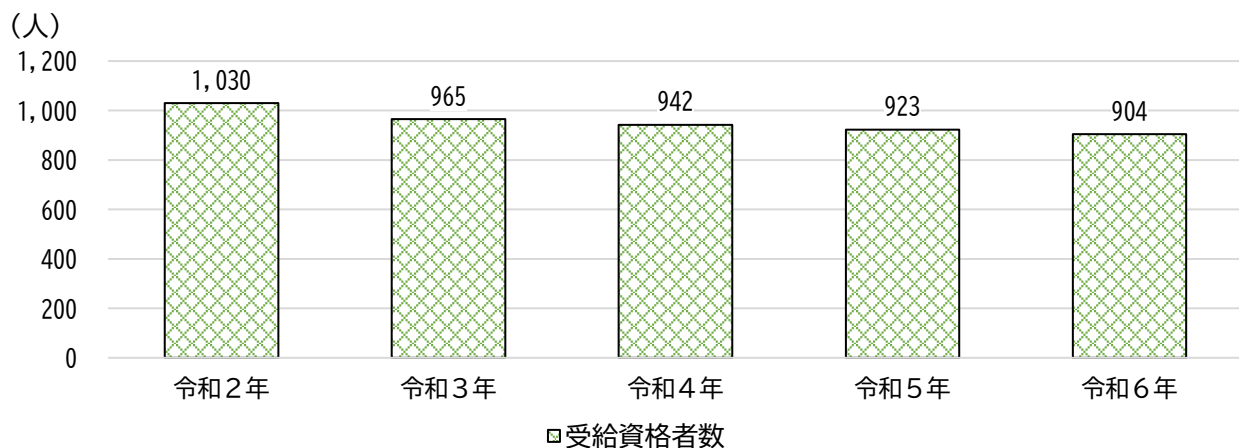
6. ひとり親家庭等の自立促進

本市の児童扶養手当受給資格者数の推移をみると、令和2年では1,030人、令和6年では904人と減少している一方で、ひとり親家庭等の相談件数については、平成28年度以降はおおむね増加傾向にあり、平成28年度では1,558件でしたが、令和5年度では2,291件と700件以上増加しています。

令和4年に国が実施した国民生活基礎調査によると、こどもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち、親が二人以上の世帯の相対的貧困率が8.6%であるのに対し、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%となっており（図表2－5）、ひとり親家庭等は生活が困窮しやすいことがうかがえます。また、滋賀県が行った令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査では、子育ての悩みとして、特に母子世帯では「子どもと遊ぶ（過ごす）時間が十分にとれない」が2番目に多くなっています。

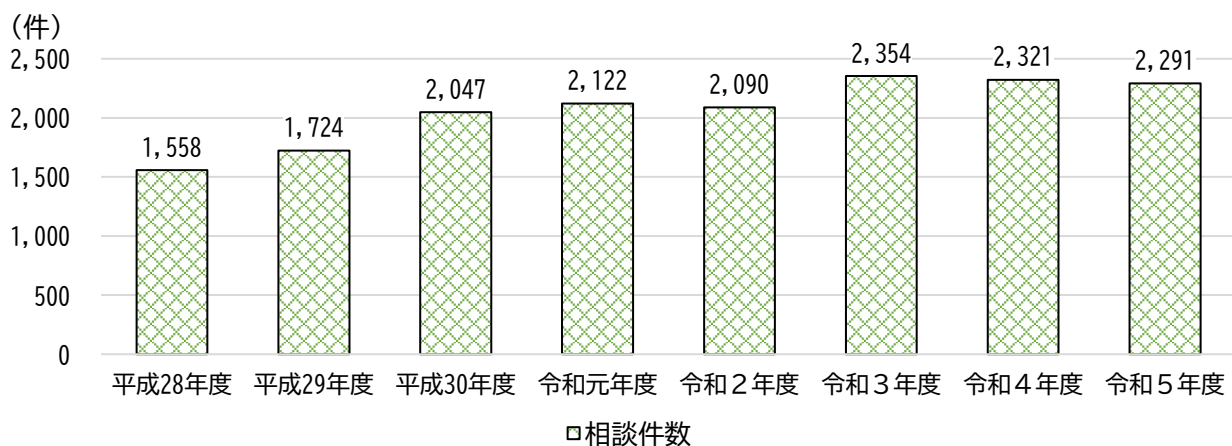
本市においても、経済的支援をはじめ、ひとり親家庭等の自立に向けた支援を継続的に実施していますが、引き続きひとり親家庭等が自立した生活を送ることができ、親子ともに安心して暮らしていくことができるよう、支援の充実を図っていく必要があります。

【図表2－6－1 児童扶養手当受給資格者数の推移】



資料：こども家庭支援課（各年2月現在）

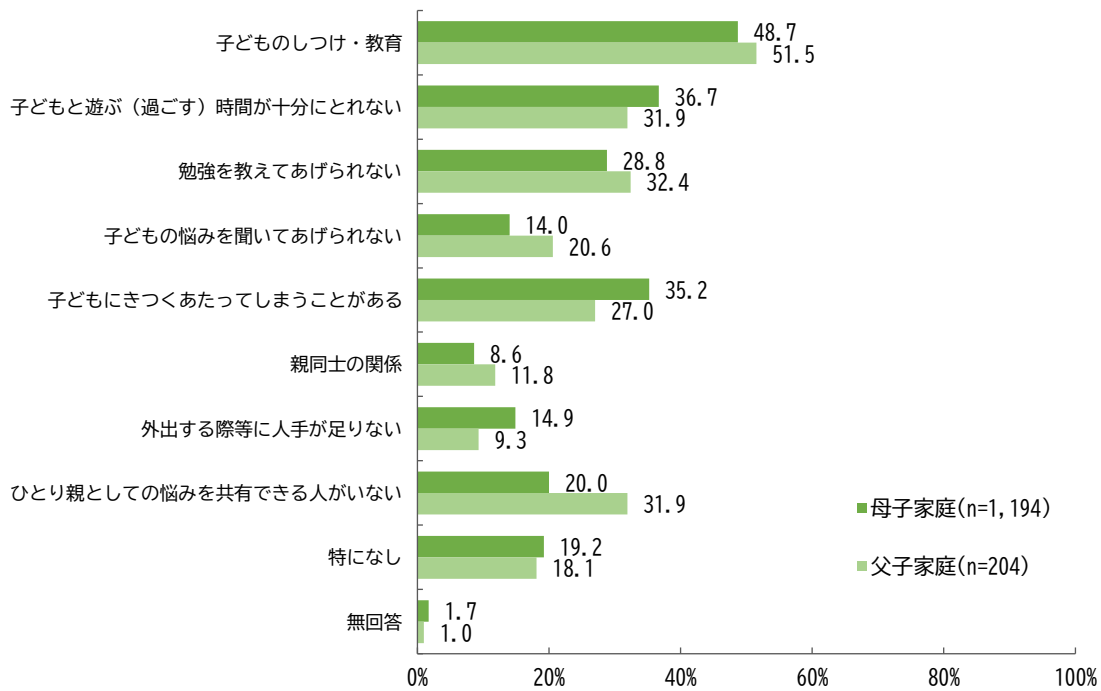
【図表2－6－2 ひとり親家庭等の相談件数の推移】



資料：こども家庭支援課

【図表2-6-3 子育てについての悩み

(令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査より)】



7. 放課後児童対策

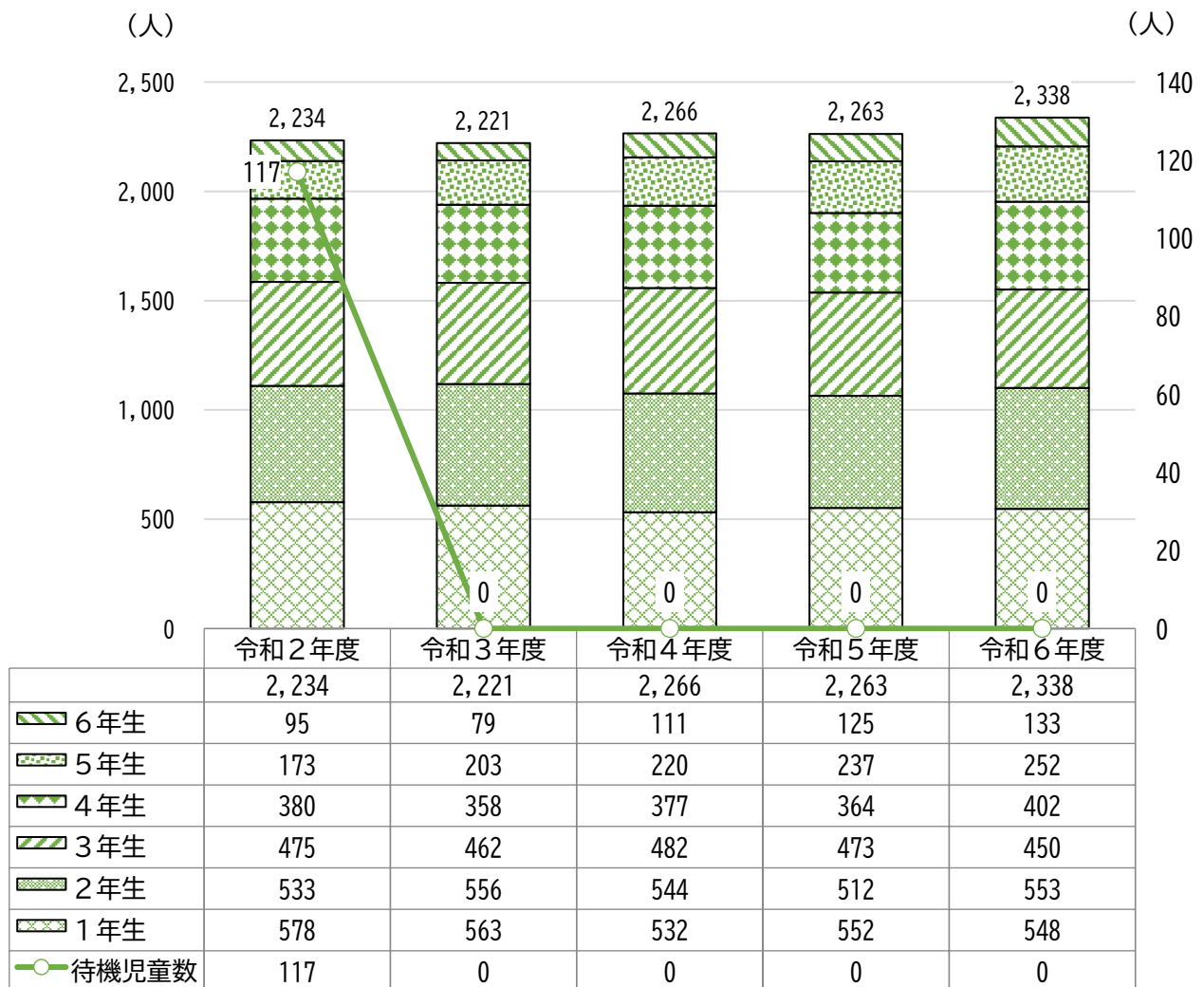
放課後児童クラブの利用児童数は、年々増加しており、令和6年度では2,338人となっています。

学年別にみると、1～2年生が最も多く、学年が上がるにつれて少なくなっていますが、年度を追うごとに高学年の利用児童数が増加する傾向がみられます。

令和6年度現在、放課後児童クラブの待機児童は発生していないものの、利用児童数が増加傾向にあることから、引き続き支援員や実施場所の確保・充実に取り組み、受け入れ体制の強化を図るとともに、放課後子ども教室など様々な放課後における児童の居場所づくりを進める必要があります。

また、放課後に児童が様々な体験活動に参加できるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が必要です。

【図表2-7 放課後児童クラブ利用児童数の推移】



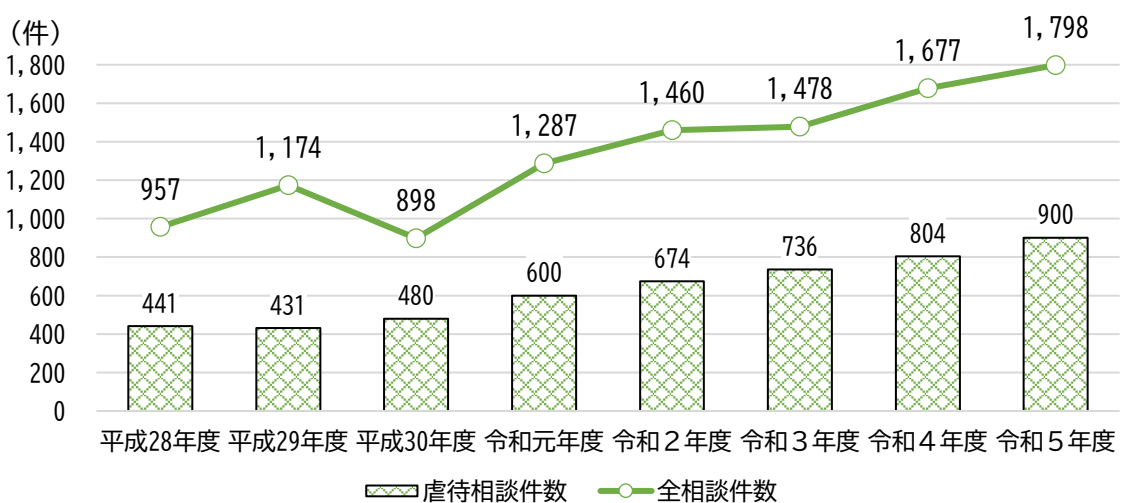
資料：こども家庭支援課（各年度5月1日現在）

8. 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

家庭児童相談室への相談件数は、こども人口が減少する中、増加を続けています。令和5年度では、全相談件数は1,798件となっており、そのうち虐待相談件数は900件と全相談件数の半数以上となっています。

児童虐待に対しては、早期発見や早期対応とともに、虐待を受けたこどもの心のケアなど、総合的・効果的に支援を行うことが必要です。そのため、「長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会」の構成団体をはじめとする「長浜市の子どもを守るネットワーク体制」の充実や、各種子育て支援に関わる機関との連携を強化するほか、こどもの命や人権が尊重されるよう、啓発活動を継続していくことも必要です。

【図表2-8-1 家庭児童相談室への相談件数の推移】



資料：こども家庭支援課

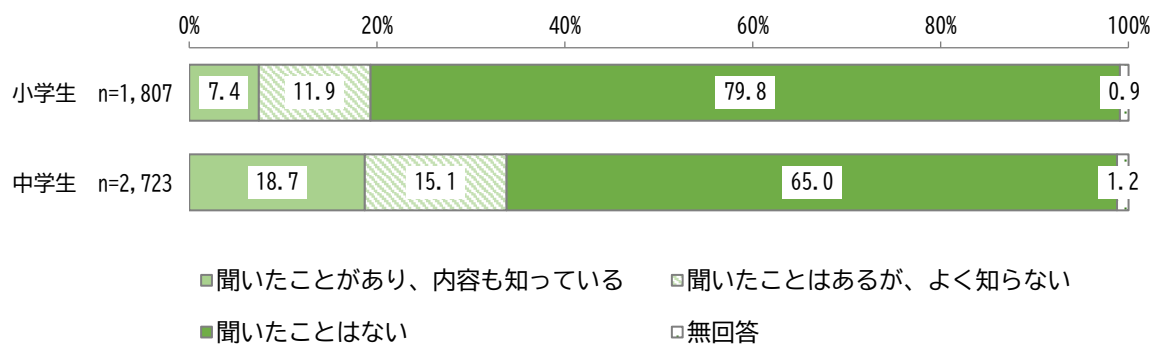
令和6年度に本市のヤングケアラーの現状と課題を把握するため、市内の小中学校、義務教育学校に通う5年生以上の小中学生に対し、生活実態調査を行いました。

その結果、ヤングケアラーについて、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答したのは、小学生が7.4%、中学生が18.7%でした。また、「自身が『ヤングケアラー』に当てはまると思うか」という質問について、「当てはまる」は小学生が3.0%、中学生が1.4%と回答した児童生徒がいることもわかりました。

ヤングケアラーについては、こども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない場合もあるため、こどもと大人が問題やニーズを共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決に向けて支援をしていくことが求められます。

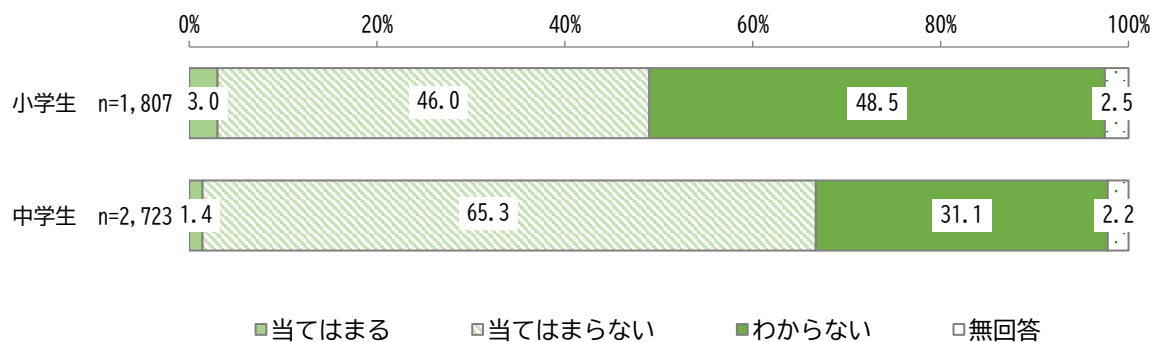
ヤングケアラーの支援につなげるための周知や啓発、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図る必要があります。

【図表２－８－２ ヤングケアラーの認知度】

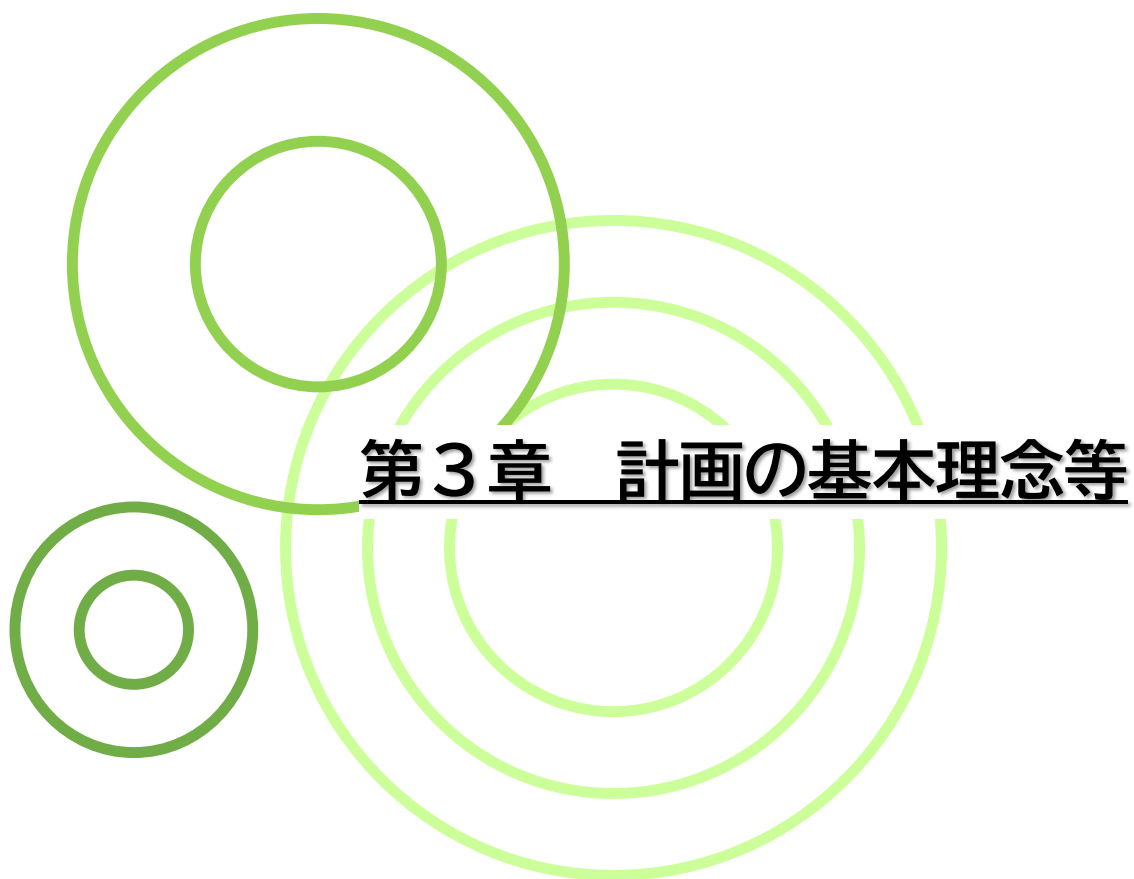


資料：令和６年度生活実態に関するアンケート調査

【図表２－８－３ 「ヤングケアラー」に当てはまると思うか】



資料：令和６年度生活実態に関するアンケート調査



第3章 計画の基本理念等

第3章 計画の基本理念等

1. 基本理念（ミッション）

本計画においては、以下の基本理念を定め、こども若者が大人と一緒にあって長浜※に関わることで、笑顔の回数が増え、すべての人が幸福な状態で暮らせる未来を実現します。

大切にしたい考え方

（こども若者＋大人）× 長浜※ = 未来（笑顔）

*こども若者＝主人公（まんなか） / 大人＝共演者（共に成長する人）

※「長浜」には、地域/人(市民/関係人口/移住者等)/企業/学校/プロジェクト/伝統行事/イベントなど、本市固有のローカル資源の意味が込められています。

こども若者 = 主人公（まんなか） / **大人** = 共演者（共に成長する人）

この計画でこども若者を「主人公」と表現したのは、単に注目される存在ということだけではなく、様々な共演者と関わりながら共に成長し、未来を切り開いていくという考えからです。

また、大人を「共演者」と表現したのは、主人公（こども若者）との関係において、責任感と役割を持ちながらも、お互いに支え合い、導き合い、学び合い、楽しみ合うなかで共に成長していくパートナーシップという考え方を大切にしたいと考えたからです。共演者である大人は、主人公が主体的に行動し成長していく過程で、自分の経験や知識を使ってアドバイスしたり、一緒に考えたり、楽しんだりして、主人公がその時々置かれた状況に応じて最適な関係性を築いていく存在です。

主人公と共演者は、互いの成長を支え、共に未来を築いていく大切なパートナーです。

《「こども」と「若者」の定義》

こども基本法第2条において、「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされています。大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）では、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の者とされています。

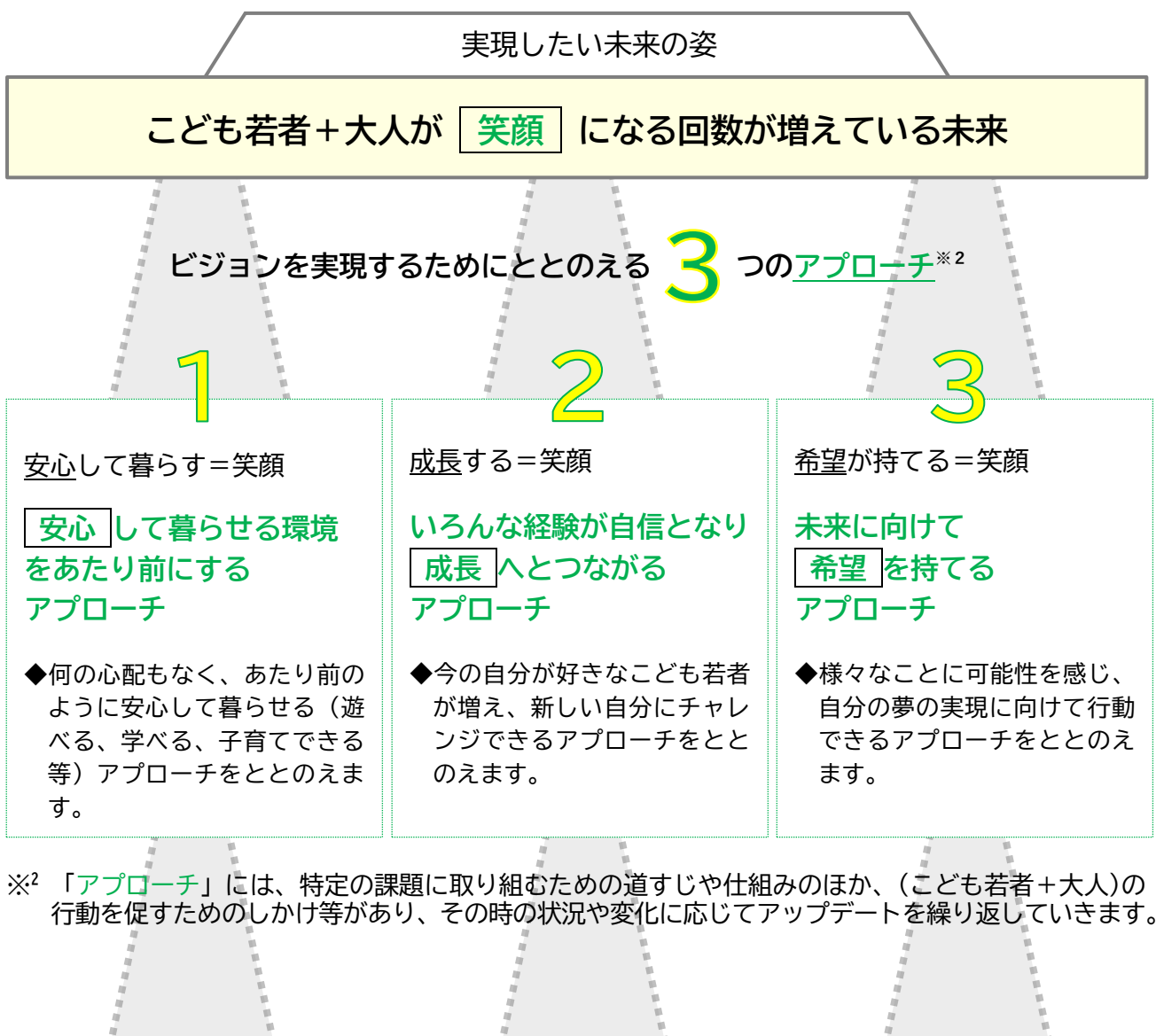
定義は、法律や施策によって異なりますが、本計画においては、「0歳からおおむね40歳未満までの者」を「こども若者」とします。

2. 将来像（ビジョン） / アプローチ

本計画を推進することで、実現したい未来の姿として設定した「こども若者＋大人が笑顔になる回数が増えている未来」を実現します。

そのために、ライフステージ※¹及び多様な環境や状況に応じて必要な価値を提供する「3つのアプローチ」をととのえます。それぞれのアプローチには、アプローチを形成するための「施策の方向性」とそれらを具体化する「施策パッケージ」を位置付けて、横断的で総合的な取組を進めるための施策体系を構築します。

※¹ ライフステージ…妊娠・出産期/乳幼児期/学童期/思春期/青年期/ポスト青年期



3 つの**アプローチ**を形成する「施策の方向性」と「施策パッケージ」

3. 施策の方向性

ミッション及びビジョンの実現に向けて、3つのアプローチを形成する施策の方向性をととのえます。また、複数の施策をパッケージとしてまとめ、効率的かつ包括的に施策を展開します。

1 安心 安心して暮らせる環境をあたり前にするアプローチ

何の心配もなく、あたり前のように安心して暮らせる（遊べる、学べる、子育てできる等）アプローチをととのえます。

《アプローチを形成する施策の方向性》

- こどもが生まれる前から小学校1年生までの健やかな育ちを支える環境をととのえる
- すべてのこども若者が幸せな状態で暮らすことができる環境をととのえる
- こども若者も大人も誰かとつながり安心して過ごせる環境をととのえる

《施策パッケージ》

パッケージ	主な取組内容
①こどもの100か月までの育ちのサポート	子育てコンシェルジュ（妊婦等包括相談支援）/産後ケア/妊婦・乳幼児健診/出産育児一時金/妊婦のための支援給付/一時預かり/誰でも通園/子育てアプリ/プレコンセプションケア/子育て応援企業登録/ブックスタート
②就学前教育・保育の充実	健やかで心豊かなこどもの育成/保育者笑顔サポート（働きやすい環境づくり等）/幼保小接続/待機児童の解消
③ライフステージに応じた経済的負担の軽減	医療費負担軽減/保育料減免/小学生の給食費無償/住宅取得支援/児童手当
④困った・悩んだときの相談支援体制の充実	各種相談窓口（子育て/こども家庭/発達支援/自立/生活困窮/不登校等）の充実・見える化
⑤すべてのこども若者の学び・育ちの応援	学校教育の充実/こどもの貧困対策/児童虐待防止/しょうがい児・医療的ケア児・ひとり親家庭・外国籍児童・ヤングケアラー等の支援
⑥こども若者+大人の多様な居場所づくり	多様な居場所づくり（放課後児童クラブ/子育て支援センター/子育てカフェ/フリースクール/アフタースクール/こども食堂/図書館等）/親子教室/公園緑地の整備/親子イベント

2 成長 いろんな経験が自信となり成長へとつながるアプローチ

今の自分が好きなことも若者が増え、新しい自分にチャレンジできるアプローチをととのえます。

《アプローチを形成する施策の方向性》

- こども若者と大人が世代を超えてかかわりを持てる機会をととのえる
- こども若者が新しい発見や経験をする機会をととのえる

《施策パッケージ》

パッケージ	主な取組内容
⑦こども若者が地域のヒト・コト・モノにかかわる機会づくり	地域のローカル資源とカカワルプロジェクト（地域/人（市民/関係人口/移住者等）/企業/学校/プロジェクト/伝統行事/イベント）/シティプロモーション/Uターン促進
⑧こども若者が多様な体験ができる機会づくり	地域の多様な学び体験（自然/歴史/文化/ストーリー）/子ども学び座/放課後子ども教室/地域型スポーツ/ICT活用教育/ラーケーション/キャリア創造/デザイン思考/地域課題解決プロジェクト

3 希望 未来に向けて希望を持てるアプローチ

様々なことに可能性を感じ、自分の夢の実現に向けて行動できるアプローチをととのえます。

《アプローチを形成する施策の方向性》

- こども若者の声が社会に反映される仕組みをととのえる
- こども若者がやりたいことをみんなで応援して実現できる仕組みをととのえる

《施策パッケージ》

パッケージ	主な取組内容
⑨こども若者の声を施策につなげる仕組みづくり	こども若者ボイス/テーマ別ワークショップ/オンラインコミュニティ/やりたいことプレゼン大会/常設意見BOX/アンケート
⑩こども若者のしたい・やりたいをカタチにする仕組みづくり	アイデアをカタチにする場所（サードプレイス/Lab等）/チャレンジ応援/ガバメントクラウドファンディング/就労体験・支援/結婚支援/雇用創出/若者企画イベント

4. 施策体系

【図表3-1：施策体系】



施策パッケージ

10のパッケージ

主な取組内容

実現したい

未来

(ビジョン)

① こどもの100か月までの育ちのサポート

子育てコンシェルジュ(妊婦等包括相談支援)/産後ケア/妊婦・乳幼児健診/出産育児一時金/妊婦のための支援給付/一時預かり/誰でも通園/子育てアプリ/プレコンセプションケア/子育て応援企業登録/ブックスタート

② 就学前教育・保育の充実

健やかで心豊かなこどもの育成/保育者笑顔サポート(働きやすい環境づくり等)/幼保小接続/待機児童の解消

③ ライフステージに応じた経済的負担の軽減

医療費負担軽減/保育料減免/小学生の給食費無償/住宅取得支援/児童手当

④ 困った・悩んだときの相談支援体制の充実

各種相談窓口(子育て/こども家庭/発達支援/自立/生活困窮/不登校等)の充実・見える化

⑤ すべてのこども若者の学び・育ちの応援

学校教育の充実/こどもの貧困対策/児童虐待防止/しょうがい児・医療的ケア児・ひとり親家庭・外国籍児童・ヤングケアラー等の支援

⑥ こども若者+大人の多様な居場所づくり

多様な居場所づくり(放課後児童クラブ/子育て支援センター/子育てカフェ/フリースクール/アフタースクール/こども食堂/図書館等)/親子教室/公園緑地の整備/親子イベント

⑦ こども若者が地域のヒト・コト・モノにかかわる機会づくり

地域のローカル資源とカカワルプロジェクト(地域/人(市民/関係人口/移住者等)/企業/学校/プロジェクト/伝統行事/イベント)/シティプロモーション/Uターン促進

⑧ こども若者が多様な体験ができる機会づくり

地域の多様な学び体験(自然/歴史/文化/ストーリー)/子ども学び座/放課後子ども教室/地域型スポーツ/ICT活用教育/ラーケーション/キャリア創造/デザイン思考/地域課題解決プロジェクト

⑨ こども若者の声を施策につなげる仕組みづくり

こども若者ボイス/テーマ別ワークショップ/オンラインコミュニティ/やりたいことプレゼン大会/常設意見BOX/アンケート

⑩ こども若者のしたい・やりたいをカタチにする仕組みづくり

アイデアをカタチにする場所(サードプレイス/Lab等)/チャレンジ応援/ガバメントクラウドファンディング/就労体験・支援/結婚支援/雇用創出/若者企画イベント

こども若者+大人が笑顔になる回数が増えている未来

計画全体のNSP

、「こどもまんなか社会の実現に向かって」の割合

R6:21.7%
>>>R11:70%

、「長浜市に親しみや愛着がある」の割合

R5:中学生73.5%/高校生68.7%/若者72.1%>>>R11:80%

【図表3-2：基本施策一覧】(50音順)

安心 安心して暮らせる環境をあたりにするアプローチ	こどもが生まれる前から小学校1年生までの健やかな育ちを支える環境をととのえる		安心 安心して暮らせる環境をあたりにするアプローチ	すべてのこども若者が幸せな状態で暮らすことができる環境をととのえる	
	①こどもの100か月までの育ちのサポート	関連計画		③ライフステージに応じた経済的負担の軽減	関連計画
	○赤ちゃん広場	123		○紙おむつ類専用ごみ指定袋の無料交付	23
	○一時預かり	123		○こども医療費助成	123
	○親子教室	1234		○こども（未就学児）の均等割額の軽減措置	123
	○オンライン相談	1234		○ながはま次世代住宅新築リフォーム補助	23
	○子育て応援企業等表彰&登録	123		○産前産後期間の国民健康保険料の免除	123
	○子育て・健康応援アプリ	234		○市営住宅への多子世帯等入居選考時の配慮	123
	○子育て個別相談会	1234		○児童手当の支給	123
	○子育てコンシェルジュ	1234		○児童発達支援等利用者負担金助成	123
	○子育て情報の提供	123		○児童扶養手当の支給	123
	○子育て短期支援	123		○市民で支える小学校給食費補助	123
	○産後ケア	1234		○就学援助費及び入学前応援金の給付	1236
	○歯科保健対策	1234		○小児救急医療体制確保支援	23
	○子宮頸がん検診	234		○多子世帯保育料等負担軽減	123
	○出産育児一時金	123		○福祉医療助成	123
	○小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付	1234		④困った・悩んだときの相談支援体制の充実 関連計画	
	○初回産科受診料助成	1234		○学校等における相談	123
	○助産施設入所支援	123		○家庭教育支援	123
	○新生児・妊産婦訪問	1234		○関係機関との連携（家庭・教育・福祉連携推進）	123
	○専門機関と連携した発達支援	1234		○関係機関との連携強化	1234
	○多胎児育児支援	234		○こども家庭センターの運営	123
	○図書館における乳幼児サービス	123		○こどもの悩みの相談体制	123
	○乳幼児健診	1234		○滋賀県子ども家庭相談センターとの連携強化	123
	○妊婦健康診査/新生児聴覚検査/1か月児健診	1234		○思春期相談	123
	○妊産婦への不安解消に向けた取組	1234		○専門性の高い相談支援	123
	○妊娠期・乳幼児期における食育	1234		○相談支援体制の充実	1234
	○妊婦のための支援給付交付金	1234		○保護者懇談会等を通じた家庭教育支援	123
	○ハッピー子育てチケット	234		○養育支援訪問/子育て世帯訪問支援	123
	○パパママ・リフレッシュ託児（長浜版こども誰でも通園事業）	123		⑤すべてのこども若者の学び・育ちの応援 関連計画	
	○父子手帳・思いやりシート	234		○医療的ケア児者への支援の充実	123
	○ブックスタート	1234		○外国籍児童生徒を対象にした学習支援教室	23
	○不妊治療に対する情報の収集・提供	1234		○外国籍市民への保健指導	1234
	○不妊治療費の助成	1234		○研修・啓発・コンサルテーション支援	123
	○プレコンセプションケア	1234		○公営住宅のDV緊急入居	123
	○訪問指導	1234		○こどもへの暴力防止の普及啓発	123
	○母子の栄養管理	1234		○湖北地域小児救急医療支援	123
	○未就園児の交流の場の開催	123		○産科医等確保支援	23
	○未熟児養育医療制度	1234		○産婦人科医師確保支援	23
	○予防接種及び情報提供	1234		○児童虐待の早期発見体制	1234
	○利用者支援（妊婦等包括相談支援）	1234		○児童虐待防止に向けた普及啓発	123
	②就学前教育・保育の充実 関連計画			○児童発達支援センター・こども療育センターの運営	123
	○異年齢児交流	123		○重度心身しょうがい者包括支援	123
	○AI等を活用した保育所入所調整事務のデジタル化	123		○しょうがい児保育	123
	○園独自の取組	123		○しょうがいのある児童の幼稚園・保育所・認定こども園等への受け入れ体制の整備	123
	○学校園における食の指導	123		○相談支援事業所の運営	123
	○家庭支援推進保育	123		○相談支援ファイルの活用推進	123
	○教育・保育の一体的な取組	123		○多言語による子育て情報の発信	123
	○健康教育	1234		○特別支援教育（教職員の専門性向上）	123
	○公立園における子育て応援体制の確立	123		○長浜米原休日急患診療所の開設	234
	○就学前教育・保育における食育	123		○日中一時支援	123
	○就学前児童における体験的な福祉活動	123		○発達しょうがい者及び家族等支援	123
	○体験型保育活動・心を育む教育	123		○ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援	12356
	○地域型保育の導入検討	123		○ひとり親家庭高等職業訓練促進補助	12356
	○地域に開かれた園づくり	123		○ひとり親家庭自立支援教育訓練補助	12356
	○乳児保育・低年齢児保育	123		○病児・病後児保育	123
	○保育士等の確保	123		○母子・父子自立支援員の配置	12356
	○保育士等の資質向上	123		○補装具費・日常生活用具給付	123
	○保育所等の施設整備	123		○養育支援訪問	123
	○保育所等の整備	123		○養育費確保支援	2356
○民間活力を生かした就学前教育・保育	123				
○民間保育所への支援	123				

関連計画等…①子ども・子育て支援事業計画、②次世代育成支援行動計画、③子ども・若者計画、④成育医療等基本方針に基づく計画、⑤ひとり親家庭等自立促進計画、⑥子どもの貧困対策計画、⑦放課後児童健全育成事業

安心 安心して暮らせる環境をあたり前にするアプローチ	こども若者も大人も誰かとつながり安心して過ごせる環境をととのえる		成長 いろいろな経験が自信となり成長へとつながるアプローチ	○絵本の読み聞かせ講座	①②③
				○各園・学校における交通安全教室	①②③
	⑥こども若者+大人の多様な居場所づくり		関連計画	○学校教育における性に関する指導	①②③
				○学校教育における福祉教育	①②③
	○アフタースクール		①②③	○家庭内の男女共同参画推進	①②③
	○安全パトロール		①②③	○キャリア創造	②③
	○学校・教育施設のバリアフリー化		①②③	○教育・学校環境のDX化	①②③
	○学校・警察連絡制度及び市内校・園緊急連絡網		①②③	○郷土の歴史にふれる活動	①②③
	○講演会等での託児サービス		①②③	○こどもの人権に関する学習機会	①②③
	○公園のあり方についての検討		①②③	○こどもの学びと生涯学習のまちづくり推進	①②③
	○公園緑地等の整備		①②③	○滋賀国スポ・障スポ大会開催	②③
	○子育て家庭に配慮した施設情報の提供		①②③	○自然にふれる活動・場づくり	①②③
	○子育てカフェ		①②③	○自然を活かした遊び場の確保	①②③
	○子育て講演会・教室・子育て学習講座		①②③	○市民庭球場整備	②③
	○子育てサークルの育成・支援		①②③④	○生涯スポーツの推進	①②③
	○子育てに優しい図書館		①②③	○しょうがいのある児童の地域活動促進	①②③
	○子育てボランティアグループの支援・連携		①②③	○人権に関する広報・啓発	①②③
	○こども食堂等活動団体支援		②③⑥	○スポーツ活動団体の育成・支援	①②③
	○子ども110番の家等の設置促進		①②③	○スポーツ指導者の養成	①②③
	○支援対象児童等見守り強化		②③	○総合型地域スポーツクラブ	①②③
	○小・中学校校舎等長寿命化		①②③	○大学との連携推進	②③
	○人権相談ネットワークの維持と活用		①②③	○体験を重視した教育活動（森林環境学習「やまのこ」事業）	①②③
	○生活習慣病健診		②③④	○男女共同参画意識の醸成	①②③
	○青少年育成市民会議		①②③	○男女共同参画の視点による啓発活動	①②③
	○地域子育て支援センター		①②③	○地域課題解決プロジェクト	②③
	○地域と一体となった公園管理体制の構築		①②③	○デザイン思考体験	②③
	○地域の見守り		①②③	○図書館機能の充実	①②③
	○通学路等の安全対策		①②③	○図書館を活用した若者世代の読書推進	①②③
	○つどいの広場、子育てサロン		①②③	○「長浜子どものちがい・長浜子育て憲章」推進	②③
	○道路照明灯の整備促進		①②③	○乳幼児ふれあい体験	①②③
	○長浜市青少年センター「あすくる長浜」		②③	○博物館・資料館の体験学習	①②③
	○ながはま・ファミリー・サポートセンター		①②③	○文化・芸術に接する機会の提供	①②③
	○フリースクール等民間施設利用児童生徒支援		①②③	○文化サークルの活動支援	①②③
	○放課後児童クラブの運営		①②③⑦	○放課後子ども教室	①②③
	○放課後児童クラブの活動中における重大事故の再発防止の取組		①②③⑦	○ラーケーションの日	①②③
	○放課後児童クラブへの受け入れ体制の整備		①②③⑦	○歴史文化施設・自然観察施設の小中学生入館料減免	①②③
	○放課後児童クラブ保護者負担金の減免		①②③⑦	こども若者の声が社会に反映される仕組みをととのえる	
	○放課後児童支援員の確保とスキルの向上		①②③⑦	⑨こども若者の声を施策につなげる仕組みづくり	関連計画
	○保護者同士の交流、保護者と園との連携		①②③	○SNS等による情報発信	②③
	○有害図書等への対策		①②③	○オンラインコミュニティ	②③
	○遊具点検等の安全確保		①②③	○こども若者ボイス	②③
	こども若者と大人が世代を超えてかかわりを持てる機会をととのえる			○ブラッシュアップ部会	②③
	⑦こども若者が地域のヒト・コト・モノに関わる機会づくり		関連計画	○プレゼンテーション機会の創出	②③
	○親子向けイベント		①②③	こども若者がやりたいことをみんなで応援して実現できる仕組みをととのえる	
	○学校運営協議会を軸とした地域との協働活動		①②③	⑩こども若者のしたい・やりたいをカタチにする仕組みづくり	関連計画
	○健全青少年育成・社会を明るくする市民運動		①②③	○ガバメントクラウドファンディング	②③
	○公共施設を活用した児童館機能の整備		①②③	○企業立地の促進	②③
	○交流型イベントの開催		①②③	○結婚支援活動助成	②③
	○子育てキャラバンの実施		①②③	○結婚相談員による支援	②③
	○子ども会活動の活性化		①②③	○結婚等新生活支援	②③
	○森林保全等を通じた環境の保全		①②③	○職場体験実習	②③
	○地域と学校の連携協働の「生きる力」育成		②③	○新規就農の促進	②③
	○地域との交流促進と伝統文化の伝承		①②③	○多様で柔軟な働き方の実現	②③
	○地域のローカル資源とカカワフルプロジェクト		②③	○長浜フィールドワーク支援	②③
	○長浜市役所まちあそび部		②③	○放課後児童クラブにおける保育体験	②③
	○ボランティア講師の活用		①②③	○幼稚園・保育所・認定こども園等での保育体験	②③
	○民間児童館の整備支援		①②③	○若手農業者の収入の場づくり	②③
	こども若者が新しい発見や経験をする機会をととのえる			○若者のサードプレイス（itteki）	②③
	⑧こども若者が多様な体験ができる機会づくり		関連計画	○若者の就労支援	②③
	○ICTを活用した教育		①②③	○若者のスタートアップ応援	②③
				○放課後児童クラブにおける保育体験	②③
				○幼保連携型認定こども園等での保育体験	②③
				○若手農業者の収入の場づくり	②③
				○若者のサードプレイス（itteki）	②③
				○若者の就労支援	②③
				○若者のスタートアップ応援	②③

関連計画等…①子ども・子育て支援事業計画、②次世代育成支援行動計画、③子ども・若者計画、④成育医療等基本方針に基づく計画、⑤ひとり親家庭等自立促進計画、⑥子どもの貧困対策計画、⑦放課後児童健全育成事業

5. 評価指標

本計画が掲げる実現したい未来の姿に向けて、施策の分野ごとに以下の評価指標を定め、進捗状況の確認及び評価を行います。

【図表3-3：評価指標（NSP※）】

※NSP…ナガハスマイル%（パーセント）の略

分野	項 目		確認方法	現状値	目標値 (R11)
こども若者+大人が笑顔になる回数が増えている未来					
計画 全体	「長浜市はこどもまんなか社会の実現に向かっている」の割合		長浜市民意識調査	21.7% (R6)	70%
	「長浜市に親しみや愛着がある」の割合	中学生	若者実態調査	73.5% (R5)	80%
		高校生		68.7% (R5)	
		若者		72.1% (R5)	
安心して暮らせる環境をあたり前にするアプローチ					
安心	「長浜市で子育てしたい・子育てしてよかった」の割合		保護者向けアンケート調査	52.0% (R5)	70%
	入所希望者に占める待機児童の割合		園児数のカウント	0.31% (11人) (R6)	0% (0人)
	「悩み相談に乗ってくれる人がいる」の割合	小学生	小中学生生活実態調査	76.7% (R6)	90%
		中学生		79.1% (R6)	
	「自分には良いところがある」の割合	小学生	全国学力・学習状況調査	84.4% (R6)	90%
		中学生		81.0% (R6)	
		高校生	若者実態調査	54.5% (R5)	
	「長浜市の子育て環境や支援内容に満足している」の割合		子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	67.9% (R6)	80%
いろんな経験が自信となり成長へとつながるアプローチ					
成長	「今の自分が好きだ」の割合	小学生	小中学生生活実態調査	72.1% (R6)	80%
		中学生		68.5% (R6)	
		若者	若者実態調査	62.3% (R5)	
		大人	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	66.0% (R6)	
未来に向けて希望を持てるアプローチ					
希望	「将来の夢や目標を持っている」の割合	小学生	全国学力・学習状況調査	79.6% (R6)	80%
		中学生		63.8% (R6)	
		若者	若者実態調査	59.5% (R5)	

【図表３－３：評価指標（各計画分野）】

計画分野	項 目		確認方法	現状値 (R6)	目標値 (R11)
子ども・子育て	入所希望者に占める待機児童の割合		園児数のカウント	0.31% (11人)	0% (0人)
	こども（５歳児）の成長を感じた保護者の割合		５歳児保護者アンケート	89.4% (R5)	90%
	子育て・健康応援アプリながスマの会員登録数		システム	1,000人	3,500人
	パパママ・リフレッシュ託児事業の利用者数		利用実績	2,300人	3,000人
次世代育成	長浜Cheer for子育て登録団体数		登録実績	37件	100件
	こども若者次世代住宅新築補助金の件数		補助金交付実績	118件	246件※
こども若者	「自分には良いところがある」の割合	小学生	全国学力・学習状況調査	84.4%	90%
		中学生		81.0%	
		高校生	若者実態調査	54.5% (R5)	
母子保健	「今後もこの地域で子育てをしていきたい」と思う割合		４か月児健診アンケート	75.0%	80%
	新生児訪問の実施割合		訪問実績	100%	100%
	産後ケア事業の利用者数（延べ人数）		利用実績	205人	225人
	むし歯のない３歳児の割合		歯科健診結果	89.7%	90%
ひとり親家庭	養育費公正証書等作成費用補助金の件数		利用実績	15件	20件
こどもの貧困	就学援助を利用している児童の割合	小学生	児童生徒のカウント	8.6%	8.5%
		中学生		10.9%	11.1%
放課後児童	待機児童数（放課後児童クラブ）		児童数のカウント	0人	0人
	支援の単位において常勤の放課後児童支援員が配置されている割合		支援員の配置割合	91.0%	100%
	放課後子ども教室と連携した放課後児童クラブの実施か所数		連携実績	0か所	5か所

※こども若者次世代住宅新築補助金については、令和６年度から令和８年度までの事業のため、「目標値（R11）」の欄は令和８年度の目標値としています。



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1. 安心 安心して暮らせる環境をあたり前にするアプローチ

(1) こどもが生まれる前から小学校1年生までの健やかな育ちを支える環境をととのえる

① こどもの100か月までの育ちのサポート

こどもを妊娠してから小学校1年生までの概ね100か月は、人生を幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすために特に大切な時期です。こどもの周囲の環境をととのえながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を切れ目なく支援し、それぞれのこどもの心身の健やかな育ちを支えます。

No.	取組名	内容	担当課
1	赤ちゃん広場	お母さん、お父さんになった方と赤ちゃんを対象に、こどもの遊び・育ちの場、母親の学びとつどいの場として開催します。	こども家庭支援課
2	一時預かり	保護者の仕事や病気等により、こどもを家庭で保育できない場合に、保護者に代わって一時的に保育を行います。	幼児課
3	親子教室	乳幼児健康診断等で相談のあった未就園の乳幼児及び保護者に対し、親子遊びの紹介や育児相談を行い、児童の健やかな育ちを応援します。	健康推進課
4	オンライン相談	妊娠、出産、子育ての時期に安心して過ごせるよう、助産所等に委託し、助産師・保健師等がオンラインで相談を行います。	健康推進課
5	子育て応援企業等表彰&登録 Topic 1・2	子育て応援に取り組む市内の団体・企業を広く周知し、子育てと仕事との両立が円滑に行えるよう市内全体の機運を高めます。	未来こども若者課 商工振興課
6	子育て・健康応援アプリ Topic 3	少子高齢化、核家族化、地域との繋がりの希薄化により、孤立しがちな子育て家庭の不安を取り除き、寄り添った育児支援を行うため、新たな子育て支援アプリを導入し、妊娠期から子育て期までの長期にわたり、安心して子育てできる子育て環境の充実を図ります。	こども家庭支援課 健康推進課
7	子育て個別相談会	妊婦や乳幼児の保護者を対象に相談日を設け、保健師等各種専門職による相談を行い、多様化する子育ての相談に対応するとともに、気軽に相談ができるよう努めます。	健康推進課
8	子育てコンシェルジュ Topic 4	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供するため、子育てコンシェルジュ（地区担当保健師）が妊娠・出産・育児の相談、妊娠中・産後に受けられるサービスの情報提供等を行います。	健康推進課
9	子育て情報の提供	子育て情報を必要としている人に、適切なタイミングで情報提供ができるよう、子育て・健康応援アプリやホームページ等を活用し、積極的に情報提供を行います。	こども家庭支援課
10	子育て短期支援	保護者の育児疲れ、育児不安等の理由によりこどもの養育が一時的に困難になった場合に、その児童を里親又は養育を適切に行うことができる施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	こども家庭支援課

No.	取組名	内容	担当課
11	産後ケア	出産後12か月以内の女性(流産や死産を経験した女性を含む)と赤ちゃんを対象に、地域の産後ケア事業所で、宿泊・日帰り・自宅訪問などを通じて心身の健康管理や休息、授乳相談、育児相談を提供します。	健康推進課
12	歯科保健対策	乳幼児健康診査や健康教育など各種事業の実施や、お茶を飲む習慣づくりを基にしたむし歯予防対策「お茶でバイバイ!むし歯菌」を推進します。また、こどもも楽しく口腔機能向上に取り組めるよう、本市版のお口の体操「ながはま はっきりことば」を作成し、周知啓発等を行います。	健康推進課
13	子宮頸がん検診	20歳以上の女性を対象に、子宮頸がんの早期発見を目的に、子宮頸がん検診を行います。	健康推進課
14	出産育児一時金	長浜市国民健康保険に加入している人が出産したときに、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
15	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	小児慢性特定疾病児童等に対し、日常に必要な生活用具の給付をします。	健康推進課
16	初回産科受診料助成	低所得の妊婦が妊娠判定を受けるために、産科医療機関を初回受診する際に必要な費用の一部を助成します。	健康推進課
17	助産施設入所支援	経済的理由により入院助産が受けられない妊婦に対し、助産施設を利用した安全な出産を図ります。	こども家庭支援課
18	新生児・妊産婦訪問	新生児・妊産婦を訪問し、異常または疾病の早期発見、育児の指導・助言や、産婦のメンタル面の相談を行います。	健康推進課
19	専門機関と連携した発達支援	乳幼児健診等を通じて発達に課題がある児童を早期に発見し、発達検査や保護者への助言を行い、必要に応じて医療機関等専門機関を紹介することで、児童の健やかな発達を促します。	しょうがい福祉課 健康推進課 教育指導課 (青少年センター)
20	多胎児育児支援	多胎児のお子さんを育児されているご家庭に対して安心して妊娠、出産、育児ができるようにふたご手帖の交付や妊婦健診の追加助成、多胎児ピアサポーターがピアサポート事業と健診サポート事業を行います。	健康推進課
21	図書館における乳幼児サービス	乳幼児とその保護者を対象とした「赤ちゃん向けおはなし会」を行います。また、赤ちゃん連れの人を特に歓迎する時間「赤ちゃんタイム」の周知を積極的に行い、子育て世代が交流できる機会をより多く提供します。	生涯学習課 (図書館)
22	乳幼児健診	毎月4か月、10か月、1歳8か月、2歳8か月、3歳8か月健診を実施し、疾病等の早期発見や育児相談、歯科健診を行います。また、健診の際に、子育てに不安や悩みを抱える家庭の把握に努め、関係部署と協力して継続的な見守り・支援に結びつけていきます。また、こども大綱に基づき、今まで実施していた乳幼児健診に加え1か月児健診は医療機関へ委託し実施します。5歳児健診については、妊娠期から就学前までの切れ目ない支援を深化させるため実施に向けた調整を行います。	健康推進課
23	妊産婦健康診査 新生児聴覚検査 1か月児健康診査	妊娠中に必要な健康診査(14回)や血液検査、超音波検査、がん検診、新生児聴覚検査、1か月児健診や産婦健康診査(2回)等についての受診券を発行し、妊産婦健康診査等を実施します(多胎児を妊娠した場合は、追加で発行します)。また、経済的負担の軽減を図ることにより、安心して妊娠出産ができる環境をととのえます。	健康推進課
24	妊産婦への不安解消に向けた取組	妊娠期から産後まで、産科医療機関等と連携しながら、切れ目のない支援及び情報提供を行います。また、必要に応じて産後ケア事業等の紹介を行います。	健康推進課

No.	取組名	内容	担当課
25	妊娠期・乳幼児期における食育	乳幼児健診・相談において、妊産婦と乳幼児に対し、発達段階に応じた栄養・食生活についての指導を行います。	健康推進課
26	妊婦のための支援給付交付金	母子手帳を交付した妊婦に5万円を支給し、さらに妊娠していることにも対し各5万円を支給します。	健康推進課
27	ハッピー子育てチケット	妊娠期から出産後の一番不安が強い時期に、安心して子育てができるよう「ハッピー子育てチケット」を発行し、医療専門職が行うサロンや個別相談等を利用することができます。	健康推進課
28	パパママ・リフレッシュ託児（長浜版こども誰でも通園事業）	地域子育て支援センター等において、子育て中の保護者の育児負担の軽減とリフレッシュを目的とした本市独自の未就園児の一時預かりを実施します。	こども家庭支援課 幼児課
29	父子手帖・思いやりシート	第1子の母子健康手帳発行時に、男性の積極的な育児参加を促すため父子手帖を配布します。また、思いやりシートを使用し、ハッピーマタニティ講座にて出産前の夫婦に産後、お互いに協力し合って育児することの重要性について啓発を行います。	健康推進課
30	ブックスタート	絵本の楽しさを伝え、乳児の言葉と心の発達や親子関係づくりに役立つことを伝えるブックスタートを実施するとともに、そのフォローアップ事業を行います。	生涯学習課 （図書館） 健康推進課
31	不妊治療に対する情報の収集・提供	不妊治療に関する情報の収集に努めるとともに、すこやか出産支援事業の啓発や情報提供に努めます。	健康推進課
32	不妊治療費の助成	不妊症または不育症に悩んでいる夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図ります。	健康推進課
33	プレコンセプションケア	プレコンセプションケアは、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、将来の妊娠を考えた健康管理を促す取組です。日頃から啓発等を行い、安心・安全で健やかな妊娠・出産を含めたライフプランの実現に向けた支援を行います。	健康推進課
34	訪問指導	妊娠期から子育て期まで、不安の高い保護者や発達経過をみる必要のある乳幼児の保護者に対し、訪問して育児指導、助言を行います。また、乳幼児健診の未受診者に対し、訪問等により発育の様子確認、育児指導を行います。	健康推進課
35	母子の栄養管理	乳幼児健診、離乳食教室、子育て個別相談会、子育て支援センターでの出前講座等において、実物やフードモデルを使いながら、乳幼児期の食事に関する相談が気軽にできるよう努めます。	健康推進課
36	未就園児の交流の場の開催	幼稚園・保育所・認定こども園において、未就園の乳幼児とその保護者を対象とした子育ての相談、交流の場である未就園児広場等を開催します。	こども家庭支援課 幼児課
37	未熟児養育医療制度	出生時の体重が2,000グラム以下または身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんが、指定養育医療機関で入院治療を受ける場合に、必要な医療の給付を行います。	健康推進課
38	予防接種及び情報提供	予防接種がより受けやすくなるよう、接種機会の充実に努めるとともに、健診、各教室等の機会を活用し、感染症、予防接種についての知識の普及と接種勧奨を行います。	健康推進課
39	利用者支援（妊婦等包括相談支援）	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう相談・サポートする伴走型相談支援を実施します。	健康推進課

② 就学前教育・保育の充実

「健やかで心豊かな子ども～生きる力の基礎を身に付けた子どもの育成～」を目指し、就学前教育カリキュラムに基づく教育・保育を推進するため、働きやすい環境づくりや潜在保育士の就労支援により保育士を確保するとともに、保育力の向上を図ります。

また、学びの連続性を保ち、小学校への就学がスムーズにできるよう、園等と小学校の連携や交流を深めます。

No.	取組名	内容	担当課
1	異年齢児交流	幼稚園・保育所・認定こども園において、就園前の幼児に園を開放し、異年齢児との交流を行います。同時に、子育て相談を実施します。	幼児課
2	AI等を活用した保育所入所調整事務のデジタル化	入所申込方法のデジタル化による環境構築と、入所選考のAI判定と自動化を可能とするAI入所選考マッチングシステムを導入します。	幼児課
3	園独自の取組	生きる力の基礎を身に付けたこどもの育成を目指した園独自の特色ある取組を行います。	幼児課
4	学校園における食の指導	「生きた教材」である学校給食を通じて、こどもたちが栄養や食の安全性、食物アレルギー等について正しい知識と望ましい食習慣を身につける力を養います。	すこやか教育推進課
5	家庭支援推進保育	保育を行う上で配慮が必要とされる乳幼児が多数入所している保育所等に対し保育士の加配を行い、入所児童の処遇の向上を継続して行います。	幼児課
6	教育・保育の一体的な取組	幼稚園、保育所、認定こども園等において、就学前カリキュラムに基づく教育・保育の一体的な取組の充実を図ります。	幼児課
7	健康教育	地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、保育所・幼稚園等からの健康教育の依頼に対し、開催場所に出向いて健康教育を実施します。	健康推進課
8	公立園における子育て応援体制の確立	全公立園において、「子育て専門相談員」の配置を行い、保護者をはじめ、地域の子育て家庭を対象に、子育ての負担に対する相談機能を設けていきます。	幼児課
9	就学前教育・保育における食育	地域の食文化やそれに携わる人や、食べ物を大切にすることを学ぶことで、食育の充実を図ります。園と保護者が協力して、栄養バランス、適塩、規則正しい食事等、よりよい食習慣づくりを進めます。	幼児課
10	就学前児童における体験的な福祉活動	こどもたちの思いやりの心を醸成するため、ごみ拾い等の清掃活動やあいさつ運動を実施していきます。また、福祉施設、社会福祉協議会等の協力を得ながら、福祉施設等へ訪問し入所者との交流を実施していくほか、地域の方を講師として招くなど、より身近な地域へ目を向けていきます。	幼児課
11	体験型保育活動・心を育む教育	自然とふれあう、地域との交流等体験型保育活動の充実を図るとともに、絵本の読み聞かせ等を通して乳幼児の心を育む教育の充実を図ります。	幼児課
12	地域型保育の導入検討	新たな保育の担い手として地域型保育事業の導入を検討します。	幼児課
13	地域に開かれた園づくり	未就園の乳幼児がいる家庭の子育て相談や、地域交流等、地域に開かれた園づくりを推進します。また、地域を代表する評議員の方とともに地域に開かれた園づくりを進めます。	幼児課
14	乳児保育・低年齢児保育	乳児保育・低年齢児保育実施事業者への運営支援及び園における受け入れ体制整備のため、保育士等の確保に努めます。	幼児課

No.	取組名	内容	担当課
15	保育士等の確保	保育の受け入れ体制確保のため、保育士等の確保対策を進めます。就学のために奨学金を借りていた保育士に対して、その返還に要する経費を支援します。市外から転入した保育士に対しては、その家賃を助成します。 また、慢性的な保育士等不足を解消するため、保育士人材バンクと連携し、就職までのサポートを行い、働きたい保育士と求人中の園をマッチングし、市内園への就職につなげます。	幼児課
16	保育士等の資質向上	保育指導力の向上及び特別支援教育、人権研修等各種研修の機会をつくり、職員の資質向上を図ります。	幼児課
17	保育所等の施設整備	施設の老朽度等を勘案し、空調や遊具等の機能改善や環境改善を図るための計画的な施設の改修・整備を進めます。	教育総務課 幼児課
18	保育所等の整備	民間活力の導入を促進しながら保育所等の整備を進め、待機児童の解消を図ります。	幼児課
19	民間活力を生かした就学前教育・保育	事業所内保育施設の新設や増・改築等に対する助成金事業費の一部を補助します。また、事業所内保育所等への運営支援を行い、安定的な運営支援を行います。さらに、研修等の情報提供を行います。	幼児課
20	民間保育所への支援	民間保育所への安定的な保育サービスの充実を図るため、補助金等による運営支援を行います。	幼児課

Topic 1：子育て応援企業等表彰&登録^{1. (1)①-5}

「長浜cheer for 子育て！」

「長浜で子育てしたい！長浜の子育てを応援したい！みんなで子育てできる長浜へ！」を合言葉に、こどもたちの笑顔あふれるまちづくりを進める運動をしています。



たのしむ・つながる

子育てを楽しむ×仲間づくり×応援団がつながる取組を実施しています。

つたえる

長浜の子育て応援情報を発信しています。

- ・ホームページの運営
- ・登録企業、団体情報
- ・子育てに役立つ情報（イベント情報）
- ・企業、団体の求人情報 など

ひろがる

子育てに関わる活動に取り組む多様な団体、事業所、個人の子育て応援を登録することで、応援の輪を拡げています。

しる・まなぶ

「あなたも仲間、楽しくなくっちゃ長浜じゃない！」を合言葉に、こどもまんなか社会を進めるために学び×アイデアの共有に取り組んでいます。

Topic 2：子育て応援企業等表彰&登録^{1. (1)①-5}

「長浜市子育て応援表彰」

子育て世代が安心して働きやすい職場環境づくりや、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組まれている企業・団体等を表彰しています。

受賞年度	受賞団体（地域子育て支援部門）	主な活動内容（受賞当時）
H27	オレンジスマイル	気づきや見守りを必要とするこどもの母親たちが集まり、交流や親子活動を実施。
H27	子育て広場スキップ （六荘地区地域づくり協議会）	子育て親子の交流の場や地域の子育てネットワークづくりの場として、絵本・紙芝居などの読み聞かせやクリスマス会などイベントを開催。
H28	南郷里子育て広場「はぐみんぐ」	未就学児や保護者、妊婦等を対象に子育て相談や絵本読み聞かせ、リトミック等の子育て支援活動を実施。
H29	子育て応援カフェLOCO	親子にやさしい居場所づくり、各種イベント・教室の開催、就労支援、親子同士の交流活動を実施。
H29	サンサン母親クラブ	子育てサークル「なかよし広場」の開催や「たんぽぽ運動会」、子育て新聞の発行、研修会の開催等を実施。
H30	医療法人まちのほけんしつ	病児保育や産前産後ケアとして、妊娠期から産後の母親が気軽に集える場を提供。0歳児の母親を対象とした各種イベント・講座、専門職による個別相談を小児科クリニックと連携して実施。
R1	ごはん大すき！にぎにぎの会	地域の親子を対象に、種まきや収穫、味噌づくりなど、こどもたちが五感で「食」を感じる機会を提供。
R2	みんなのいばしょ結（むすび）	毎週水曜日の放課後に「居場所」を開催。こどもたちが自分らしくいられる場所として地域に定着している。
R3	あしながほほえみプロジェクト	地域の企業・団体から寄付を集め、市内で開催されるコンサートや演劇等に市内の小中学生を招待。また、独自イベントや心を豊かにする感動体験の機会を提供。
R4	神照地区地域づくり協議会 ほっぺのひろば	子育てする人々の交流の場、世代や性別を超えて地域住民同士が交流を深める場づくりを提供。
R4	高時地区地域づくり協議会	小学校の長期休業期間中に放課後児童クラブを運営。「たかときの森」プロジェクトなど様々な活動を展開し、「地域ぐるみでの子育て」を実施。
R5	käsikäs i	多胎育児に関わる人を対象に、定例おしゃべり会など、思いや情報を共有できるイベントの開催や多胎児ファミリー教室を開催。
R6	NPO法人にじまち	フリースクール「虹の学び舎」や自立援助ホーム「ななほし」を運営し、こどもたちの居場所づくりを展開。

受賞年度	受賞団体（職場環境づくり部門）	主な活動内容（受賞当時）
H27	株式会社山久	独自に時効消滅分の有給休暇を充当する子育て推進休暇制度や育児手当制度の導入、「子ども参観日」等を実施。
H28	菱琵テクノ株式会社	地域のこどもたちを対象にした工場見学や研修会の開催、配偶者の出産休暇や短期育児休業、出産後8週間内のパパの育児休業の取得促進などを実施。
H29	豊栄建設株式会社	雇用環境の整備（休暇取得の促進や社員の誕生日にケーキを支給）、長浜ロードトレイン祭においてこどもたちが建設機械に触れ合う機会づくりを創出。
H30	オリエンタル酵母工業株式会社 長浜工場	法定を上回る就業規則を制定し、年次有給休暇や育児休業の取得促進。また、自由度の高い働き方が可能な制度や、1時間単位による有給休暇取得制度の実施。
R1	株式会社シガウッド	産休・育休後の時短勤務の活用で継続就業率100%を達成。また、「シガウッド祭り」やクラシックコンサートを開催し、地域の子育てを支援。
R2	社会福祉法人まんてん	産休・育休後も継続就業する割合が100%であり、子育てと仕事の両立を支援。
R3	田中ケアサービス株式会社	産休・育休後も継続就業しやすい環境づくり、最大半額まで保育料を補助する独自の保育補助制度。
R4	株式会社ハートコンピューター	子育て期の従業員に対し育児休業取得後の復職者全員が時短勤務で就業。時短勤務の取得期間も中学校就学前まで可能。
R5	福岡産業株式会社	子育て世代が集まる場（LOCO Living）への軽作業の仕事の切り出しにより、時間的な制約等によって継続的な就労が困難な方や、再就職に不安を感じる方に向けて労働機会を提供。
R6	社会福祉法人啓朋会 認定こども園長浜梅香保育園	保育士資格を有しない方や短時間しか働けない方を保育補助として採用するなど、子育て世代の雇用促進のほか、有給休暇を取得しやすい職場風土、残業しない仕組みづくり。

(2) すべてのこども若者が幸せな状態で暮らすことができる環境をととのえる

③ ライフステージに応じた経済的負担の軽減

子育てに関しては、親の就労形態にかかわらず、またどのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿った切れ目のない経済的負担の軽減を図ることで、すべての家庭が安心して子育てに専念できる環境をととのえます。

No.	取組名	内容	担当課
1	紙おむつ類専用ごみ指定袋の無料交付	ごみの減量が難しい世帯の負担を軽減するため、乳幼児等を対象に紙おむつ類専用ごみ指定袋を無料で交付します。	環境保全課
2	こども医療費助成	小中学生及び高校生世代の者に対し、医療費を助成します。	保険年金課
3	こども（未就学児）の均等割額の軽減措置	国民健康保険に加入する未就学児の保険料のうち、均等割額を5割軽減します。	保険年金課
4	ながはま次世代住宅新築リフォーム補助	本市への子育て世帯・若者夫婦の定住を促進するため、本市独自の補助金で子育て世帯及び若者夫婦の住宅取得やリフォームを支援します。	住宅課
5	産前産後期間の国民健康保険料の免除	国民健康保険に加入する出産被保険者の産前産後期間（出産前後の4か月。多胎児の場合は6か月）における保険料のうち、所得割額と均等割額を免除します。	保険年金課
6	市営住宅における多子世帯等の入居選考時の配慮	市営住宅の入居選考時に、ひとり親世帯のほかに多子世帯についても考慮します。	住宅課
7	児童手当の支給	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、手当の周知を図るとともに、支給を行います。	こども家庭支援課
8	児童発達支援等利用者負担金助成	発達に支援が必要な未就学児のうち、幼児教育・保育料の無償化の対象外となる低年齢児を対象に、民間事業所を利用する際に必要となる自己負担金を助成します。	しょうがい福祉課
9	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のための手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭支援課
10	市民で支える小学校給食費補助	小学校の学校給食費を全面的に支援することで、こどもたちの健やかな成長を市民全体で支えます。	すこやか教育推進課
11	就学援助費及び入学前応援金の給付	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒に対し就学援助費等を給付します。	すこやか教育推進課
12	小児救急医療体制確保支援	出産後から学童期までの小児救急医療体制（NICUの同時運用）の確保を図るため、地域で小児救急医療を支える医療機関に対し、補助金を交付します。	地域医療課
13	多子世帯保育料等負担軽減	0歳児から2歳児までの保育料については、第2子は半額、第3子以降は無料とします。また、実費負担となる副食費についても対象者を拡大したうえで軽減施策を適用し、多子世帯の負担軽減を図ります。	幼児課
14	福祉医療助成	乳幼児のほか、ひとり親家庭や重度しょうがい児（者）に対し、医療費を助成します。	保険年金課

④ 困った・悩んだときの相談支援体制の充実

家庭や個人が抱える様々な問題に対して、適切な支援が受けられ、安心して生活が送れるように、いつでも相談できる窓口や専門家のサポートを提供する相談支援体制の充実を図ります。

No.	取組名	内容	担当課
1	学校等における相談	相談や関係機関との連携を進めるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが効果的に活用されるよう配置、派遣を行います。また、学校が専門家からアドバイスを受けることができる仕組みの整備を進めます。	教育指導課
2	家庭教育支援	家庭教育に関する研修会の内容の充実と参加しやすい環境づくりを進め、参加を促進します。また、情報提供や子育て支援を行うことで、子育てに関する悩みの解消を図り、家庭教育力の向上に努めます。	生涯学習課 こども家庭支援課 教育指導課 幼児課
3	関係機関との連携 (家庭・教育・福祉連携推進)	特別支援学校、特別支援学級、幼稚園・保育所・認定こども園、児童発達支援センター、こども療育センター、保健センター等の職員、就学担当職員等の連携を密にし、対象児への効果的な支援に結びつけていきます。 また、児童虐待の防止には組織的な対応が必要なため、家庭児童相談室が調整する要保護児童及びDV被害者対策地域協議会による支援内容の協議を行い、適切な方向付けと改善につなげられるよう支援を行います。	しょうがい福祉課 健康推進課 教育指導課
4	関係機関との連携強化	民生委員・児童委員、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携を強化し、複雑多様化する相談に対応します。	こども家庭支援課 健康推進課
5	こども家庭センターの運営 Topic 4	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談の総合相談窓口として、母子保健・児童福祉・しょうがい福祉部門が一体となり、包括的支援を行います。また、子育て支援センター等の社会資源を「地域子育て相談機関」として活用し、市民の身近な子育て相談場所として、孤立化や負担感を抱える子育て世帯の不安や悩みの解消に努めます。	こども家庭支援課
6	こどもの悩みの相談体制	こどもからの様々な悩みの相談に対して、学校からの依頼を受けて電話相談、面接相談を実施していきます。また、学校、専門医療機関と連携して相談体制の強化を図ります。	こども家庭支援課 教育指導課
7	滋賀県子ども家庭相談センターとの連携強化	滋賀県子ども家庭相談センターと連携を図りながら、被害児童に対して専門家によるカウンセリング等の支援を行うとともに、保護者等への支援を行います。	こども家庭支援課
8	思春期相談	思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、スクールカウンセラー、臨床心理士、医療機関等と連携を図り、相談体制の充実にも努めます。また、薬物・タバコ・アルコールの害、性等について正しい知識の普及を図るため、学校における家庭科、保健体育科を中心に保健教育の充実にも努めます。	教育指導課 (青少年センター)
9	専門性の高い相談支援	子育て、DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待、発達等に関する相談に対応するため、専門性を高め、より質の高い相談体制を整備します。	こども家庭支援課

No.	取組名	内容	担当課
10	相談支援体制の充実 Topic 4	早期に問題を発見し、適切な支援に結びつけるため、各部署において早期対応に努めるとともに、関係部署との連携強化を図ります。また、こども家庭センターに子育てコンシェルジュ、こども家庭コンシェルジュ、発達支援コンシェルジュを配置し、身近で利用しやすい相談支援体制の充実に努め、切れ目のない支援につなげます。	こども家庭支援課 健康推進課 しょうがい福祉課 教育指導課 (青少年センター) 幼児課
11	保護者懇談会等を通じた家庭教育支援	学期末等の保護者懇談会や学級懇談会等の機会を通して、保護者の思いや子育てに関する悩みを共有し、情報提供や子育て支援を行うことで、子育てに関する悩みの解消を図ります。	教育指導課
12	養育支援訪問 子育て世帯訪問支援	支援員が家事や子育て等に対して不安や負担を抱える家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事及び育児支援等により家庭や養育環境をととのえます。	こども家庭支援課

Topic 3：子育て・健康応援アプリ¹⁾(1)～①～6

「長浜市子育て応援アプリ ながスマ」

子育て応援アプリを大幅にリニューアルしました。予防接種のスケジュールを自動で作成するまるとおまかせ機能や、こどもの健診結果や成長グラフ等が保存できて、アプリを介して家族みんなでこどもの成長を見守ることができる機能を新たに追加しました。

長浜市の子育て応援アプリがリニューアル！

ながスマ をご利用ください

妊娠から出産、子育てまで継続してサポート！

支援情報や地域の子育てサービスを簡単に調べられる便利な子育て応援アプリです。

NEW

予防接種を まるとおまかせ

- ★生年月日から予防接種のスケジュールを自動作成
- ★ワクチンの種類から医療機関の検索ができます

妊娠から子育てまで サポート

- ★妊娠や子育て等への市の支援情報や子育てサービスを簡単に調べられます

NEW

多言語に対応

- ★英語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語など、11か国語に対応



NEW

こどもの 成長記録を保存

- ★妊娠期から母体の健康状態やこどもの健診結果等の記録、成長グラフの管理ができます
- ★夫婦だけでなく祖父母や親せきなど、家族みんなでこどもの成長を共有・見守りができます

プッシュ 通知で安心

- ★最新のイベント情報や、乳幼児健診、予防接種の予定日などがプッシュ通知で届くので、忘れにくい

ダウンロード
登録・ご利用
無料

なが
スマ

ダウンロードはこちら



App Store

Google Play

スマホ
パソコン
どちらでもOK

ブラウザ版はこちら



URL

<https://nagahama.city-hc.jp>

Topic 4：子育てコンシェルジュ^{1. (1)~①-8}/こども家庭センターの運営^{1. (2)~④-5}
/相談体制の充実^{1. (2)~④-10}

「長浜こども家庭センター」

妊娠・出産や子育て、こどもの成長等に関する相談の総合窓口です。当センターは母子保健分野（健康推進課）・児童福祉分野（こども家庭支援課家庭児童相談室）・しょうがい福祉分野（しょうがい福祉課発達支援室）で構成しており、それぞれの家庭の状況に応じて担当部門が一体となって包括的なサポートを行っています。

長浜こども家庭センター

どこへ相談すればよいかわからない時は、
まずこちらへお電話ください。

総合相談窓口 ☎ 65-6535

**子育て
コンシェルジュ**
健康推進課 ☎ 65-7751
北部健康推進センター ☎ 85-6420
妊娠・出産・子育てに
関することのご相談

**私たちが
相談に
乗ります！**
お気軽にご相談ください！

一体的な支援

**発達支援
コンシェルジュ**
発達支援室 ☎ 65-6904
発達に関する
ことのご相談

**こども家庭
コンシェルジュ**
家庭児童相談室 ☎ 65-6544
養育・しつけに
関することのご相談

各関係機関と連携

⑤ すべてのこども若者の学び・育ちの応援

児童虐待の防止や、しょうがい児、外国籍児童など配慮の必要なこども若者が直面する課題の解消に取り組み、こども若者が安全で安定した生活を送ることができるように応援します。

No.	取組名	内容	担当課
1	医療的ケア児者への支援の充実	医療的ケア児者が地域で安心して生活できるよう、医療ケア対応のできるしょうがい福祉サービス事業所等の確保、相談支援体制の充実、介護者への支援を行います。	しょうがい福祉課
2	外国籍児童生徒を対象にした学習支援教室	外国籍児童生徒を対象に、日本語指導や学習支援を行い、社会の担い手としてこどもを育む環境をととのえます。	市民活躍課
3	外国籍市民への保健指導	多言語に対応した母子保健手帳の交付、多言語パンフレットの作成、通訳者の確保により、在住の外国籍市民へのきめ細やかな保健指導とその理解の促進を図ります。	健康推進課
4	研修・啓発・コンサルテーション支援	関係機関の職員が特別な配慮を必要とする児童に対する理解を深め業務をスムーズに行えるように、要請に応じて専門員を派遣し、支援を行います。	しょうがい福祉課
5	公営住宅のDV緊急入居	こどもへの虐待や配偶者等からの暴力を防ぐため、必要と判断された場合に公営住宅への緊急入居を行います。	住宅課 こども家庭支援課
6	こどもへの暴力防止の普及啓発	虐待、性暴力等からこども自身が身を守るための手法について学習する機会の導入を幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において検討するとともに、支援機関について周知を行います。保護者やこどもに関わる大人に対し、虐待が許されるものではないことを啓発します。	こども家庭支援課 健康推進課 教育指導課 幼児課
7	湖北地域小児救急医療支援	夜間、休日の小児救急医療体制の確保を図るため、地域で小児救急医療を支える医療機関に対し、補助金を交付します。	地域医療課
8	産科医等確保支援	産科医療体制の確保を図るため、地域でお産を支える産科医等の確保のための施策を実施する医療機関に対し、補助金を交付します。	地域医療課
9	産婦人科医師確保支援	産婦人科医療体制の確保を図るため、産婦人科医の確保に係る事業を実施する医療機関に対し、補助金を交付します。	地域医療課
10	児童虐待の早期発見体制	こどもを守るネットワーク体制の充実と子育て支援に関わる機関の連携強化を図り、児童虐待の早期発見に努めます。	こども家庭支援課 健康推進課 教育指導課 幼児課
11	児童虐待防止に向けた普及啓発(オレンジリボンキャンペーン)	児童虐待の現状を広く市民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体で児童虐待を防止する機運を高めます。	こども家庭支援課
12	児童発達支援センター・こども療育センターの運営	心身の発達に課題のある児童に対し、児童発達支援センター及びこども療育センターにおいて、日常生活基本的動作、適応訓練等の療育を行うとともに、関係機関と連携して支援の充実を図ります。また、センター職員が保育所等に出向く保育所等訪問支援を行います。	しょうがい福祉課
13	重度心身しょうがい者包括支援	医療的ケアの必要な重度のしょうがいのある児童が地域で安心して生活できるよう、医療ケア対応のできる通所施設の確保に努めます。また、重症心身しょうがい者の生活介護事業を実施する事業者に対し、補助を行います。	しょうがい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
14	しょうがい児保育	しょうがいの有無に関わらず、同じ集団のなかでの保育を受けることで、しょうがいのある児童の発達を促進を図ります。	幼児課
15	しょうがいのある児童の幼稚園・保育所・認定こども園等への受け入れ体制の整備	しょうがいのある児童の幼稚園、保育所、認定こども園等への受け入れ体制を整備します。	教育総務課 幼児課
16	相談支援事業所の運営	サービスの利用援助、ピアカウンセリング、専門機関の紹介等、しょうがい児（者）の総合的な相談・生活支援を行い、地域で支えるしょうがい児（者）生活支援の充実を図ります。	しょうがい福祉課
17	相談支援ファイルの活用推進	しょうがいの種類や程度、発達段階に応じて、出生から就労等の個人のライフサイクルに合わせて一貫した支援が受けられるように検討、推進していきます。また、相談支援ファイルの活用を推進します。	しょうがい福祉課
18	多言語による子育て情報の発信	日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民の子育てを支援するため、多言語による情報発信を行います。	こども家庭支援課
19	特別支援教育(教職員の専門性向上)	特別な支援を必要とする児童生徒の個々の教育ニーズや二次しょうがい等、複雑多様化する課題に対応できるよう、教職員の専門性を高めていきます。	教育指導課
20	長浜米原休日急患診療所の開設	休日における緊急に医療を必要とするこども等に対し、応急的な診療を行います。	地域医療課
21	日中一時支援	事業所等での活動の場所を提供し、見守りや社会適応訓練を行い、介護者の就労支援や一時的な負担軽減を図れるよう支援します。	しょうがい福祉課
22	発達しょうがい者及び家族等支援	保護者がこどもの発達の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレント・トレーニングを実施します。	しょうがい福祉課
23	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	高等学校を卒業していないひとり親家庭等の親または児童が高卒認定試験の合格を目指す場合において、給付金を支給します。	こども家庭支援課
24	ひとり親家庭高等職業訓練促進補助	就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成訓練機関において修業するひとり親家庭等の父親または母親に対し、当該修業期間について高等技能訓練補助金を交付します。	こども家庭支援課
25	ひとり親家庭自立支援教育訓練補助	就労による自立を目指し、就労に有利な資格取得のため教育訓練・講座を受講するひとり親家庭等の父親または母親に対して、自立支援教育訓練補助金を交付します。	こども家庭支援課
26	病児・病後児保育	病児・病後児保育実施事業者へ運営支援を行います。	幼児課
27	母子・父子自立支援員の配置	母子父子・寡婦の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うため、母子父子自立支援員を配置します。	こども家庭支援課
28	補装具費・日常生活用具給付	しょうがいのある機能を補い生活を容易にする用具（補装具）の交付・修理、日常生活の便宜を図る用具（日常生活用具）の給付を行います。	しょうがい福祉課
29	養育支援訪問	出産後間もない時期や養育が困難な家庭を訪問し、関係機関との連携のもと、育児・家事の援助や技術指導等適切な育児相談支援を行います。	こども家庭支援課
30	養育費確保支援	ひとり親家庭等のこどもの成長に必要な養育費を確保するため、公正証書等の補助を実施するとともに、ひとり親等の相談窓口の拡充を図るため、弁護士等による無料個別相談会を開催します。	こども家庭支援課

(3) こども若者も大人も誰かとつながり安心して過ごせる環境をととのえる

⑥ こども若者+大人の多様な居場所づくり

「居場所」は、特定の時間を過ごす物理的な空間をはじめ、心の安らぎを感じる心理的な空間、自己表現や趣味を追求するための創造的な空間など、人の安心感や自尊心等に直結する多様な側面を持った重要なものです。身近な地域で、こども若者だけでなく、大人にとっても多様な居場所を確保するため、多世代との交流や、地域等とのつながりのある居場所づくりを推進し、誰もが安心して過ごせるコミュニティの形成を目指します。

また、こども若者が様々な場面で事件や事故の被害に遭わないよう安全の確保に努めるとともに、安全・安心な環境づくりを推進します。

No.	取組名	内容	担当課
1	アフタースクール	地域資源を活用した居場所や、地元企業と連携した多様な居場所をととのえ、社会に開かれた放課後の居場所づくりに向けて検討を行います。	未来こども若者課
2	安全パトロール	「地域安全の日」等に、各種団体との協力により、こどもの視点で通学路や大型商業施設等の安全パトロールを引き続き実施していきます。	市民活躍課
3	学校・教育施設のバリアフリー化	小中学校等へのしょうがい者対応のエレベーターや車いすトイレの設置、教室の改善など、しょうがいの有無や種別に関わらず教育施設のバリアフリー化を推進します。	教育総務課
4	学校・警察連絡制度及び市内校・園緊急連絡網	犯罪、事故の発生状況や多発か所等、安全確保のために必要な情報を迅速・的確に提供するため、警察と学校等の関係機関の連携を充実します。	教育指導課 (青少年センター) 幼児課
5	講演会等での託児サービス	子育て中の保護者が、講演会等の生涯学習、イベント等に気軽に参加できるよう、講演会の開催に合わせた託児を実施します。	こども家庭支援課
6	公園のあり方についての検討	街区公園等の都市公園の整備及び維持管理について、検討を行います。	都市計画課 関係各課
7	公園緑地等の整備	こどもや親子連れが安心して憩い、みどりに親しむことのできる公園・緑地等の適切な管理に努めます。また、こども・子育て支援機能強化や安全な公園の整備に向けた取組を行います。	都市計画課
8	子育て家庭に配慮した施設情報の提供	子育て相談や未就園児が遊べる場として、地域子育て支援センターの情報や、こどもが楽しめる市内の主な公園の情報を提供します。	こども家庭支援課
9	子育てカフェ	子育て中の母親や家族が気軽に集まれる場所を提供し、産後の不安や子育てのストレス等を軽減できる環境をととのえます。	こども家庭支援課 幼児課
10	子育て講演会・教室・子育て学習講座	家庭教育力の向上に向けて、幼稚園、保育所、認定こども園、まちづくりセンター、民間児童館、地域子育て支援センター、小学校、中学校及び義務教育学校を通じて、子育て講演会・教室等を開催します。	生涯学習課 こども家庭支援課 教育指導課 幼児課
11	子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの実施状況を把握して、仲間づくりが促進されるように、乳幼児健康診査時等に子育てサークルの情報提供等の支援を行います。また、子育てサークルからの健康教育の依頼に対し、開催場所に出向いて、子育て、栄養、歯科保健等に関する健康教育を実施します。	こども家庭支援課 健康推進課
12	子育てに優しい図書館	読書を通じて豊かな人間形成や人間関係づくりにつながるよう、乳幼児期のブックスタートから一連の読書に関するサポートを行います。	生涯学習課 (図書館)

No.	取組名	内容	担当課
13	子育てボランティアグループの支援・連携	子育てボランティアが行う活動との連携及び支援を図ることで、地域の子育て支援活動を推進します。	こども家庭支援課
14	こども食堂等活動団体支援	市内においてこどもの食生活の支援又は居場所づくりのために活動する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	社会福祉課
15	子ども110番の家等の設置促進	子ども110番の家等緊急避難場所の設置を促進し、その存在をPRすることで犯罪の発生を抑止するとともに、街頭安全指導の実施を促進します。	市民活躍課
16	支援対象児童等見守り強化	養育に心配がありながら、自ら支援を求めていることが困難な状況にある家庭等の児童に対し、民間団体等と連携して、こどもの居場所づくりや訪問による食事の提供・学習支援等により、生活習慣の習得や学習習慣の定着支援を行います。	こども家庭支援課
17	小・中学校校舎等長寿命化	令和3年1月に策定した「長浜市学校施設等長寿命化計画」に基づき、既存校舎等の長寿命化改修事業を行います。	教育総務課
18	人権相談ネットワークの維持と活用	各種相談窓口の周知・案内を進め、相談内容に応じて、セーフティネットワークを活用し、適切な専門機関へつなぎます。	人権施策推進課
19	生活習慣病健診	19歳から39歳で、学校や職場等で健診を受ける機会がない人を対象に、生活習慣病の早期発見・重症化予防を目的に血液検査や血圧測定等の健診を行います。	健康推進課
20	青少年育成市民会議	次世代を担う青少年を健全に育成するため、家庭、学校、地域が一丸となり、地域での見守り活動やパトロール、明るい家庭づくりの標語・絵画の作品募集、青少年に関する講演会や市民のつどい等を実施します。	生涯学習課
21	地域子育て支援センター	未就学児親子対象のひろばや子育て情報提供、相談の実施等、地域に根ざした事業を行うことで、すべての子育て家庭の支援に努めます。施設内のおもちゃや図書等の充実に努めるとともに、自治会・サークル等の自主的な活動を支援するため、おもちゃ等の貸出し備品の充実に努めます。未就学児の年齢層に合わせた配慮を行いながら、施設内の安全で快適な利用を促進するとともに、空間や空調等の機能改善や環境改善等による子育て支援機能の強化を図ります。	こども家庭支援課
22	地域と一体となった公園管理体制の構築	地域住民や自治会、NPO、事業者等による清掃美化活動を支援するとともに、行政、地域住民、利用者等が一体となった公園管理体制の構築に努めます。	都市計画課 関係各課
23	地域の見守り	各園・学校において、警察や関係機関及びPTA・地域・スクールガードと連携し、危険箇所の点検・見守りや登下校のパトロールを実施します。	市民活躍課 すこやか教育推進課
24	通学路等の安全対策	「長浜市通学路交通安全プログラム」に基づき、グリーンベルトの設置等、通学路の安全性の向上を図ります。	道路河川課
25	つどいの広場、子育てサロン	就園前の乳幼児とその親を対象に、子育て不安の解消や子育ての仲間づくりの場として、つどいの広場、子育てサロンの開催を推進するとともに、地域の身近なまちづくりセンターを利用し、子育て支援を行います。	こども家庭支援課

No.	取組名	内容	担当課
26	道路照明灯の整備促進	道路交通の安全上必要となる道路照明灯や犯罪防止・防犯上必要となる防犯灯について設置を行い、交通事故や犯罪の起こりにくい環境づくりを進めます。	市民活躍課
27	長浜市青少年センター「あすくる長浜」	悩みや課題を抱える青少年の立ち直り支援を行います。	教育指導課 (青少年センター)
28	ながはま・ファミリー・サポートセンターの充実	事業内容等の周知を図り、利用を促進するとともに、安定的な運営のため、まかせて会員の確保や資質向上に努めます。	こども家庭支援課
29	フリースクール等民間施設利用児童生徒支援	市内の不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保し、その保護者の経済的負担を軽減するため、フリースクール等民間施設に支払う授業料の一部を補助します。	教育指導課
30	放課後児童クラブの運営	開設場所を確保し、待機児童の解消に努めるとともに運営方法の見直しと内容の充実に努めます。また、民間事業者への委託及びその支援を行います。	こども家庭支援課
31	放課後児童クラブの活動中における重大事故の再発防止の取組	市内民間放課後児童クラブの屋外活動におけるプール事故検証報告書を受けて、再発防止の取組を確実に実施していきます。	こども家庭支援課
32	放課後児童クラブへの受け入れ体制の整備	放課後児童クラブにおける特別な配慮を必要とする児童の受け入れ体制をととのえるため、学校関係者や専門機関、関係機関等との連携を図ります。	こども家庭支援課
33	放課後児童クラブ保護者負担金の減免	経済的理由により保護者負担金の納付が困難であると認めるとき、保護者負担金を減額し負担の軽減を図ります。	こども家庭支援課
34	放課後児童支援員の確保とスキルの向上	活動内容の充実のため、また、様々な児童の受け入れ等に対応できるよう、支援員の増員や研修等による指導力の向上等、支援員体制の充実を図ります。	こども家庭支援課
35	保護者同士の交流、保護者と園との連携	子育て支援の観点から、保護者同士が交流する機会の提供に努めます。	こども家庭支援課 幼児課
36	有害図書等への対策	コンビニ・書店への立ち入り調査を実施し、有害図書を青少年に販売しないよう働きかけます。また、市内に設置されている有害図書回収ボックス（白ポスト）を点検し投函物を回収します。	教育指導課 (青少年センター)
37	遊具点検等の安全確保	遊具等の日常点検及び有資格者による定期点検を実施し、安全の確保に努めます。	都市計画課 住宅課

2. 成長 いろんな経験が自信となり成長へとつながるアプローチ

(1) こども若者と大人が世代を超えてかかわりを持てる機会をととのえる

⑦ こども若者が地域のヒト・コト・モノに関わる機会づくり

こども若者が地域活動やイベントに積極的に参加できる環境をととのえ、地域の魅力や資源を活かしたプロジェクトを推進します。地域の人たちとの関わりの中で地域の課題に向き合うことで、地域への誇りや愛着を深めることを目指します。

No.	取組名	内容	担当課
1	親子向けイベント	主に乳幼児の親子を対象とした各種教室・講座を、身近なまちづくりセンター等において実施します。また、参加しやすい体制の整備に努めます。	生涯学習課 こども家庭支援課
2	学校運営協議会を軸とした地域との協働活動	学校運営に関し、地域と協働した活動ができるよう、学校運営協議会の推進を図ります。また、学校と地域の関わりや取組等について、地域住民や保護者等に情報提供します。	教育指導課
3	健全な青少年を育て社会を明るくする市民運動	青少年非行防止・健全育成を目的に、標語・ポスターのコンクールを実施します。また、啓発用チラシを配布、ポスターカレンダーを作成・掲示するとともに、市内大型量販店、各学区内等におけるパトロールを実施します。	教育指導課 (青少年センター)
4	公共施設を活用した児童館機能の整備	こどもたちの心身の健やかな育成を支え、子育て家庭の交流・支援の場となる児童館について、公共施設に児童館機能を付加し、空間整備などの子育て支援の機能強化を図ります。	こども家庭支援課
5	交流型イベントの開催	高齢者とこども、異年齢間等の交流を図るイベントを開催します。	生涯学習課 こども家庭支援課
6	子育てキャラバンの実施	地域に出向いて遊びを提供する子育てキャラバンを実施します。	こども家庭支援課
7	子ども会活動の活性化	各子ども会の支部に活動補助を行い、子ども会活動の活性化を推進します。	生涯学習課
8	森林保全等を通じた環境の保全	森林の多面的機能の維持保全のため、山村地域の住民が協力して里山林等の保全管理や森林資源の活用を実施します。	環境保全課 北部産業振興課
9	地域と学校の連携と協働による「生きる力」育成	こどもたちの地域での学びを通じた「生きる力」を育成するため、地域住民や保護者、地元団体等と学校のさらなる連携・協働づくりを目指します。	生涯学習課 教育指導課
10	地域との交流促進と伝統文化の伝承	地域の行事に市民が積極的に参加し、貢献するよう支援します。また、古くから伝わるわらべうた、手遊びうた等の昔遊びを高齢者等地域の方から学ぶ機会を設け、伝統文化を尊重する心を醸成します。	こども家庭支援課 教育指導課
11	地域のローカル資源とカワフルプロジェクト	地域の人や企業、伝統行事など、様々な資源とこども若者が関わる機会を創出し、こども若者の地域社会への参画意識や自己肯定感、地域への愛着やシビックプライドを育みます。	未来こども若者課
12	長浜市役所まちあそび部	普段まちづくりに関わることがない高校生や大学生に、まちづくりの担い手として関わってもらえるよう、若者の目線で楽しみながらまちに関わる「まちあそび」を進めます。	市民活躍課
13	ボランティア講師の活用	放課後児童クラブなどにおいて、地域で活動するボランティア団体による読み聞かせや紙芝居などを開催し、こどもが地域の大人と関われる機会を創出します。	こども家庭支援課
14	民間児童館の整備支援	こどもの居場所としての役割を担う、児童館の維持、整備等を支援します。	こども家庭支援課

(2) こども若者が新しい発見や経験をする機会をととのえる

⑧ こども若者が多様な体験ができる機会づくり

学校教育だけでなく、地域や家庭との連携を深めながら多様な体験の場を提供するため、世代間交流や自然体験、地域文化、スポーツなど、実際の体験や多様な価値観にふれることを通じて成長できる施策を展開し、こども若者が自らの可能性を広げ、主体的に行動する力を養うことを目指します。

No.	取組名	内容	担当課
1	ICTを活用した教育	こどもたちの確かな学力の向上を図るため、学校のICT環境を整備し、ICTを活用した新たな学びを推進します。	教育改革推進室
2	絵本の読み聞かせ講座	就学前児童に関わる人を対象とした絵本の読み聞かせ講座の開催や絵本についての情報提供を行います。また、言葉を大切にすまじづくり交流会を開催し、読み聞かせグループの連携と研修を行います。	生涯学習課 幼児課
3	各園・学校における交通安全教室	各園・学校が主体となって交通安全教室を開催し、幼児・児童生徒の交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。	市民活躍課 こども家庭支援課 すこやか教育推進課
4	学校教育における性に関する指導	保健体育科等の授業において、外部講師による性に関する正しい知識の普及に努めます。また、命の大切さを伝える授業についても計画的に取り組みます。	すこやか教育推進課
5	学校教育における福祉教育	学校教育の中で福祉を取り上げ、しょうがいのある人、高齢者及び認知症のある高齢者への理解を深め、等しく生きる社会の実現の普及に努めます。また、ボランティア活動等を通して、思いやりの心を醸成していきます。	教育指導課
6	家庭内の男女共同参画推進	若い世代、特に父親を対象に講座等学習機会を提供し、家庭での男女共同参画を推進します。	人権施策推進課 こども家庭支援課
7	キャリア創造	学生による地元企業や産業への理解を深め、将来のキャリアを学び、可能性を広げる機会を提供します。	未来こども若者課
8	教育・学校環境のDX化	小中義務教育学校に整備した1人1台端末をより一層活用できる環境を整備し、児童生徒の学習活動の充実を図ります。	すこやか教育推進課 教育指導課
9	郷土の歴史にふれる活動	身近な歴史や文化にふれることで、郷土への愛着と誇りが感じられるよう、博物館、資料館において郷土の歴史を学ぶ活動を推進します。	文化観光課
10	こどもの人権に関する学習機会	こどもの人権についての理解と認識を高めるため、こどもの人権に関する学習機会を提供します。	人権施策推進課
11	こどもの学びと生涯学習のまちづくり推進	各地域のまちづくりセンター等を拠点に、地域の特色を活かした体験活動や学習活動、地域住民との交流活動、子ども学び座、子育てサロン等を実施し、こどもの生きる力の育成を図ります。	生涯学習課
12	滋賀国スポ・障スポ大会開催	令和7年の「わたSHIGA輝く国民スポ・障スポ」の県内開催に向け、実行委員会を核とした体制で市民、企業、団体、行政が一体となった両大会を目指します。	国スポ・障スポ 大会推進室
13	自然にふれる活動・場づくり	湖、川、田畑等豊かな自然にふれる活動を推進し、環境や農業・漁業・みどりについての関心を高めます。	環境保全課
14	自然を活かした遊び場の確保	緑道の維持管理にあたっては、動植物の保護や生態系に配慮するよう努めます。また、周囲の環境取組に配慮した公園の整備等、自然を活かした遊び場等の確保に努めます。	環境保全課 北部産業振興課 都市計画課

No.	取組名	内容	担当課
15	市民庭球場整備	令和7年に滋賀県で開催される「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の競技会場を改修することで、安全で快適にスポーツを楽しむ環境づくりを進めます。	文化スポーツ課
16	生涯スポーツの推進	びわこ成蹊スポーツ大学や総合型地域スポーツクラブ、長浜市スポーツ協会等と連携し、幼少期のこどもたちを対象としたイベントの開催や、親子で運動・スポーツに親しむことができる機会の提供を行います。	文化スポーツ課
17	しょうがいのある児童の地域活動促進	しょうがいのある児童に対し、学校や家庭以外の地域に活動の場を確保し、社会的体験活動やスポーツ活動、生活習慣の維持を支援することで、しょうがいのある児童の地域活動を促進します。	しょうがい福祉課
18	人権に関する広報・啓発	リーフレット、広報紙、講演会等、様々な媒体や機会を通して、人権に関する意識啓発に努めます。	人権施策推進課
19	スポーツ活動団体の育成・支援	令和7年の「わたSHIGA輝く国民スポ・障スポ」の県内開催に向け、市内のスポーツ関係団体や人材の育成・支援を図ります。また、幼児期からの運動遊びやスポーツ少年団への加入促進・活動支援を行うことで、こどもたちがスポーツを通じて交流を深める機会を提供します。	文化スポーツ課
20	スポーツ指導者の養成	スポーツ関係団体が主催する指導者研修会等により、スポーツ指導者の確保及び指導力の向上を図ります。また、長浜市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、こどもたちの競技力向上に努めます。	文化スポーツ課
21	総合型地域スポーツクラブ	こどもたちのスポーツに親しむ習慣や意欲、健全な生活習慣を育み、体力向上が図られるよう、地域で気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、こどもたちの健やかな体づくりを支援します。	文化スポーツ課
22	大学との連携推進	高校生を対象にした社会課題を解決する実践探究型の教育プログラムを実施し、地域産業を担う人材を育成します。	政策デザイン課
23	体験を重視した教育活動 (森林環境学習「やまのこ」事業)	豊かな人間性や生きる力を育むため、校外での自然体験や職場体験、体験型の森林環境学習等、地域の人々、文化、自然等と関わる体験活動を、地域住民、市内及び近郊の企業、福祉施設等の協力を得ながら積極的に取り入れていきます。	北部産業振興課 教育指導課
24	男女共同参画意識の醸成	性別による固定的な役割分担の意識を改め、男女共同参画意識を高めるための教育(学習)・啓発を推進します。	人権施策推進課 教育指導課
25	男女共同参画の視点による啓発活動	男女共同参画の視点でのワーク・ライフ・バランスの啓発を進め、子育て支援につなげます。また、学校において、男女共同参画社会の実現に向けた学習・啓発を進めます。	人権施策推進課 教育指導課
26	地域課題解決プロジェクト	地域課題や異業種のメンバーとの触れ合いを通じて視野を大きく広げ、社会価値を共創するリーダーとしての能力を身につけます。	未来こども若者課
27	デザイン思考体験	課題を見つけ解決策を検討し、試行錯誤を繰り返すデザイン思考を体験し、学校では得られにくい社会と繋がる価値創造機会をつくり出します。	未来こども若者課
28	図書館機能の充実	学校図書館等と連携し、こどもが読書体験を深めることができるよう、図書館機能の充実を図ります。また、空間整備等によるこども・子育て支援の機能強化を図ります。	生涯学習課 (図書館)
29	図書館を活用した若者世代の読書推進	中学生・高校生・大学生世代の読書活動の推進及び図書館利用の促進を目的に、図書館を活用したイベントや展示、啓発を行います。	生涯学習課 (図書館)

No.	取組名	内容	担当課
30	「長浜子どものちかい・長浜子育て憲章」の推進	次代を担うこどもたちを育て導くために、「めざす子ども像」を掲げ、「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」を子育て・教育の基盤に据え、教育環境づくりを進めます。	教育改革推進室
31	乳幼児ふれあい体験	命の尊さや子育ての素晴らしさを感じられるよう、中高生を対象に、地域子育て支援センター等での体験学習の受入などにより乳幼児や親とのふれあいの機会を提供します。	こども家庭支援課
32	博物館・資料館の体験学習	豊かな人間性や生きる力を育むことを目的に、博物館や資料館が所蔵する本物の歴史資料や民具を使って、「みる・ふれる・感じる」体験学習を実施します。	文化観光課
33	文化・芸術に接する機会の提供	こどもの頃から様々な質の高い文化・芸術に接することができるよう、幼保こども園、小中学校等へのアウトリーチの他、文化ホールにおいては音楽公演やミュージカル、演劇等の鑑賞、伝統芸能にふれる機会を充実します。	文化スポーツ課 教育指導課
34	文化サークルの活動支援	郷土の歴史の学びや文化・芸術活動を通して、豊かな心と感受性を育む文化サークルの設立及び活動を支援します。	文化スポーツ課
35	放課後子ども教室	こどもたちが放課後や長期休業を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などを行います。	生涯学習課
36	ラーケーションの日	児童生徒が保護者等とともに、校外での体験や探究の学び・活動を行うことを目的とした休みを取得できる日を設定します。	教育指導課
37	歴史文化施設・自然観察施設の小中学生入館料減免	市内小中学生の歴史や文化、自然に親しむ機会を促進し、こどもたちの学びの力を高めるため、長浜城歴史博物館などの歴史文化施設や湖北野鳥センターの入館料を減免します。	環境保全課 (湖北野鳥センター) 文化観光課

3. 希望 未来に向けて希望を持てるアプローチ

(1) こども若者の声が社会に反映される仕組みをととのえる

⑨ こども若者の声を施策につなげる仕組みづくり

こども若者の声を施策に反映することは、施策の実効性が高まるとともに、彼らの自己肯定感や社会参画意識の向上にもつながります。様々なプロジェクト等を実施するとともに、こども若者の意見・アイデア等を取り入れる場の提供や情報発信など、こども若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成に取り組みます。

No.	取組名	内容	担当課
1	SNS等による情報発信	こども若者に関する活動をSNSや市ホームページ等で広くお知らせし、こども若者の声をはじめとする様々な情報を発信します。	秘書広報課 未来こども若者課
2	オンラインコミュニティ	市内外の人同士で長浜をテーマにオンライン上で交流し、長浜とつながるきっかけや仲間を見つけることができるコミュニティを形成します。	未来こども若者課
3	こども若者ボイス Topic 5	こども若者の視点を大切にし、こども若者から様々な方法で広く意見を聴いて、制度や施策等へ反映させ、制度等をよりよいものに深化させていきます。	未来こども若者課
4	ブラッシュアップ部会	こども若者の意見やアイデアを定期的に集める仕組みをととのえ、その中から複数のプロジェクトの実施や施策に反映する仕組みを構築します。	未来こども若者課
5	プレゼンテーション機会の創出	こども若者の意見や思い、やりたいこと等を表明するプレゼンテーションの機会を創出し、こども若者の社会参画や意見反映を推進する機運を高めます。	未来こども若者課

[Topic 5](#)：こども若者ボイス^{3. (1)-⑨-3}

「こども若者ボイス」

こども若者の意見や声を計画や施策に反映させるために、ワークショップやフィールドワーク、フリートーク、アンケートなど、さまざまな手法を活用して、いろいろな意見を大切に聞く取組を進めています。



(2) こども若者がやりたいことをみんなで応援して実現できる仕組みをととのえる

⑩ こども若者のしたい・やりたいをカタチにする仕組みづくり

こども若者の将来にわたる生活基盤の確保や、自身の希望に沿った主体的な選択、夢の実現に向けた行動等を応援するため、企業や団体等と連携したキャリア形成支援やライフイベント支援等に取り組み、こども若者のやりたいことを地域社会全体で応援していく機運を高めます。

No.	取組名	内容	担当課
1	ガバメントクラウドファンディング	集まった寄附金の活用方法や用途を明確にし、応援したい人から寄附を募る仕組みを構築します。	未来こども若者課
2	企業立地の促進	若い人たちの働ける場の確保のため、企業の設備投資の促進と企業間連携を図ります。	商工振興課
3	結婚支援活動助成	市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援し運営する団体等に対し予算の範囲内において補助金を交付します。	社会福祉課
4	結婚相談員による支援	結婚に関する情報提供及び支援を図り、男女の出会いを創出します。登録対象者は、市内在住または、結婚後市内住む意思のある20歳以上の独身者となります。	社会福祉課
5	結婚等新生活支援	市内の新婚世帯やパートナーシップ宣誓を行った世帯の新生活を支援するため、新居の住まいに関する費用及び引越し費用の一部を助成します。	未来こども若者課
6	職場体験実習	中学校、義務教育学校の生徒を対象に職場体験実習を行い、将来の仕事に対する具体的なイメージや職業観、労働観等を形成します。	教育指導課
7	新規就農の促進	就農相談への対応や、新規就農者への国からの交付金に係る手続きを実施し、経営の安定に向けた支援を行います。	農業振興課
8	多様で柔軟な働き方の実現	子育て世代が働きやすい職場づくりが促進されるよう、関係機関と協力して啓発活動を進め、子育て支援につなげます。	人権施策推進課 商工振興課
9	長浜フィールドワーク支援	大学との協議により、解決すべき地域課題を選定し、大学生の一定期間（1週間程度）の該当地域での大学生によるフィールドワークを支援します。	未来こども若者課
10	放課後児童クラブにおける保育体験	積極的に夏休みなど長期休業中において大学生へも「支援員候補者登録制度」への登録を促し、長期休み中の人員確保とともに、保育体験の場を設けます。	こども家庭支援課
11	幼稚園・保育所・認定こども園等での保育体験	幼稚園、保育所、認定こども園等において、中高生を対象とした保育実習体験や交流活動を実施します。	幼児課
12	若手農業者の収入の場づくり	就農後の農産物の収入源・販売ルートの一つとして、道の駅直売所を設置します。	農業振興課
13	若者のサードプレイス Topic 6	家や学校とは異なるサードプレイスを運営し、若者同士や地域とつながることのできる場所を増やして、地域への愛着の醸成や若者のやりたいことの実現を促進します。	未来こども若者課
14	若者の就労支援	関係機関と協力して、地元大学生や高校生を対象とした就職セミナーの開催やマッチングの機会の創出、情報提供等の支援を行います。	商工振興課
15	若者のスタートアップ応援	都市部で活躍する長浜の応援団体「東京－長浜リレーションズ」のメンバーが専門的な知識や経験を活かして、若者のアイデアによる起業体験を促します。	未来こども若者課

Topic 6 : 若者のサードプレイス^{3. (2)-⑩-13}

「サードプレイスitteki」

自宅や学校でもない高校生・大学生限定の第3の居場所。
「itteki」という名称には「一滴の水が落ちたら広がる無数の波紋のように、来てくれた高校生や大学生の輪や個性、想いが広がる場所」という思いが込められています。



自分のことも長渕のことも好きになる
高校生・大学生のためのサードプレイス



勉強でも
おしゃべりでも
推し活でも
あなたの「好き」と
つながる
キッカケ
つくれます。

平日 12:00~19:00
利用料 無料



4. 包含する計画と各施策の関係

【図表4 包含する計画と各施策の関係】

実現したい未来へのアプローチ	アプローチを形成する施策の方向性	10の施策パッケージ	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画	こども・若者計画	成育医療等基本方針に基づく計画	子どもの貧困対策計画	ひとり親家庭自立促進計画	放課後児童健全育成事業
安心 安心して暮らせる環境をあたり前にするアプローチ	(1) こどもが生まれる前から小学校1年生までの健やかな育ちを支える環境をととのえる	① こどもの100か月までの育ちのサポート	●	●	●	●			
		② 就学前教育・保育の充実	●	●	●	●			
	(2) すべてのこども若者が幸せな状態で暮らすことができる環境をととのえる	③ ライフステージに応じた経済的負担の軽減	●	●	●		●		
		④ 困った・悩んだときの相談支援体制の充実	●	●	●	●			
		⑤ すべてのこども若者の学び・育ちの応援	●	●	●	●	●	●	
	(3) こども若者も大人も誰かとつながり安心して過ごせる環境をととのえる	⑥ こども若者＋大人の多様な居場所づくり	●	●	●	●	●		●
成長 いろんな経験が自信となり成長へとつながるアプローチ	(1) こども若者と大人が世代を超えてかわりを持てる機会をととのえる	⑦ こども若者が地域のヒト・コト・モノに関わる機会づくり	●	●	●				
	(2) こども若者が新しい発見や経験をする機会をととのえる	⑧ こども若者が多様な体験ができる機会づくり	●	●	●	●			
希望 未来に向けて希望が持てるアプローチ	(1) こども若者の声が社会に反映される仕組みをととのえる	⑨ こども若者の声を施策につなげる仕組みづくり		●	●				
	(2) こども若者がやりたいことをみんなで応援して実現できる仕組みをととのえる	⑩ こども若者のしたい・やりたいをカタチにする仕組みづくり		●	●				

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in two shades of green. One set of three concentric circles is on the left, and a larger set of four concentric circles is on the right. The circles overlap each other and the text below.

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

教育・保育提供区域の設定は「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載すべき事項となっています。

質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の状況、地域の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携、接続等を総合的に勘案して設定します。

(1) 教育・保育事業の提供区域

保護者の就労等により、自宅近くの教育・保育施設のほか、保護者の勤務地近くの施設を利用することもあることから、市内全域を1区域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、市内全域を1つとして必要量を求めています。

また、拠点を中心とした事業もありますが、教育・保育事業の提供区域と同じく保護者の就労等の都合も鑑み、市内全域を1区域とします。

2. 「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

(1) 子どものための教育・保育給付

確保方策に関する施設は以下のとおりです。

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます。また、認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

【図表５－１ 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	３歳から小学校入学までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	０歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	０歳から小学校入学までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。 地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な３歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年１回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

【図表５－２ 子どものための教育・保育給付 認定区分】

認定区分	支給要件
１号認定	満３歳以上の小学校就学前のこどもであって、２号認定のこども以外のもの
２号認定	満３歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
３号認定	満３歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

【図表５－３ 利用可能施設】

		１号認定	２号認定		３号認定
		３歳以上	３歳以上		３歳未満
対象となるこども		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用可能施設	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	認定こども園	○	○	○	○
	地域型保育事業				○

(2) 地域子ども・子育て支援事業

確保方策に関する地域子ども・子育て支援事業は以下のとおりです。

【図表5-4 地域子ども・子育て支援事業】

事業名		主な対象
(1)	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
(2)	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	小学1～6年生
(3)	子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により、家庭における養育を行うことが一時的に困難となった児童等
(4)	地域子育て支援拠点事業	主におおむね3歳未満の児童がいるすべての家庭
(5)	一時預かり事業	① 幼稚園型
		② 幼稚園型以外
		3～5歳（主に在園している児童）
		0～5歳
(6)	病児・病後児保育事業	通園・通学している小学生以下の児童
(7)	ファミリー・サポート・センター事業	小学1～6年生
(8)	利用者支援事業 （こども家庭センター型）	すべての妊産婦及びこどもとその家庭等
(9)	妊婦健康診査事業	妊娠中の女性
(10)	乳児家庭全戸訪問事業 （新生児訪問事業）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭
(11)	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭
	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭
(12)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等
(13)	親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭
(14)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市が定める基準に基づき支援が必要と判断される家庭
(15)	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者並びにこども及びその保護者
(16)	産後ケア事業	市内に住所を有する産後12か月未満の女性及び乳児であり、かつ ①産後ケアを必要とする者 ②その他特に支援が必要と認められる者

(3) 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果を基に、対象となるこどもの父母の有無、就労状況からタイプA～Fの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

【図表5－5 現在の家庭類型】

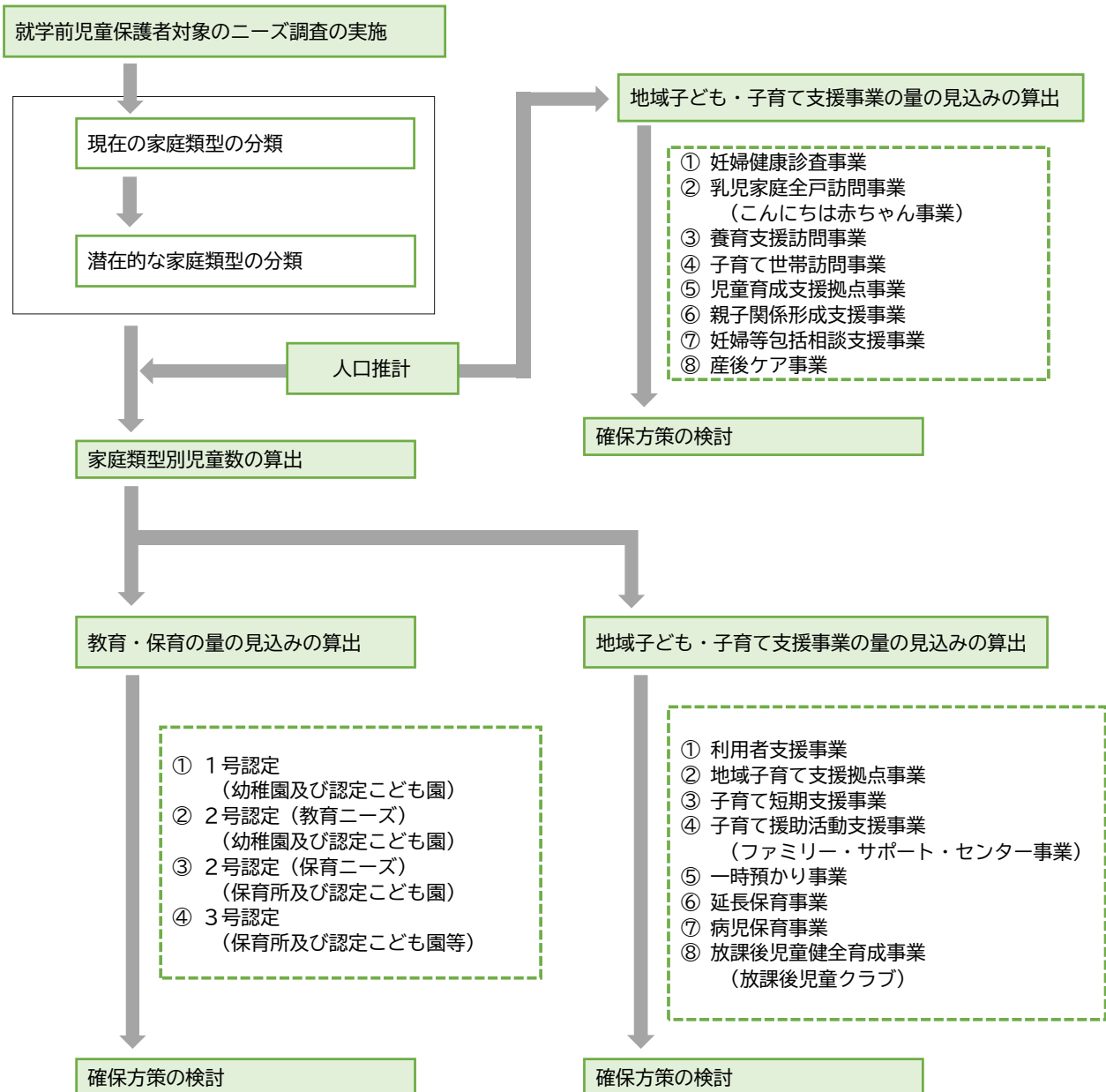
父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム 就労 (育児休業等 含む)	パートタイム就労 (育児休業等含む)			現在は就労 していない 就労した ことがない
				120時間 以上	120時間未満 60時間以上	60時間 未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (育児休業等含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
パートタイム就労 (育児休業等含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		
	120時間未満 60時間以上		タイプC'				
	60時間未満						
現在は就労していない 就労したことがない			タイプD			タイプF	

区分	内容
タイプA	ひとり親家庭等（母子又は父子家庭、又は寡婦）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月120時間以上＋60時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月60時間未満＋60時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月120時間以上＋60時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月60時間未満＋60時間～120時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。	

(4) 量の見込み算出フロー

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市のこれまでの実績や特性を踏まえ、補正を行いました。

【図表5－6 量の見込み算出フロー】



3. こどもの推計人口

本市のこどもの推計人口については、令和7年以降も減少が続くと予想され、計画最終年である令和11年では14,974人になると見込まれます。

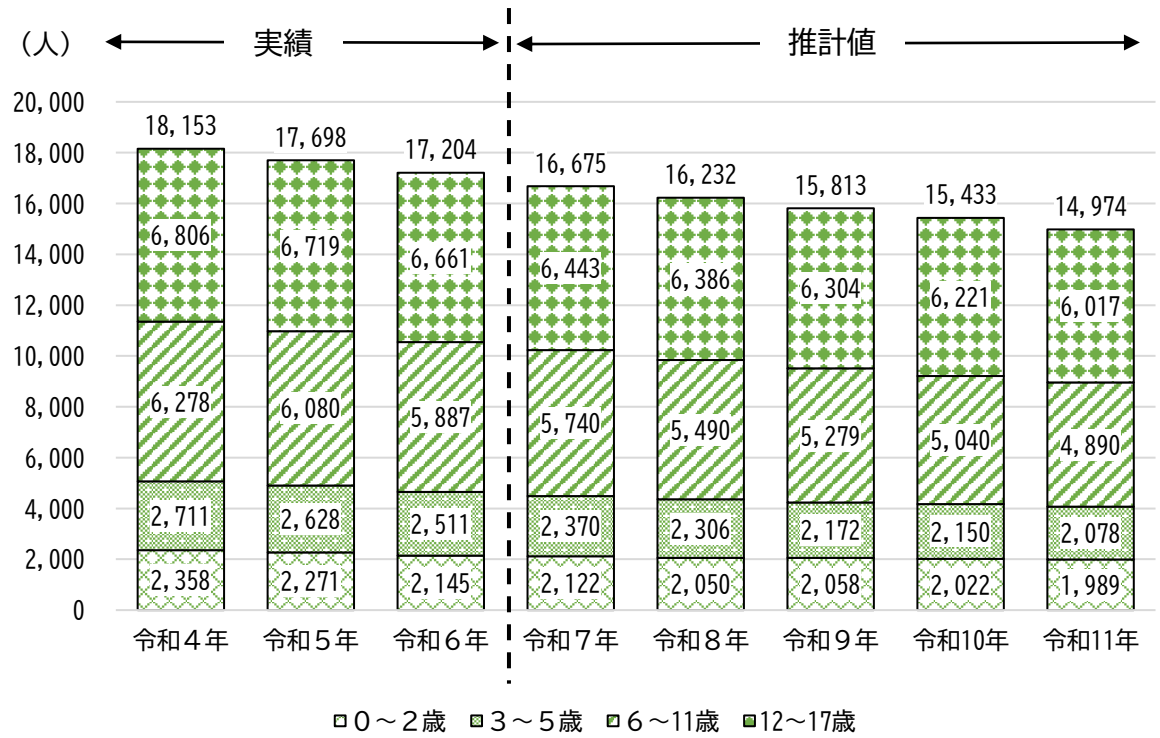
【図表5－7 こどもの推計人口】

単位：人

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～18歳	18,153	17,698	17,204	16,675	16,232	15,813	15,433	14,974
0歳	709	745	653	686	672	660	650	639
1歳	807	724	764	672	706	692	680	670
2歳	842	802	728	764	672	706	692	680
3歳	877	833	806	728	764	672	706	692
4歳	918	877	833	811	733	769	677	711
5歳	916	918	872	831	809	731	767	675
0～5歳	5,069	4,899	4,656	4,492	4,356	4,230	4,172	4,067
6歳	966	912	911	869	828	806	728	764
7歳	1,023	969	915	912	870	829	807	729
8歳	1,081	1,019	968	915	912	870	829	807
9歳	1,009	1,077	1,012	962	909	906	864	823
10歳	1,090	1,010	1,071	1,010	960	907	904	862
11歳	1,109	1,093	1,010	1,072	1,011	961	908	905
6～11歳	6,278	6,080	5,887	5,740	5,490	5,279	5,040	4,890
12歳	1,041	1,108	1,086	1,006	1,068	1,007	957	904
13歳	1,092	1,043	1,109	1,087	1,007	1,069	1,008	958
14歳	1,125	1,093	1,041	1,109	1,087	1,007	1,069	1,008
15歳	1,216	1,124	1,086	1,037	1,105	1,083	1,003	1,065
16歳	1,135	1,219	1,121	1,085	1,036	1,104	1,082	1,002
17歳	1,197	1,132	1,218	1,119	1,083	1,034	1,102	1,080
12～17歳	6,806	6,719	6,661	6,443	6,386	6,304	6,221	6,017

実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法による推計



実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法による推計

4. 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

◆事業概要

幼稚園は、学校教育法上の学校と位置付けられており、「幼稚園教育要領」に基づいた就学前教育を行います。

保育所は、児童福祉法に基づく施設で、保護者が就労や疾病等により就学前の児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり「保育所保育指針」に基づいた就学前教育を行います。

その他に、幼稚園と保育所の機能や特長を合わせもち、地域の子育て支援も行う認定こども園があります。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（幼稚園型認定こども園については、「幼稚園教育要領」）に基づいた就学前教育を行います。

なお、幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、「子ども・子育て支援制度」の支給認定を受ける必要があります。

◆今後の方向性

待機児童の解消に向けて、民間施設等と連携、協力し、必要な見込量に対する提供体制を確保するとともに、保護者のニーズ等に柔軟に対応するよう努めます。

（１）教育ニーズ：１号認定、２号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）

【図表５－８ １号認定、２号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）の
量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	本計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	640	623	586	581	561
1号認定	475	445	403	383	355
2号認定（教育ニーズ）	165	178	183	198	206
②提供量	640	623	586	581	561
教育・保育施設	640	623	586	581	561
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
差（②－①）	0	0	0	0	0

(2) 保育ニーズ：2号認定

【図表5-9 2号認定の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	本計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,708	1,660	1,565	1,548	1,496
②提供量	1,708	1,660	1,565	1,548	1,496
教育・保育施設	1,698	1,650	1,555	1,538	1,486
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設等	0	0	0	0	0
うち企業主導型 保育施設の地域枠 その他認可外 保育施設等	10	10	10	10	10
差(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 保育ニーズ：3号認定（0歳児）

【図表5-10 3号認定（0歳児）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	本計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	137	146	154	164	172
②提供量	137	146	154	164	172
教育・保育施設	126	135	143	153	161
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設等	5	5	5	5	5
うち企業主導型 保育施設の地域枠 その他認可外 保育施設等	6	6	6	6	6
差(②-①)	0	0	0	0	0

(4) 保育ニーズ：3号認定（1・2歳児）

【図表5-11 3号認定（1・2歳児）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	本計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	987	972	1,021	1,034	1,048
1歳児	424	458	462	467	472
2歳児	563	514	559	567	576
②提供量	987	972	1,021	1,034	1,048
教育・保育施設	952	937	986	999	1,013
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設等	15	15	15	15	15
うち企業主導型保育施設の地域枠					
その他認可外保育施設等	20	20	20	20	20
差（②－①）	0	0	0	0	0

(5) 保育利用率：3号認定（0～2歳児）

国が示す基本指針において、小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合である「保育利用率²」について、計画期間内における目標値を設定することとされています。

本計画期間中における0～2歳児の保育利用率の見込みは、以下のとおりです。

【図表5-12 3号認定（0～2歳児）の保育利用率】

単位：人

区分	本計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用定員数	1,279	1,284	1,351	1,386	1,418
0歳児	292	312	330	352	370
1歳児、2歳児	987	972	1,021	1,034	1,048
②推計児童数	2,122	2,050	2,058	2,022	1,989
0歳児	686	672	660	650	639
1歳児、2歳児	1,436	1,378	1,398	1,372	1,350
保育利用率（①／②）	0.60	0.63	0.66	0.69	0.71
0歳児	0.43	0.46	0.50	0.54	0.58
1歳児、2歳児	0.69	0.71	0.73	0.75	0.78

2 保育利用率：3号認定の利用定員数／0～2歳の人口推計

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

◆事業概要

保育認定を受けたこどもについて、認定こども園や保育所等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

◆今後の方向性

引き続き、保育時間外保育のニーズに応じながら、継続的に取り組んでいきます。

【図表5-13 時間外保育事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	本計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	985	971	962	968	961
②実施か所数（確保方策）	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所
③提供量	985	971	962	968	961
差（③－①）	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業終了後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間にも実施します。

◆今後の方向性

市内児童数は減少することが見込まれますが、依然として放課後児童クラブへのニーズは高く、放課後児童クラブは不可欠なものであることから、今後も受け入れ態勢の整備と維持に努めます。

また、余裕ある充実した居場所を安定して提供できるよう、支援員の確保のみならず研修や巡回指導の実施による支援員の知識・技術の向上に努めます。さらに、放課後に児童が様々な体験活動に参加できるよう、「一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室」の整備・拡充や、学校施設の利用について関係機関と連携調整を進め、放課後における児童の安全安心な居場所づくりに努めます。

【図表５－１４ 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	本計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2,374	2,310	2,217	2,106	2,042
1年生	566	542	519	467	483
2年生	583	559	531	511	461
3年生	441	451	425	406	397
4年生	391	373	381	360	347
5年生	244	238	225	229	219
6年生	149	147	136	133	135
②支援単位数（確保方策）	52単位	53単位	54単位	55単位	56単位
③提供量	2,374	2,310	2,217	2,106	2,042
差（③－①）	0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

◆事業概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

◆今後の方向性

母子生活支援施設や自立援助ホーム、里親等、利用可能施設等を確保し、支援体制の充実に努めます。

【図表5-15 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	本計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	35	50	50	50	50
ショートステイ	25	40	40	40	40
トワイライトステイ	10	10	10	10	10
②実施か所数（確保方策）	6か所	7か所	7か所	7か所	7か所
③提供量	35	50	50	50	50
差（③－①）	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

◆事業概要

乳幼児とその保護者や妊娠中の方、またその家族が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆今後の方向性

コロナ禍で利用者数が一旦減少したものの、その後利用者数は増加しています。今後利用したい子育て支援事業の中で、子育て支援センターに対するニーズは高いため、引き続き、満足度の高い事業を実施していくとともに、子育てに不安を感じる子育て家庭に寄り添い、利用者が気軽に安心して相談できる場となるよう努めます。

【図表5-16 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策】

単位：人回

区分	本計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	77,838	75,126	75,417	74,138	72,945
②実施か所数（確保方策）	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
③提供量	77,838	75,126	75,417	74,138	72,945
差（③－①）	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園型

◆事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保育の必要性があるこどもを対象に実施する事業です。

◆今後の方向性

子ども・子育て支援新制度において、幼稚園への預かり保育が一時預かり事業に位置付けられて以降、ニーズが高まっています。空き教室の活用等も踏まえ、量の確保に努めます。

【図表5-17-1 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策】 単位：人日

区分	本計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18,611	19,541	20,518	21,543	22,620
②提供量	18,611	19,541	20,518	21,543	22,620
差(②-①)	0	0	0	0	0

② 幼稚園型を除く

◆事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となったこどもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

◆今後の方向性

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されることから、認定こども園等で、量の確保を図ります。

ファミリー・サポート・センターは活動件数やおねがい会員数が減少していますが、一時預かりに対するニーズは高いです。安定かつ持続可能な事業運営や質の更なる向上を図るため、(福)長浜市社会福祉協議会と連携して、まかせて会員の確保や資質向上に努めます。

【図表5-17-2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	本計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,207	4,108	4,062	3,989	3,918
民間保育所・公立認定こども園	2,707	2,659	2,611	2,564	2,518
保育ルーム	1,460	1,411	1,415	1,389	1,366
ファミリー・サポート・センター	40	38	36	36	34
②提供量	4,207	4,108	4,062	3,989	3,918
差(②-①)	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

◆事業概要

病気や病気回復期の児童を、就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

◆今後の方向性

ニーズに対応できるよう、病児保育及び病後児保育の量を確保するよう努めます。

【図表5-18 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	本計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,593	1,587	1,580	1,582	1,578
病児・病後児対応型	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215
体調不良児対応型	378	372	365	367	363
②実施か所数（確保方策）	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
病児・病後児対応型	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
体調不良児対応型	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
③提供量	1,593	1,587	1,580	1,582	1,578
差（③－①）	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業（小学生児童のみ）

◆事業概要

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償でこどもを提供会員の自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は小学校6年生までのこどもの保護者です。

◆今後の方向性

活動件数やおねがい会員数は減少していますが、一時預かりに対するニーズは高いです。安定かつ持続可能な事業運営や質の更なる向上を図るため、（福）長浜市社会福祉協議会と連携して、まかせて会員の確保や資質向上に努めます。

【図表5-19 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	本計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	380	363	346	346	328
低学年（1～3年生）	110	105	100	100	95
高学年（4～6年生）	270	258	246	246	233
②実施か所数（確保方策）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
③提供量	380	363	346	346	328
差（②－①）	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

◆事業概要

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

◆今後の方向性

妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及びニーズに応じて必要な支援につなげる妊婦等包括相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【図表5-20 利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：か所

区分	本計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（確保方策）	1	1	1	1	1

(9) 妊婦健康診査

◆事業概要

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進や妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

◆今後の方向性

引き続き、妊婦健康診査受診券を交付し、経済的負担を軽減するだけでなく、安心・安全に妊娠期の健康を確保し、委託先の医療機関と連携して必要な支援を行います。

【図表5-21 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策】

単位：人回

区分	本計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	630	598	569	540	513
②実施体制（確保方策）	実施場所：委託医療機関（委託外は償還払い） 実施体制：医療機関との委託契約 検査項目：国の定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：通年実施				
③提供量	630	598	569	540	513
差（③－①）	0	0	0	0	0

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）

◆事業概要

乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

◆今後の方向性

すべての乳児がいる家庭を対象に、少子化・核家族化により孤立せず、保護者の育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行います。

【図表5-22 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	本計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	618	587	558	530	504
②実施体制（確保方策）	実施場所：自宅 実施機関：健康推進課 委託団体：2か所				
③提供量	618	587	558	530	504
差（③－①）	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業

◆事業概要

養育支援訪問事業：児童の養育に係る支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師、保育士、家庭児童相談員等による専門的相談支援の派遣による育児・家庭援助を行い、安定した児童の養育を図ります。

子育て世帯訪問支援事業：令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境をととのえます。

◆今後の方向性

養育支援訪問事業：研修等により職員の相談技術等の向上を図り、支援体制の充実を図ります。

子育て世帯訪問支援事業：民間事業所と連携を図り、支援体制を確保します。

【図表5-23 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策】

単位：人回

区分		本計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	①量の見込み	55	60	60	65	65
	②提供量	55	60	60	65	65
	差(②-①)	0	0	0	0	0
子育て世帯訪問支援事業	③量の見込み	165	185	185	205	205
	④提供量	165	185	185	205	205
	差(④-③)	0	0	0	0	0
実施体制（確保方策）		①乳児家庭全戸訪問事業や保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡、通告等により対象者を把握。 ②要対協のなかの養育支援専門部会（原則月1回）において、サービス提供検討会議を実施。会議では、具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法、支援者等について計画を策定し、決定。 ③この計画に基づいて支援を行い、通常3か月ごとに会議でアセスメントと支援の見直しを行う。 ※サービス提供検討会議において、訪問介護員の派遣による育児・家事援助が必要と決定した場合には、市が委託契約している事業所担当者と協議をして、必要なサービスの提供を行う。				

(12) 児童育成支援拠点事業

◆事業概要

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

◆今後の方向性

ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

(13) 親子関係形成支援事業

◆事業概要

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

◆今後の方向性

ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業概要

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

◆今後の方向性

ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

◆事業概要

妊婦やその配偶者等に対して、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

◆今後の方向性

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる妊婦等包括相談支援を行います。

【図表５－２４ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：回

区分	本計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	221	209	199	189	180
1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
妊娠届出数	630人	598人	569人	540人	513人
②提供量	221	209	199	189	180
こども家庭センター	221	209	199	189	180
こども家庭センター以外	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

(16) 産後ケア事業

◆事業概要

出産後１年以内の母子を対象に、地域の産後ケア事業所で、宿泊・日帰り・自宅訪問などを通じて心身の健康管理、授乳相談、育児相談を提供し、安心して子育てできる環境をととのえ、心身の不調や育児不安を軽減するための支援を行います。

◆今後の方向性

出産後１年以内の母親が、安心して育児を行い、こどもが健やかに成長できるよう、母子への心身のケアや育児等の支援を行います。

【図表５－２５ 産後ケア事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	本計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	295	295	295	295	295
宿泊	170	170	170	170	170
日帰り	100	100	100	100	100
訪問	25	25	25	25	25
②提供量	295	295	295	295	295
差（②－①）	0	0	0	0	0

(17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆事業概要

「子育て安心プラン実施計画」による保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、認定こども園、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設の事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他施設の事業者の連携を行います。

◆今後の方向性

新たに整備・開設を希望する施設の事業者から相談があった際には、適切な情報提供や連携を行い、民間活力の参入を促進します。

6. 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月から開始した教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです。

【図表5-26 施設等利用給付認定】

認定区分	支給要件
新1号認定	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前のこどもであって、 <u>新2号認定のこども及び新3号認定のこども以外</u> のもの
新2号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した</u> 小学校就学前のこどもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの
新3号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある</u> 小学校就学前のこどもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもののうち、 <u>市町村民税非課税世帯</u> であるもの

認定区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園、認定こども園（短時部）等
新2号認定	保育所、認定こども園（長時部）
新3号認定	認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業 等

7. こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付）

◆概要

こども誰でも通園制度とは、子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前こどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

こどもを中心に、こどもの成長の観点から、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本制度は、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施し、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施します。

◆今後の方向性

本市では、令和8年度からの本格実施に先駆けて、子育て中の保護者の育児負担の軽減とリフレッシュを目的として実施している「パパママ・リフレッシュ託児事業」を長浜版こども誰でも通園事業として拡充します。令和8年度以降においても、関係課と連携を図りながら必要な量の確保に努めます。

【図表5-27 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	本計画			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,620	7,464	7,176	6,960
0歳児	2,820	2,640	2,460	2,292
1歳児	3,060	3,000	2,940	2,916
2歳児	1,740	1,824	1,776	1,752
②提供量	7,620	7,464	7,176	6,960
0歳児	2,820	2,640	2,460	2,292
1歳児	3,060	3,000	2,940	2,916
2歳児	1,740	1,824	1,776	1,752
差（②－①）	0	0	0	0

8. 長浜市子ども・子育て支援事業計画における実績と見込量一覧

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園事業の量の見込

①教育事業：1号認定、2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）（3～5歳）

【図表5-28-1 教育事業の実績値、見込量】

単位：人

区分	第1期計画の実績値					第2期計画の実績値					第3期計画の見込量				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
合計						871	850	808	805	694	640	623	586	581	561
1号認定	1,535	1,443	1,285	1,145	1,012	767	724	668	642	560	475	445	403	383	355
2号認定 (教育 ニーズ)						104	126	140	163	134	165	178	183	198	206

※R6の実績値は、令和6年11月1日時点の見込値です。

②保育事業：2号認定（3～5歳）、3号認定（0～2歳）

【図表5-28-2 保育事業の実績値、見込量】

単位：人

区分	第1期計画の実績値					第2期計画の実績値					第3期計画の見込量				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3号認定	1,057	1,135	1,208	1,219	1,264	1,258	1,230	1,174	1,204	1,107	1,124	1,118	1,175	1,198	1,220
0歳児	233	265	258	275	280	271	264	244	248	163	137	146	154	164	172
1歳児	824	870	950	944	950	987	966	930	956	944	424	458	462	467	472
2歳児											563	514	559	567	576
2号認定	1,701	1,742	1,827	1,901	1,990	2,003	1,931	1,879	1,805	1,791	1,708	1,660	1,565	1,548	1,496

※R6の実績値は、令和6年11月1日時点の見込値です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込

【図表５－２９ 地域子ども・子育て支援事業の実績値、見込量】

区分	第１期計画の実績値					第２期計画の実績値					第３期計画の見込量				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
時間外保育事業(延長保育事業)(人)	912	941	939	950	1,020	828	701	1,049	1,006	1,022	985	971	962	968	961
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(人)	1,341	1,543	1,820	2,019	2,208	2,234	2,221	2,266	2,263	2,338	2,374	2,310	2,217	2,106	2,042
1年生	344	391	485	504	519	578	563	532	552	548	566	542	519	467	483
2年生	346	356	416	492	513	533	556	544	512	553	583	559	531	511	461
3年生	283	319	362	396	469	475	462	482	473	450	441	451	425	406	397
4年生	197	267	285	308	367	380	358	377	364	402	391	373	381	360	347
5年生	127	134	186	185	224	173	203	220	237	252	244	238	225	229	219
6年生	44	76	86	134	116	95	79	111	125	133	149	147	136	133	135
子育て短期支援事業(人)	0	0	7	7	7	2	5	1	17	25	35	50	50	50	50
地域子育て支援拠点事業(人回)	79,471	88,215	93,333	88,885	85,366	43,280	45,012	59,157	69,544	79,000	77,838	75,126	75,417	74,138	72,945
(実施箇所数)	7	7	8	8	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9
一時預かり事業(人回)	569	5,357	6,713	5,440	7,345	19,609	19,921	21,094	21,176	22,147	22,818	23,649	24,580	25,532	26,538
幼稚園型	-	-	-	-	-	12,692	14,722	16,047	16,881	18,309	18,611	19,541	20,518	21,543	22,620
幼稚園型を除く	569	5,357	6,713	5,440	7,345	6,917	5,199	5,047	4,295	3,838	4,207	4,108	4,062	3,989	3,918
民間保育所・公立認定こども園	569	5,357	5,208	3,915	4,215	2,960	2,925	2,929	2,808	2,107	2,707	2,659	2,611	2,564	2,518
保育ルーム	-	-	1,505	1,525	3,130	3,709	2,235	2,092	1,447	1,683	1,460	1,411	1,415	1,389	1,366
ファミリー・サポート・センター	-	-	-	-	-	248	39	26	40	48	40	38	36	36	34

※R6の実績値は、令和６年１１月１日時点の見込値です。

区分	第1期計画の実績値					第2期計画の実績値					第3期計画の見込量				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
病児・病後児 保育事業 (人日)	10	119	223	230	266	344	374	619	1,251	1,590	1,593	1,587	1,580	1,582	1,578
ファミリー・ サポート・ センター事業 (小学生児童の み)(人)	303	464	657	469	505	463	468	456	322	500	380	363	346	346	328
低学年 (1～3 年生)	29	304	567	366	405	389	299	110	4	300	110	105	100	100	95
高学年 (4～6 年生)	274	160	90	103	100	74	169	346	318	200	270	258	246	246	233
利用者支援 事業(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
妊婦健康診査 (人回)	920	879	903	816	850	736	792	784	698	663	630	598	569	540	513
乳児家庭全戸 訪問事業 (新生児訪問 事業)(人)	975	900	875	844	840	823	714	768	685	651	618	587	558	530	504
養育支援 訪問事業 (人回)	138	80	145	91	106	155	208	142	351	54	55	60	60	65	65
子育て世帯 訪問支援 事業(人日)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120	165	185	185	205	205
妊婦等包括 相談支援 事業(回)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	221	209	199	189	180
産後ケア 事業(人日)	-	-	-	15	31	11	22	96	117	173	295	295	295	295	295

※R6の実績値は、令和6年11月1日時点の見込値です。

(3) こども誰でも通園制度の量の見込

【図表5-30 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の見込量】

区分	第1期計画の実績値					第2期計画の実績値					第3期計画の見込量				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳児等通園 支援事業 (人日)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,620	7,464	7,176	6,960
0歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,820	2,640	2,460	2,292
1歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,060	3,000	2,940	2,916
2歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,740	1,824	1,776	1,752

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in two shades of green. On the left, there are two concentric circles. To their right, there is a larger set of three concentric circles. These circles overlap with each other and with the text area.

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

ビジョンとして掲げた「こども若者＋大人が笑顔になる回数が増えている未来」を実現するためには、ミッションである「(こども若者＋大人) × 長浜 = 未来 (笑顔)」という考え方をみんなで共有し、それぞれの立場や場面において、こども若者と大人が主体的かつ積極的に関わる機会をできるだけ多く創出することが大切です。こども若者が大人と一緒に長浜（本市固有のローカル資源）に関わる様々な取組を進めることにより、自己肯定感、安心感、達成感、連帯感を感じながら共に成長し、こども若者も大人も笑顔になる回数を増やしていきます。

また、3つのアプローチを形成する「10の施策パッケージ」を一つの単位として、市や地域、関係機関などあらゆる主体が同じ方向性に向かって総合的に取り組むことができるよう、施策体系・体制をととのえます。

2. 計画の進捗管理

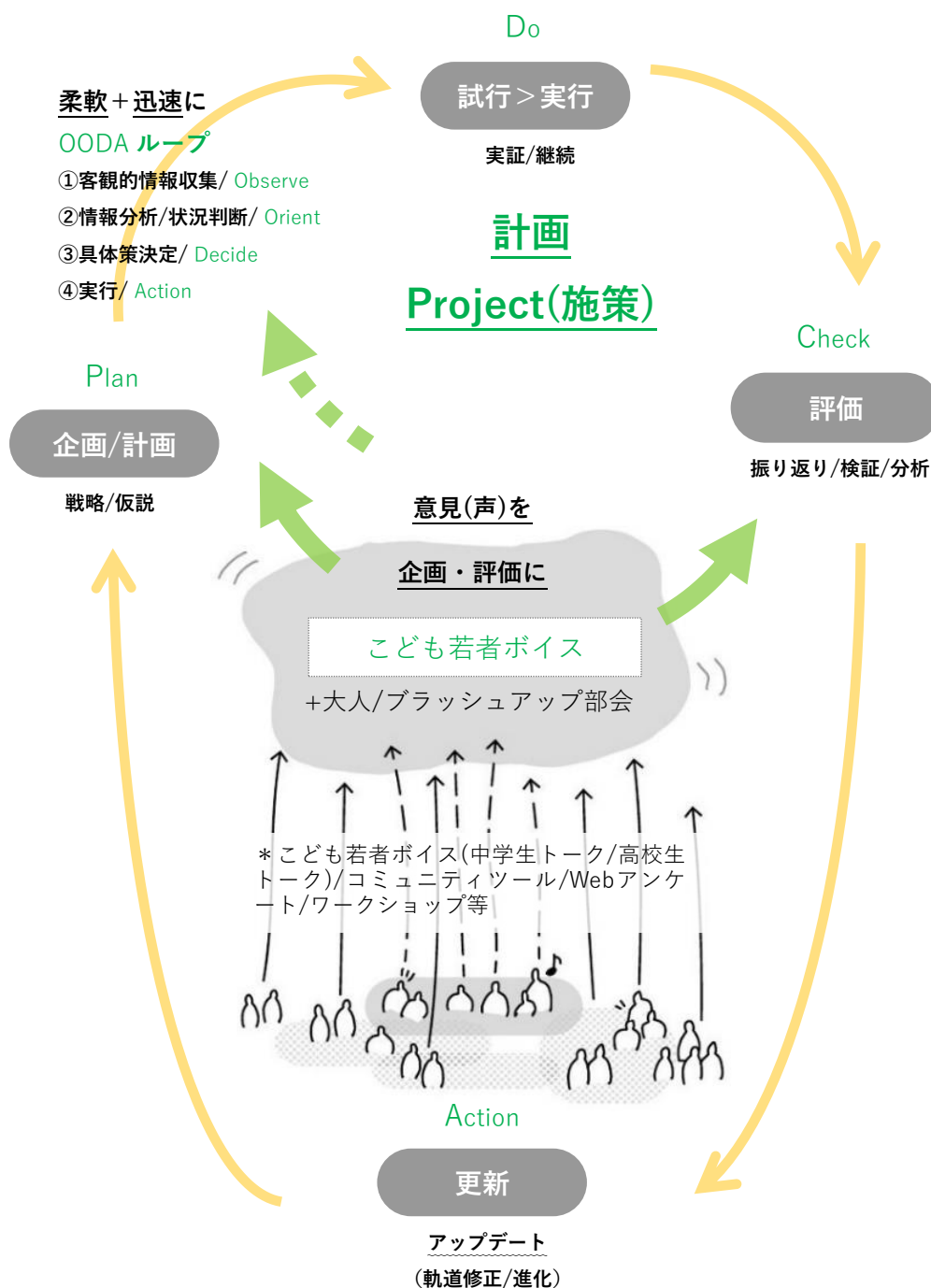
本計画の進捗状況は、附属機関である「長浜市未来こども若者会議」と庁内組織である「長浜市未来こども若者政策推進本部」を中心に管理していきます。進捗管理においては、評価・検証と企画・計画のプロセスにおいて、こども若者からの意見を反映し、計画をブラッシュアップしていきます。

基本的にはPDCAサイクルを活用し、企画、実行、評価・検証を行い、計画を随時アップデートしていきます。社会情勢の変化により、柔軟かつ迅速に対応すべきニーズや課題が明確になった場合には、OODA（ウーダ）ループを用いて、情報収集、分析、具体策の決定を行い、スピーディに実行に移します。特に早急な対応が求められるニーズや課題に対しては、「まずやってみる」という考え方のもと、実際に行動することで得られた成功体験や課題を次の取組に活かすことが、この計画におけるOODA（ウーダ）ループの基本的な考え方です。

進捗は毎年確認し、その都度軌道修正や進化を図っていきます。中間（令和9）年度には、評価指標（NSP）に基づく調査などを実施し、目標数値の達成状況を把握するとともに、国の基本指針に基づいた評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

【図表6－1 計画の進捗管理】

「PDCAサイクル」と「OODAループ」のハイブリッド



<優先する価値観>

- ◆こども若者がプレイヤー(主語)という視点で考える
- ◆こども若者の意見(声)を Plan と Check に反映させる
- ◆こども若者と大人が一緒に取り組んでいく
- ◆アップデートを繰り返して磨きあげていく



資料編

資料編

1. 統計からみた長浜市の現状

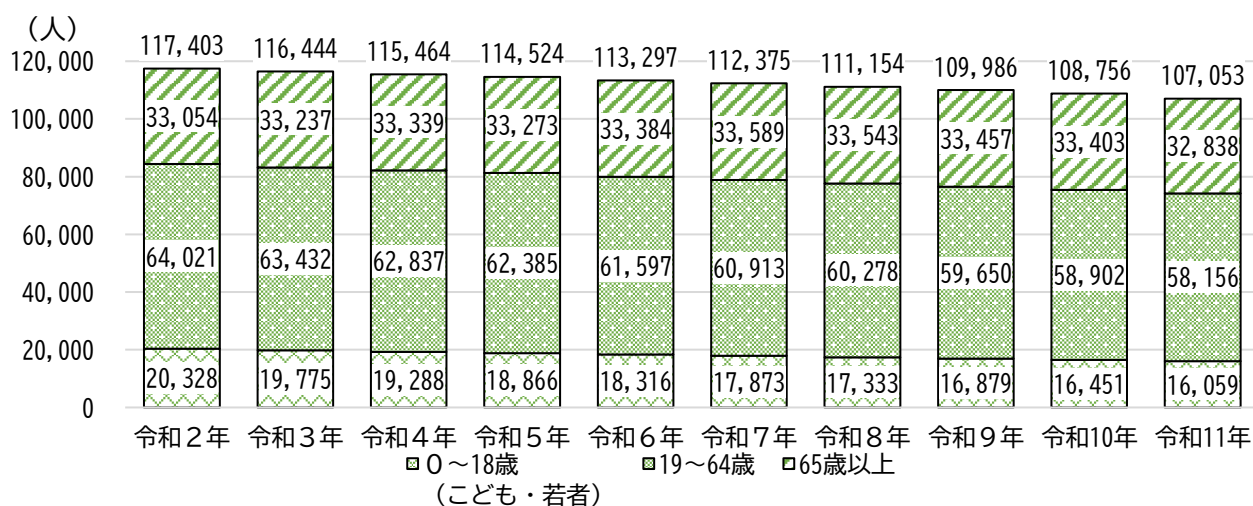
(1) 総人口の推移と推計

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年では113,297人となっています。令和7年以降も減少を続け、計画最終年の令和11年は107,053人になると見込まれます。

年齢3区分別にみると、0～18歳人口と19～64歳人口は減少が続いており、65歳以上人口は増加を続けています。令和7年以降も0～18歳人口と19～64歳人口は減少を続けますが、65歳以上人口も減少に転じると見込まれます。

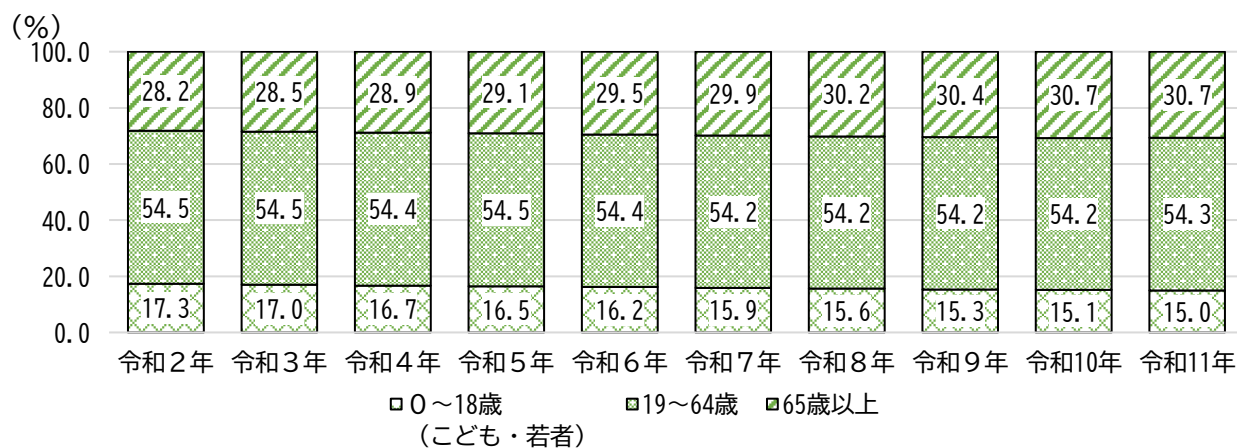
また、年齢3区分別人口割合をみると、令和6年の0～18歳人口割合は16.2%となっており、計画最終年の令和11年は15.0%になると見込まれます。

【図表7-1-1 年齢3区分別人口の推移と推計】



資料：令和2年～令和6年・・・住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降・・・コーホート変化率法による推計

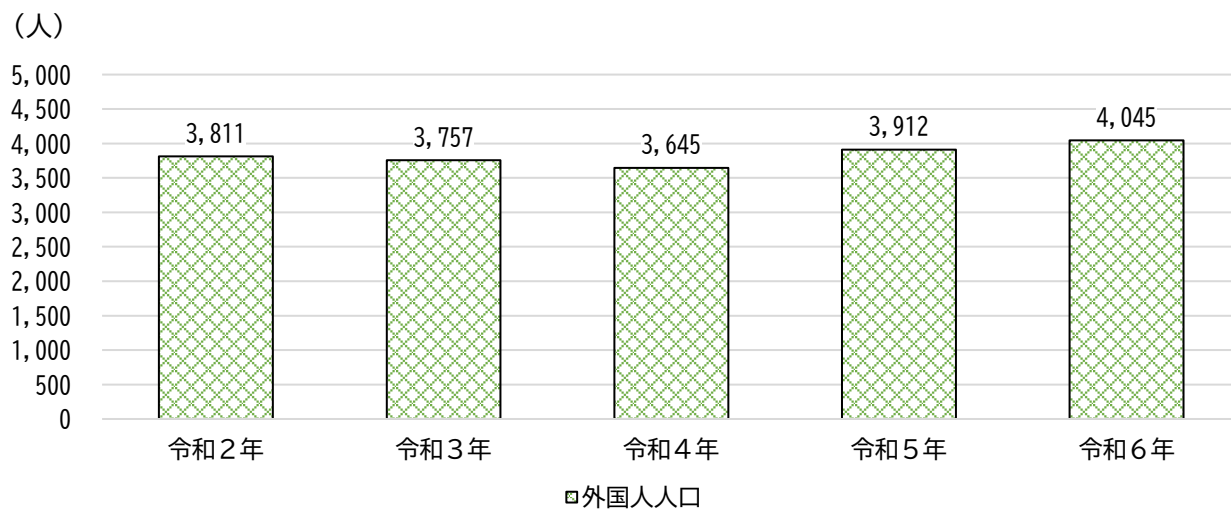
【図表7-1-2 年齢3区分別人口割合の推移と推計】



資料：令和2年～令和6年・・・住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降・・・コーホート変化率法による推計

本市の外国籍人口の推移は、令和4年以降増加傾向にあり、令和6年では4,045人となっています。

【図表7-1-3 外国籍人口の推移】



資料：市民課（各年4月1日現在）

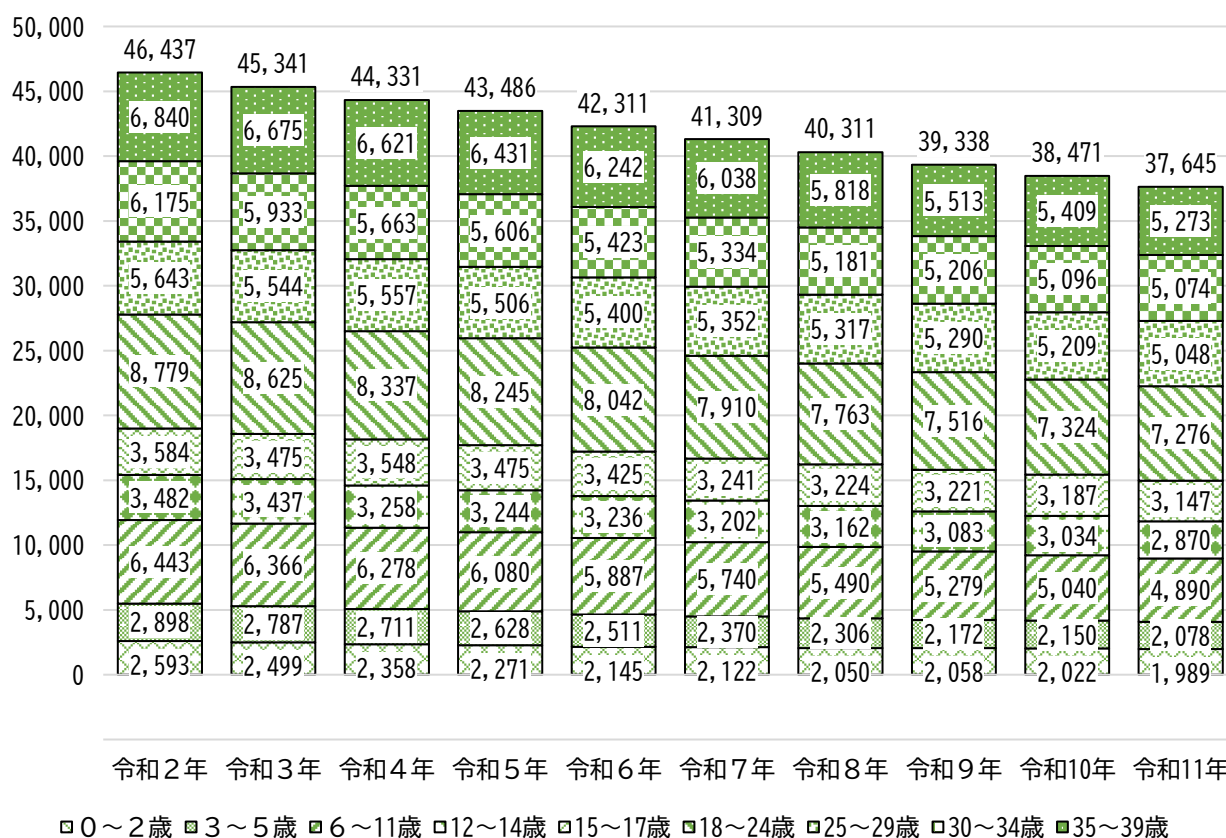
(2) こども若者の人口の推移と推計

本市のこども若者の人口（0～39歳）の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年では42,311人となっています。令和7年以降も減少を続け、計画最終年の令和11年は37,645人になると見込まれます。

内訳をみると、令和6年から令和11年にかけて、いずれの年齢層も減少すると予想され、特に6～11歳は997人と大きく減少する見込みとなっています。

【図表7-2 こども若者の人口（0～39歳）の推移と推計】

(人)



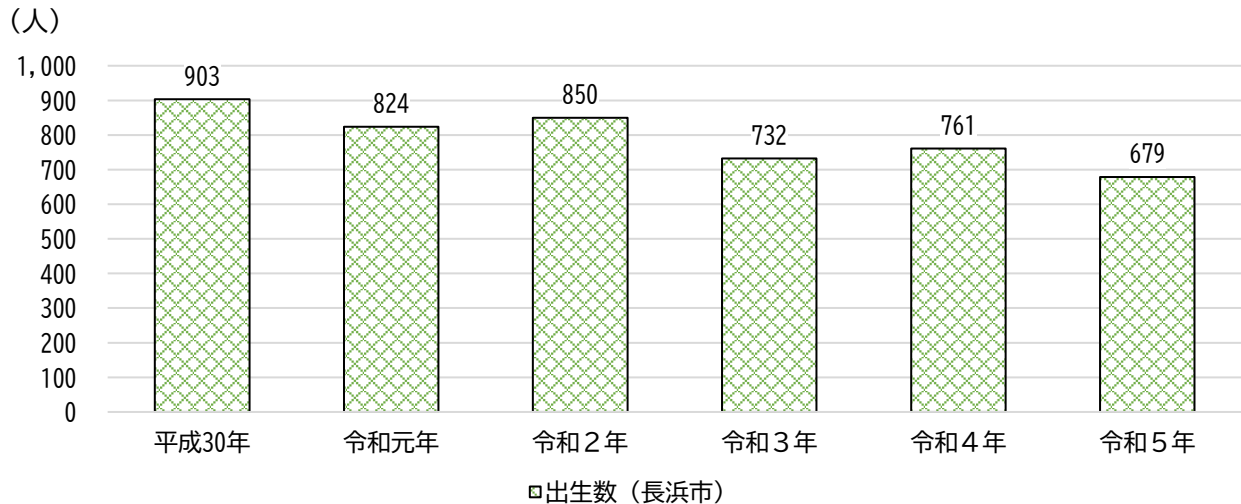
資料：令和2年～令和6年・・・住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降・・・・・・コーホート変化率法による推計

(3) 出生の動向

本市の出生数の推移は、平成30年以降増減を繰り返しつつも減少傾向にあり、令和5年では679人となっています。

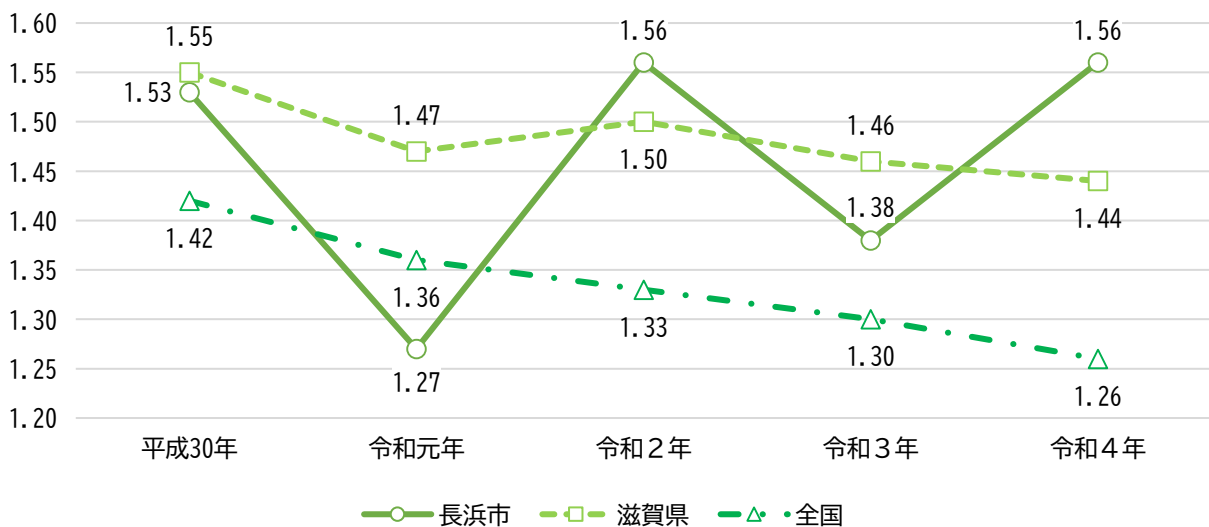
本市の合計特殊出生率の推移は、年によってばらつきがあり、令和4年では1.56と全国、滋賀県より高くなっています。

【図表7-3-1 出生数の推移】



資料：市民課

【図表7-3-2 合計特殊出生率の推移】



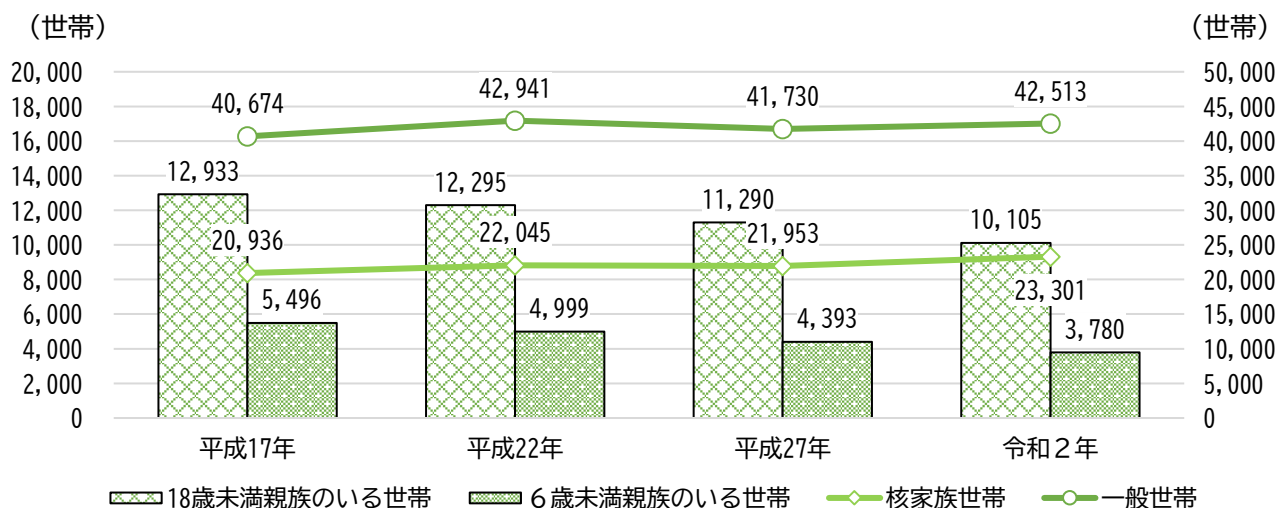
資料：全国、滋賀県・・・人口動態統計
長浜市・・・長浜保健所

(4) 世帯の推移

本市の一般世帯数について、令和2年では42,513世帯となっています。また、核家族世帯について、令和2年では23,301世帯となっており、平成17年以降で最も多くなっています。一方で、18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯はともに減少が続いており、一般世帯全体における「こどものいる世帯」の割合は減少しています。

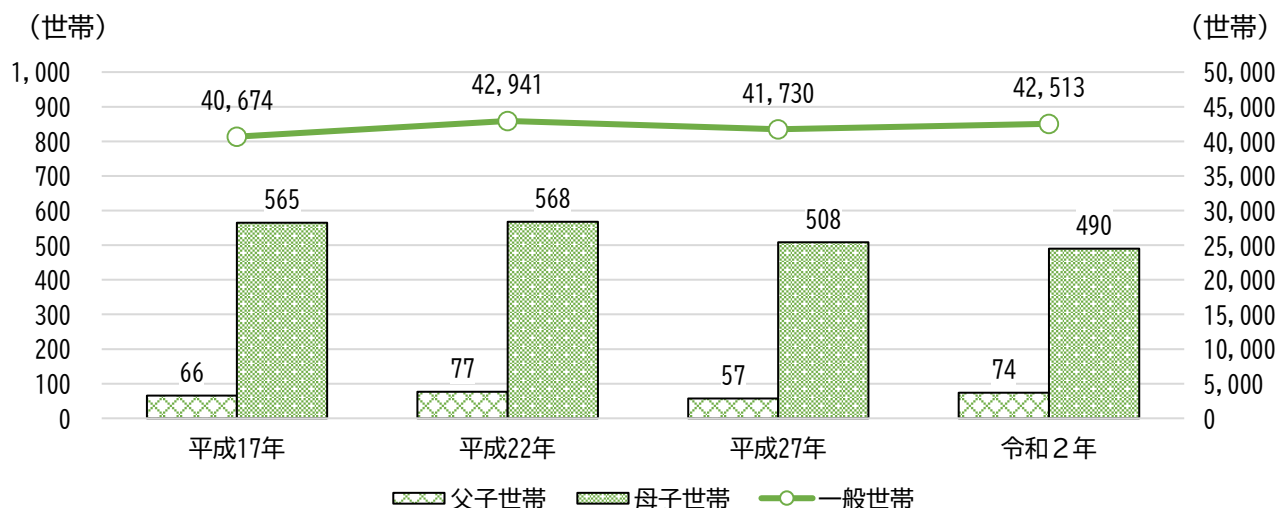
本市のひとり親世帯の推移をみると、令和2年では父子世帯が74世帯、母子世帯が490世帯となっており、母子世帯は平成17年以降で最も少なくなっています。

【図表7-4-1 こどものいる世帯の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日）
※平成17年は合併前の旧市町の合計

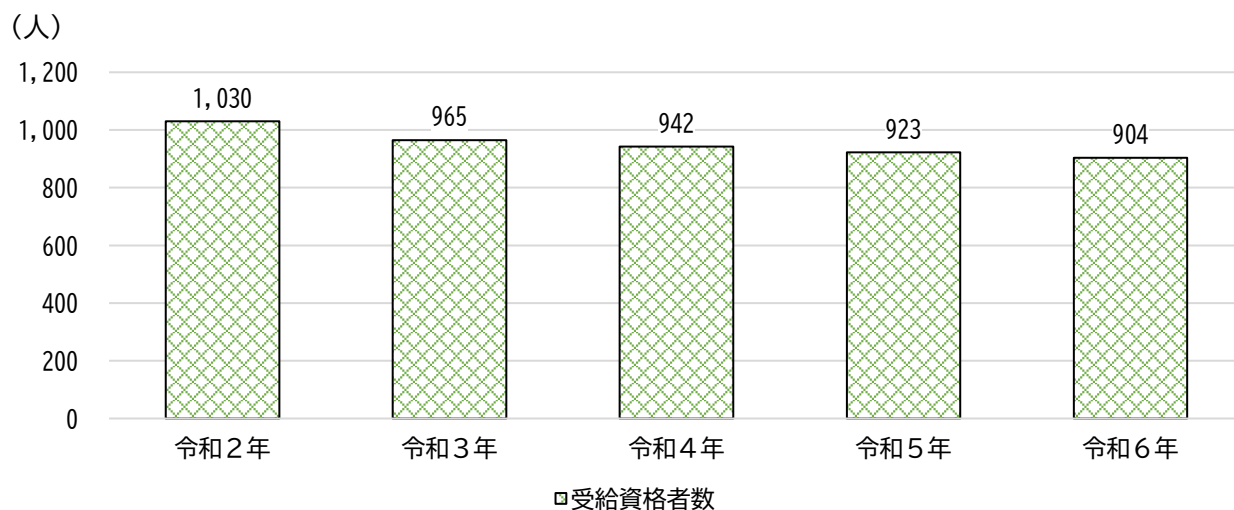
【図表7-4-2 ひとり親世帯の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日）
※平成17年は合併前の旧市町の合計

本市の児童扶養手当受給資格者数については、令和2年以降減少傾向にあり、令和6年では904人となっています。

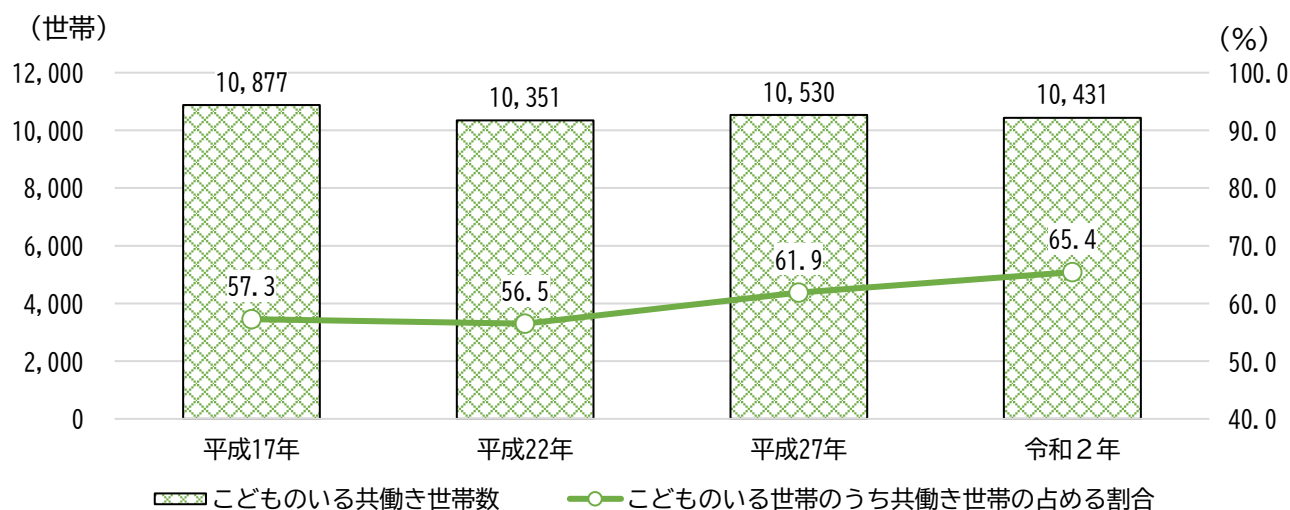
【図表7-4-3 児童扶養手当受給資格者数の推移】



資料：こども家庭支援課（各年2月現在）

本市のこどものいる共働き世帯数については、令和2年では10,431世帯となっています。また、こどものいる世帯に占める共働き世帯の割合は、平成22年以降増加を続けており、令和2年では65.4%となっています。

【図表7-4-4 共働き世帯の推移】

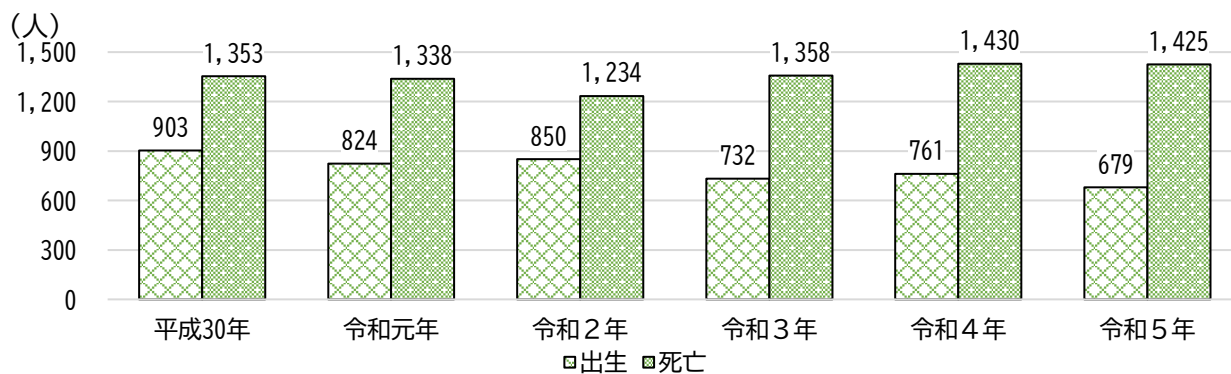


資料：国勢調査（各年10月1日）
※平成17年は合併前の旧市町の合計

(5) 人口動態

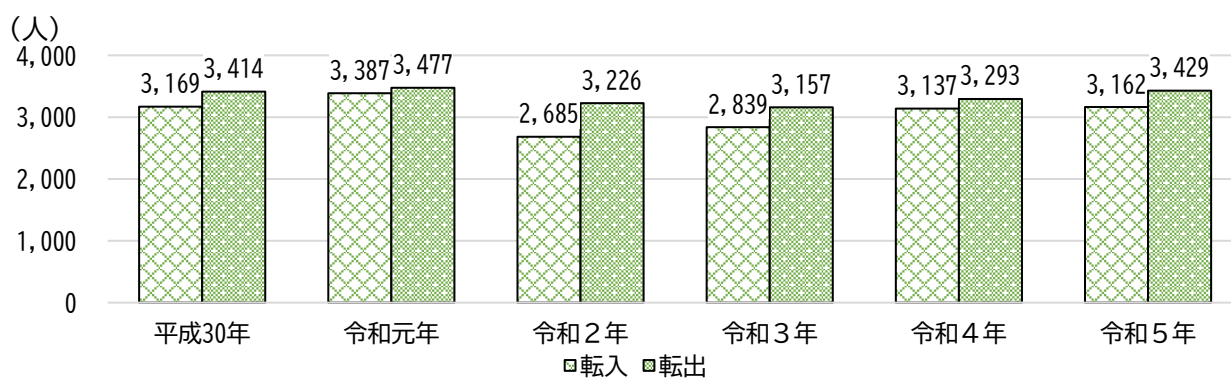
本市の自然動態をみると、平成30年以降は出生よりも死亡が超過しています。
 本市の社会動態をみると、平成30年以降は転入よりも転出が超過しています。
 本市の人口動態をみると、平成30年以降は人口減少が続いています。

【図表7-5-1 自然動態】



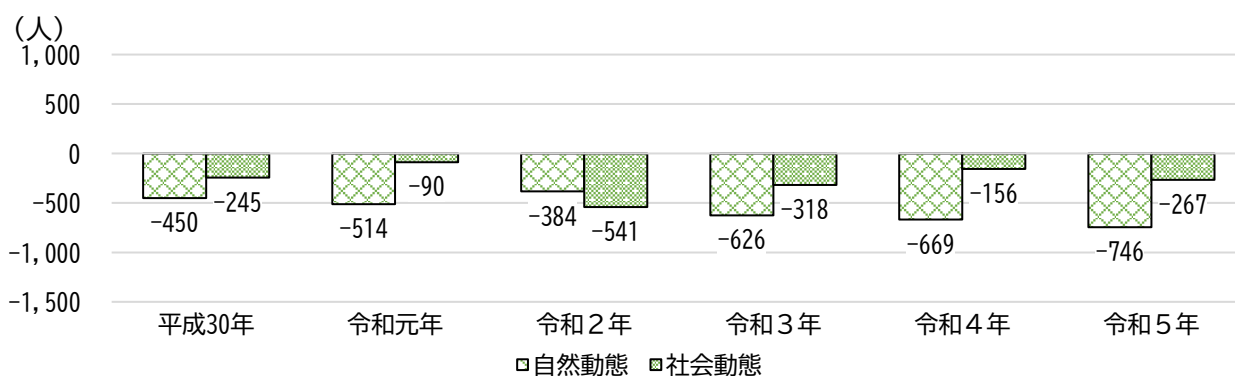
資料：市民課

【図表7-5-2 社会動態】



資料：市民課

【図表7-5-3 人口動態】



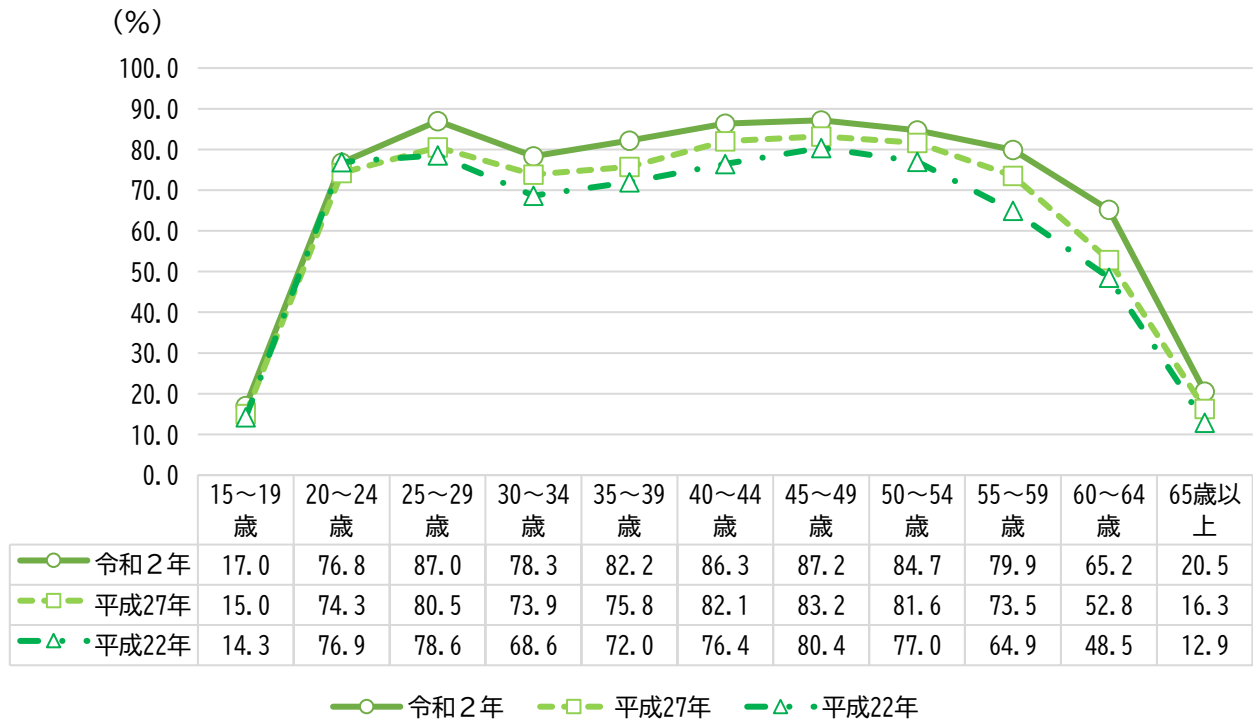
資料：市民課

(6) 女性の労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率³をみると、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。

また、経年の変化を見ると、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に35～39歳、55～59歳、60～64歳の労働力率は10ポイント以上増加しています。

【図表 7－6－1 女性の労働力率の推移】

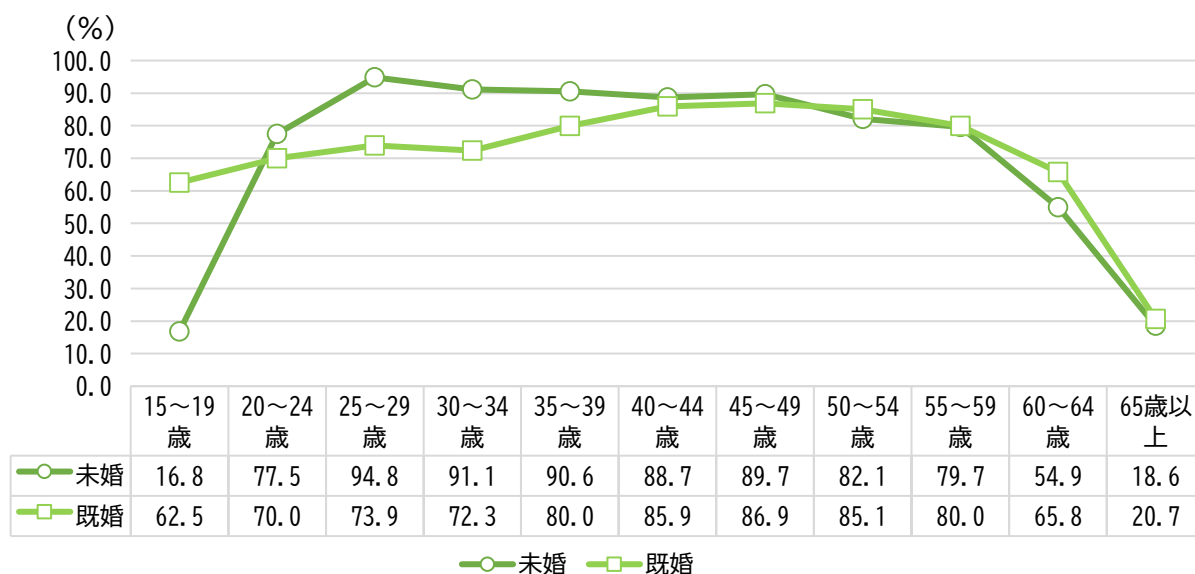


資料：国勢調査（各年10月1日）

3 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者・完全失業者の合計）の割合。
労働力の計算は「労働力人口」／（「総人口」－「労働力状態が“不詳”の人口」）

本市の令和2年の女性の年齢別労働力率を未婚・既婚⁴別にみると、20代・30代において既婚が未婚を大きく下回っており、特に25～29歳では20.9ポイントの差がみられます。

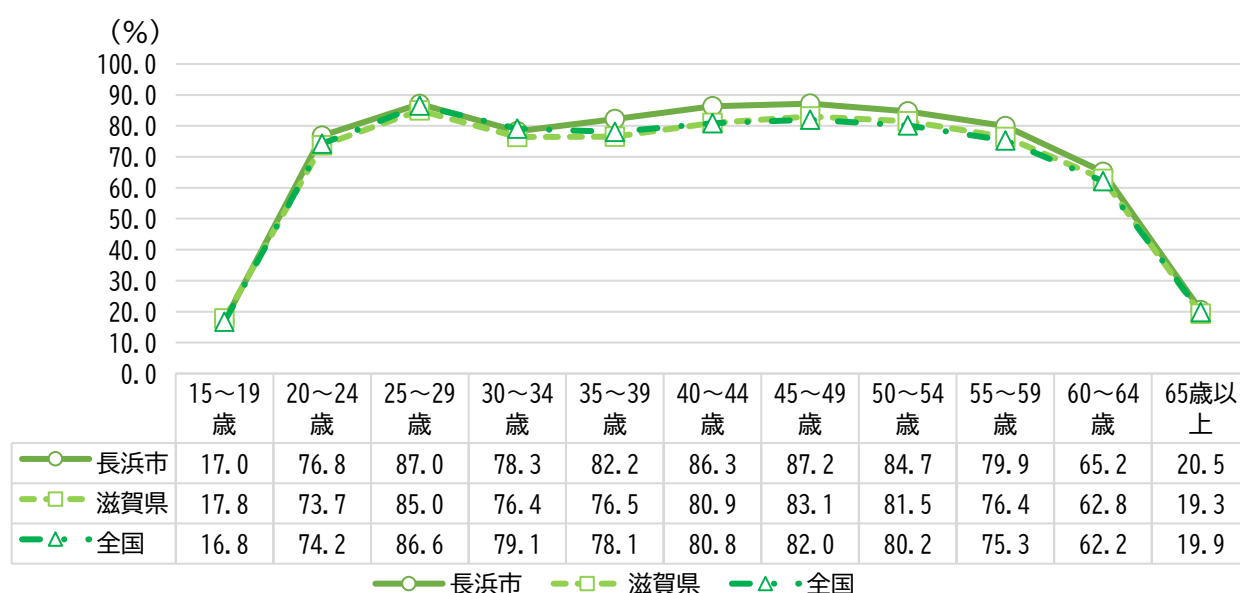
【図表7-6-2 未婚・既婚別労働力率】



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

本市の令和2年の女性の年齢別労働力率を全国、滋賀県と比較すると、20～29歳及び35歳以上の女性の年齢別労働力率は全国、滋賀県を上回っています。

【図表7-6-3 女性の労働力率の比較（全国・滋賀県との比較）】



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

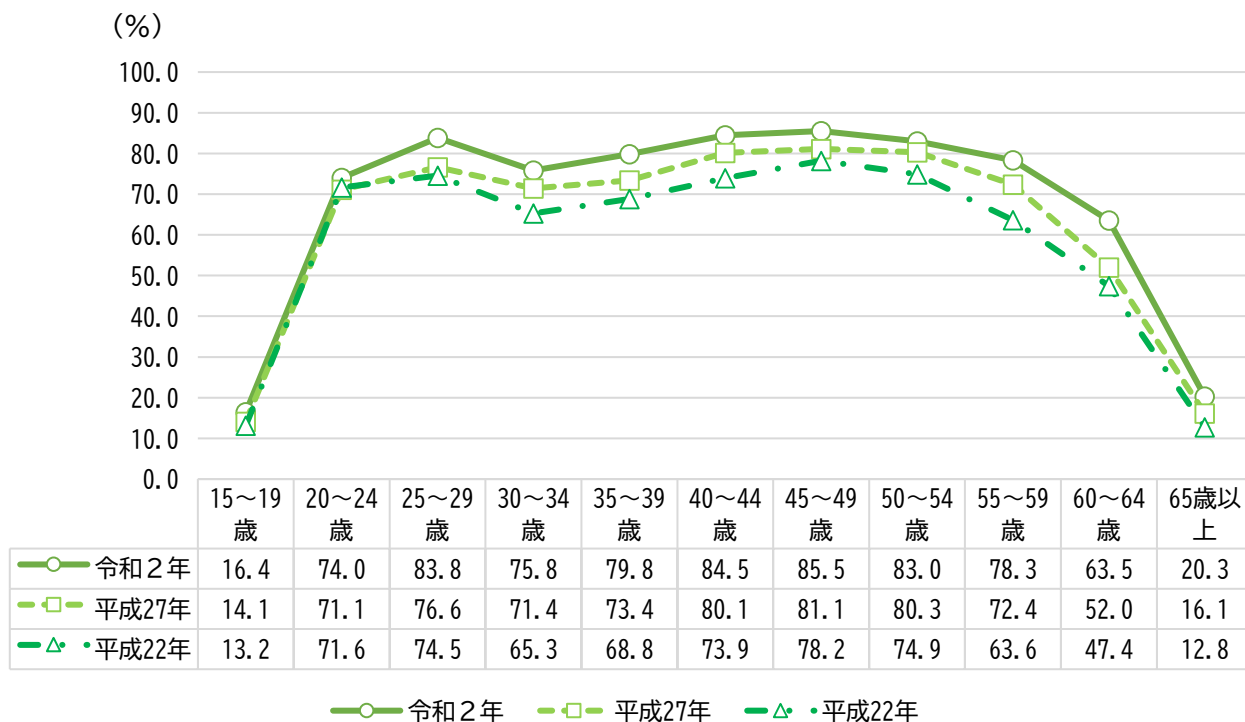
4 「既婚」とは未婚ではないということであり、「有配偶」「死別」「離別」を指す。（厚生労働省より）

(7) 女性の就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率⁵をみると、出産、育児の時期に当たる30歳代では、就業率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。

また、経年の変化をみると、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の就業率は増加しており、特に30～44歳、55～64歳の就業率は10ポイント以上増加しています。

【図表7-7 女性の就業率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

5 就業率の計算：就業者数／（総人口－労働力状態「不詳」）

2. 教育・保育等の状況

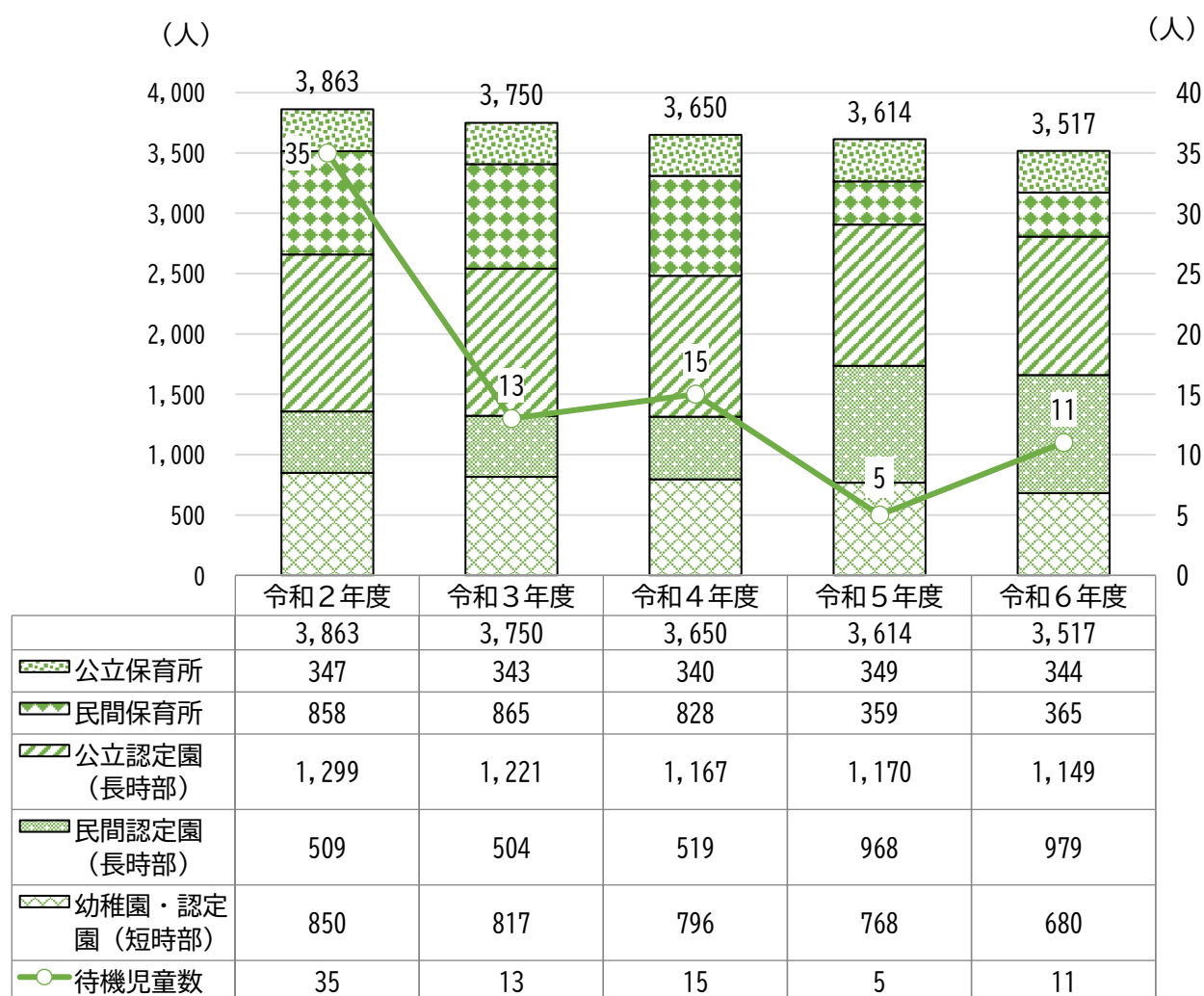
(1) 入所者数・待機児童数の状況

幼稚園、保育所、認定こども園の入所者数は、令和2年度以降減少を続けており、令和6年度では3,517人となっています。

待機児童数は、令和2年度から令和3年度にかけて約20人減少したのち、増減を繰り返しながら推移しています。

認定こども園への移行があったため、単純に比較はできませんが、過去5年間で、幼稚園や認定こども園（短時部）利用が減少している一方で、保育所や認定こども園（長時部）の利用増加しており、長時間保育のニーズが高まっていることがうかがえます。

【図表7-8 入所者数・待機児童数の推移】



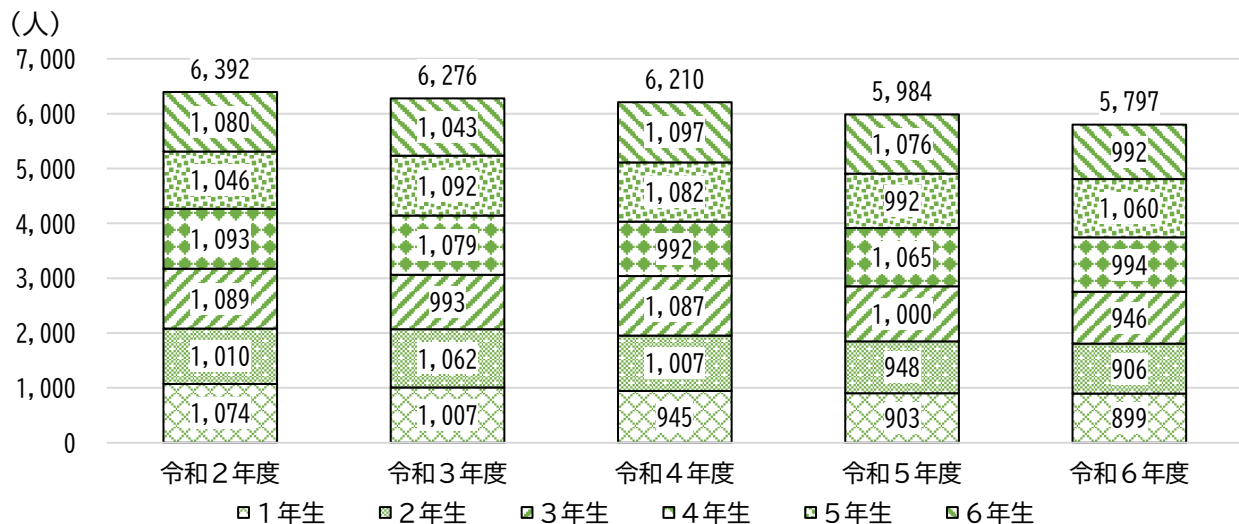
資料：幼児課（各年度4月1日現在）

(2) 小学校・中学校の状況

本市の小学校児童の状況については、令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度では5,797人となっています。内訳をみると、令和2年度から令和6年度にかけて、特に1年生が175人減少しています。

本市の中学校生徒の状況については、令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度では3,151人となっています。内訳をみると、令和2年度から令和6年度にかけて、特に2年生が104人減少しています。

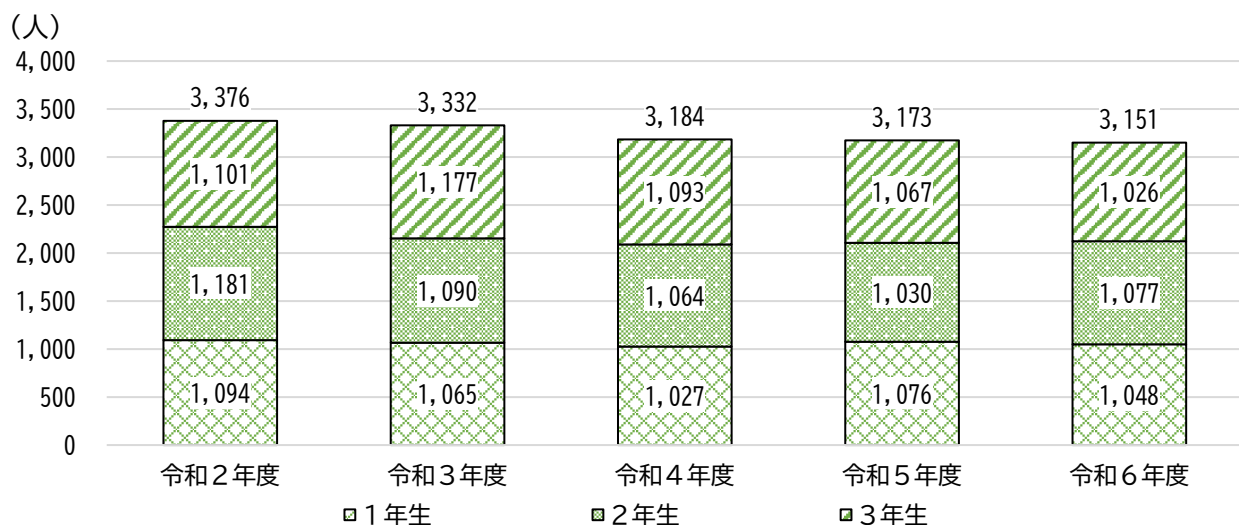
【図表7-9-1 小学校児童数の推移】



資料：教育委員会（各年度5月1日）

※小中一貫校の1年生～6年生児童数含む

【図表7-9-2 中学校生徒数の推移】



資料：教育委員会（各年度5月1日）

※小中一貫校の7年生～9年生生徒数含む

(3) 放課後児童クラブの状況

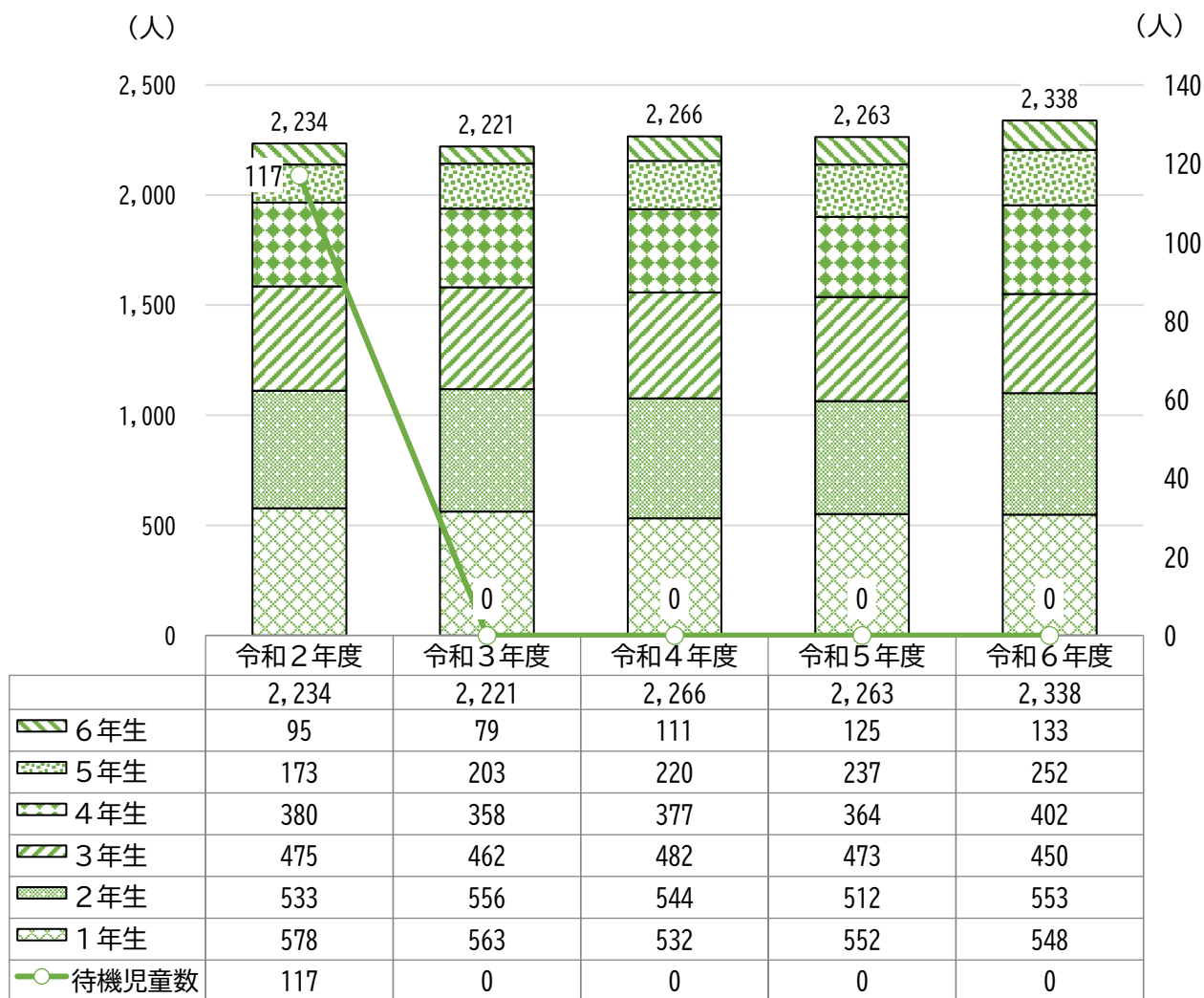
①放課後児童クラブ利用児童数

令和2年度以降、毎年度増加しており、令和6年度では2,338人となっています。

学年別にみると、1～2年生が最も多く、学年が上がるにつれて少なくなっていますが、年度を追うごとに高学年の利用児童数が増加する傾向がみられます。

待機児童については、令和2年度で117人発生したのち、令和3年度以降は待機児童は無く、すべて受け入れています。

【図表7-10-1 放課後児童クラブ利用児童数の推移】

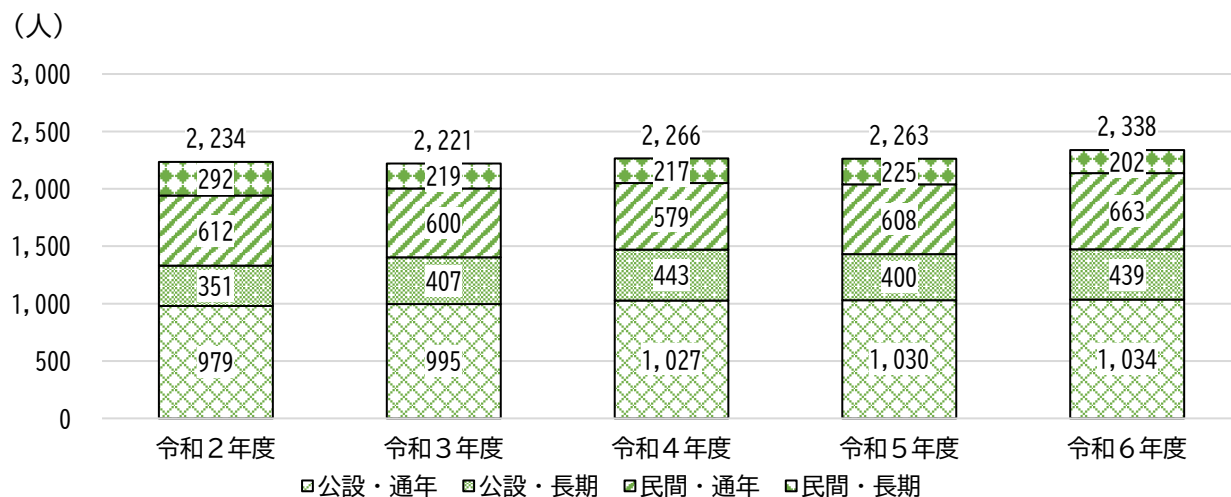


資料：こども家庭支援課（各年度5月1日現在）

②放課後児童クラブ 運営主体及び通所区分別利用児童数

利用児童数を公設・民間の運営主体及び通年・長期⁶で区分すると、年度毎に増減はあるものの、全体的に民間児童クラブの利用者数に占める学校長期休業中のみ通所する児童の割合が減少している傾向がみられます。

【図表 7-10-2 放課後児童クラブの運営主体別及び通所区分別利用児童数の推移】

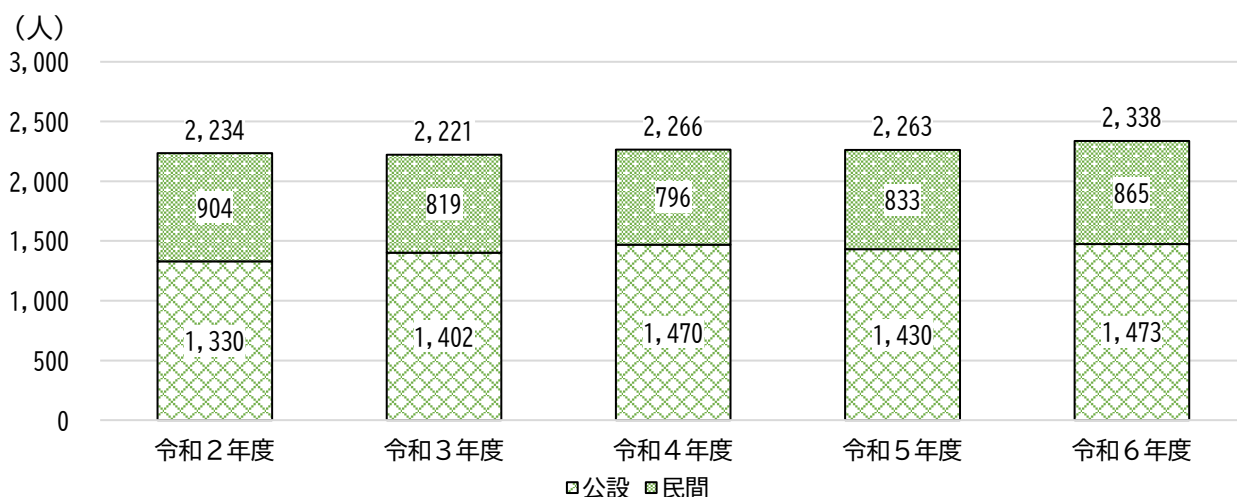


資料：こども家庭支援課（各年度5月1日現在）

③放課後児童クラブ 運営主体別利用児童数

公営・民間事業者による運営主体ごとの利用児童数は次のとおりです。

【図表 7-10-3 放課後児童クラブの運営主体別利用児童数の推移】



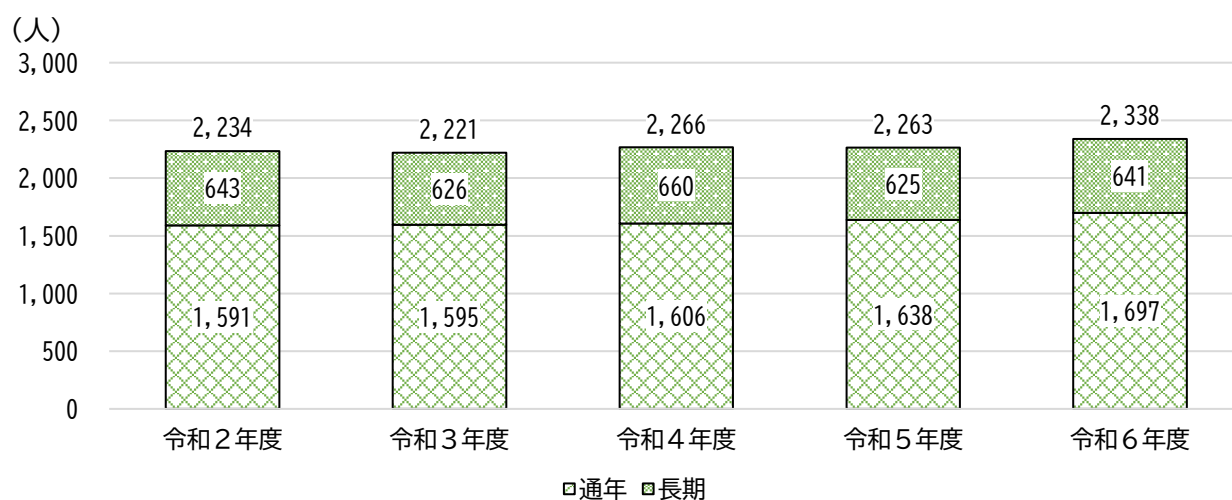
資料：こども家庭支援課（各年度5月1日現在）

6 「通年」：通年通所、「長期」：学校長期休業中のみ通所

④放課後児童クラブ 通所区分別利用児童数

通年通所・学校長期休業中のみ通所の区分ごとの利用児童数は次のとおりです。

【図表 7-10-4 放課後児童クラブの通所区分別利用児童数の推移】

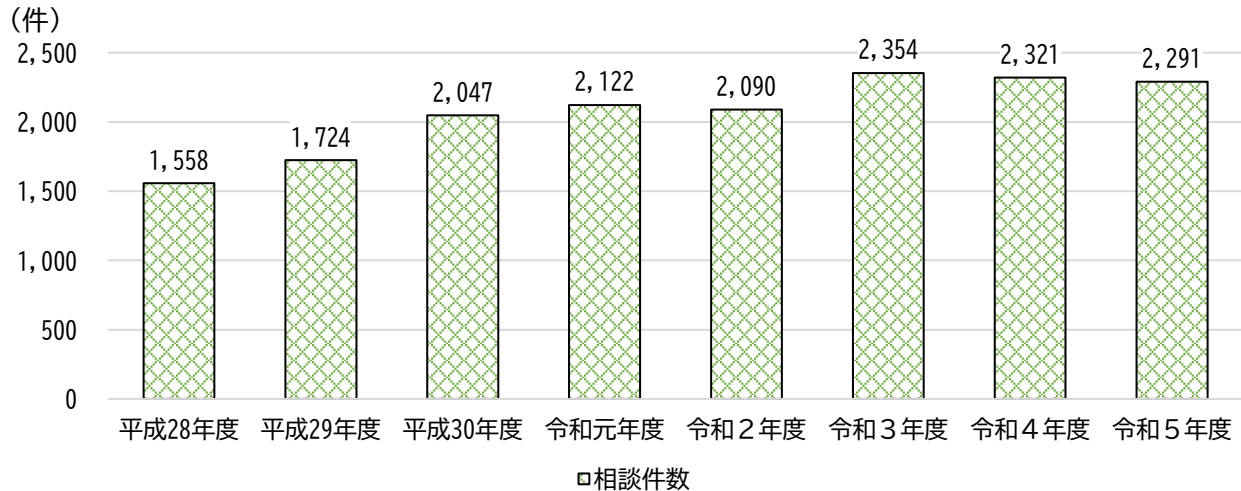


資料：こども家庭支援課（各年度5月1日現在）

(4) ひとり親家庭等の相談の状況

平成28年度から令和3年度にかけて増減を繰り返しつつもおおむね増加傾向にありましたが、令和3年度以降は減少傾向にあり、令和5年度では2,291件となっています。

【図表7-11 ひとり親家庭等の相談件数の推移】

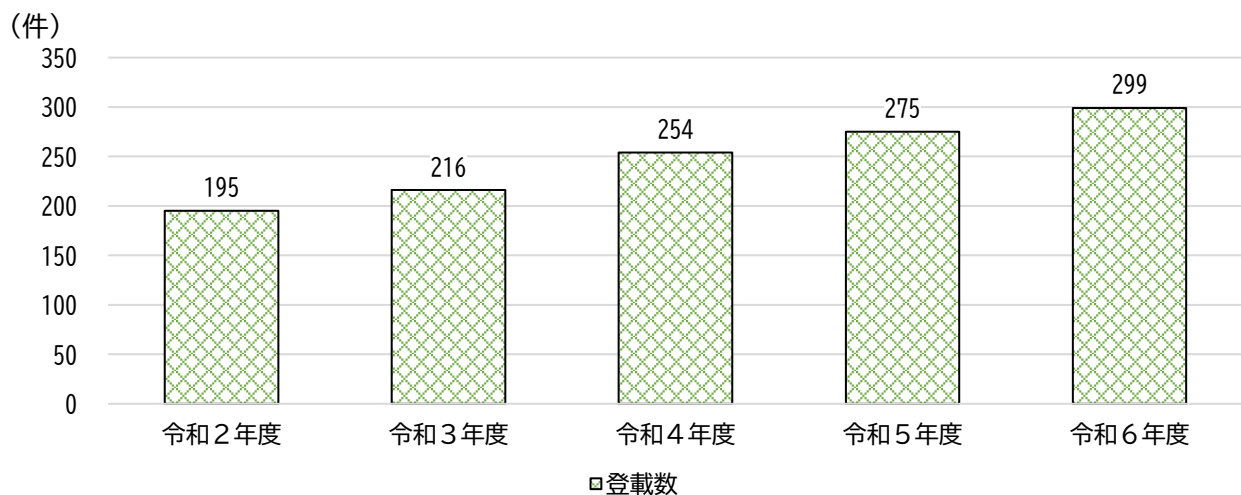


資料：こども家庭支援課

(5) 療育手帳の交付状況

令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度では299件となっています。

【図表7-12 療育手帳交付台帳登載数（18歳未満）の推移】



資料：しょうがい福祉課

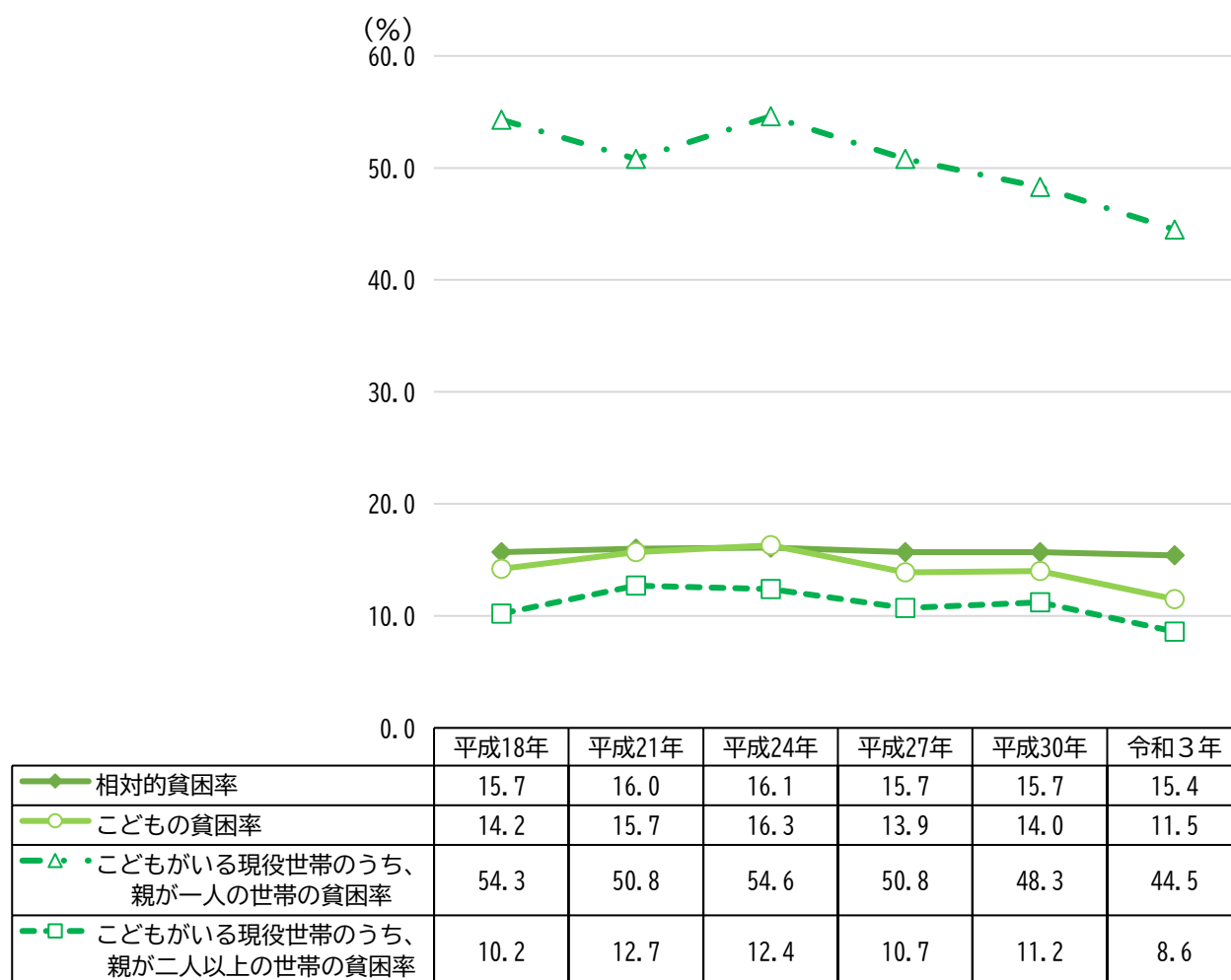
(6) 全国のこどもの貧困の状況

相対的貧困率については、平成18年以降横ばいで推移しており、令和3年では15.4%となっています。

また、こどもの貧困率については、平成18年から平成24年にかけて増加傾向にありましたが、平成24年以降は減少傾向にあり、令和3年では11.5%となっています。

こどもがいる現役世帯の貧困率をみると、令和3年では親が一人の世帯の貧困率は44.5%、親が二人以上の世帯の貧困率は8.6%と、親が一人の世帯の貧困率の方が非常に高くなっています。

【図表7-13 こどもの貧困率の推移（全国データ）】



資料：国民生活基礎調査

(7) 滋賀県のこどもの貧困の状況

「子供の貧困対策に関する大綱」における指標について、全国と滋賀県を比較すると、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率、児童養護施設のこどもの進学率（中学校卒業生）、ひとり親家庭のこどもの進学率（高等学校卒業生）、就学援助率が全国に比べて下回っています。

【図表7-14 「子供の貧困対策に関する大綱」における指標について（抜粋）
（滋賀県データ）】

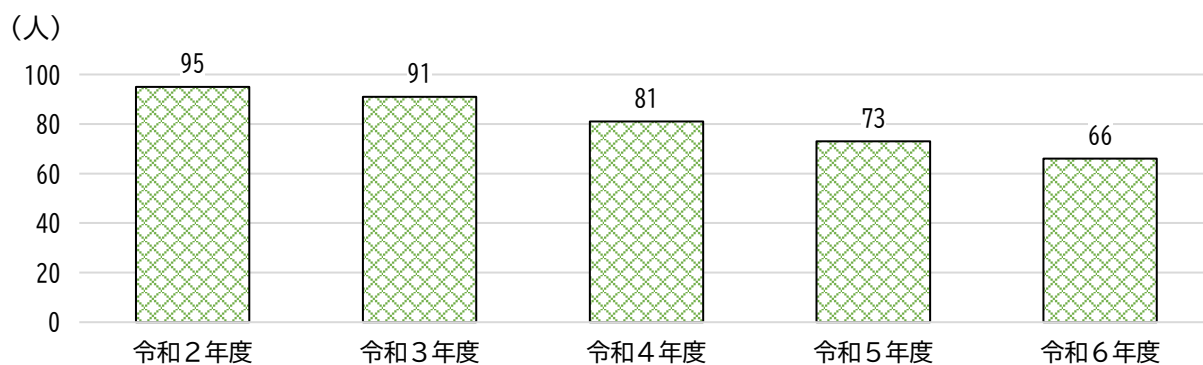
国指標項目	滋賀県	全国
○生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	94.2%(H30.4)	93.7%(R3.4)
○生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	30.8%(H30.4)	39.9%(R3.4)
○児童養護施設のこどもの進学率（中卒、高卒別）	・中学校卒業生：90.0%(R1.5) ・高等学校卒業生：33.3%(R1.5)	・中学校卒業生：96.4%(R2.4) ・高等学校卒業生：33.0%(R2.4)
○ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園）	・母子家庭の就園率：95.1%(H30.9) ・父子家庭の就園率：100%(H30.9)	79.8%(R3.11)
○ひとり親家庭のこどもの進学率	・中学校卒業生：97.9%(H30.9) ・高等学校卒業生：61.4%(H30.9)	・中学校卒業生：94.7%(R3.11) ・高等学校卒業生：65.3%(R3.11)
○ひとり親家庭の親の就業率	・母子家庭の就労率：92.1%(H30.9) ・父子家庭の就労率：94.9%(H30.9)	・母子家庭の就労率：83.0%(R2) ・父子家庭の就労率：87.8%(R2)
○こどもの貧困率	貧困率は把握していない。 （代替数値） 生活保護及び就学援助制度により学校費用の援助を受けている児童の割合：12.1%(H30年度) 就学援助率 12.33%(H30年度)	こどもの貧困率 11.5%(R3) 就学援助率 14.72%(H30年度)
○こどもがいる現役世帯のうち一人の貧困率	貧困率は把握していない。 （代替数値） ・母子家庭の平均年間就労収入：234万円(H29) ・父子家庭の平均年間就労収入：408万円(H29)	ひとり親家庭の貧困率 44.5%(R3) ・母子家庭の平均年間就労収入：200万円(H27) ・父子家庭の平均年間就労収入：398万円(H27)

(8) 長浜市の要保護児童等の状況について

本市の要保護児童（0～17歳）⁷の状況については、令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度では66人となっています。

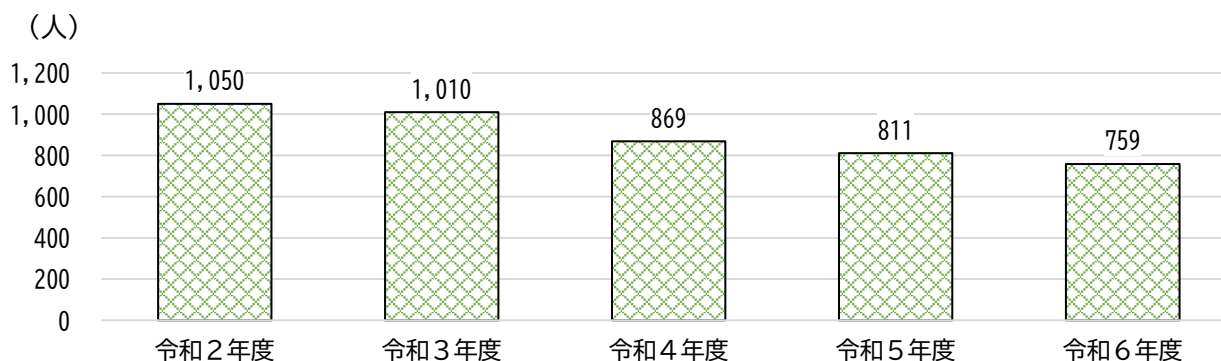
本市の準要保護児童（小学生・中学生）⁸の状況については、令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度では759人となっています。

【図表7-15-1 要保護児童（0～17歳）の状況】



資料：社会福祉課（各年度4月1日時点）

【図表7-15-2 準要保護児童（小学生・中学生）の状況】



資料：すこやか教育推進課（各年度4月1日時点）

7 要保護児童：ここでの「要保護児童」とは、生活保護法第6条第2項における「要保護者」のうち、生活扶助及び教育扶助受給対象者世帯の児童生徒（18歳未満）のことを指す。

8 準要保護児童：ここでの「準要保護児童」とは、就学援助を利用している児童・生徒を指す。

3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の達成状況

(1) 教育・保育事業

① 教育事業【1号認定、2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）】

1号認定の実績値は計画値を下回っている一方、2号認定の実績値は計画値を上回っています。

【図表7-16 1号認定、2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）の状況】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	909	825	758	706	656
1号認定	869	785	718	666	616
2号認定（教育ニーズ）	40	40	40	40	40
②計画値（確保方策）	909	825	758	706	656
③実績値	871	850	808	805	694
1号認定	767	724	668	642	560
2号認定（教育ニーズ）	104	126	140	163	134

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：幼児課

② 保育事業【3号認定（0歳児）】

育児休暇の取得が進んでいることで、実績値は計画値を下回っています。

【図表7-17 3号認定（0歳児）の状況】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	311	314	317	320	321
②計画値（確保方策）	311	314	317	320	321
③実績値	271	264	244	248	163

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：幼児課

③ 保育事業【3号認定（1・2歳児）】

少子化が進んでいることで、実績値は計画値を下回っています。

【図表7-18 3号認定（1・2歳児）の状況】

単位：人

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①計画値（量の見込み）	1,091	1,145	1,220	1,134	1,108
②計画値（確保方策）	1,091	1,145	1,220	1,134	1,108
③実績値	987	966	930	956	944

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：幼児課

④ 保育事業【2号認定】

おおむね計画値通りの実績値となっており、待機児童は発生していないものの、ニーズが高いことがうかがえます。

【図表7-19 2号認定の状況】

単位：人

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①計画値（量の見込み）	2,005	1,940	1,895	1,880	1,855
②計画値（確保方策）	2,005	1,940	1,895	1,880	1,855
③実績値	2,003	1,931	1,879	1,805	1,791

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：幼児課

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育事業（延長保育事業）

令和2年度、令和3年度の実績値は計画値を下回りましたが、令和4年度では計画値を上回る実績値となり、令和5年度はおおむね計画値通りの実績値となっています。

【図表7-20 時間外保育事業（延長保育事業）の状況】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	946	990	1,004	1,017	1,031
②計画値（確保方策）	946	990	1,004	1,017	1,031
③実績値	828	701	1,049	1,006	1,022

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：幼児課

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

すべての年度で実績値が計画値を下回っているものの、利用者は増加傾向にあり、引き続き受け入れ体制を整備していく必要があります。

【図表7-21 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	2,422	2,606	2,737	2,835	2,912
②計画値（確保方策）	2,350	2,550	2,737	2,835	2,912
③実績値	2,234	2,221	2,266	2,263	2,338
④待機児童数	117	0	0	0	0

資料：こども家庭支援課（国における「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」への回答数値）

③ 子育て短期支援事業

令和5年度以降大きく利用が増加し、計画値を上回る実績値となっています。利用希望者を受け入れることができるよう体制を整備していく必要があります。

【図表7-22 子育て短期支援事業の状況】

単位：人

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①計画値（量の見込み）	10	10	10	10	10
ショートステイ	7	7	7	7	7
トワイライトステイ	3	3	3	3	3
②計画値（確保方策）	10	10	10	10	10
③実績値	2	5	1	17	25
ショートステイ	2	4	0	15	20
トワイライトステイ	0	1	1	2	5

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：こども家庭支援課

④ 地域子育て支援拠点事業

すべての年度で実績値が計画値を下回っているものの、利用者は増加傾向にあり、引き続き受け入れ体制を整備していく必要があります。

【図表7-23 地域子育て支援拠点事業の状況】

単位：延べ人

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①計画値（量の見込み）	99,335	97,734	97,048	94,837	92,435
②計画値（確保方策）	8か所	8か所	9か所	9か所	9か所
③実績値	43,280	45,012	59,157	69,544	79,000
④実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	9か所

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：こども家庭支援課

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）

すべての年度で実績値が計画値を大きく上回っています。施設数が増加し、受け入れ体制の確保が進んでいるものの、今後も非常に高いニーズが考えられることから、引き続き受け入れ体制を整備していく必要があります。

【図表 7-24 一時預かり事業（幼稚園型）の状況】

単位：延べ人

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①計画値（量の見込み）	9,080	9,086	9,095	9,104	9,114
②計画値（確保方策）	9,080	9,086	9,095	9,104	9,114
③実績値	12,692	14,722	16,047	16,881	18,309
④施設数	10か所	12か所	12か所	13か所	13か所

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：幼児課

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

令和2年度では実績値が計画値を上回りましたが、令和3年度以降は利用者が減少を続けており、実績値が計画値を下回っています。特に保育ルームの利用者が大きく減少していることから、今後の利用ニーズを注視していく必要があります。

【図表 7-25 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の状況】

単位：延べ人

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①計画値（量の見込み）	5,823	6,057	6,351	6,703	7,063
保育ルーム	4,298	4,532	4,826	5,178	5,538
ファミリー・サポート・センター事業等	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525
②計画値（確保方策）	5,823	6,057	6,351	6,703	7,063
③実績値	6,917	5,199	5,047	4,295	3,838
0～5歳	2,960	2,925	2,929	2,808	2,107
保育ルーム（0～2歳）	3,709	2,235	2,092	1,447	1,683
ファミリー・サポート・センター事業等	248	39	26	40	48

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：こども家庭支援課、幼児課

⑦ 病児・病後児保育事業

すべての年度で実績値が計画値を上回っており、特に令和5年度以降は利用者が大きく増加しています。引き続き、医療機関との連携を図りつつ、受け入れ体制を整備していくことが必要です。

【図表7-26 病児・病後児保育事業の状況】

単位：延べ人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	230	230	230	230	230
②計画値（確保方策）	230	230	230	230	230
③実績値	344	374	619	1,251	1,590
病児・病後児対応型	217	208	450	853	1,210
体調不良児対応型	127	166	169	398	380
④施設数	4	4	4	5	5
病児・病後児対応型	2	2	2	2	2
体調不良児対応型	2	2	2	3	3

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：幼児課

⑧ ファミリー・サポート・センター事業（小学生児童のみ）

令和5年度を除き実績値が計画値を上回っており、特に令和4年度以降は高学年の利用者が大きく増加しています。ニーズの変化を注視しつつ、引き続き会員の確保を図っていくことが必要です。

【図表7-27 ファミリー・サポート・センター事業の状況】

単位：延べ人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	373	370	366	357	347
低学年（1～3年生）	302	299	295	286	276
高学年（4～6年生）	71	71	71	71	71
②計画値（確保方策）	373	370	366	357	347
③実績値	463	468	456	322	500
低学年（1～3年生）	389	299	110	4	300
高学年（4～6年生）	74	169	346	318	200

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：こども家庭支援課

⑨ 利用者支援事業

第2期計画期間中も市内1か所で事業を継続しています。

【図表7-28 子育て援助活動支援事業の状況】

単位：か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	1	1	1	1	1
②実績値	1	1	1	1	1

資料：健康推進課

⑩ 妊婦健康診査事業

すべての年度で実績値が計画値を下回っています。人口減少が続いている中、今後も妊婦が減少していくことが見込まれますが、引き続きすべての妊婦が健診を受診できるように事業を継続するとともに、妊娠中の健康管理の観点から受診勧奨に努めることが必要です。

【図表7-29 妊婦健康診査事業の状況】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	930	920	910	900	890
②実績値	736	792	784	698	663

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：健康推進課

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）

少子化、出生数の減少が進んでいることにより、令和3年度以降の実績値は計画値を下回っています。こどもの健やかな育ちが支援できるよう、引き続きすべての対象者への支援を行うことが必要です。

【図表7-30 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）の状況】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	823	806	788	771	751
②実績値	823	714	768	685	651

※令和6年度は、令和6年11月1日時点の見込値です。

資料：健康推進課

⑫ 養育支援訪問事業

すべての年度で実績値が計画値を上回っており、支援が必要な家庭が多くなっています。引き続き、支援が必要な家庭に対し十分な支援を行うことができるように、事業の継続に努める必要があります。

【図表 7-31 養育支援訪問事業の状況】

単位：人

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①計画値（量の見込み）	120	115	110	105	100
②実績値	155	208	142	351	174

※令和6年度から養育支援訪問事業の内容が一部変更され、専門的相談支援のみとなっている。

育児、家事援助は子育て家庭訪問支援事業として新規に事業を開始している。

令和6年度の数値は、養育支援訪問事業と子育て家庭訪問支援事業の合算。（養育支援訪問事業：54人、子育て家庭訪問支援事業：120人 ※令和6年11月1日時点の見込値）

資料：健康推進課

4. アンケート調査結果

(1) 保護者向けアンケート調査の概要

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者を対象に、教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するために、アンケート調査を実施しました。

【図表 7-32 保護者向けアンケート調査の概要・回収結果】

① 就学前児童用調査	
調査対象者	長浜市内在住の「就学前児童」の世帯・保護者から無作為抽出
調査票配布数	2,500人
調査期間	令和6年3月6日～令和6年3月19日
調査方法	郵送配布後、インターネットによるオンライン回答
回収数	935人
回収率	37.4%
② 小学生児童用調査	
調査対象者	長浜市内在住の「小学生児童」の世帯・保護者から無作為抽出
調査票配布数	2,500人
調査期間	令和6年3月6日～令和6年3月19日
調査方法	郵送配布後、インターネットによるオンライン回答
回収数	974人
回収率	39.0%

(2) 保護者向けアンケート調査結果の概要

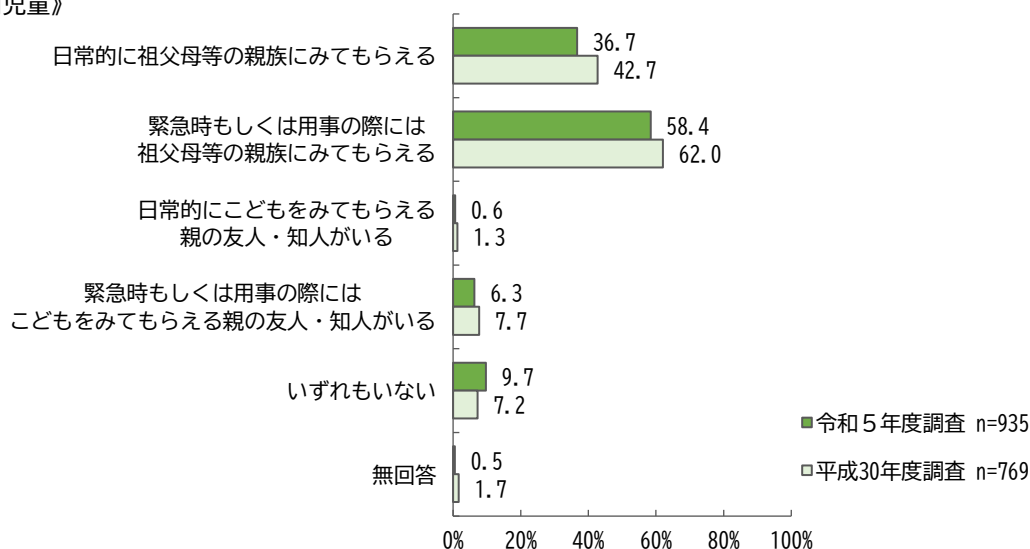
①こどもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童・小学生児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(58.4%・52.7%) が最も高くなっています。

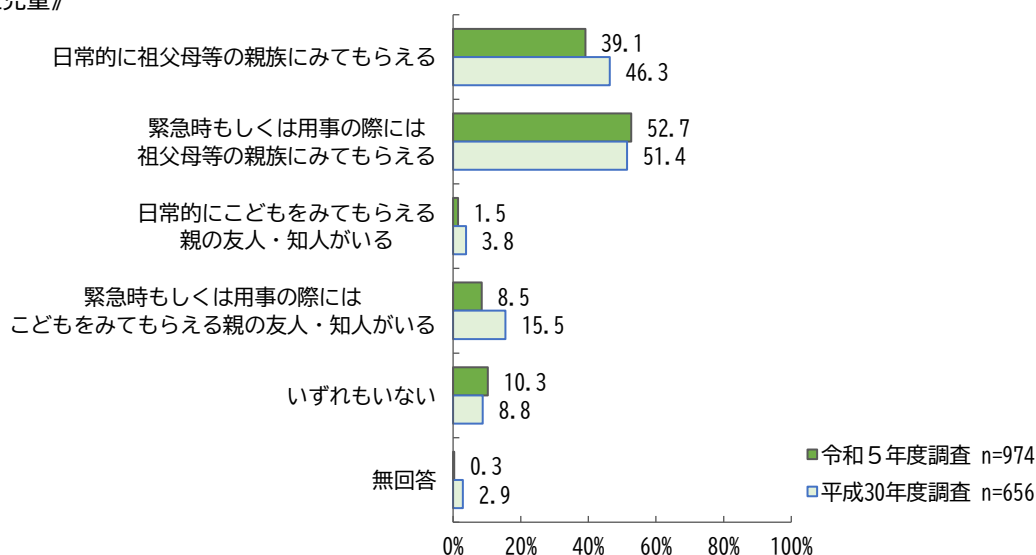
前回調査と比較すると、就学前児童・小学生児童ともに、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際にはこどもをみてもらえる親の友人・知人がいる」は減少していますが、「いずれもない」は増加しています。

【図表7-33 こどもをみてもらえる親族・知人の有無】

《就学前児童》



《小学生児童》



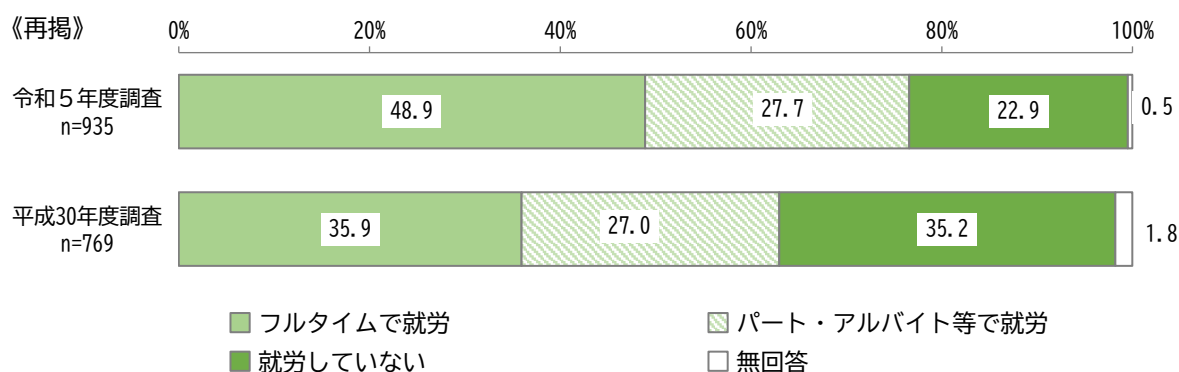
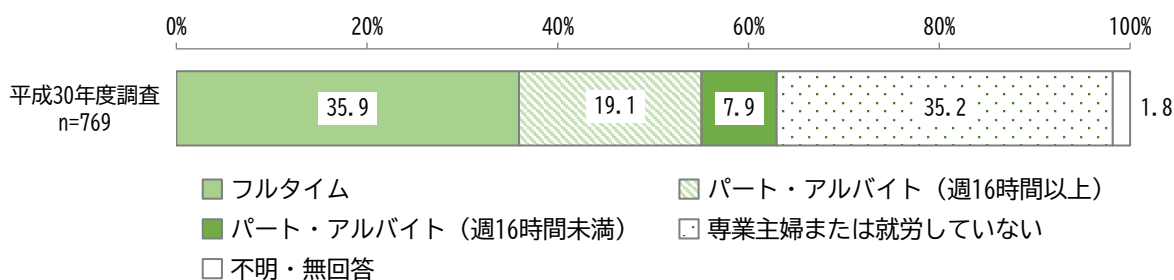
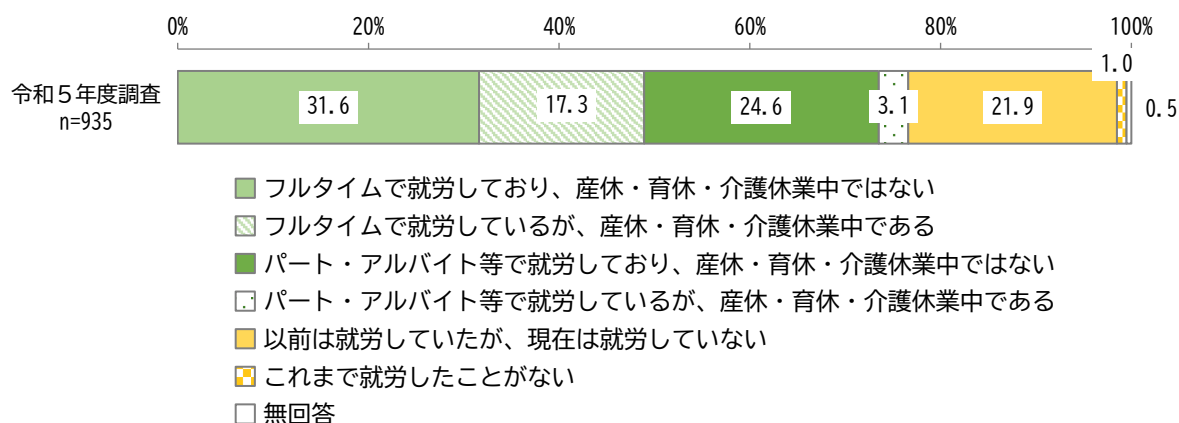
②母親の就労状況

就学前児童では「フルタイムで就労」が48.9%、「パート・アルバイト等で就労」が27.7%、「就労していない」が22.9%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで就労」が13.0ポイント、「パート・アルバイト等で就労」が0.7ポイント増加していることから、就労割合は上昇していることがうかがえます。

【図表7-34 母親の就労状況（就学前児童）】

《就学前児童》



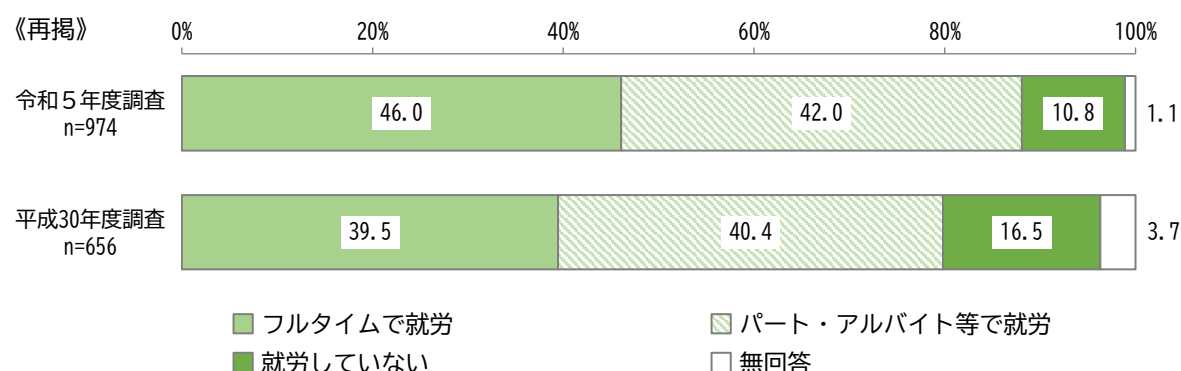
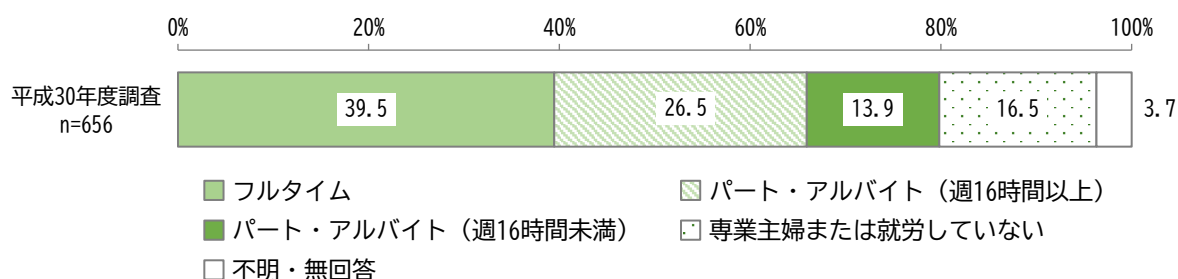
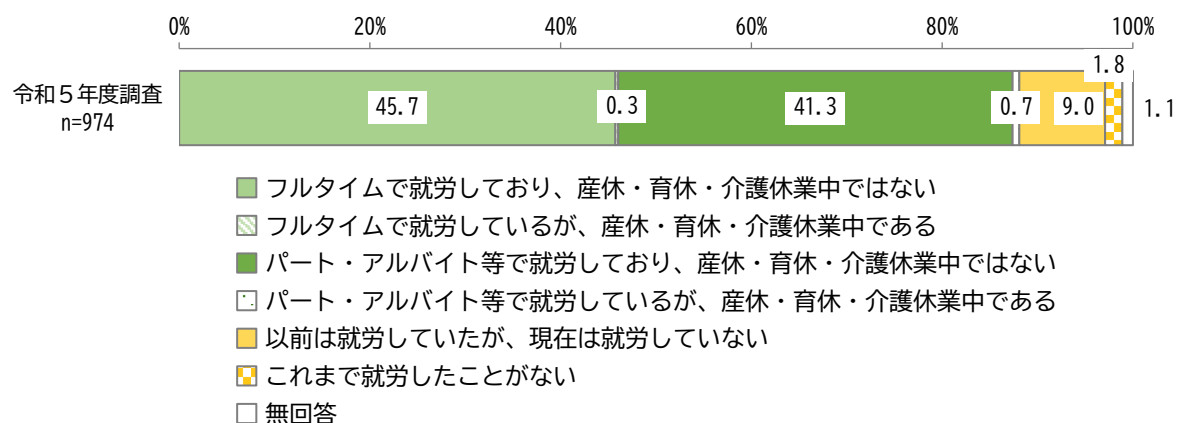
※令和5年度調査：「フルタイム」「パート・アルバイト」「就労していない」にまとめて掲載
平成30年度調査：「パート・アルバイト」をまとめて掲載

小学生児童では「フルタイムで就労」が46.0%、「パート・アルバイト等で就労」が42.0%、「就労していない」が10.8%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで就労」が6.5ポイント、「パート・アルバイト等で就労」が1.6ポイント増加していることから、就労割合は上昇していることがうかがえます。

【図表 7-35 母親の就労状況（小学生児童）】

《小学生児童》



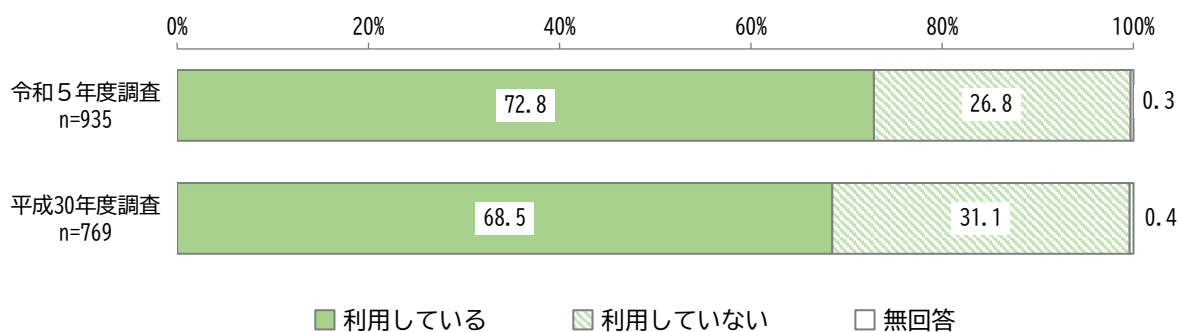
※令和5年度調査：「フルタイム」「パート・アルバイト」「就労していない」をまとめて掲載
 平成30年度調査：「パート・アルバイト」をまとめて掲載

③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

今回調査では「利用している」が72.8%となっており、前回調査と比較して4.3ポイント増加しています。

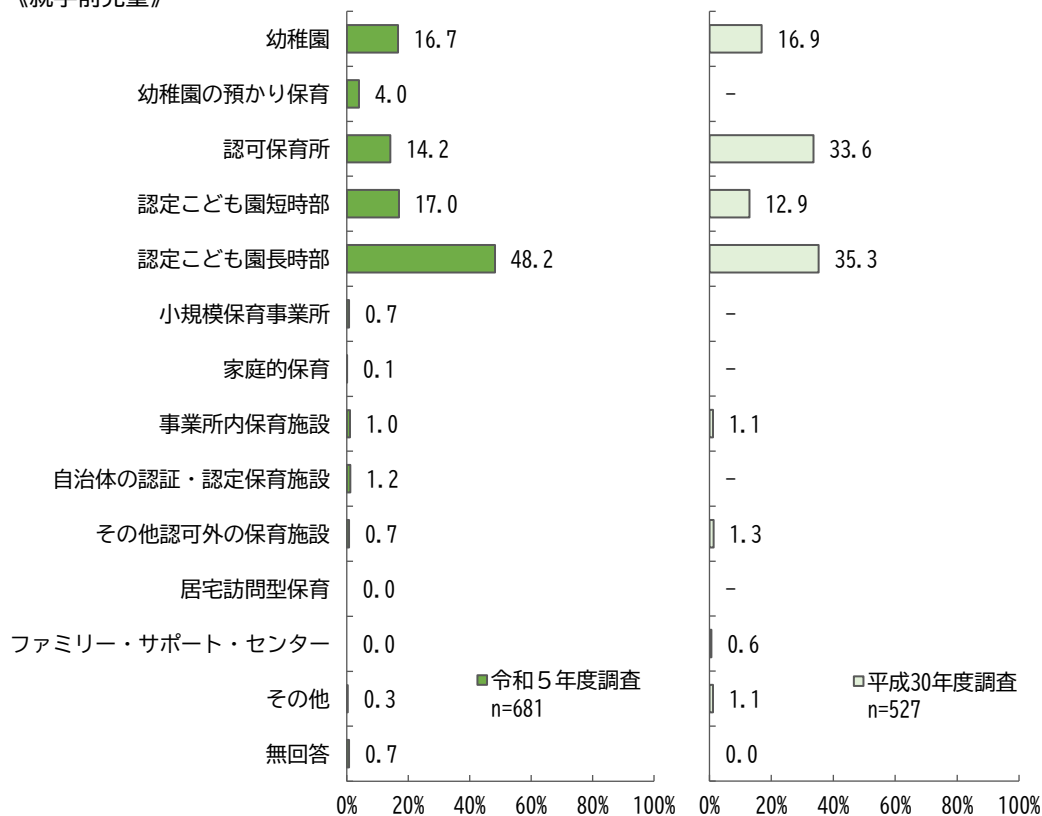
利用している教育・保育事業について、「認定こども園長時部」（48.2%）、「認定こども園短時部」（17.0%）の利用割合が高くなっています。

【図表 7-36-1 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）】



【図表 7-36-2 利用している教育・保育事業】

《就学前児童》

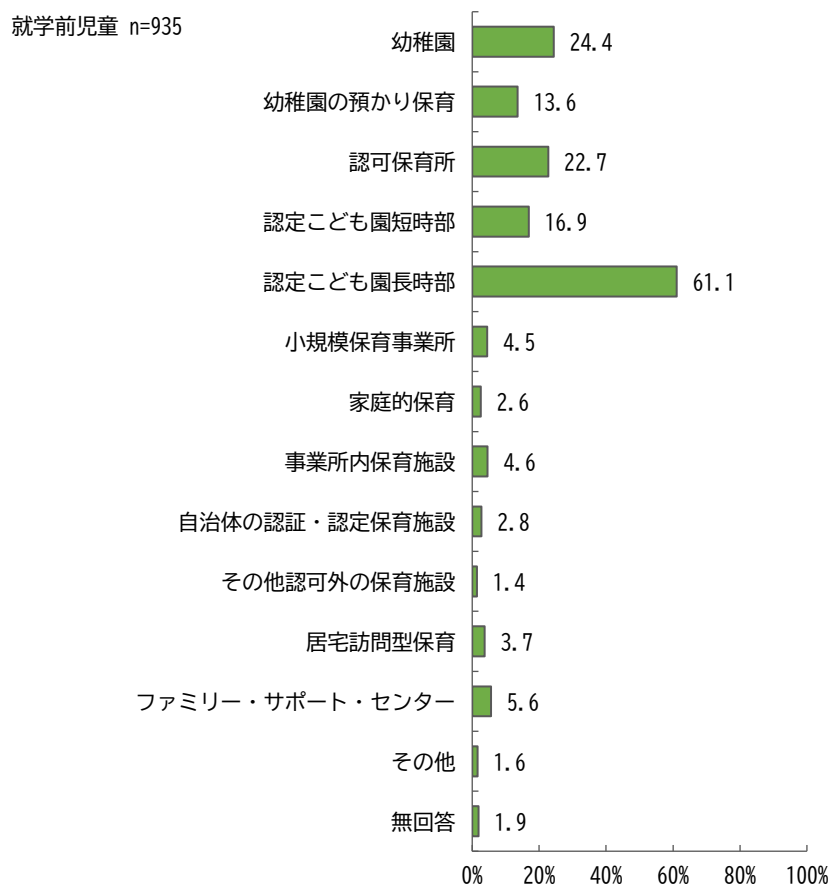


※グラフ内「-」は調査にない項目

④利用したい定期的な教育・保育事業

「認定こども園長時部」が61.1%で最も高く、次いで「幼稚園」が24.4%、「認可保育所」が22.7%、「認定こども園短時部」が16.9%、「幼稚園の預かり保育」が13.6%となっています。

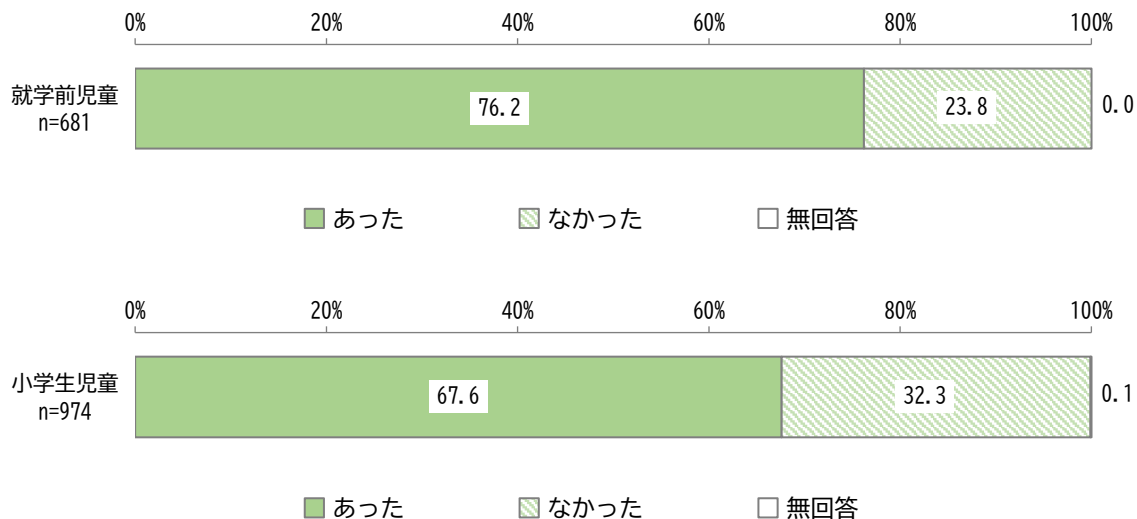
【図表 7-37 利用したい平日の定期的な教育・保育事業】



⑤病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと／学校へ行けなかったこと

病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと・小学校を休んだことが、「あった」と回答した方をみると、就学前児童では76.2%、小学生児童では67.6%となっています。

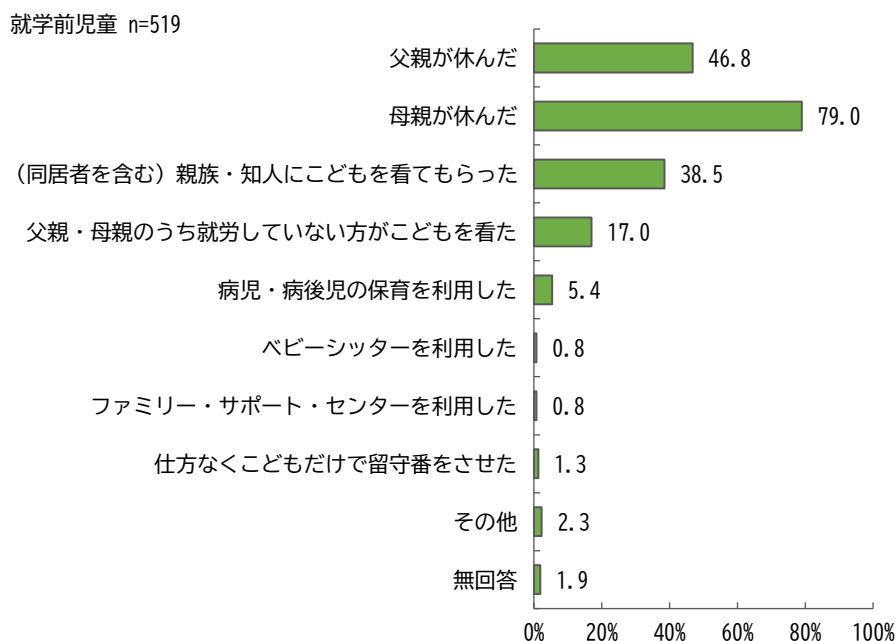
【図表 7－38 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと／学校へ行けなかったこと】



⑥病気やケガで通常の事業が利用できなかった／学校へ行けなかった時の対処方法

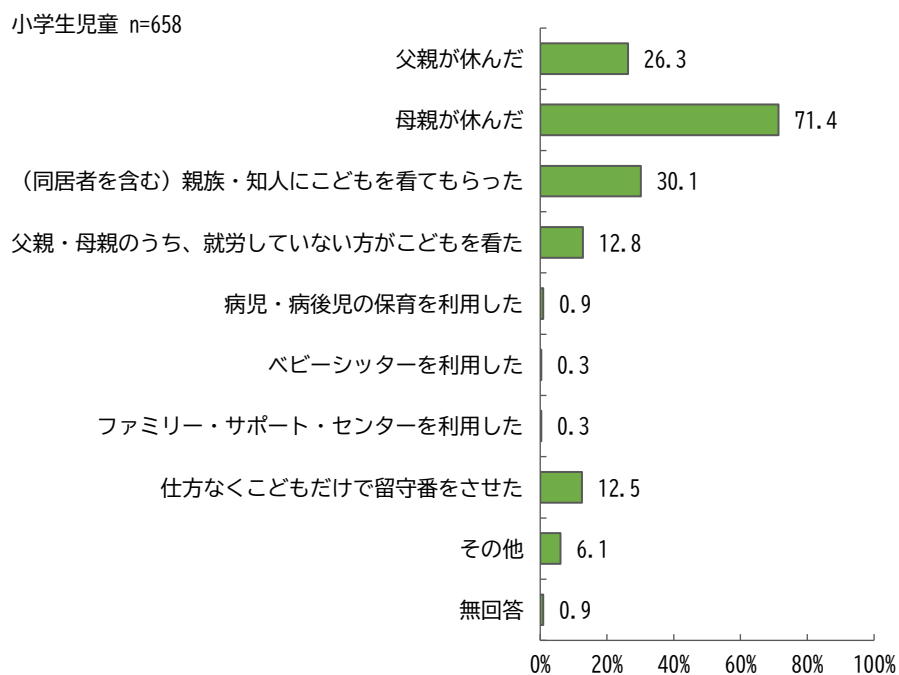
病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の対処方法については、就学前児童では「母親が休んだ」が79.0%で最も高くなっています。

【図表 7－39－1 病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の対処方法】



病気やケガで学校へ行けなかった時の対処方法については、小学生児童では「母親が休んだ」が71.4%で最も高くなっています。

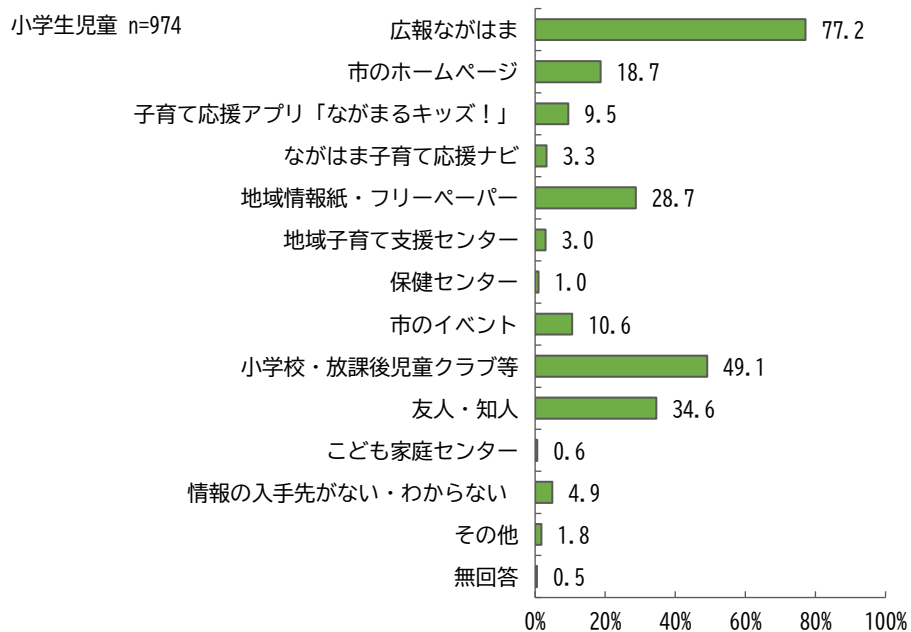
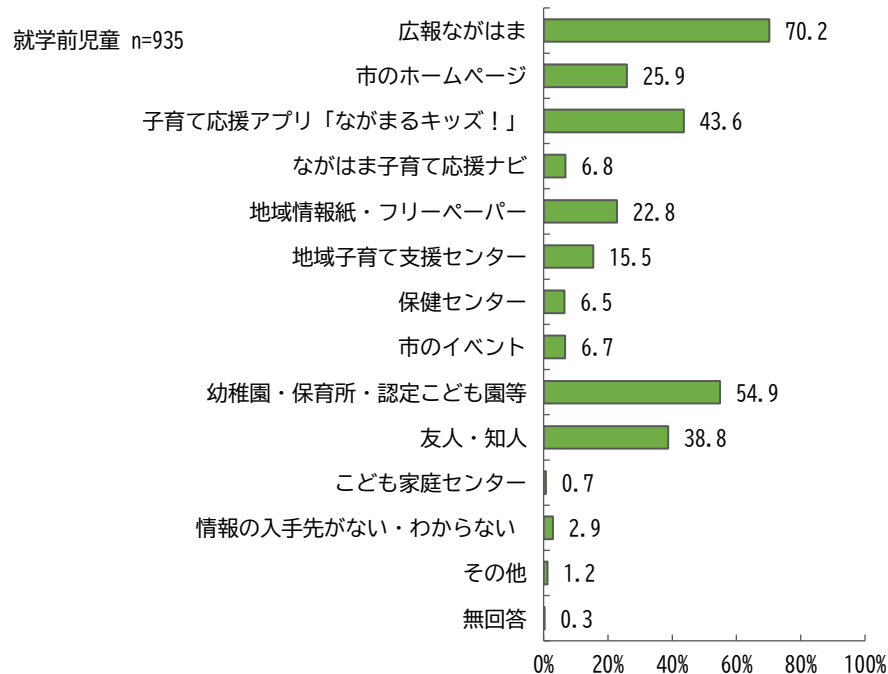
【図表 7-39-2 病気やケガで学校へ行けなかった時の対処方法】



⑦市の子育て情報の入手方法

就学前児童、小学生児童ともに「広報ながはま」(70.2%・77.2%) が最も高くなっています。

【図表 7-40 市の子育て情報の入手方法】

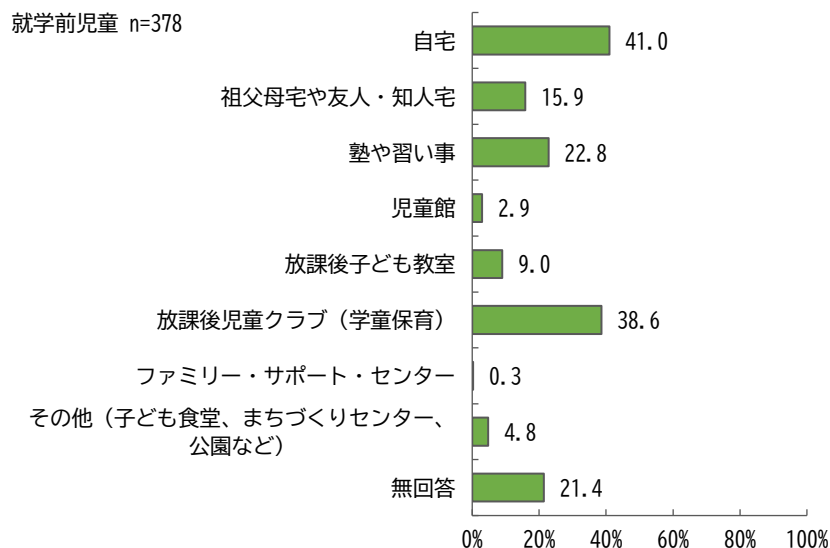


⑧小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）

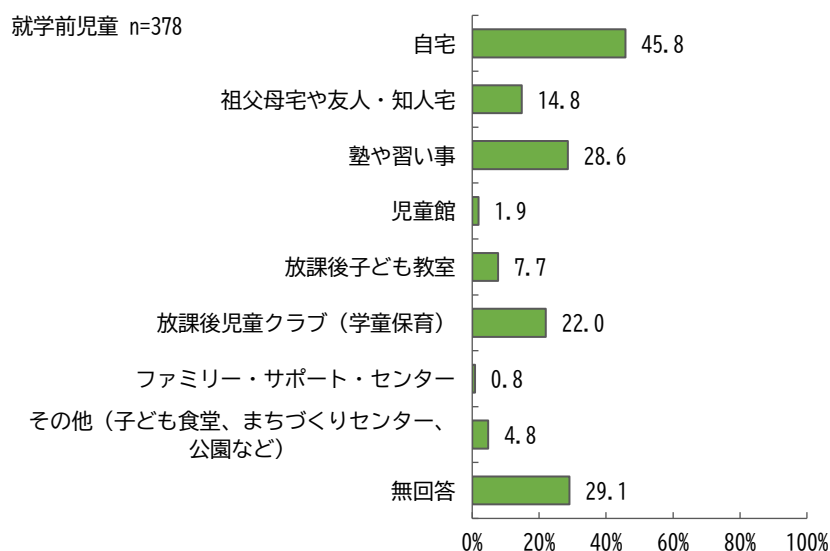
低学年のうち「自宅」が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」となっています。高学年になると、「自宅」が最も高く、次いで「塾や習い事」となっています。

【図表 7-41 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（就学前児童）】

●小学校低学年



●小学校高学年

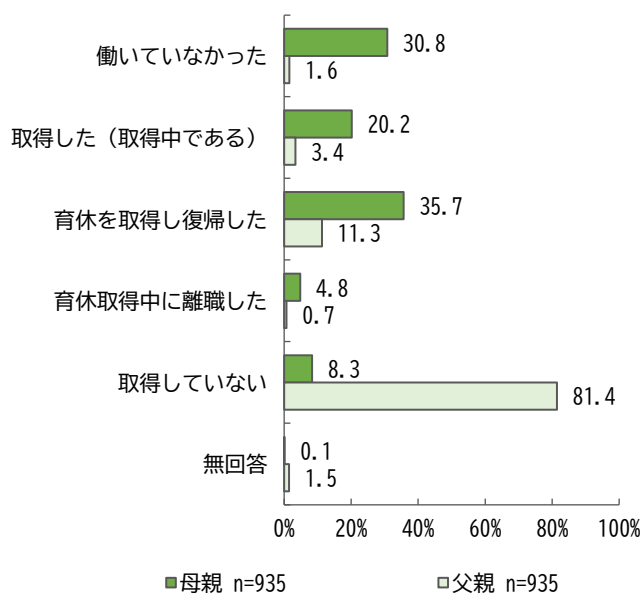


⑨育児休業制度の利用状況（就学前児童）

母親では「育休を取得し復帰した」が35.7%で最も高く、次いで「働いていなかった」が30.8%、「取得した（取得中である）」が20.2%、「取得していない」が8.3%、「育休取得中に離職した」が4.8%となっています。

父親では「取得していない」が81.4%で最も高く、次いで「育休を取得し復帰した」が11.3%、「取得した（取得中である）」が3.4%、「働いていなかった」が1.6%、「育休取得中に離職した」が0.7%となっています。

【図表 7－42 育児休業制度の利用状況】

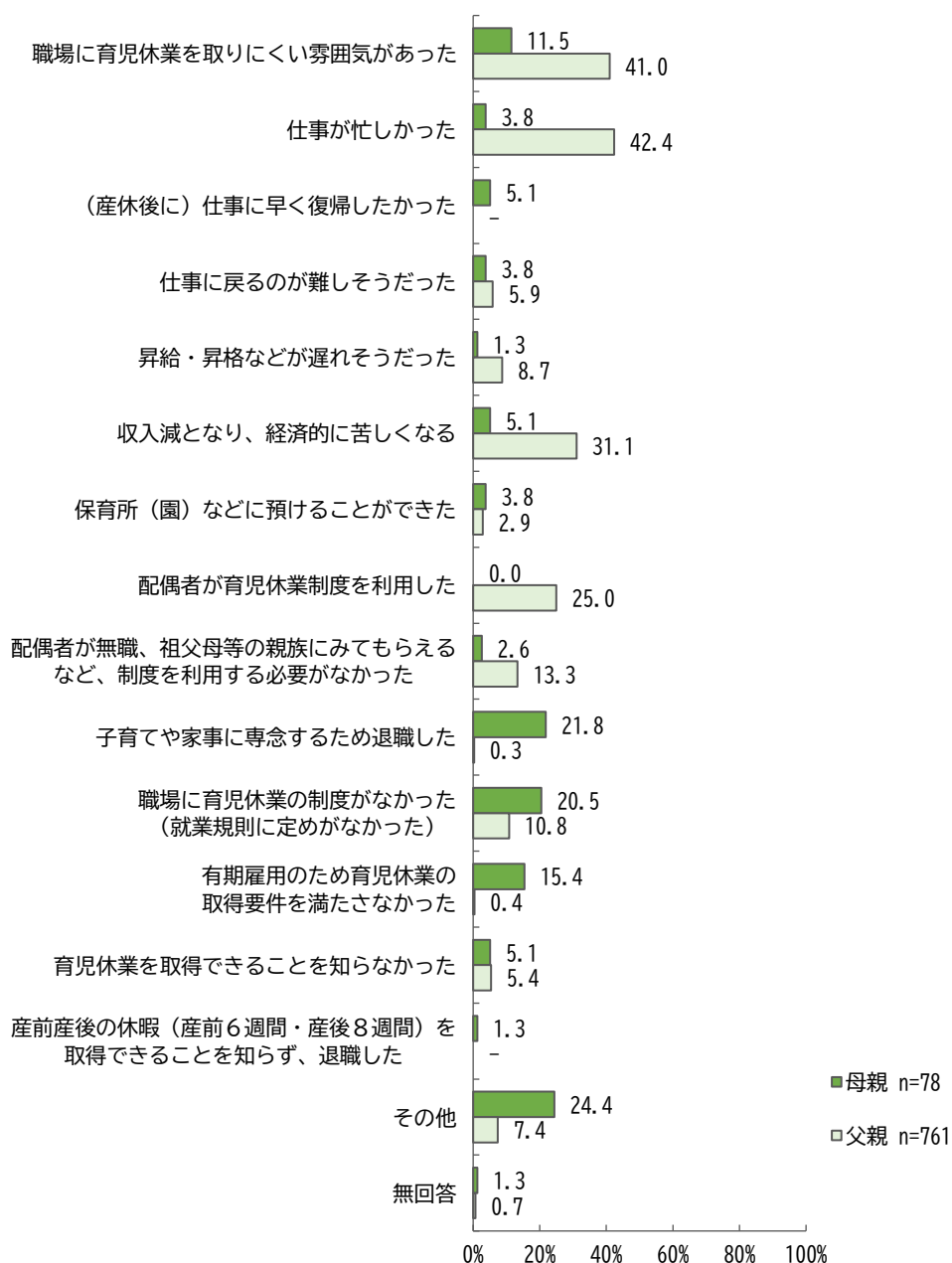


⑩育児休業を取得していない理由（就学前児童）

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が21.8%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が20.5%、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が15.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が11.5%となっています。

父親では、「仕事が忙しかった」が42.4%で最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が41.0%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が31.1%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が25.0%となっています。

【図表7-43 育児休業を取得していない理由】



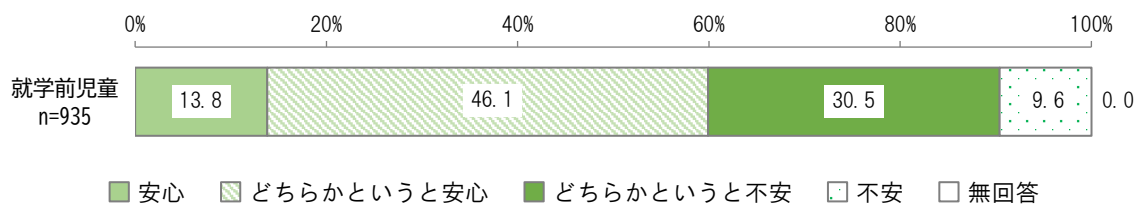
「(産休後に) 仕事に早く復帰したかった」「産前産後の休暇(産前6週間・産後8週間)を取得できることを知らず、退職した」は父親の選択肢に含まれていません。

⑪妊娠・出産について

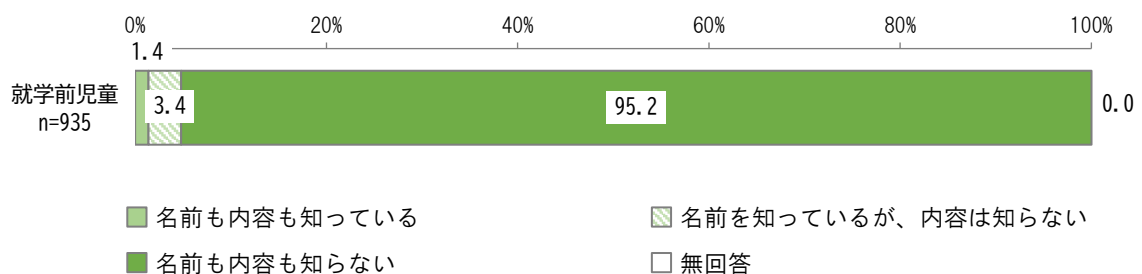
本市における妊産婦の環境や支援の安心度について、“安心（「安心」＋「どちらかという
と安心」）”が59.9%、“不安（「どちらかという不安」＋「不安」）”が40.1%となってい
ます。

また、プレコンセプションケアの認知度について、「名前も内容も知らない」が95.2%で
最も高く、次いで「名前を知っているが、内容は知らない」が3.4%、「名前も内容も知っ
ている」が1.4%となっています。

【図表 7-44-1 本市における妊産婦の環境や支援の安心度】



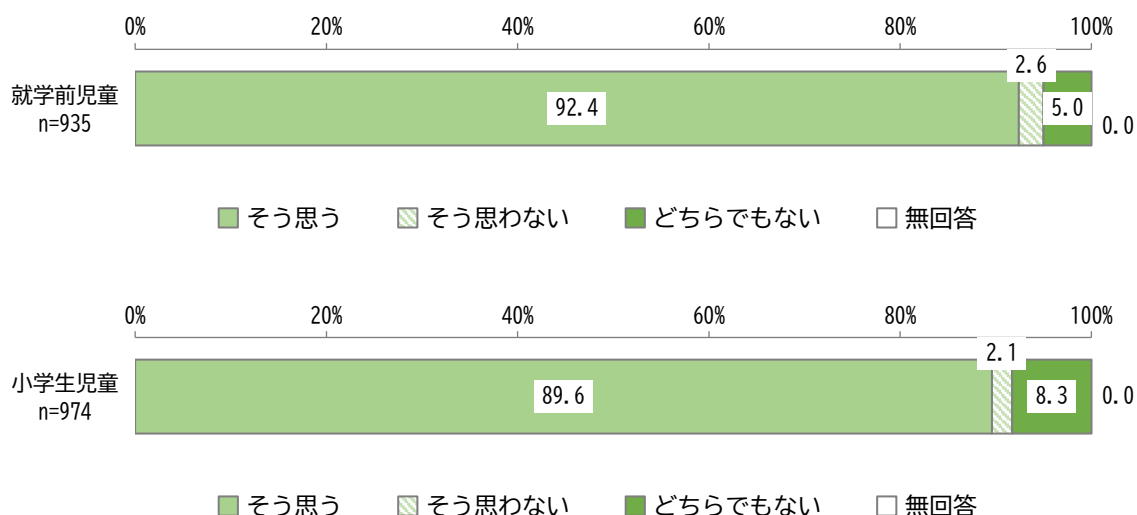
【図表 7-44-2 プレコンセプションケアの認知度】



⑫こどもの権利

「こどもは生まれながらに権利を有していると思うか」の質問については、就学前児童、小学生児童ともに「そう思う」(92.4%・89.6%)が最も高くなっています。

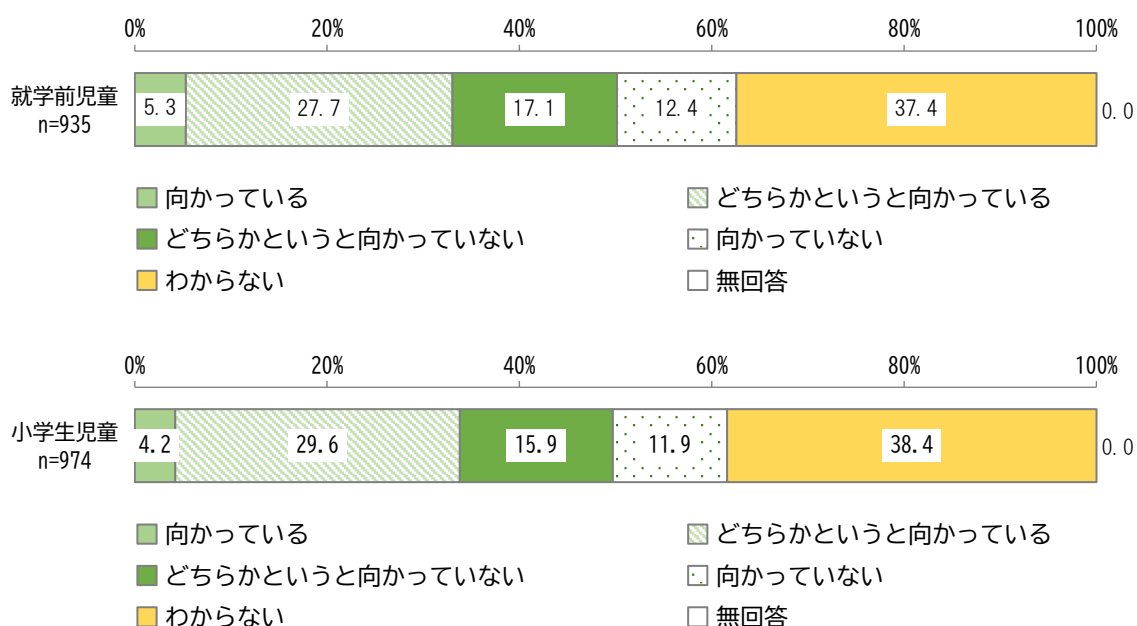
【図表7-45 こどもは生まれながらに権利を有していると思うか】



⑬こどもまんなか社会の実現

「長浜市はこどもまんなか社会の実現に向かっていると思うか」の質問については、就学前児童、小学生児童ともに「わからない」(37.4%・38.4%)が最も高くなっています。

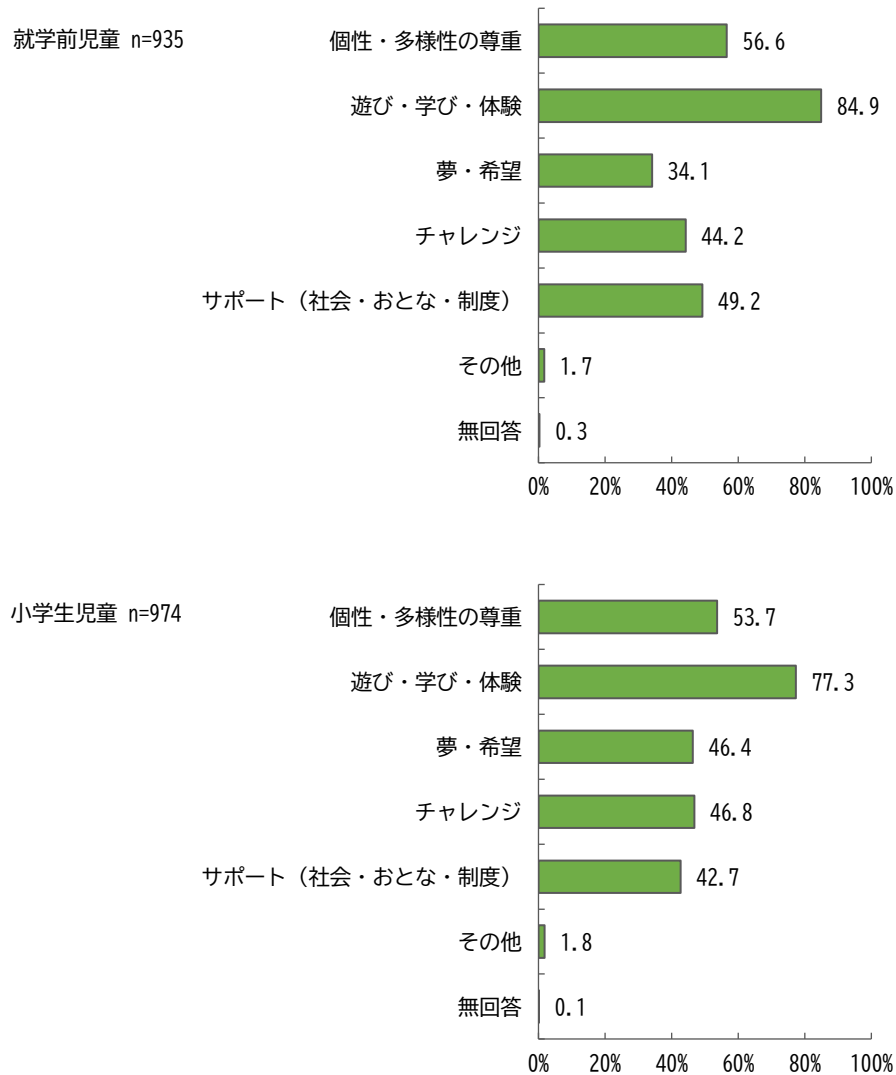
【図表7-46 長浜市はこどもまんなか社会の実現に向かっていると思うか】



⑭こども・若者の成長のために必要と考えること

「こども・若者の成長のために必要と考えること」については、就学前児童、小学生児童ともに「遊び・学び・体験」(84.9%・77.3%)が最も高くなっています。

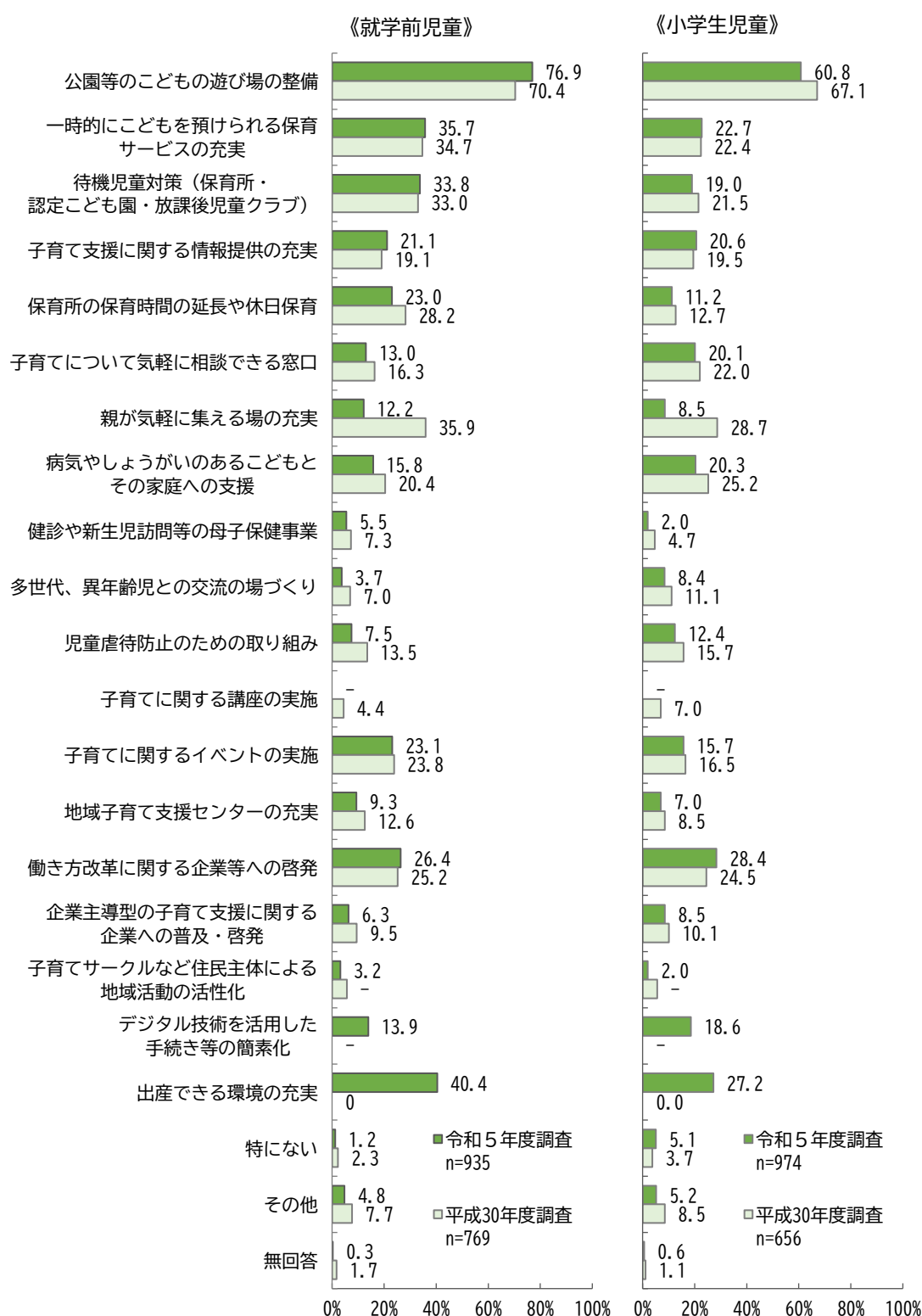
【図表7-47 こども・若者の成長のために必要と考えること】



⑮市の子育て支援施策で充実を希望するもの

「市の子育て支援施策で充実を希望するもの」については、就学前児童、小学生児童ともに「公園等のこどもの遊び場の整備」(76.9%・60.8%)が最も高くなっており、前回調査と比較すると、就学前児童で6.5ポイント増加していますが、小学生児童では6.3ポイント減少しています。

【図表7-48 市の子育て支援施策で充実を希望するもの】

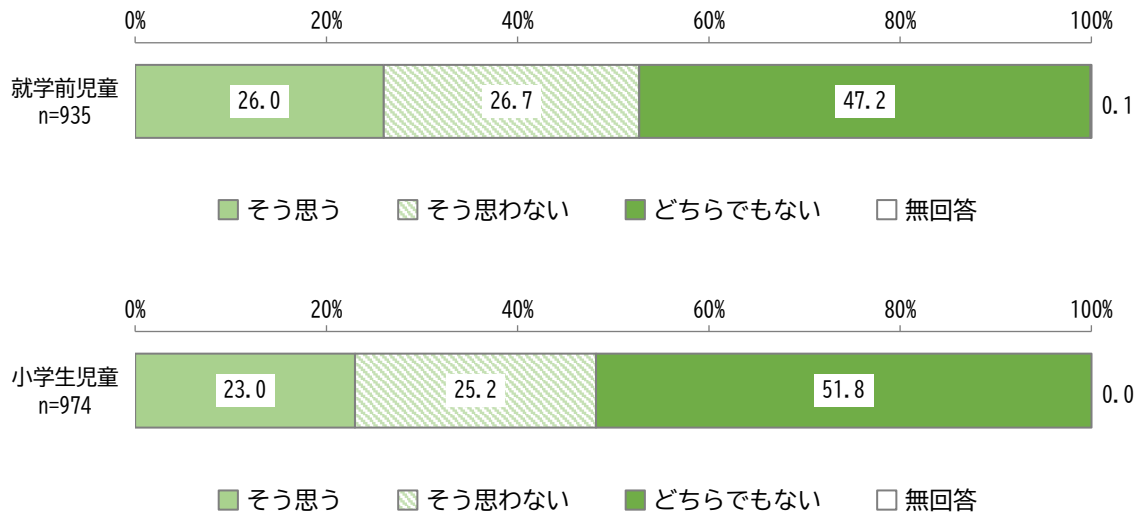


※グラフ内「-」は調査にない項目

⑩「結婚、妊娠、こども、若者、子育てに温かいまち」の実現

「長浜市は『結婚、妊娠、こども、若者、子育てに温かいまち』の実現に向かっていていると思うか」の質問については、就学前児童、小学生児童ともに「どちらでもない」(47.2%・51.8%)が最も高くなっています。

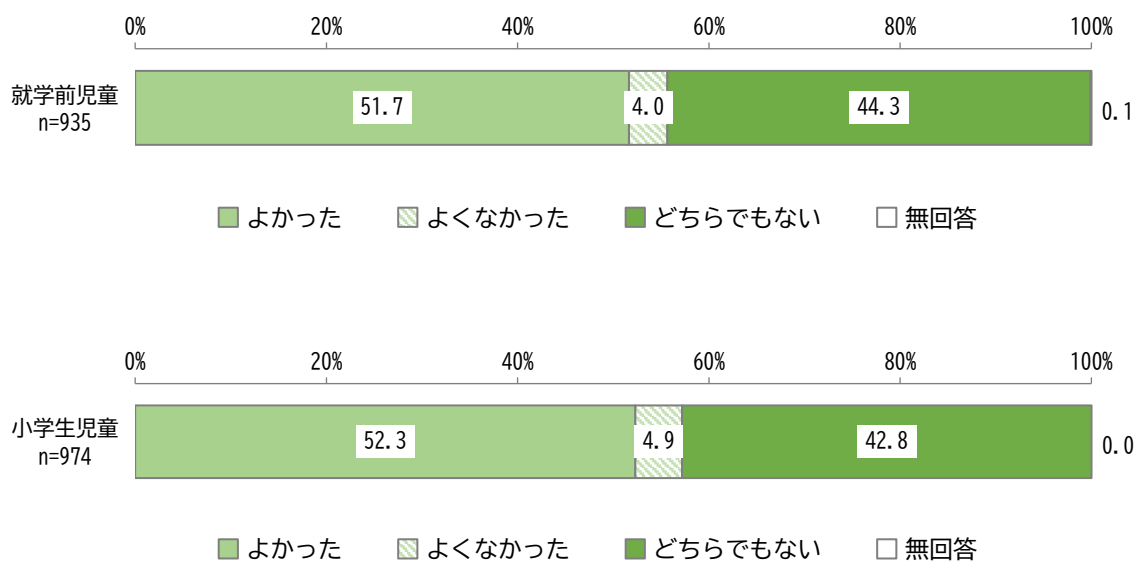
【図表 7-49 「結婚、妊娠、こども、若者、子育てに温かいまち」の実現に向かっていていると思うか】



⑪長浜市で子育てしたい、子育てしてよかったと思うか

「長浜市で子育てしたい、子育てしてよかったと思うか」の質問については、就学前児童、小学生児童ともに「よかった」(51.7%・52.3%)が最も高くなっています。

【図表 7-50 長浜市で子育てしたい、子育てしてよかったと思うか】



(3) こども若者向けアンケート調査の概要

計画策定に係る基礎資料として、市内に住む中高生や、市外に転出した住民等、こども若者を対象としてアンケート調査や対面での集まり等を通じ、意見聴取を行いました。

【図表7-51 こども若者向けアンケート調査の概要】

① 生活実態に関するアンケート調査	
調査対象者	・市内の小学校、義務教育学校に通う5年、6年生の児童 ・市内の中学校に通う1年～3年生、義務教育学校に通う7年～9年生の生徒
調査期間	令和6年5月7日～令和6年6月18日
調査方法	学校配布、インターネットによるオンライン回答
回収数	小学生及び義務教育学校児童：1,807人 中学生及び義務教育学校生徒：2,723人
② 中高生向けアンケート調査	
調査対象者	公立の中学校（12校）と高校（6校）に通う生徒
調査期間	中学生：令和5年7月14日～令和5年9月11日 高校生：令和5年7月20日～令和5年9月11日
調査方法	中学生：生徒のタブレットへ配信、オンライン回答 高校生：生徒へチラシ配布、オンライン回答
回収数	中学生：2,127件 高校生：900件
回収率	中学生：67.0% 高校生：34.9%
③ 長浜養護学校アンケート調査	
調査対象者	長浜養護学校に通う生徒（中学部、高等部、伊吹分校）
調査期間	令和5年9月14日～9月29日
調査方法	学校配布、学校回収
回収数	54人
④ 市外転出者向けアンケート調査	
調査対象者	18歳までに長浜市に居住経験があり、調査時点で長浜市外に居住されている18歳から39歳までの方
調査期間	本調査：令和5年7月26日～令和5年10月3日 20歳のつどい調査：令和6年1月8日～令和6年1月14日
調査方法	ロゴフォームを用いたインターネット調査 ⇒本調査：長浜市職員、多方面からのスノーボールサンプリング 20歳のつどい調査：長浜市20歳のつどいの参加者への呼びかけ
回収数	294件（うち本調査269件、20歳のつどい調査25件）

⑤ 若者世代アンケート調査	
調査対象者	長浜市在住の18歳から39歳（令和5年4月1日現在）の男女、4,000人（無作為抽出）
調査期間	令和5年7月20日～令和5年9月22日
調査方法	郵送配布後、インターネットによるオンライン回答
回収数	785件
回収率	19.6%
⑥ 長浜市20歳のつどい参加者アンケート調査	
調査対象者	令和6年度長浜市20歳のつどいに参加した者
調査期間	令和6年1月8日～令和6年1月14日
調査方法	ログフォームを用いたインターネット調査
回収数	63件
⑦ 全国学力・学習状況調査（令和5年度）	
調査対象者	・小学校調査：市内公立小学校第6学年、義務教育学校第6学年 ・中学校調査：市内公立中学校第3学年、義務教育学校第9学年
調査対象者数	・小学校調査：1,012人 ・中学校調査：958人
調査実施日	調査実施日：令和5年4月18日
⑧ こども若者ボイス	
調査対象者	市内在住の中学生、高校生
開催経過	中学生トーク：令和5年度3回実施、令和6年度3回実施 高校生トーク：令和6年度1回実施 市ホームページにて「長浜市に住むこどもや若者たちの笑顔が増えるためのアイデアや意見」を募集（令和6年7月20日～8月31日）
開催方法	オンラインミーティング、ittekiでの対面開催 等

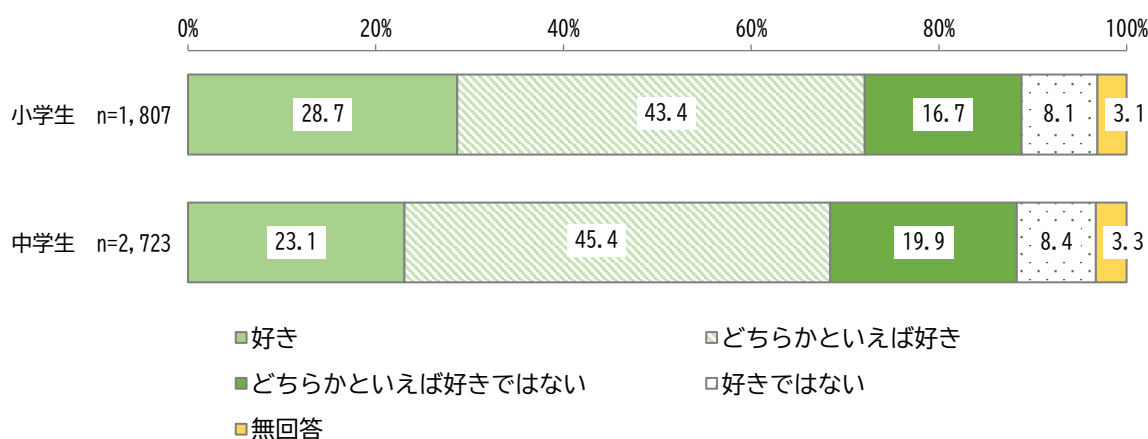
(4) こども若者向けアンケート調査結果の概要

①自己肯定感（生活実態に関するアンケート調査）

「今の自分が好きか」の質問について、小学生では“好き（「好き」＋「どちらかといえば好き」）”が72.1%、“好きではない（「どちらかといえば好きではない」＋「好きではない」）”が24.8%となっています。

また、中学生では“好き”が68.5%、“好きではない”が28.3%となっています。

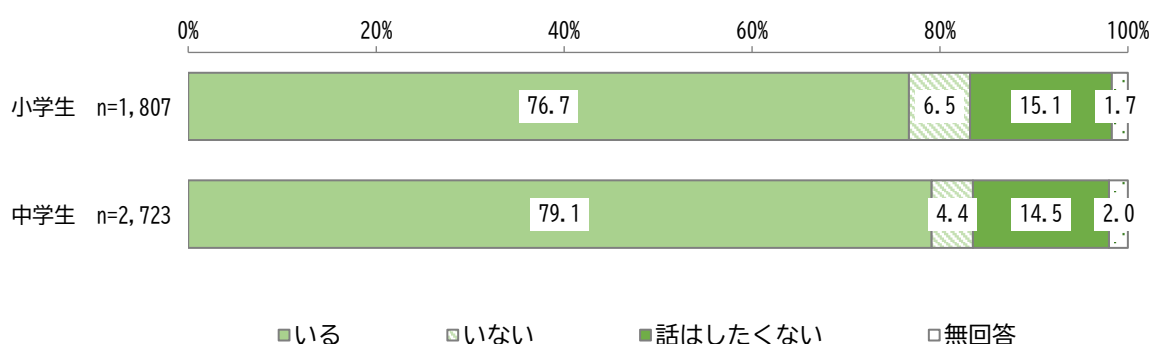
【図表 7－52 今の自分が好きか】



②相談相手等の有無（生活実態に関するアンケート調査）

「悩みや困りごとについて、相談にのってくれたり、話を聞いてくれる人がいるか」の質問について、「はい」は小学生が76.7%、中学生が79.1%となっています。

【図表 7－53 悩みや困りごとの相談相手等の有無】

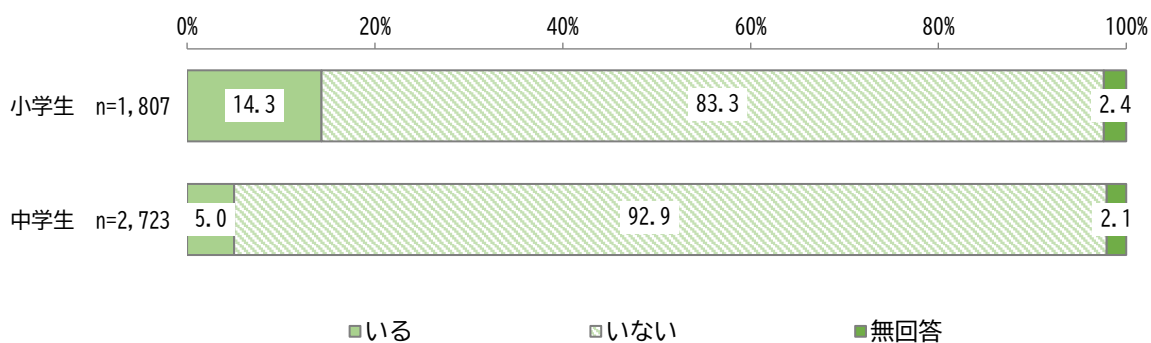


③家族の中にお世話をしている人の有無（生活実態に関するアンケート調査）

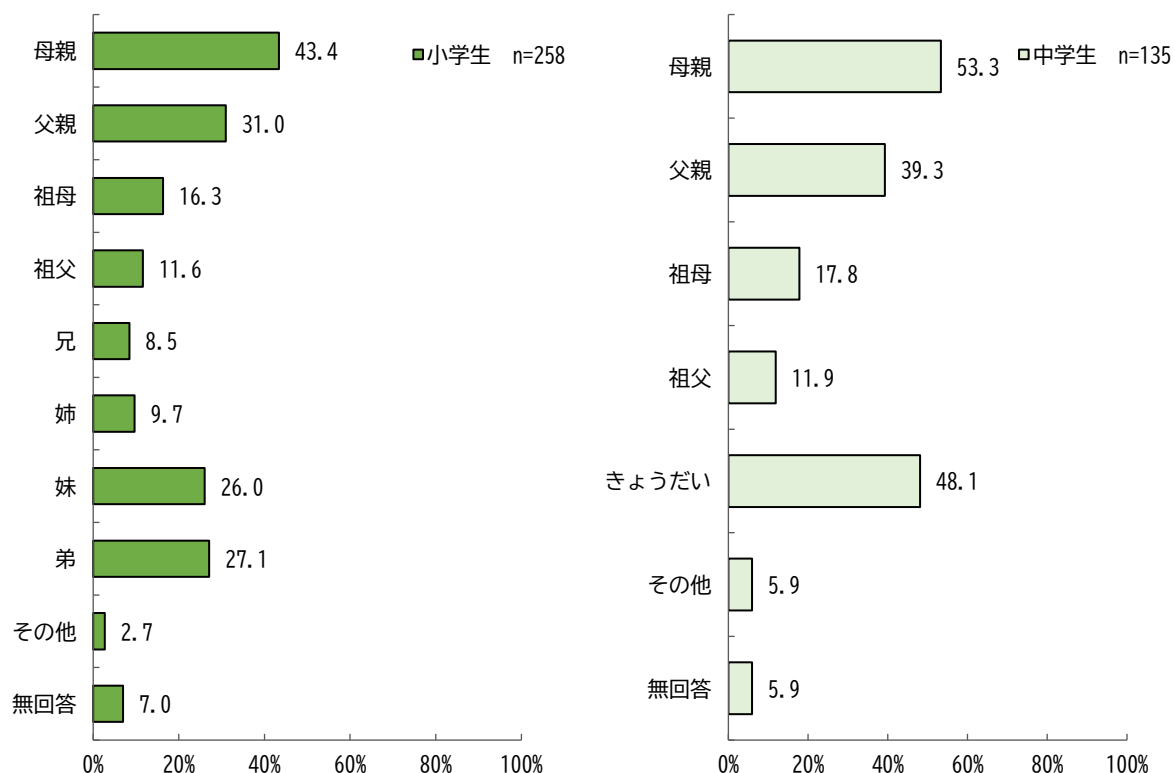
家族の中にお世話をしている人が「いる」という回答は、小学生が14.3%、中学生が5.0%となっています。

お世話を必要としている人について、小学生、中学生ともに「母親」（43.4%・53.3%）が最も高くなっています。

【図表7-54-1 家族の中にお世話をしている人の有無】



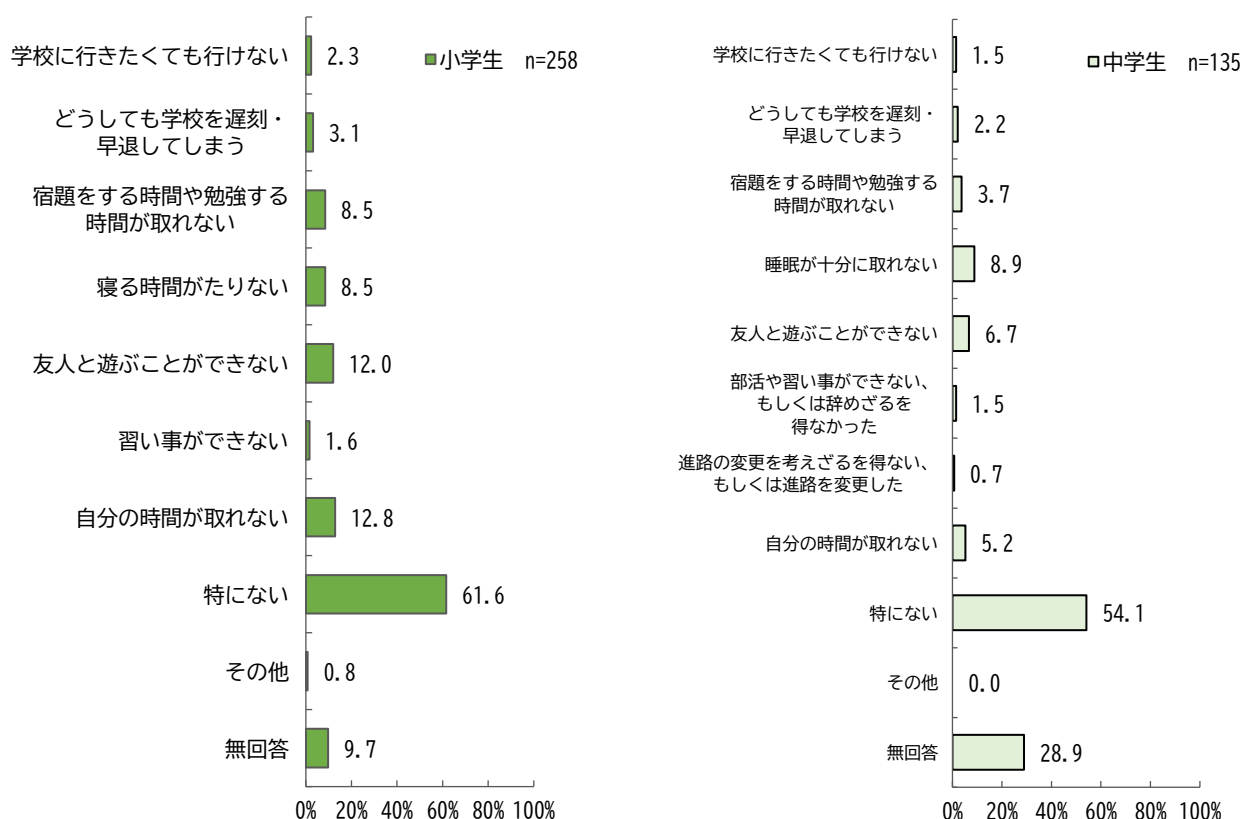
【図表7-54-2 お世話を必要としている人】



④お世話をすることで、できていないこと（生活実態に関するアンケート調査）

「お世話をしていることでやりたいけど、できないことについて」の質問では、小学生、中学生ともに「特になし」（61.6%、54.1%）が最も高くなっていますが、小学生では「自分の時間が取れない」（12.8%）や「友人と遊ぶことができない」（12.0%）が比較的高くなっています。

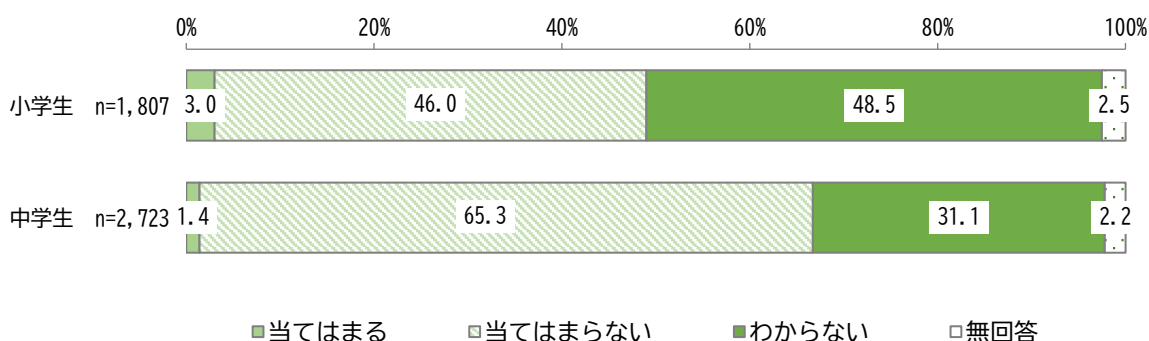
【図表7-55 お世話をすることで、できていないこと】



⑤「ヤングケアラー」に当てはまると思うか（生活実態に関するアンケート調査）

「『ヤングケアラー』に当てはまると思うか」の質問について、「当てはまる」は小学生が3.0%、中学生が1.4%となっています。

【図表7-56 「ヤングケアラー」に当てはまると思うか】

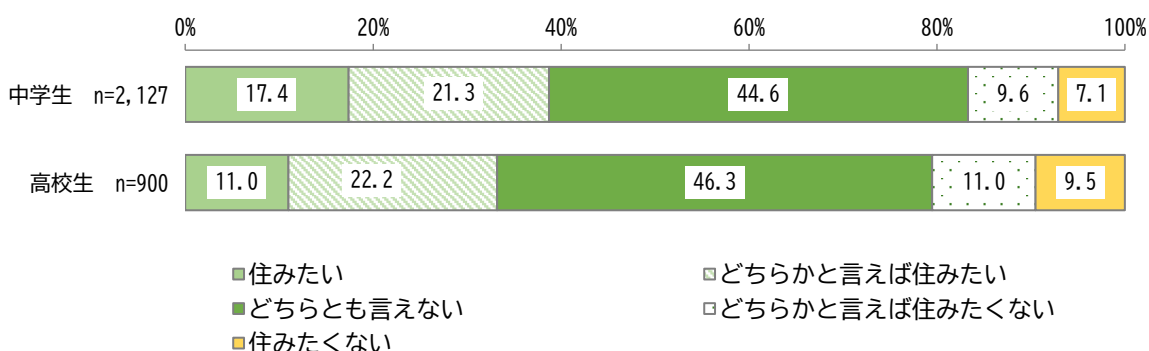


⑥将来の居住希望（中高生向けアンケート調査）

「将来、長浜市に住みたいと思うか」の質問について、中学生では“住みたい（「住みたい」＋「どちらかと言えば住みたい」）”が38.7%、“住みたくない（「どちらかと言えば住みたくない」＋「住みたくない」）”が16.7%となっています。

また、高校生では“住みたい”が33.2%、“住みたくない”が20.5%となっています。

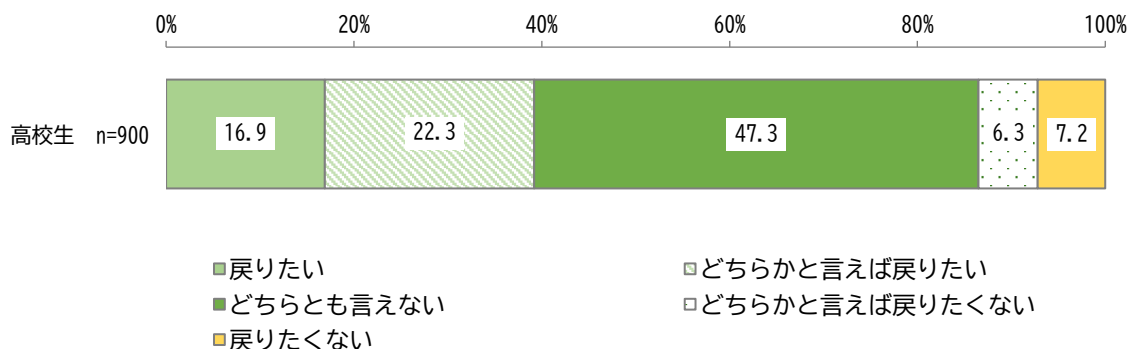
【図表7-57 将来、長浜市に住みたいと思うか】



⑦将来のUターン希望（中高生向けアンケート調査：高校生のみ）

「将来、長浜市以外の地域に住むことになった後、長浜市に戻りたいと思うか」の質問について、「将来、長浜市以外の地域に住むことになった後、長浜市に戻りたいと思うか」の質問について、高校生では“戻りたい（「戻りたい」＋「どちらかと言えば戻りたい」）”が39.2%、“戻りたくない（「どちらかと言えば戻りたくない」＋「戻りたくない」）”が13.5%となっています。

【図表7-58 将来、長浜市以外の地域に住むことになった後、長浜市に戻りたいと思うか】

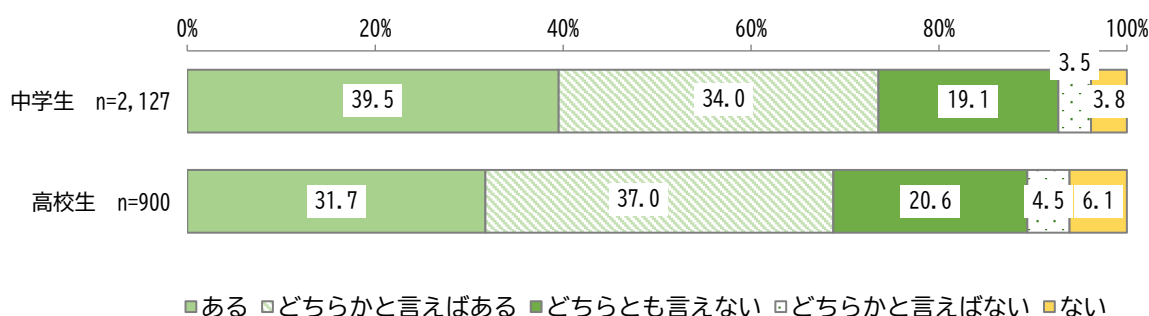


⑧長浜市への愛着（中高生向けアンケート調査）

「長浜市に親しみや好きという気持ちはあるか」の質問について、中学生では“ある（「ある」＋「どちらかと言えばある」）”が73.5%、“ない（「どちらかと言えばない」＋「ない」）”が7.3%となっています。

また、高校生では“ある”が68.7%、“ない”が10.6%となっています。

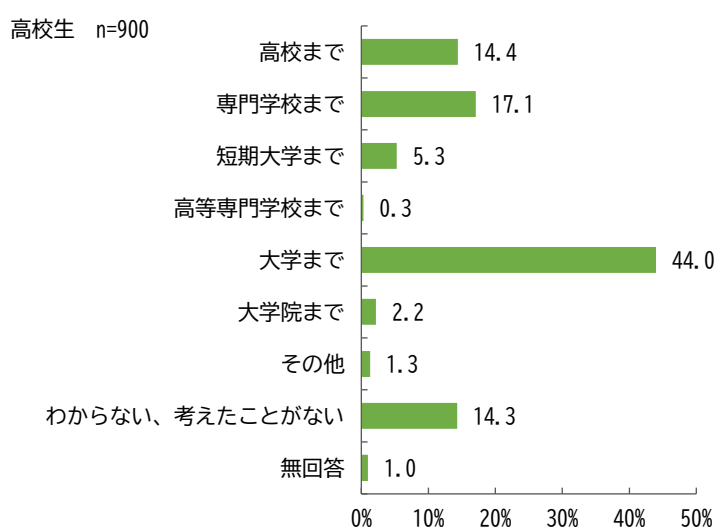
【図表 7－59 長浜市に親しみや好きという気持ちはあるか】



⑨将来の就学希望（中高生向けアンケート調査：高校生のみ）

「将来、どの学校まで進みたいか」の質問について、「大学まで」が44.0%で最も高く、次いで「専門学校まで」が17.1%、「高校まで」が14.4%となっています。また、「わからない、考えたことがない」は14.3%となっています。

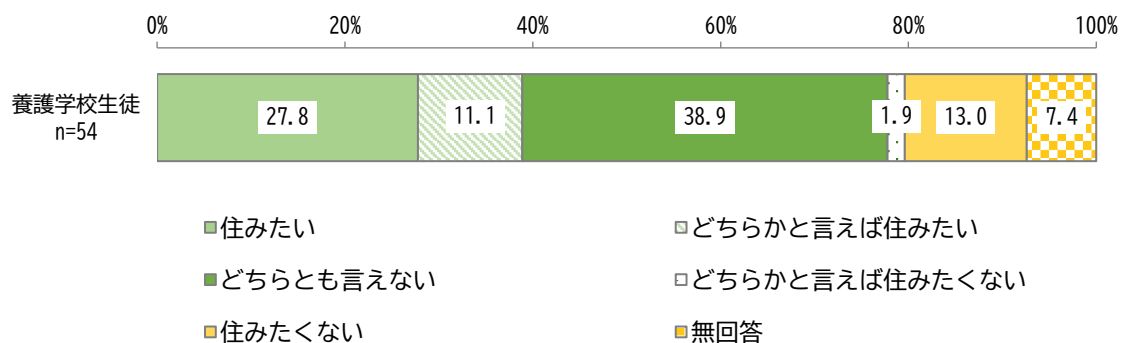
【図表 7－60 将来、どの学校まで進みたいか】



⑩将来の居住希望（長浜養護学校アンケート調査）

「将来、長浜市に住みたいと思うか」の質問について、養護学校生徒では“住みたい（「住みたい」＋「どちらかと言えば住みたい」）”が38.9%、“住みたくない（「どちらかと言えば住みたくない」＋「住みたくない」）”が14.9%となっています。

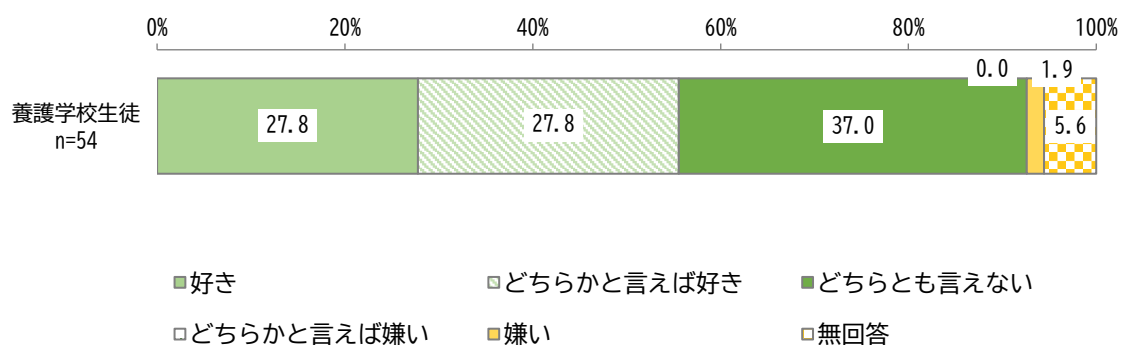
【図表 7－61 将来、長浜市に住みたいと思うか】



⑪長浜市への愛着（長浜養護学校アンケート調査）

「長浜市がどのくらい好きか」の質問について、養護学校生徒では“好き（「好き」＋「どちらかと言えば好き」）”が55.6%、“嫌い（「どちらかと言えば嫌い」＋「嫌い」）”が1.9%となっています。

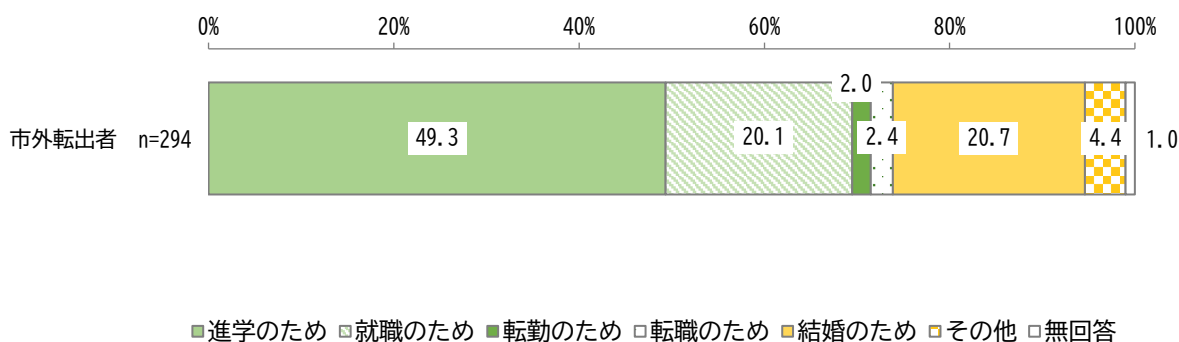
【図表 7－62 長浜市がどのくらい好きか】



⑫長浜市からの転出理由（市外転出者向けアンケート調査）

「長浜市外に住んでいるきっかけ」の質問について、「進学のため」が49.3%で最も高く、次いで「結婚のため」が20.7%、「就職のため」が20.1%となっています。

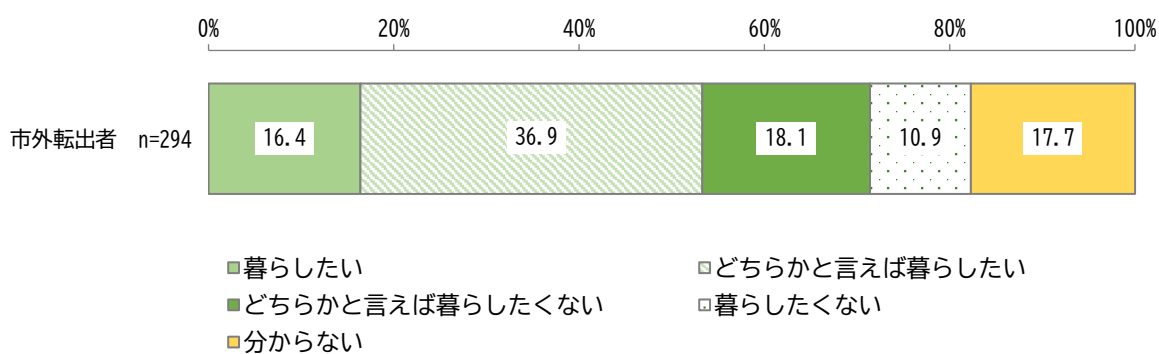
【図表7-63 長浜市外に住んでいるきっかけ】



⑬将来のUターン希望（市外転出者向けアンケート調査）

「将来、長浜市に戻って暮らしたいと思うか」の質問について、“暮らしたい（「暮らしたい」＋「どちらかといえば暮らしたい」）”が53.3%、“暮らしたくない（「どちらかと言えば暮らしたくない」＋「暮らしたくない」）”が29.0%となっています。

【図表7-64 将来、長浜市に戻って暮らしたいと思うか】

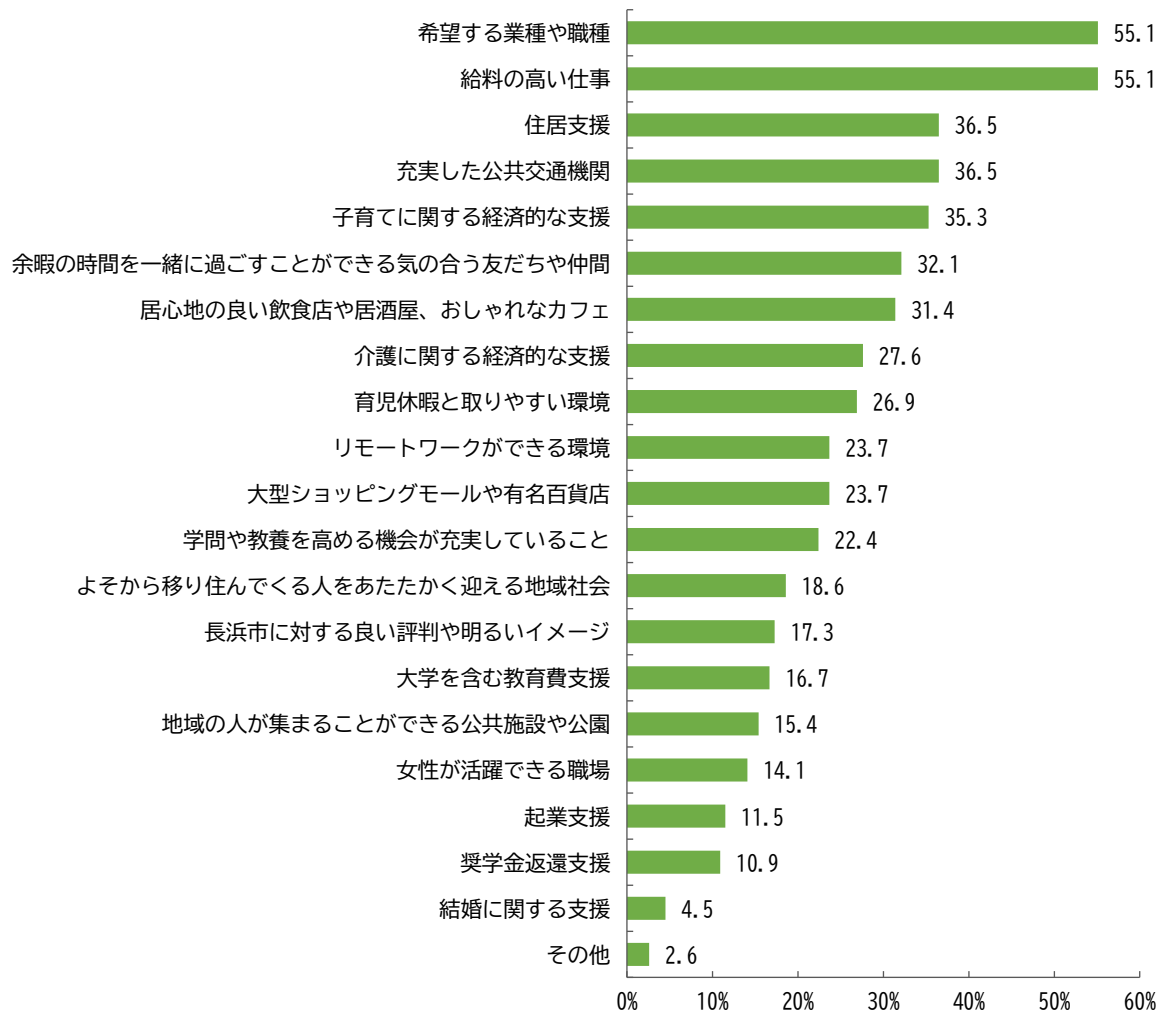


⑭長浜市に戻りやすくなる要素（市外転出者向けアンケート調査）

将来、長浜市に戻って暮らしたい人に、「どのような要素があれば、長浜市に戻りやすいか」について尋ねると、「希望する業種や職種」と「給料の高い仕事」がともに55.1%で最も高く、次いで「住居支援」と「充実した公共交通機関」がともに36.5%、「子育てに関する経済的な支援」が35.3%となっています。

【図表7-65 どのような要素があれば、長浜市に戻りやすいか】

市外転出者（将来長浜市に戻って暮らしたい人） n=156

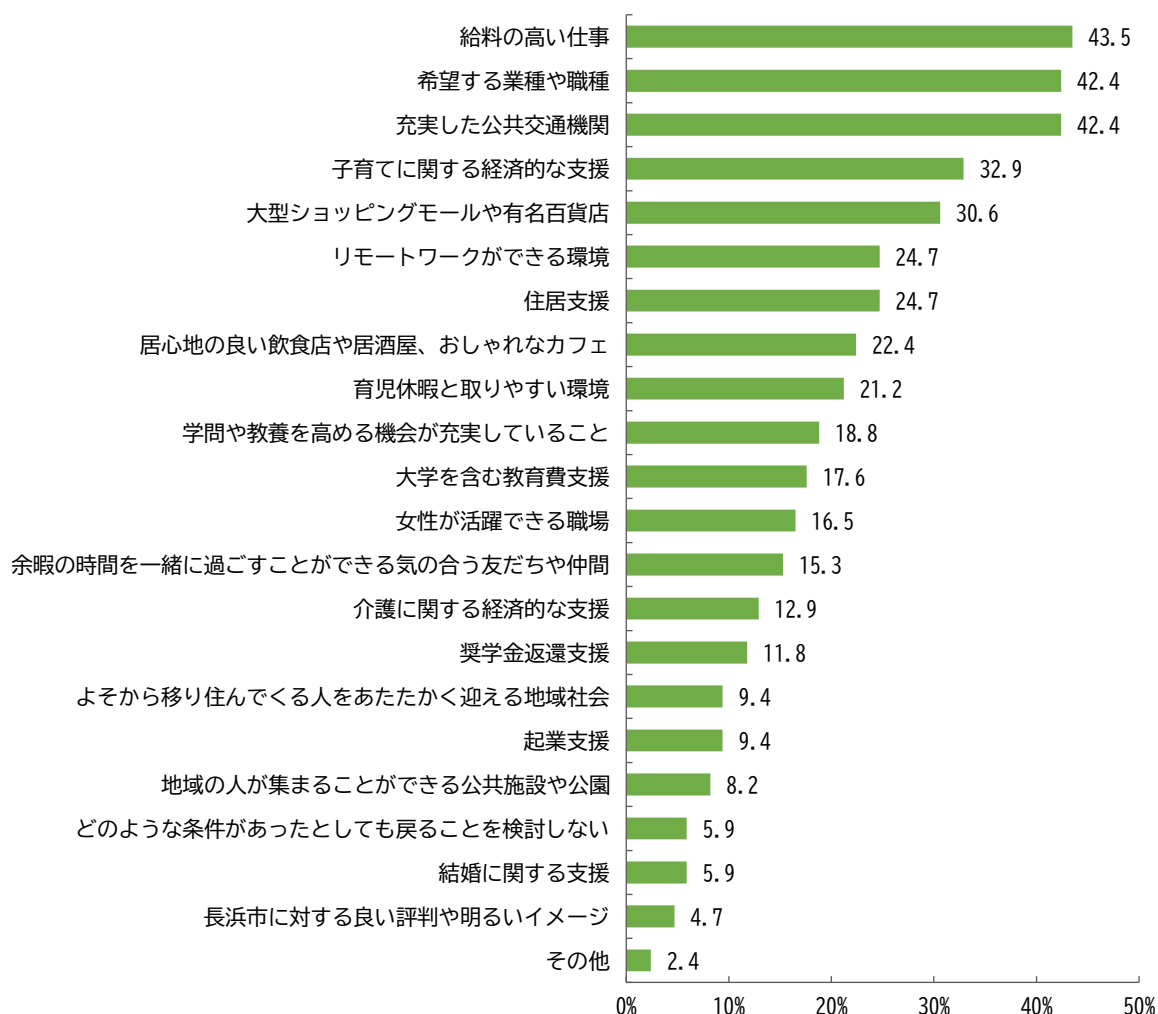


⑮長浜市に戻って暮らすことを検討する要素（市外転出者向けアンケート調査）

将来、長浜市に戻って暮らしたくない人に、「どのような要素があれば、長浜市に戻って暮らすことを検討するか」について尋ねると、「給料の高い仕事」が43.5%で最も高く、次いで「希望する業種や職種」と「充実した公共交通機関」がともに42.4%、「子育てに関する経済的な支援」が32.9%、「大型ショッピングモールや有名百貨店」30.6%となっています。

【図表7-66 どのような要素があれば、長浜市に戻って暮らすことを検討するか】

市外転出者（将来長浜市に戻って暮らしたくない人） n=85

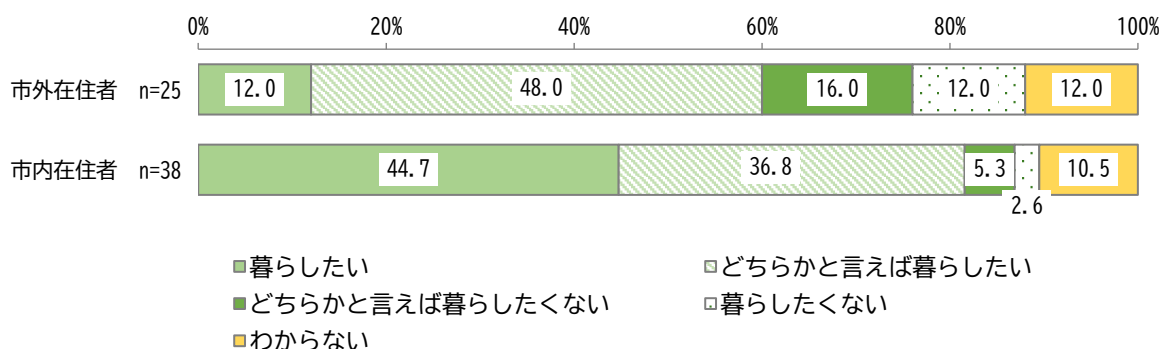


⑯将来のUターン希望（長浜市20歳のつどい参加者アンケート調査）

「将来、長浜市に戻って暮らしたいと思うか」の質問について、市外在住者では“暮らしたい（「暮らしたい」＋「どちらかといえば暮らしたい」）”が60.0%、“暮らしたくない（「どちらかといえば暮らしたくない」＋「暮らしたくない」）”が28.0%となっています。

また、市内在住者では“暮らしたい”が81.5%、“暮らしたくない”が7.9%となっています。

【図表7-67 将来、長浜市に戻って暮らしたいと思うか】

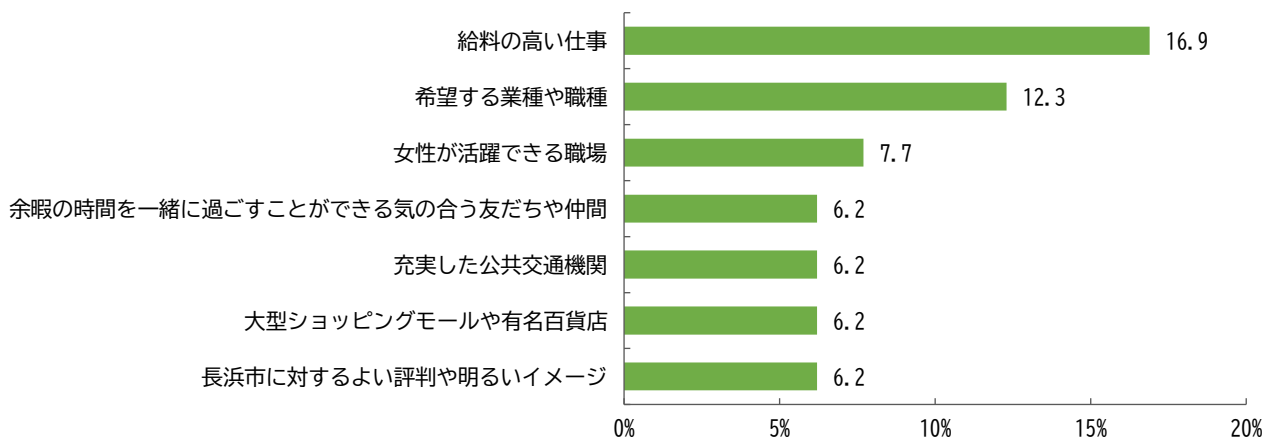


⑰長浜市に戻りやすくなる要素（長浜市20歳のつどい参加者アンケート調査）

将来、長浜市に戻って暮らしたい人に、「どのような要素があれば、長浜市に戻りやすいか」について尋ねると、「給料の高い仕事」が16.9%で最も高く、次いで「希望する業種や職種」が12.3%、「女性が活躍できる職場」が7.7%、「余暇の時間を一緒に過ごすことができる気の合う友だちや仲間」と「充実した公共交通機関」と「大型ショッピングモールや有名百貨店」と「長浜市に対するよい評判や明るいイメージ」がいずれも6.2%となっています。

【図表7-68 どのような要素があれば、長浜市に戻りやすいか（上位7項目）】

市外在住者（将来長浜市に戻って暮らしたい人） n=15

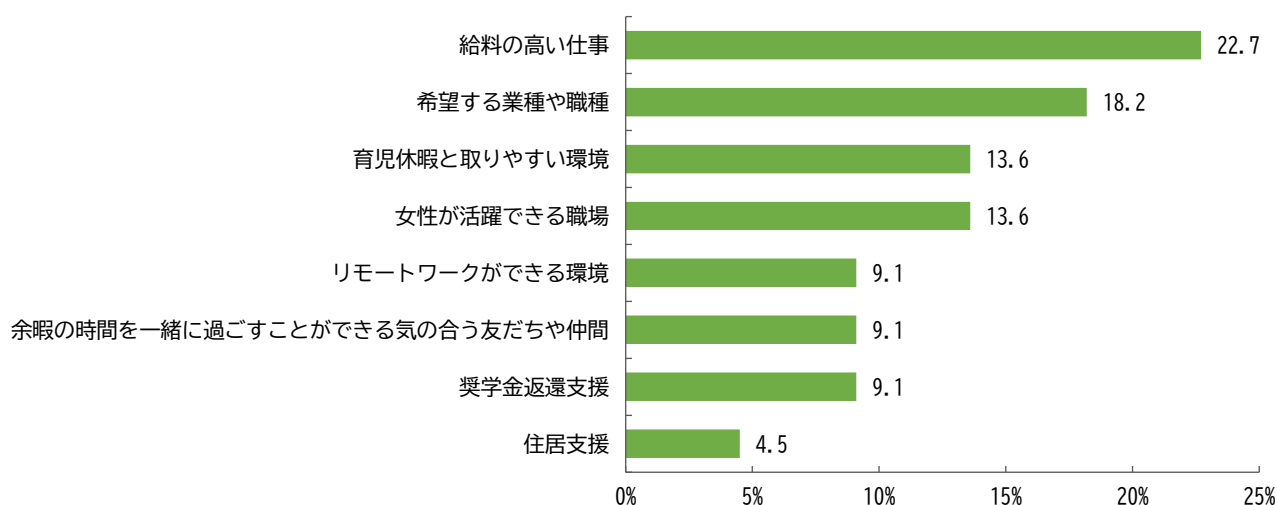


⑱長浜市に戻って暮らすことを検討する要素（長浜市20歳のつどい参加者アンケート調査）

将来、長浜市に戻って暮らしたくない人に、「どのような要素があれば、長浜市に戻って暮らすことを検討するか」について尋ねると、「給料の高い仕事」が22.7%で最も高く、次いで「希望する業種や職種」が18.2%、「育児休暇と取りやすい環境」と「女性が活躍できる職場」がともに13.6%、「リモートワークができる環境」と「余暇の時間を一緒に過ごすことができる気の合う友だちや仲間」と「奨学金返還支援」がいずれも9.1%、「住居支援」が4.5%となっています。

【図表7-69 どのような要素があれば、長浜市に戻って暮らすことを検討するか】

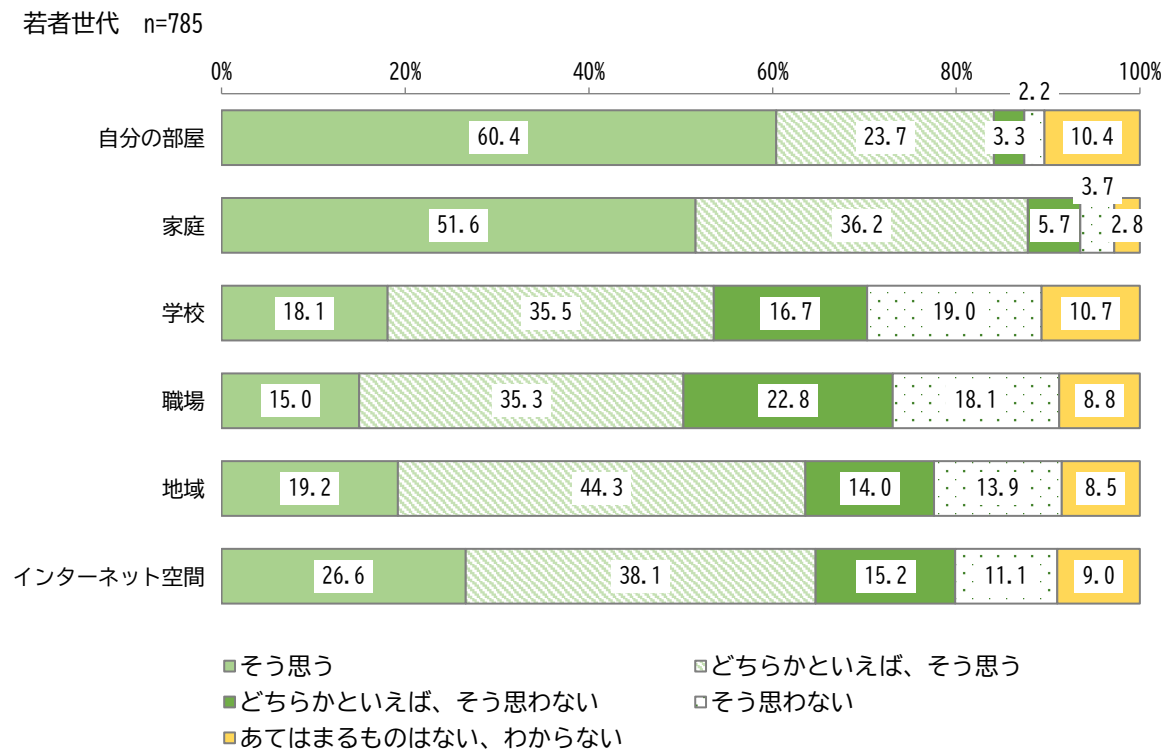
市外在住者（将来長浜市に戻って暮らしたくない人） n=7



⑨「居場所」について（若者世代アンケート調査）

自分にとっての居場所について、“そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）”が最も高いのは「家庭」（84.1%）、最も低いのは「職場」（50.3%）となっています。

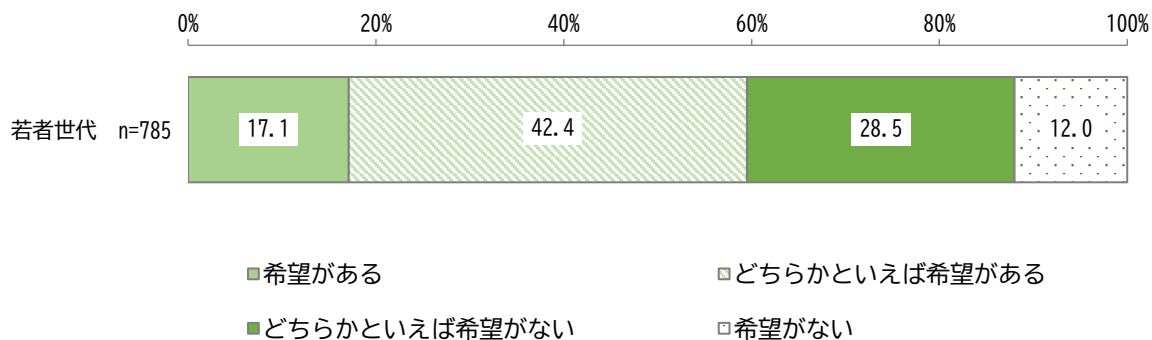
【図表 7-70 自分にとって居場所(ほっとできる場所、居心地の良い場所など)になっているか】



⑩将来への明るい希望（若者世代アンケート調査）

「自分の将来について明るい希望を持っているか」の質問について、“希望がある（「希望がある」＋「どちらかといえば希望がある」）”が59.5%、“希望がない（「どちらかといえば希望がない」＋「希望がない」）”が40.5%となっています。

【図表 7-71 自分の将来について明るい希望を持っているか】

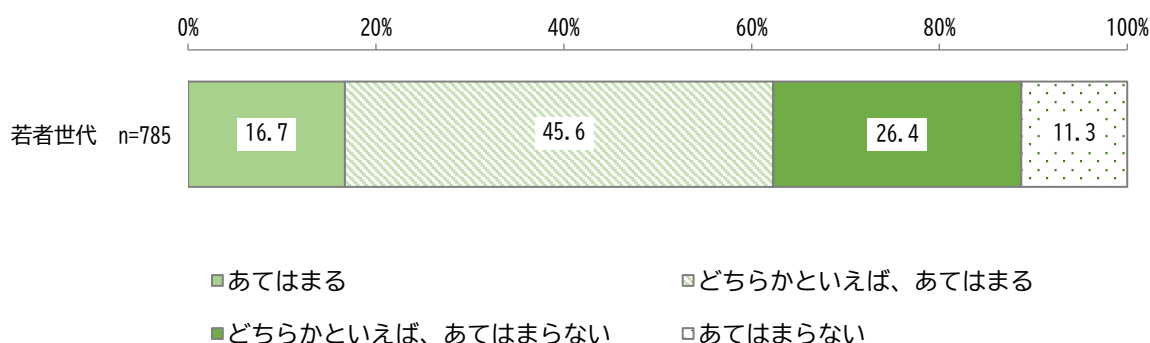


②自己肯定感（若者世代アンケート調査）

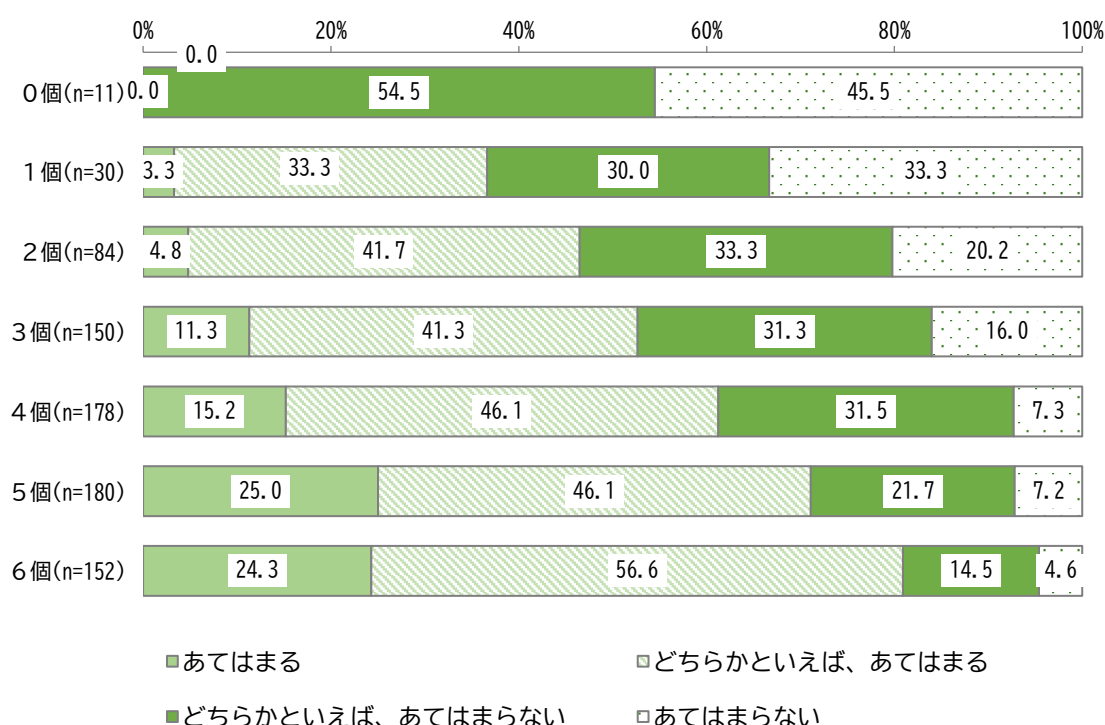
「今の自分が好きかどうか」の質問について、“あてはまる（「あてはまる」＋「どちらかといえば、あてはまる」）”が62.3%、“あてはまらない（「どちらかといえば、あてはまらない」＋「あてはまらない」）”が37.7%となっています。

また、安心できる居場所の数別にみると、安心できる居場所が多いほど、“あてはまる”の割合が高くなっており、「0個」では0.0%ですが、「6個」では80.9%となっています。

【図表7-72-1 今の自分が好きかどうか】



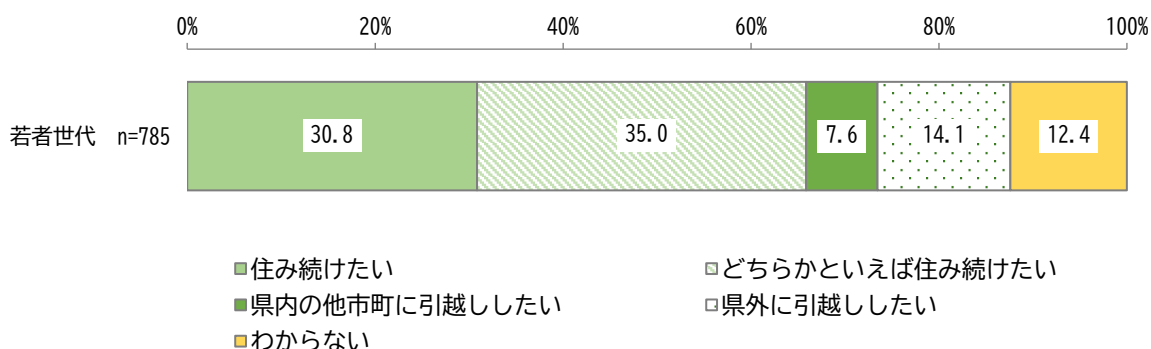
【図表7-72-2 安心できる居場所の数別 今の自分が好きかどうか】



②将来の居留意向（若者世代アンケート調査）

「長浜市にこれからも住み続けたいと思うか」の質問について、“住み続けたい（「住み続けたい」＋「どちらかといえば住み続けたい」）が65.8%、「県内の他市町に引越したい」が7.6%、「県外に引越したい」が14.1%となっています。

【図表 7-73 長浜市にこれからも住み続けたいと思うか】

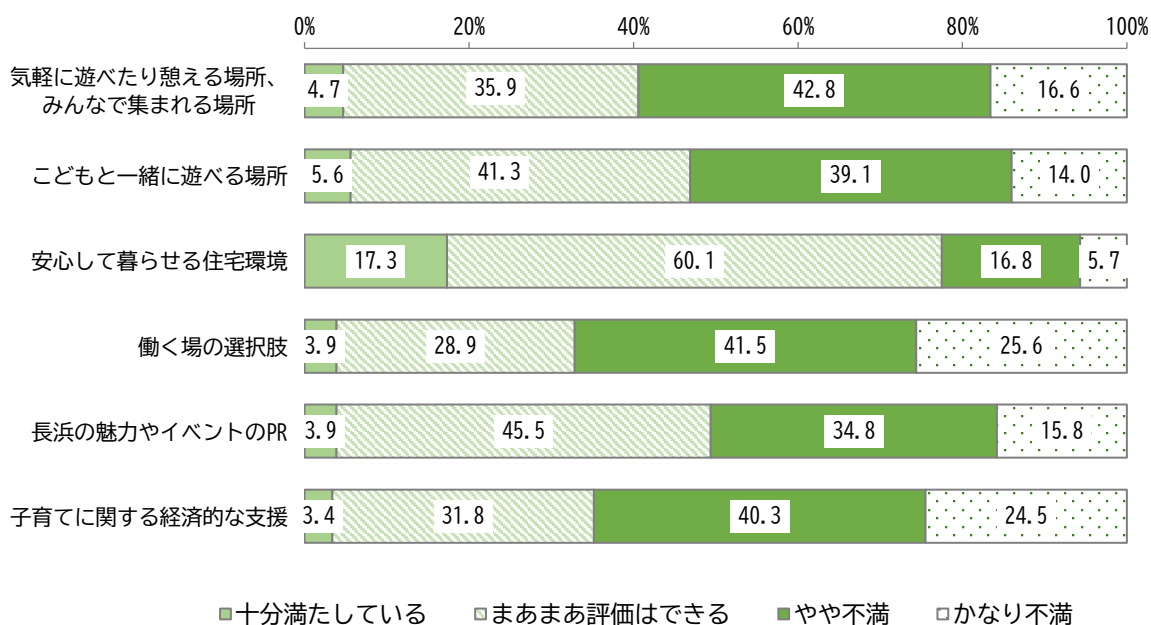


③長浜市への評価（若者世代アンケート調査）

「長浜市への評価」の質問について、「働く場の選択肢」に対する“不満（「やや不満」＋「かなり不満」）”が67.1%と他の項目に比べて高くなっています。

【図表 7-74 長浜市への評価（抜粋）】

若者世代 n=785

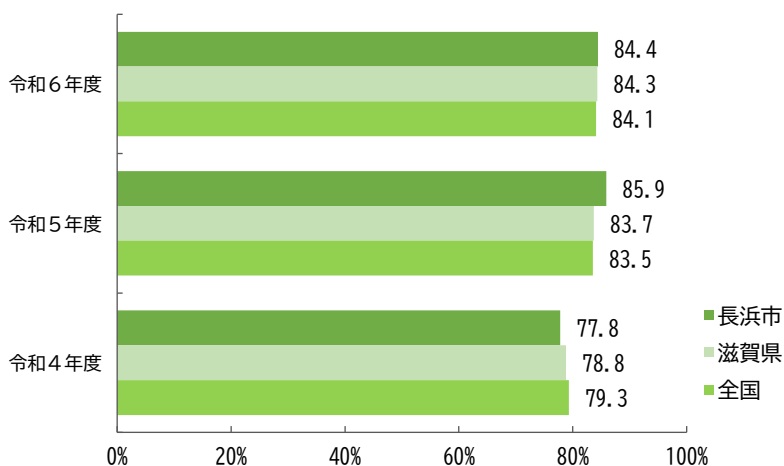


②④自己肯定感（全国学力・学習状況調査）

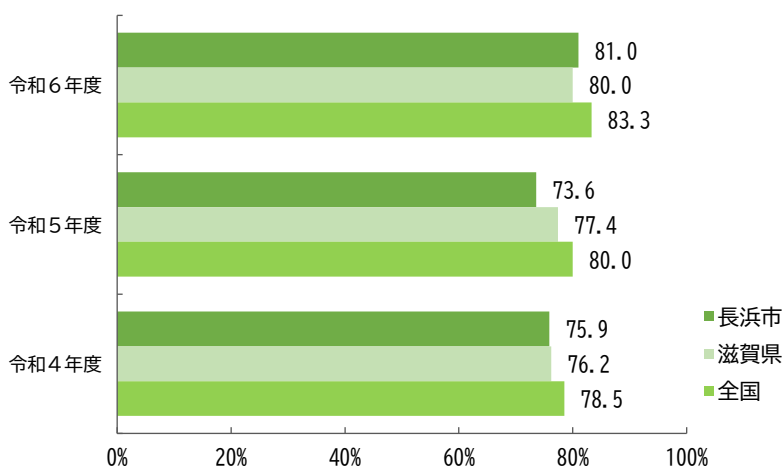
「自分には、よいところがあると思いますか」の質問に対し“当てはまる（「当てはまる」＋「どちらかといえば当てはまる」）”と回答した割合について、小学生では令和6年度は84.4%で全国、滋賀県とほぼ同等となっています。

中学生では令和6年度は81.0%と全国より低く、滋賀県より高くなっています。

【図表7-75-1 「自分には、よいところがあると思いますか」で
“当てはまる”と回答した割合（小学生）（全国、滋賀県比較）】



【図表7-75-2 「自分には、よいところがあると思いますか」で
“当てはまる”と回答した割合（中学生）（全国、滋賀県比較）】

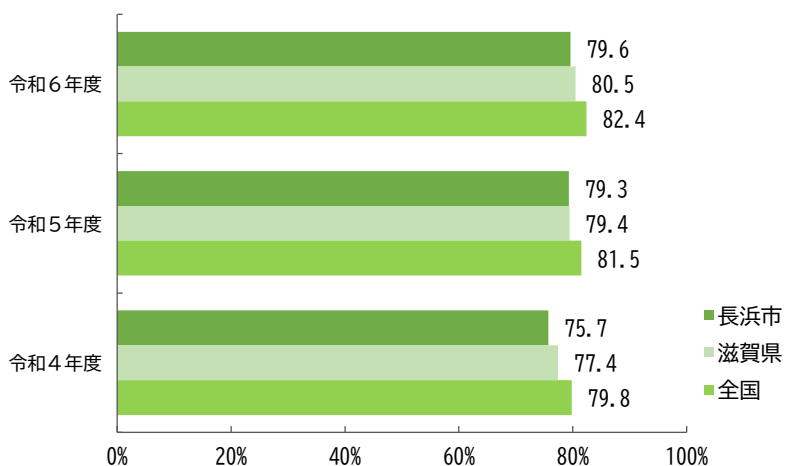


⑤将来の夢や目標（全国学力・学習状況調査）

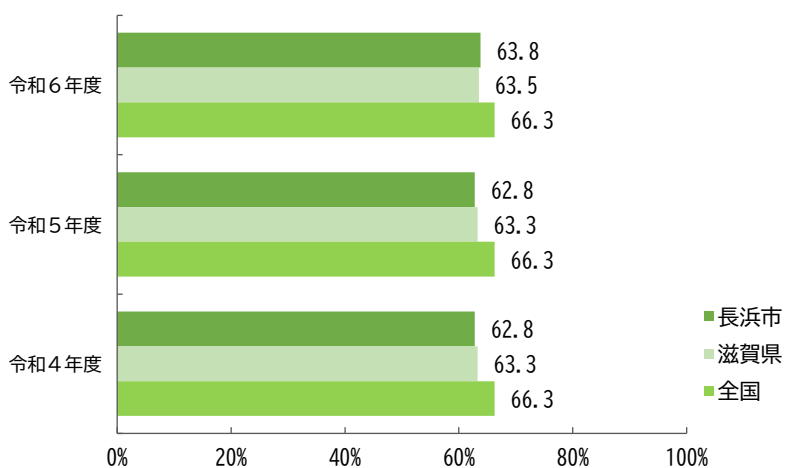
「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対し“当てはまる（「当てはまる」＋「どちらかといえば当てはまる」）”と回答した割合について、小学生では令和6年度は79.6%と全国、滋賀県に比べて低くなっています。

中学生では令和6年度は63.8%と全国より低く、滋賀県とほぼ同等となっています。

【図表7-76-1 「将来の夢や目標を持っていますか」で
“当てはまる”と回答した割合（小学生）（全国、滋賀県比較）】



【図表7-76-2 「将来の夢や目標を持っていますか」で
“当てはまる”と回答した割合（中学生）（全国、滋賀県比較）】

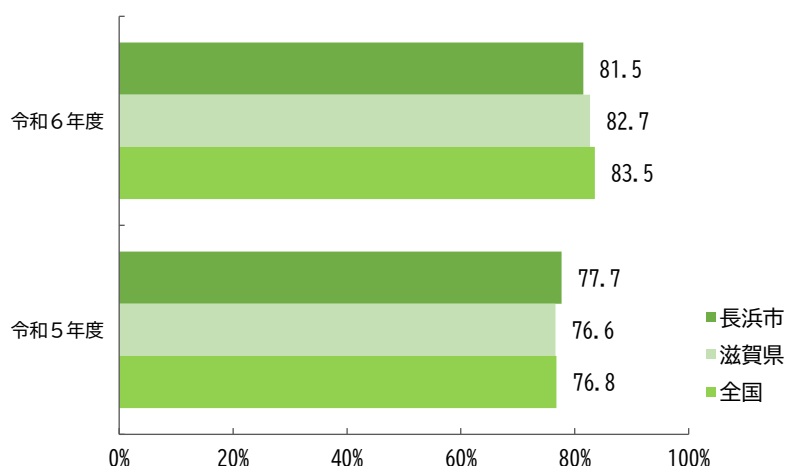


㊤地域や社会への貢献（全国学力・学習状況調査）

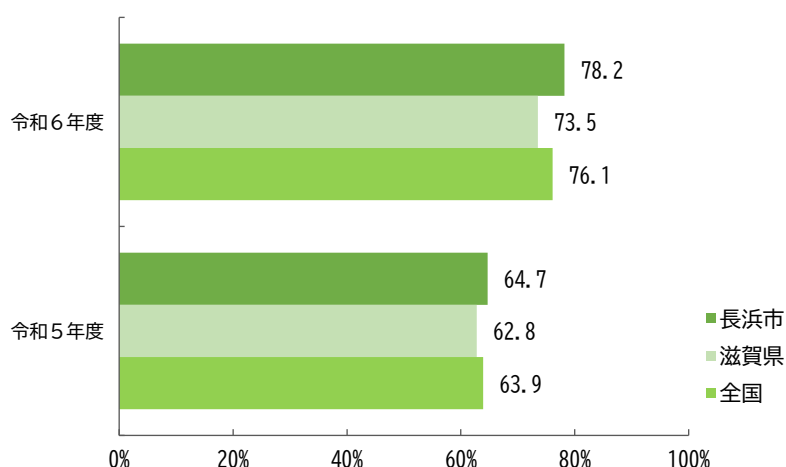
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の質問に対し“当てはまる（「当てはまる」＋「どちらかといえば当てはまる」）”と回答した割合について、小学生では令和6年度は81.5%と全国、滋賀県に比べて低くなっています。

中学生では令和6年度は78.2%と全国、滋賀県に比べて高くなっています。

【図表7-77-1 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」で“当てはまる”と回答した割合（小学生）（全国、滋賀県比較）】



【図表7-77-2 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」で“当てはまる”と回答した割合（中学生）（全国、滋賀県比較）】



5. 策定経過

「長浜市未来子ども若者計画」の策定に向けた これまでの取組経過など

未来子ども若者会議

※長浜市附属機関設定条例第2条の規定に基づき設置された附属機関・委員15人。

<令和5年度>

□第1回（7月27日）

- ・会長、副会長の選出（会長…岐阜聖徳学園大学：西川正晃教授 副会長…合同会社LOC0：宮本麻里代表）
- ・第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況
- ・令和5年度主要な子ども若者対象事業について
- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画の策定について

□第2回（10月13日）

- ・第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況
- ・ブラッシュアップ部会の設置について
- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画の策定に向けたアンケート
- ・ワールドカフェ「30年後の長浜に住む子ども若者の笑顔のために大切なこと」

□第3回（11月24日）

- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画と子ども大綱について
- ・ワークショップ「子どもまんなか社会の主人公を描こう」

□第1回ブラッシュアップ部会※（12月20日）

- ・第3回会議のワークショップで描かれた主人公の人物像の掘り下げ・課題等洗い出し

□第2回ブラッシュアップ部会（12月25日）

- ・第1回ブラッシュアップ部会の続き（主人公の人物像の掘り下げ・課題等洗い出し）

□第4回（1月29日）

- ・子ども大綱、アンケート、ブラッシュアップ部会について
- ・ワークショップ「ライフステージごとの大切にしたいことを考えよう」

<令和6年度>

□第1回（6月3日）

- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画の策定スケジュール案
- ・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果概要（速報）
- ・第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等
- ・ワークショップ『『子ども若者の笑顔』をデザインし、『すべての人が幸福に暮らせる』社会の実現のためのコンセプト構文を考えよう』

□第2回（9月2日）

- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画の骨組みについて

□第3回（11月6日）

- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画の素案について

□第4回（2月4日）

- ・長浜市未来子ども若者計画案に対するパブリックコメントの結果について
- ・長浜市未来子ども若者計画案に関する高校生ワークショップについて
- ・長浜市未来子ども若者計画案の概要版・わかりやすい版について

未来子ども若者政策推進本部会議／幹事会

※子ども若者施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした会議体。

<令和5年度>

□第1回本部会議（4月19日）

- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画の策定について

□第1回幹事会（6月22日）

- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画の策定について
- ・若手職員によるブラッシュアップ部会設置について

□第2回幹事会（9月12日）

- ・第1回長浜市未来子ども若者会議の概要、子ども若者ボイスについて

□第3回幹事会（1月17日）

- ・子ども大綱、若者実態調査、ブラッシュアップ部会について

□第4回幹事会（2月14日）

- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画の策定について（経過報告）
- ・各部局で考えたい・考えられる「子ども若者応援」について

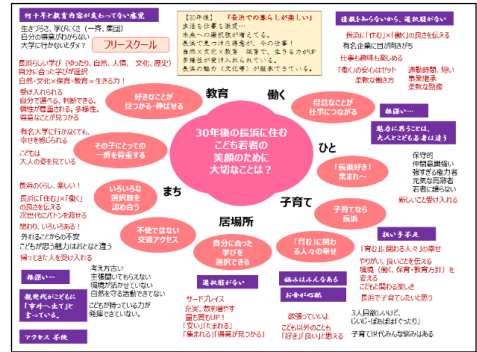
□第2回本部会議（2月21日）

- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画の策定について（経過報告）

<令和6年度>

□第1回幹事会（8月16日）

- ・（仮称）長浜市未来子ども若者計画の骨組みについて

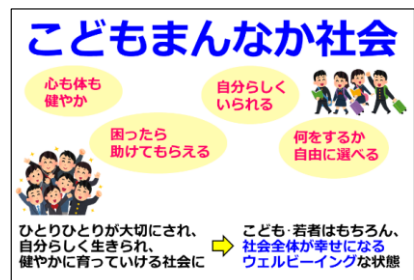


第2回長浜市未来子ども若者会議ワールドカフェまとめ

※「ブラッシュアップ部会」子ども若者ボイス等で集まった声や意見等を整理分析することを目的に、一部の委員と庁内若手職員で構成する部会。



ブラッシュアップ部会の様子



子ども若者ボイス(中学生トーク)のスライド(抜粋)



未来子ども若者会議の様子

- 第1回本部会議（8月21日）
 - ・（仮称）長浜市未来こども若者計画の骨組みについて
- 第2回幹事会（11月1日）
 - ・（仮称）長浜市未来こども若者計画の素案について
- 第2回本部会議（11月13日）
 - ・長浜市未来こども若者計画の素案について
- パブリックコメントの実施（12月16日～1月15日）
 - ・長浜市未来こども若者計画案について

市議会（総務教育常任委員会）

- ＜令和5年度＞
- 令和5年5月議会（5月18日）
 - ・（仮称）長浜市未来こども若者計画の策定について（着手）
- 令和6年3月議会（3月15日）
 - ・（仮称）長浜市未来こども若者計画の策定について（経過報告）
- ＜令和6年度＞
- 令和6年9月議会（9月24日）
 - ・（仮称）長浜市未来こども若者計画の骨組みについて（経過報告）
- 令和6年12月議会（12月11日）
 - ・長浜市未来こども若者計画案のパブリックコメントの実施について
- 令和7年3月議会（3月14日）
 - ・長浜市未来こども若者計画の策定について（報告）



こども若者ボイス(中学生トーク)の様子



こども若者の声を聴く取組

主なアンケート調査

- 長浜市中高校生調査（こども若者実態調査／令和5年7月14日～9月11日） 回答数3,027件
- 長浜市若者世代アンケート（令和5年7月20日～9月22日） 回答数785件
- みらい長浜創造アンケート（令和5年7月26日～10月3日） 回答数269件
- 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童・小学生をもつ保護者調査／令和6年3月6日～3月19日） 回答数1,909件



未来こども若者会議の様子

サードプレイス「itteki」

自宅や学校でもない高校生・大学生限定のサードプレイス（第3の居場所）。「itteki」は、「一滴の水が落ちたら広がる無数の波紋のように、来てくれた高校生や大学生の輪や個性、想いが広がる場所」などの想いが込められている。令和5年7月に実証実験を開始し、同年10月正式オープン。以降はメイク教室や夏祭りなど、随時イベントを開催。令和7年1月に延べ利用者数10,000人を突破。

こども若者ボイス

※こどもたちの意見を大切にしながら今後の施策等に反映していくためのシカケづくり。

- ＜令和5年度＞
- 中学生トーク（令和5年7月5日、8月3日、8月22日）
 - ・「あなたは長浜市長です！1億円あったら何をする？」をテーマにワークショップを開催し、市長・教育長へ提案。
- ＜令和6年度＞
- 中学生トーク（令和6年7月3日、8月1日、8月8日）
 - ・学校活動や地域のイチ推しを紹介するオンライン交流会。
 - ・竹生島で夢を書いた「かわらけ投げ」を体験。
 - ・「大人になった自分はどうのように笑顔で暮らしている？」をテーマに未来の自分を発表し、長浜市出身のイラストレーターがイラスト化。
 - ・「中学生のみなさんが、長浜のことをもっと好きになって、地域を誇りに思い、愛着をもってもらうためには、『どんなもの・どんなこと』があれば嬉しいですか？」をテーマにワークショップを開催し、市長・教育長へ提案。
- 市ホームページで募集（令和6年7月20日～8月31日）
 - ・「長浜市に住むこどもや若者たちの笑顔が増えるためのアイデアや意見」をテーマに募集。
- 高校生トーク（令和6年8月19日）
 - ・「ここがヘンだよ！長浜市」などをテーマに、市に対し感じていることや提案したいことなど高校生の声を聴くイベントを開催。



こども若者ボイス(中学生トーク)の様子



◆こども若者ボイス意見（中学生トーク）

【図表 7-78-1 令和5年度中学生トーク提案内容】

班	提案項目	提案内容
1班	盛大なイベントを	- 幅広い世代に来てもらう祭りの開催（3日ぐらい）。 - 複数の場所で開催、スタンプラリー、空き家のおばけやしき、スポーツ。
2班	すべての年代が1日中楽しめる施設	- でかくてバズるショッピングモール。 - ショッピングモールの中にいろんな世代が楽しめる施設（ゲームセンター、映画館、ボウリング、カラオケ、フードコート、ミニ水族館など）。 - 買い物すると市内で使える商品券がもらえたり割引がある。
3班	長浜の魅力を伝える	- 行事や観光スポットを増やして、観光客を呼び込む。 - 新しい行事、他国との文化的交流、B級グルメ・スイーツ、SNSの活用。
4班	自慢の長浜へ Let's go!	- 交通面を強化して、遊びながら学力を上げていく。 - 電車の本数、駅の数を増やす、姉川の整備、道路舗装など。
5班	地域おこし	- 空き家をリフォームし、企業の拠点や教育施設・レジャー施設として活用してもらう。 - 企業誘致、交通機関整備、教育施設整備、レジャー施設整備。

【図表 7-78-2 令和6年度中学生トーク提案内容】

班	提案項目	提案内容
1班	KYANSE NAGAHAMA	- 市内に分散して娯楽施設を建てて、市全体が一つの娯楽施設になるようにする。 - 道の駅、商業施設（映画、娯楽施設、フードコート）、遊園地、動物園、大型量販店、スポーツができる公園。電車の本数を増やす。 - 自分たちができること…クラウドファンディング、勉強、SNS、募金活動など。
2班	長浜開発大作戦	- 巨大なショッピングセンターがほしい。経済の活性化につながり、施設が市のシンボルになる。多くの人に来てもらえるから。 - 自分たちができること…募金、署名活動、クラウドファンディング。
3班	廃校を価値ある場所に	- 廃校を無駄にしたくない。長浜市を活気に満ちた場所にしたいから。 - 自分たちができること…市について意欲的に学習し、目標を達成するためたくさんの人に呼びかける。
4班	水族館×ショッピングモール	- 雨の日に遊べ、長浜の自然も学べる。子どもも大人も楽しめて、まちおこしにつながる。 - 自分たちができること…署名活動、地域や校内に向けて説明会を開く、募金活動を行う。
5班	映画館が欲しい	- テーマパークやアクティビティ施設、ボウリング場やフードコートを併設すると、たくさんの人が来てくれる。 - 市内に楽しめる場所が多いと、大人になっても市内に残ってくれる人が多いと思う。駅から近いと学生も増えて経済も回る。 - 自分たちができること…募金活動、企業を呼び込んで経済を回す。



◆こども若者ボイス意見（高校生トーク）

【図表7-78-3 令和6年度高校生トーク提案内容】

テーマ	提案内容
ここがヘンだよ！長浜市	・20時、21時の電車の本数が少ない。 ・お店のバリエーションが少ない。ドラッグストアが多い。 ・道がガタガタすぎる。自転車が乗りにくい（駅周辺の道は綺麗だけど、中に入るとガタガタ。） ・若者向けの施設が少ない。スポーツショップが減った。 ・通学時に電車に乗る人が多いすぎる。車両が少なく本数も少ないので満員。
ここはイイネ！長浜市	・琵琶湖があるから自転車で琵琶湖一周できるようになった。自転車が好きになった。 ・琵琶湖があるから「うみのこ」の体験ができてよかった。 ・曳山まつりがある。小学生の時に子ども歌舞伎のポスターに載った。 ・曳山まつりは大人になってもやりたい。自分の子どもにもやらせたい。 ・まちの人同士のつながりが強い。 ・ittekiがある。そのおかげで他校の友達ができた。放課後を楽しく過ごせる。 ・祭りがある。祭りと言えば木之本縁日。湖北から北の子たちは祭りと言えば木之本縁日のこと。あっぱれ祭りも行く。 ・都会すぎず田舎すぎずちょうどいい。 ・市民体育館が安く使える。貸し切りでも使える。 ・公共施設の利用料金は安くて使いやすい。
私が市長なら〇〇します！	・高校でも企業見学（職場体験）を実施する。中学生の時、コロナで職場体験がなかった。中学で体験するよりも高校で体験したい。みんな職場体験したい。若い働き手の流出を防ぐためにも、地元の企業のことを知っておくべき。 ・こどもだけで何もできないこどもたちのために、無料のごはん屋さんをつくる。こどもの頃はみんなお金がないので、みんなで食べて過ごせると楽しい。心のケアにもつながる。 ・娯楽施設や病院、図書館などを集めて、自転車で回れる自転車主体のまちに。 ・無駄な土地をなくして、希望ヶ丘のように、長浜の資源を活かして山に広い公園をつくる。アウトドアを盛り上げる。 ・スポーツショップをつくってスポーツを盛り上げる。



【長浜市未来こども若者会議】

区分		実施内容	
令和5年度	第1回	日時	令和5年7月27日
		場所	長浜市役所3階特別会議室
		議題	(1) 会長・副会長の選出について (2) 第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・長浜市の人口動態について ・長浜市子ども・子育て支援事業計画について ・重点施策 成果の指標について ・実績と見込量 ・成果と課題 (3) 令和5年度主要なこども若者対象事業について資料8 (4) (仮称)長浜市未来こども若者計画の策定について資料9 (5) 意見交換
	第2回	日時	令和5年10月13日
		場所	えきまちテラス長浜1階 長浜カイコー
		議題	(1) 第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) ブラッシュアップ部会の設置について (3) (仮称)長浜市未来こども若者計画の策定に向けたアンケートについて (4) ワールドカフェ (意見交換)
	第3回	日時	令和5年11月24日
		場所	長浜市役所1階 多目的ルーム
		議題	(1) (仮称)長浜市未来こども若者計画とこども大綱について (2) ワークショップ「こどもまんなか社会の主人公を描こう」 (3) 意見交換
	第4回	日時	令和6年1月29日
		場所	長浜市役所1階 多目的ルーム
		議題	(1) こども大綱について (2) アンケートについて (3) ブラッシュアップ部会について (4) ワークショップ ～ライフステージごとの大切にしたいことを考えよう～

【長浜市未来こども若者会議】

区分		実施内容	
令和6年度	第1回	日時	令和6年6月3日
		場所	さざなみタウン1階 会議室1 A B
		議題	(1) 令和5年度長浜市未来こども若者会議の取組概要 (2) (仮称) 長浜市未来こども若者計画の策定 スケジュール案 (3) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 概要【速報】 (4) 第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等 (5) (仮称) 長浜市未来こども若者計画の方向性(案)について
	第2回	日時	令和6年9月2日
		場所	長浜市役所1階 多目的ルーム
		議題	(1) (仮称) 長浜市未来こども若者計画の骨組みについて (2) ワークショップ ・ドリームマップに「大人たちの笑顔」を追加しましょう！ ・3つのアプローチに関連する重点的な施策について意見を出し合いましょう！
	第3回	日時	令和6年11月6日
		場所	長浜市役所1階 多目的ルーム
		議題	(1) (仮称) 長浜市未来こども若者計画の素案について
	パブリックコメント実施(令和6年12月16日～令和7年1月15日)		
	第4回	日時	令和7年2月4日
		場所	長浜市役所5階 5-B会議室
		議題	(1) 長浜市未来こども若者計画(案)に対するパブリックコメントの結果について (2) 長浜市未来こども若者計画(案)に関する高校生ワークショップについて(報告) (3) 長浜市未来こども若者計画(案)の概要版・わかりやすい版について

6. 長浜市附属機関設置条例（抜粋）

平成25年9月30日条例第27号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置等）

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌する事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

3 附属機関の委員（次条に規定する専門委員その他の臨時の委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

（専門委員等）

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委員の守秘義務）

第5条 附属機関の委員（第3条に規定する専門委員その他の臨時の委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

（中略）

附 則（令和6年3月25日条例第16号）

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	付属機関	所掌事務	委員の定数
市長	長浜市未来こども若者会議	こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項及び第5項の規定による計画の策定、進行管理その他のこども及び若者に関する総合的な施策の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内

7. 長浜市未来こども若者会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）第6条の規定に基づき、長浜市未来こども若者会議（以下「会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、1年を上限として任期を延長することができる。

(専門委員)

第3条 会議は、特別の事項について調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会議は、特別の事項について調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、委員及び専門委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は、専門部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

- 6 部会長は、特別の事項に関する調査審議が終了したとき、又は会長が求めるときは、その結果又は経過を会長に報告する。
- 7 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、未来創造部未来こども若者局未来こども若者課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月13日規則第80号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の第2条第4項の規定は、施行の日において現に委員である者から適用する。

附 則 (令和5年3月31日規則第41号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日規則第39号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

8. 長浜市未来こども若者会議委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属	資格区分	備 考
西川 正晃	大学教授 (岐阜聖徳学園大学)	学識経験者	会長
大橋 英子	大学教授 (滋賀文教短期大学)	学識経験者	
北村 敏子	長浜市小中学校長会	関係団体に属する者	令和6年3月31日まで
佐々木 智隆			令和6年4月1日から
鎌田 恵	長浜市民間保育協議会 (長浜愛児園 園長)	関係団体に属する者	
一色 重紀	滋賀県高等学校長協 会湖北ブロック	関係団体に属する者	令和6年3月31日まで
中澤 成行			令和6年4月1日から
宇留野 恵里	長浜市PTA連絡協議会	関係団体に属する者	令和6年3月31日まで
梅田 志麻			令和6年4月1日から
山岡 伸次	(福)長浜市社会福祉協議会	関係団体に属する者	
水上 敏彦	長浜商工会議所	関係団体に属する者	
柏崎 元皓	浅井診療所	その他市長が認めた者	
中川 僚子	医療法人まちのほけんしつ	その他市長が認めた者	
山内 真紀	高時地区地域づくり協議会	その他市長が認めた者	
宮本 麻里	合同会社 LOCO	その他市長が認めた者	副会長
澤 紗奈	株式会社 crevus design	その他市長が認めた者	
荒井 恵梨子	子育て当事者、合同会社 kei-fu	その他市長が認めた者	
小幡 渉	地域おこし協力隊、株式会社おとどけ	その他市長が認めた者	令和6年3月31日まで
脇坂 祐輝	TRY きっず		令和6年4月1日から

9. 用語解説

あ行
アフタースクール 小学校の放課後に、希望する児童を対象に「安全かつ快適に過ごせる居場所」と「多様な体験・活動の機会」を提供する場。
ウェルビーイング well（よい）とbeing（状態）からなる言葉。 世界保健機関（WHO）では、「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される。」としている。
か行
ガバメントクラウドファンディング 政府（自治体）が行う寄附制度であり、自治体が抱える問題解決のため、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄附を募る仕組み。
寡婦 夫と死別または離縁した後、再婚せず、ひとりでいる女性のこと。
健康ながはま21 市民が心身ともに健康で自立した生活を送ることができる期間である「健康寿命」の延伸を目指し、本市の健康づくりの方向性ととともに、年齢や生活スタイルなどの特性・さまざまな社会背景による健康格差の縮小に目を向けながら、個人並びに関係機関において行うべき対策を示した計画。健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画を一体的に策定している。
子育てコンシェルジュ 妊娠期から子育て期にわたり総合的な相談及び支援を行う地区担当保健師のこと。
子育てサロン 子育て中の親同士がふれあい、仲間づくりを行うなかで、子育てを楽しみ、子育ての悩みを相談しあうとともに、こども同士がふれあう場所をつくることを目的としている。
こども基本法 こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。 令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。
子ども・子育て支援事業計画 子ども子育て支援法第61条第1項の規定に基づき策定を義務付けられている。 国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。

こども食堂 地域の大人がこどもに無料または低額で食事を提供する取組。平成24年に東京都大田区で始まったとされ、その後、社会福祉法人やNPO法人などの組織が全国各地で運営に取り組むようになった。貧困家庭のこどもへの支援に限らず、地域の交流の場としての役割を担っている。
こども大綱 こども基本法第9条に基づくこども施策に関する大綱。 こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項等について定められており、既存の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の3つの大綱が一元化されている。 令和5年12月に閣議決定された。
子ども110番の家 こどもを犯罪から守るため、主に通学路等に位置し、不審者に遭遇したこどもがかけ込む避難場所として、一時的な保護と警察等への通報を行う民家や商店などをいう。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために、こどもの貧困対策の基本理念・基本となる事項を定め、国等の責務を明らかにして、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」として成立した。 令和6年の改正により、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められた。 法第10条第2項に基づき、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定が努力義務とされている。
こどもまんなか社会 すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。（こども大綱より）
こども未来戦略 「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを基本理念とした、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して令和5年12月に閣議決定された。 児童手当の拡充や大学等授業料・入学金の無償化（多子世帯）等、令和6年度からの3年間に実施すべき少子化対策等の施策を示した「加速化プラン」の内容が含まれている。

さ行
サードプレイス 自宅や学校、職場でもない、居心地の良いカフェ等の「第3の場所」のこと。

次世代育成支援対策推進法
次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された。当初は10年間の時限立法だったが、令和6年の改正により令和17年3月31日まで延長されている。 法第8条第1項に基づき、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進等次世代育成支援対策の実施に関する「市町村行動計画」を策定することができる。
児童福祉法
児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。
総合型地域スポーツクラブ
地域において、こどもからお年寄りまで様々なスポーツを愛好する人々が参加する地域スポーツクラブのこと。生涯スポーツを実現するうえで大きな役割を担う。

た行
待機児童
保護者が保育所等または放課後児童クラブに入所申請し、入所要件に該当しているものであって、現に保育所等または放課後児童クラブに入所していないこどもを示す。
男女共同参画
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

な行
長浜市教育振興基本計画
本市の教育の振興を図るために定める基本的な計画。
長浜市のこどもを守るネットワーク体制
「長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会」を中心とする、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に資することを目的とした市内外の関係者・関係機関によるネットワークのこと。関係機関はそれぞれの立場から相談支援や啓発活動、訪問事業等を行い虐待防止につなげている。また、医療機関、教育・保育の場面における早期発見と、その後の早期対応に向けた連携の強化に努めている。
長浜市しょうがい福祉プラン
本市におけるしょうがい福祉施策の方向性及び具体的な施策を定めた計画。

長浜市人権施策推進基本計画 人権尊重のまちづくりに向けた本市の考え方や各分野の現状と課題、それらに対する施策の方向性を定めた計画。
長浜市総合計画 本市のまちづくりを進めるうえで、長期的な展望に立った「めざすまちの姿」を明らかにし、その実現に向けて、総合的かつ計画的に行政運営を行うための指針。 市の最上位に位置する計画であり、市の施策全体を体系化し、各分野別計画の総合調整を果たしながら効果的な進捗管理を行う。
長浜市男女共同参画行動計画 本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画。
ながスマ 令和6年10月1日にリニューアルした、本市オリジナルの子育て・健康応援アプリ。子育てイベント情報の配信、妊娠期からこどもの成長記録の管理機能、予防接種のAIスケジューラー機能等を備えて、子育てや健康の継続的なサポートを行う。

は行
パブリックコメント 行政機関が施策や条例案、計画等を策定する際に、事前に案の公表をすることで、広く一般の住民から意見を募り、その意見を考慮して意思決定を行う手続のこと。
バリアフリー しょうがい者や高齢者の生活に不便な障壁を取り除こうという考え方。 道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道をつくったり、電卓や電話のボタンなどに触れば分かる印をつけたりするのがその例。
フィールドワーク 研究対象の現地を訪れ、直接観察や対話などによって現地の実態を調査する手法。現地調査や野外調査とも呼ばれる。
副食費 幼稚園、保育所、認定こども園で徴収する給食費は、ごはん・パン代（主食費）とおかず・おやつ代（副食費）に分けられる。
ブックスタート 赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てる役に立てようという運動。 0歳児健診の時などに市区町村自治体が絵本を配布する。
プラットフォーム サービスやシステム、ソフトウェアを提供・カスタマイズ・運営するために必要な「共通の土台（基盤）となる標準環境」を指す。
プレコンセプションケア コンセプション(Conception)は受胎、つまりおなかの中に新しい命をさずかることをいう。 プレコンセプションケア(Preconception care)とは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とした法律。

法第12条に基づき、国の基本方針に即して、母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項、福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項等について定めた「自立促進計画」の策定が努力義務とされている。

ま行

民生委員・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。

児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。

民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもや若者のこと。

ら行

ラーケーション

「学習」を意味する Learning と「休暇」を意味する Vacation を組み合わせた造語。

こどもが休暇中の保護者とともに、学校以外場でさまざまな学習活動を楽しんでもらうという意味が込められている。

療育

しょうがいのあるこどもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれのしょうがいの特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助を行うこと。

わ行
ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」と訳され、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。
アルファベット等
DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
I C T Information and Communication Technologyの略。 「情報通信技術」を意味するが、情報処理や通信技術そのものだけではなく、通信機器やソフトウェア、それを活用した多様なサービスの総称としても使われる。
N P O 民間非営利組織（Non Profit Organization）。 ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体のうち、特定非営利活動促進法（NPO法）によって法人格を取得した団体のこと。団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能。
OODAループ Observe（観察）・Orient（状況判断）・Decide（意思決定）・Act（実行）の頭文字を取った言葉で、目標や課題に対して迅速かつ正しい意思決定を行うためのフレームワーク。
P D C Aサイクル Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取った言葉で、品質や生産性の向上、業務改善、目標達成などに活用されるフレームワーク。

長浜市未来こども若者計画

(発行日) 令和7年3月
(発行) 長浜市
(編集) 未来創造部未来こども若者局未来こども若者課
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地
電 話 0749-65-6371
FAX 0749-65-4006
URL <https://www.city.nagahama.lg.jp/>